

432

外事新聞報

特報

第百八十三號

(済) 国立公文書館	
分類	警察庁
	9
排架番号	415
	15-1
	166



正誤
本報第八十二號雜報欄所載「第二十五回國際青年デーのスローガン」中「第二十五回」とあるは總て「第二十三回」の誤に付訂正す

昭和十二年 十月 外事警察報 第八十三號 目次

最近に於ける全聯邦共產黨の活動

- 第一章 序 1
- 第二章 對國內關係 1
- 第三章 對國外關係 1
- 第四章 憲法改正と全聯邦共產黨 1
- 第五章 國民經濟部門に於ける黨活動 1
- 第六章 新黨證明書檢査及交換 1
- 第七章 黨統制員採用復活 1
- 第八章 黨組織活動 1
- 第九章 結語 1

外國事情

〔中華民國〕

- 抗日方針に關する中國共產黨の主張(毛澤東) 1
- 支那事變に對しての中國國民黨の策動狀況 1
- 一、一般に對しての中國國民黨の策動狀況 1
- 二、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 五、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 六、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 七、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 八、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 九、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十一、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十二、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十三、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十四、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十五、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十六、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十七、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十八、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 十九、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十一、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十二、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十三、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十四、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十五、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十六、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十七、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十八、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 二十九、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十一、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十二、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十三、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十四、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十五、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十六、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十七、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十八、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 三十九、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十一、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十二、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十三、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十四、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十五、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十六、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十七、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十八、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 四十九、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1
- 五十、上海に於ける中國國民黨の策動狀況 1

〔リヴィエール聯邦〕

- 危害民國緊急治罪法 1
- スターリン治下のロシア 1

〔佛蘭西〕

- 佛蘭西社會黨全國大會 1
- 人民戰線と農民 1



目次

「伊太利」

佛蘭西に於ける外國人取締強化……………一五

伊太利に於ける反猶太主義……………一七

研究資料

ソ支不可倭條約締結に關する考察……………一六

彙報

支那事變に關する各國新聞論調(其三)……………一五

中國共產黨の發したる「抗日救亡綱領」……………一六

左派救國會の新工作及方針……………一七

中國學生救國聯合會の留日中國學生に與へたる救國運動に關する指令……………一八

中國學生運動の一年……………一九

中國共產黨の職工運動工作……………二〇

雜報

蘆溝橋事件に關し中共中央及紅軍將領の發出せる通電……………二五

全救上海邦人紡績工場職工策動……………二六

日本下級將士に對する反戰的宣傳文……………二七

汪兆銘のラヂオ演說……………二八

中國共產黨駐ソ代表王明の署名論文……………二九

現在に於ける東北抗日聯軍第四軍の内容及其の政治綱領……………三〇

ロシアの對民衆政策的攻撃と集團的平和保障……………三一

侵略に對する集團的攻撃と集團的平和保障……………三二

全聯邦共產黨極東地方委員會定期總會及極東地方執行委員會第六回總會……………三三

ソ聯邦最高ソヴィエト選舉施行準備……………三四

ゴスプランの機構改革……………三五

新聞記者追放問題を繞る英獨の紛議……………三六

埋草

恐ソ病に依つて牽制される日本……………一七〇

佛蘭西に於ける旅券偽造團體……………一七二

在スペインの伊太利軍……………一七四

モスコイで女易者逮捕……………一七六

最近に於ける全聯邦共產黨の活動

第一章 序論

第一節 國內情勢……………一

一、一般的傾向 二、對農民政策 三、反政府運動の狀況

第二節 對外國關係……………二

一、ソ聯邦外交の概觀 二、コミンテルンの活動 三、スペイン内亂とソ聯邦

第二章 本論

第一節 憲法改正と全聯邦共產黨……………三

一、憲法改正の社會的經濟的根據 二、憲法改正の政策的根據

第二節 國民經濟部門に於ける黨活動……………四

黨證明書検査及交換……………五

一、黨證明書検査及交換の目的 二、黨證明書検査の狀況 三、黨證明書交換の狀況

新黨員採用復活……………六

黨統制活動……………七

一、黨内統制活動の狀況 二、黨外團體に對する統制強化

黨内組織的教育活動……………八

一、黨幹部人事部の設定 二、煽動宣傳部門の強化 三、黨中央委員會附屬高等宣傳學校の設立

四、同情者グループ組織活動の強化……………九

第七節 結語……………一〇

最近に於ける全聯邦共產黨の活動

第一章 序 論

第一節 國內情勢

一、一般的傾向

一九三五・六年に於けるソ聯邦内政の動向を特徴づけるものは、強壓政治の緩和、國民經濟生活の好轉、文化施設の向上生活の明朗化であり、之が爲國內に充滿した鬱陶しい緊張は漸く緩和され、國勢が急角度に發展しつゝあるかの如き印象を與へてゐることである。

先づ國民の經濟生活は如何に好轉したか。今之を一九三五年初頭に於ける主なる國民經濟部門に就て眺めよう。第一次五年計畫以來ソ聯邦の工業部門は急テンポを以て發展し、第二次五年計畫に入るや重工業の整備、擴大強化に加ふるに輕工業の再建に迄手が延ばされ、當該部門は質量共に著しく近代的面貌を呈するに至つた。

更に農業部門に於ては、集團化政策が一應の成功を見、一九三四年度には國內總播種面積の八割六分が集團化され、急激な共營化の強行から一時減退を見せた收穫高も急テンポを以て盛返し一九三四年には八億九千三百萬ツェントネルとなり大戦前の水準を抜く事九千數百萬ツェントネルに達し漸く非常状態を脱するに至つたのである。

右の如き國民經濟部門に於ける表面的な樂觀的材料を見る時は、本期間に於ける國內情勢の緩和はソ聯邦が五年計畫の強行にある程度成功し、ソ聯邦經濟が愈々所謂投資時代より採算時代に入りつゝある事によるとの觀察が下し得られるものであり、ソ聯邦政府當局も全面的にこの論旨を展開し煽動宣傳したのである。

然らば何が故にかゝる成果を収めることが出来たのであるか。今黨並に政府の政策を具さに觀察すればそれはスターリン政権が重大なる袋小路に追詰められた結果己むを得ず採用したる方向轉換政策に基くものであり、二歩前進せんが爲に一歩退却を圖るソ聯邦の常套手段、シグザグ政策の消極的段階にあるがためであることを知り得るのである。

然らばスターリンは何故方向轉換政策を採らねばならなかつたか。これについては政治的及經濟的契機を發見することが出来るのである。第一次五年計畫開始以來、極端な工業化、社會化政策は國民大衆の犠牲の上に遂行せられた。重工業建設の爲に輕工業が犠牲になつた結果、商品飢饉が必然的に到來した。又農業集團化政策は餘りに急激であり、且つ強制力を伴

つて居た爲農民の反抗に遭遇した結果、食料品飢饉が全國を見舞つた。而して些かでも不平不満を洩らし、スターリン政権のゼネラルラインを云々する者に對しては容赦なくゲ・ベ・ウ及軍隊の強權が發動し、苛烈なる彈壓政策が生色なき國民の上に恐るべき重壓を加へた。斯かる強壓政治は必然的に反ソヴェエト的感情を國民の心裡に鬱積せしめ、黨内部に於てすら大規模な反對派活動が非合法的に展開されるに至り、遂に一九三四年十二月のキーロフ暗殺事件に迄發展し反對派分子の意外に根強い活動は當局を驚愕せしむるに至つたのみならず、一方に於ては對外關係はソ聯邦に不利に發展し、西方に於けるナチス獨逸の擡頭、極東に於ける滿洲國の成立に伴ふ日滿兩國等の反共産主義的勢力の進出に伴ひ戰爭の危機が愈々切迫して來たのである。こゝに於て從來のコースをそのまま進まんか、恐るべき危機に臨むべきことを豫知せる黨及政府は國民の間に彌蔓せる反政府的風潮を緩和し、黨及政府に對する國民の信望を獲得し強固なる國家意識を養成し、萬一の場合に於ける國內の動搖を防止する政策を採らねばならなかつた。之ソ聯邦の方向轉換を招來せしめた政治的契機である。

次に方向轉換の第二の契機となつたものに經濟的理由がある。兩次に亘る五年計畫に依つてソ聯邦國民經濟は長足の進歩を遂げたが、利潤率労働生産性に至つては甚だ悲觀すべき状態にあつた。各國營企業に於ては労働生産性の低きこと、機械その他諸設備の利用が不充分なる事等に因り生産費が著しく増大し利潤率は極めて低位にあり國家の補助に依り損失を補填してゐる状態、例へば生産計畫を超過遂行し諸工業部門中の模範とされてゐる重工業ですら利潤率は極めて不成績であつた。又農業部門に於ても機械トラクター配給所及ソフホズに於ける利潤率は極めて低くその大多數は國庫の補助を受けて居り、若干の棉花ソフホズが補助金を交附されてゐぬに過ぎなかつた。コルホズもトラクター、コンバイン等々近代的技術機械を使用せるに拘らず、その收穫率は極めて低位にあつた。

斯かる労働生産性及利潤率の低位は獨り工業及農業部門のみではなく、全國民經濟部門に共通の現象であつた。先進的技術を以て裝備せる大規模な諸企業が何故その機能を充分發揮し得ないのであるか。此處に重大なるソ聯邦の悩みを發見し得るのである。ソ聯邦は五年計畫に依り生産機式を社會主義的に單一化し、それにつれて諸階級間の差異は殆ど消滅し又單一の勤勞國民層を形成しつゝあると稱されるが、その所謂「階級なきソ聯邦」を形成する國民の質は未だ社會主義的に改造されてゐない。即ち彼等は諸企業を自己のものとして取扱ふまでに至らず、莫大な資金を投じて裝備された機械設備は之を運用する幹部の不足せる爲に充分その機能を發揮し得ないのであつた。從來政府及黨當局は或は突撃隊運動、或は社會主

義競争等々の半強制的方法を以てその缺陷を克服せんと努力してかなりの成果を納め得たのであるが、國民經濟機構の運用及生産の飛躍的發展は斯かる強制的方法に依つて望まらざるべきことではなく國民の自發的活動に俟つべき事が痛感されるに至つた。而して物質の窮乏と當局の強壓政策に萎縮した國民に對しては、抽象的な社會主義の利益を説くよりも現實的に彼等の欲望求利心を刺戟し生産能率を増進した方が捷徑である。又「能力に應じて働き、労働の量と質に應じて受取る」事に依り生産能率を刺戟する事こそスターリンの一國社會主義の原則であり往年分配方法を生産の爲の方便とせず、生産關係と分配關係とを別個に考へ、生産方法を公共化し同時に分配方法を均等化する事こそ社會主義であると主張したトロツキの所論を擊破した所以である。此處に於て労働生産性の向上の爲に民主主義的傾向の強化に拍車がかけれられ一切の政策が治々として民主主義の線に沿はしめられるに至つた。經濟方面に例をとれば、労働賃銀、コルホズ收益の出来高拂制に依る分配が之であり、一九三五年九月初旬開始されたスターリン運動はこれを基礎として發展した。又一九三五年五月四日スターリンは赤軍大學卒業式の席上に於ける演説の中で「幹部が凡てを決定する」(Кадровое решение)と云ふ新標語を提唱したがこれは第一次五ヶ年計畫當時國の工業化の爲に必要であつた新機械及新技術の獲得の目的が達成された現在、この新機械を充分に驅使し活用し得る人間、熟練幹部の養成が必要不可欠である旨を表現したもので一九三五・六年に於ける期間の特徴を直截に物語るものである。

之を要するに強權と官僚主義はソ聯邦の凡ゆる部門に浸透し、政治、經濟上に計り知られぬ悪影響を與へてゐたので、この缺陷を除去する爲に民主主義を廣汎に取入れ、個人又は機關の生きた獨立性と個性の自由を尊重し、斯くすることによつて經濟及國家組織を再組織して新情勢に適應しやうとしたのである。而して斯かる民主主義的轉換は既に一九三四年一月の第十七回黨大會に於て『労働組合、協同組合、ソヴェエトその他大衆組織の一切の實際活動を再建段階の要求に應じて再組織する』(スターリン)「黨は單に政治スローガンを掲げるに止めず、このスローガンを生かす爲に大衆を實踐的に組織し、改革期の新任務に對應して一切のプロレタリア獨裁機關を再組織せねばならぬ」(カマンウイツチ)と明確に論及された處であつたのである。

二、對農民政策

ソ聯邦政府は上述の如き國內情勢に對應せんが爲に從來の強壓的政策をより民主主義的なものに緩和し國民に對しては妥協

的懐柔的な態度をとるに至つたのであるが、就中農民に對する讓歩的態度は殊に注目し得るものがある。例へば單に名目に止まるとは雖も一九三四年七月のゲ・ベ・ウ制度の廢止、同年十一月の機械トラクター配給所政治部の廢止、一九三五年一月より實施され同年十月一日更にその適用範圍を擴大された食料品切符制度の廢止、同年二月第七回全聯邦ソヴェエト大會に端を發し翌一九三六年十二月第八回臨時全聯邦ソヴェエト大會に於て採擇された所謂民主主義的憲法の制定、一九三五年二月第二回コルホズ突撃隊員大會に於ける農業アルテリ獲得模範定款の改正其の他之と同一の線に沿うた一聯の對農民政策が即ち之である。

では如何なる事情が政府をして農民に對する斯かる讓歩を敢てせしめたのであるか。

政府の農村集團化政策は一應數字的には國內總播種面積の約九割を支配するに至つたが、ソ聯邦當局の宣傳煽動する如く社會主義的農業に對する農民の自發的獻身的活動が順に發展し、集團農場の組織が強化され同活動が軌道に乗つて來た事を立證する處の事實は殆ど存在してゐないのである。寧ろ之に反して農民の土地に對する本能的執着、個人的資本主義的素質と云ふものは極めて濃厚なるにも拘らず農業集團化を急激且つ強制力を以て重工業建設の機軸下に強行した結果は全農村に絶望的怠業氣分が瀰漫し、農業社會化の最大目的たる穀物強制調達すら豫期の成績を挙げ得ず行詰りの機軸を呈するに至つた。加ふるに黨中央部及政府は現地農村の指導者連を苛責なく督勵し農村特有の堅壘攻撃に所期の成果を挙げ得ない者は之を日和見主義反政府分子の名を以て處分する等、此處に農民威嚇政策が強行されたのである。この結果未だ社會主義的意識の低い、然し國民の大部分を占むる農民の側に立つて政府及黨中央部の對農民政策に疑問を抱く農村指導者が不可避的に増大し、農村に基礎を置く反政府運動なるものが全國的規模を以て擴大するに至つた。これ即ちスターリン政權がこの農業危機を農村指導者の責任に歸し以て反政府分子に彈壓を加へると同時に農民の大衆怨嗟不満を拂拭せんとして一聯の讓歩的對農民政策を實施せねばならなくなつた所以である。次に此等對農民政策の個々に於て詳しく詳述して見よう。

從來農民の怨嗟の對象であつた機械トラクター配給所政治部の廢止されたのは一九三四年十一月のことであるが、翌一九三五年一月一日よりパン販賣の切符制度が廢止實施された。抑々この制度は第一次五ヶ年計畫開始後間もなく一九二九年五月より實施され、當時の食料難に對して工業化に従事する労働者の生活を保障せんが爲に農民の負擔に於て労働者に特權を賦與したものであつたが、一九三四年十一月廿六日の黨中央委員會は之が廢止を決議するに至つた。廢止の理由はソ聯邦當局

の公式發表に依れば「農業の集團化に依り農業生産總量の増加を來したので、この制限的配給を廢止しこれに依つて留價の向上を計る」と云ふ點にあるけれども事態は決して斯かる樂觀的原因のみに依るものではない。勿論農業生産總量は増加してゐるが、切符制度に依る被配給量は人口の自然増加と工業の發展による農民の都市集中に基く都市人口増加の爲に頗る増大し、消費量が調達量を超過するに至つた。加ふるに農産物及畜産品の政府に依る一元的集團的調達は行詰りを來し計費外地方的買付方針を強化せざるを得なかつた。併しながら政府の強制的調達は別として消費組合や工場等が獨立に地方的買付を行ふ場合農民側はコルホズ市場又は非合法自由市場に於ては穀價の高き事及地方的買付を利用し得ぬ限り食糧難に陥る事を知悉して居り、且つ價値の少ない留を以てしては工業生産品を自由に購買し得ない爲に相當の高價でない限りは其の所有する餘剩穀物の賣却に應じやよとなかつた。然るに若し切符制度を廢し配給價格を商業價格と同一若くはそれに近いものにしたならば、留の實質的價値が向上し、農民は從來より安價に工業生産品を購買し得、その結果農民側は活潑に餘剩穀物を手離す様になり従つて又穀價も遙かに低廉となる。此處に於て從來の農民に對する重壓を軽減し農民共の他の特典を享受し得ない多數國民の不滿を緩和せんが爲に労働者その他勤務員の特權たる切符制度を撤廢するに至つたのである。尤も實質的には農民の収入が之に依り急速に増加する譯ではないが兎に角これが農民に對する讓歩である事は言ふ迄もない。同年十月一日より肉、魚、砂糖、牛酪、馬鈴薯等の切符制度の撤廢をも實施したがこれも亦右パン切符制度の廢止と其の軌を同じうするものである。

次に農業アルテリ模範定款の改正も農民に對する讓歩政策として極めて重要な意義を有する。此の改正定款はアルテリに土地の永代使用權を與へアルテリの管理を彼等の自治に委ね更に共同耕作地以外の個人所有地及私有家畜、家禽等の限度を擴大したものである。土地の永代使用權を與へた事は土地の私有を許容したのと同様の意義を有するのであるが、これは農民の私有の制限を緩和し以て土地を愛し收穫を増進する刺激となしたのである。

次いで第八回臨時ソヴェート大會に於て採擇された民主主義的憲法は選舉制度の改正をなし從來の間接不平等、公開選舉制を廢して直接、平等、秘密選舉制を採用し、從來労働者と農民との間に存したソヴェート代表權の不平等を除いて平等化し選舉權を農民に擴大した外、又コルホズに對し前記改正農業アルテリ定款の規定せる處を法律的に保障し土地永代使用權を認め副業的施設、住宅、家畜、家禽及小農具の私用を許容した。憲法の民主主義的改正の目的は一般國民をソヴェート政

權に惹付け黨及政府の信望を高めんとするにあるのであるが、其の中農民階級に關しては其の不滿を緩和し以て彼等を自己の陣列中に加へんとする意圖を有するものであることを看過してはならない。

三、反政府運動の狀況

政府當局は國內の民主主義的轉換に大章になり國民生活の逼迫の緩和、文化的物質的水準の昂揚に努めつゝあり「生活は良くなり明朗になつた」と言ふ言葉が流行語として用ひられ既に一言したるが如く一應民心は安定しつゝあるかの如き印象を與へられる。併しながら事實は意外にも正反對の現象「反政府運動の激化」が本期間を強く特徴づけてゐる。此の反政府運動は一九三四年十二月一日のキエフ暗殺事件を契機として強く一般の視聽を集めるに至つたが一九三六年にはジノヴィエフ、カメネフ一派の合同本部事件、ケメロウオ炭礦爆破事件等の大陰謀事件が相次いで暴露され更に一九三七年に入りてはピヤタコフ、ラデツク一派の所謂並行本部事件、ブハリン、ルイコフ一派の右翼反對派事件、トハチエフスキー元帥等赤軍上層部の所謂賣國陰謀事件の摘發を見たが之等の事件に關しては既に別稿を以て詳細検討したから今は述べない。

スターリンは一國社會主義建設可能論を振りかざし左右兩翼の一切の反對派を退け五ヶ年計畫の達成に邁進し來つた。之に反對意見を表明する者は假令往年の華かなる政治的指導者であつても次々葬り去られ、スターリン子飼ひの無名黨員が其の後を襲つた。一九三三年以來の清黨、老ボルシエウイキ協會の解散、黨證明書検査及交換に依る事實上の清黨工作等一聯の清黨工作は凡て反對派乃至スターリン政權に従順ならざる外様黨員に對する攻撃である。此處に於て失意の古き革命家が強壓政治に反ソヴィエートの感情を鬱積せる國民、就中依然として集團農業制度を嘲笑する農民階級を背景として自己の政治的生命の回復、或は一國社會主義の是正を企圖するに至つたのは當然である。然しながら客觀的國內情勢はスターリン政權に有利に發展し黨内民主主義は有名無實となり反對派が政治綱領をかざして堂々現幹部派に挑戦する可能性が全く絶望となつた現在に於ては彼等の運動は必然的に非合法化し、しかも非常手段に依つてスターリン政權打倒を企圖せざるを得ない立場に追詰められてしまつたのである。

然らば國內に於ける反對派の實勢力は如何。黨中央部は後述の如く黨清掃工作過程に於て不純分子を清掃し、除名分子を(一)反對派(トロツキスト及ジノヴィエフ一派)(二)日和見主義者、(三)二股分子及異分子、(四)冒險主義者と投機者(五)外國スパイの五つのカテゴリーに分類してゐる。勿論この分類が具體的に如何なる内容を有するかは我々の容易に窺知し得

ない處であるが、國外に於けるトロツキストの機關紙「反對派ビュレティエン」第四十八、四十九號は「第四インタナショナル・ソヴィエト支部」の題下に、右清掃の結果を基礎としてソ聯邦内に於ける反對派の勢力を測定しようとして試みてゐる。蓋し往年一九二〇年代に於ては黨内に於ける反對派は凡ゆる問題を取上げ公然自派の意見を主張、討論する事を得たが、スターリン等現幹部派の獨裁が異常に強化された現在黨内民主主義も滔々たるスターリン的官僚主義の前に影をひそめ、外部よりその反對派活動を知る事は不可能となり僅かに現幹部派に依つて摘發せられる者の存在が反對派活動存在のパロメータとなつてゐるのである。次に述べんとするものは極めて不十分な資料に立脚する測定であるが、トロツキスト派の我田引水的宣傳の傾向がある事を考慮に入れつゝ然も彼等がソ聯邦國內に或連絡を有する事に思を到しつゝ眺めるならば極めて興味ある示唆を與へるものである。

右「反對派ビュレティエン」は除名者總數中反對派に屬する者の數が黨當局發表に明示されてゐない爲、地方的資料を集めて次の推定表を作成してゐる。

地方名	除名者數	除名率	其内反對派總數(推定)	除名者數に對する反對派の百分比
ドニエプロ・ペトロフスキー州	三、六四六	八%	五〇〇一、〇〇〇	—
アゾフ・黒海地方	四、三二四	七%	—	—
西部シベリヤ地方	三、五七六	一一%	—	—
(内 黨員候補)	一、九三五	一二%	一、〇〇〇以上	二〇%
ハリコフ州	四、〇〇〇以上	八%	—	—
(内 上級機關檢討)	二、三五六	—	(確定) 一二〇	—
モスクワ市	九、九七五	—	—	五%
レニングラード市	七、二七四	—	一〇、〇〇〇以上	—

スターリン政権は一方に於て長期に亘る黨清掃工作及黨證明書検査、交換工作を徹底的に遂行しその他一聯の反幹部派分

子彈壓政策を行ひ統制を強化すると共に他方に於て反政府陰謀を數次に亘つて摘發し、ソ聯邦の當面の敵ナチス獨逸の陰謀を殊更に暴露宣傳煽動し國民の注意を國外に外らし對外的警戒性を昂揚せしめ之を反對派の絶滅と現政権の強化とに最大限に利用した。爾來反政府分子彈壓政策は不斷に進められ、反政府分子の策動の餘地は漸次狭められつゝあるが、スターリン政権打倒の運動は決して中絶されるものではない。本期間に於ける右翼的方向轉換の結果、個人的動機の尊重は社會的不平等を生ぜしめるに至つた。例へばスタハノフ運動に依る能率増進運動は一部の熟練工に多額の賃銀と特權とを與へ、一方一般労働者には労働規準引上げに依る労働強化と實質的賃銀の引下げを齎らし、相互間に嚴密なる意味の(生産手段の所有形態に依り定まる)階級ではないが、ある種の階層を發生せしめるに至つた。一方農村に於ても陰鬱なる空氣は未だ去りやらず農民の集團農法に對する熱意の缺除は官僚主義的機械化農法の天候悪條件に對する無力への不信、戰時體制に基く重工業偏重に依る輕工業の不振等は都市と農村との對立を解消せしめ資本主義復歸に對する期待を消失せしめない。一方民主主義の下に生活が富裕となつた時代には、強壓政治時代に於けるよりも却つて反政府的意識が昂揚するものであり、加ふるに國民の資本主義的意識が解消されず又資本主義國に圍繞されてゐる限り、何時反政府運動が勃發するか分らない情勢にある。此れ即ちソ聯邦當局が對外戦争の危機を絶叫し、國民の愛國主義を鼓舞して民心の統一を計り且つ不斷に警戒心の昂揚を宣傳煽動して已まぬ所以である。

第二節 對外關係

一、ソ聯邦外交の概観

スターリンの一國社會主義建設可能論に基づく五ヶ年計畫の實施は對外的に飽くまで陰忍的平和政策を要求するは當然であり従つてソ聯邦に取つては世界赤化を窮極の目的とする世界革命運動の參謀本部たる自己の本質を陰蔽し只管對外無抵抗政策に終始する事が必要不可欠であつた。随つて第二次五ヶ年計畫第三、第四年度に於けるソ聯邦外交政策を支配したものは平和協調主義であつた。

一九三六年三月一日スターリンは全米新聞聯合スクリプスホワード・ニュースペーパー主筆ロイ・ホワードと會談せる際、ソ聯邦の外交政策に論及し

最近に於ける全聯邦共産黨の活動

「ソ聯邦は自力乃至武力を以て諸隣邦の形態を一變せんと欲するものではない。勿論隣邦の變革を欲しては居るがこの事たるや隣接諸國自身の問題である。隣接諸國の情勢が實際に安定してゐるならばソヴェエトの理想に對して如何なる危険を感ずるか了解に苦しむ處である。」ソ聯邦は未だ嘗て世界革命の計畫乃至意圖を有した事はない。「我々マルクス主義者は諸外國に革命が起るものと考へてはゐるが、革命はこれらの諸國の革命家がこの可能性と必要性和を見定めたる場合にのみ發生するものである。革命の輸出は無意味である。各國が革命を欲する場合は之を起し欲しなければ發生しない。例へば我が國が革命を欲したが故に之を起したのと同様である。今や我々は新しい無階級の社會を建設してゐる。我々が諸外國の内政に干渉して革命を起さんと欲して居るものゝ如く確信するのは何等根據を有するものではない。」

と述べて居るが之はソ聯邦の對外平和的、協調的態度を裏書きするものとして注目すべきである。ソ聯邦は凡ゆる機會を捉へて、その平和政策を強調し且つその遂行に努力した。併しながらこの平和政策たるや強國に對する抵抗減殺政策たるに過ぎず事弱小國に關するや忽ちその態度を一變した。例へば一九三六年三月外蒙古の保護領化を正文化せしめたソ蒙相互援助協定書に對する南京政府の抗議に對し、ソ聯邦は實力なき者に代つて之を保護するのであつて、支那政府は寧ろ感謝すべきであると述べその所謂平和政策なるものゝ本質を暴露したのである。

以下一九三五年及一九三六年に於けるソ聯邦外交の諸問題を概観しよう。
先づ一九三五年のソ聯邦外交は前年に於ける國際聯盟加入その他一聯の協調的轉換政策の後を受けて同一軌道を進み、各國との親善關係に著しき成果を挙げた。

對米關係は同年一月三十一日の米ソ債務交渉決裂を契機として悪化し、米國內にはソ聯邦承認取消の強硬論が擡頭し、同二月六日在モスクワ米總領事館廢止及駐ソ米大使館スタッフの縮少等兩國關係は一時緊張を呈した。併しながら同七月十三日米ソ通商協定が締結され、米國の許容せる關稅上の殊遇に依り、ソ聯邦商品の對米輸出、延いては、自國建設に必要な米國商品の輸入を招來し貿易、經濟方面は著しく進展しその後の兩國關係は正常なる状態にあつた。

同年五月二日フランスとの間に相互援助條約が正式調印され本條約はフランスに於ては翌一九三六年二月二十七日下院を三月十二日上院を夫々通過して批准せられた。惟ふにソヴェエト政權成立以來フランスは反ソ運動の先頭に立ち一時は最悪の關係にあつたのであるがその後國際情勢の變化と共に漸次親善的方向に轉じて來たのである。即ち一九三三年一月獨逸

に於けるナチス政權の樹立、更にその國際聯盟の脱退以來ソ獨の關係が悪化すると共に獨佛の關係も亦頗る悪化し、その結果必然的にソ佛の接近を招來しフランスの斡旋に依りソ聯邦の國際聯盟加入が實現され更に相互援助條約に迄發展したのである。同條約は事實上聯盟強化の名目の下に兩國の相互的軍事的援助を約したものである。ソ佛間の接近はフランスの從屬國であるチェコスロバキヤとソ聯邦とを結びしめ、一九三五年三月十五日に通商條約、五月十六日に非軍事航空協定（於モスクワ）更に同日ブラーグに於て相互援助條約が締結された。ソ・チ相互援助條約の内容及意義はソ佛相互援助條約に準ずるものである。

對英關係も極めて好轉した。同年三月二十八日英國國璽尙書イーデンがモスクワを訪問し、ソ聯邦政府首腦部との間に歐洲平和の維持に關して種々會談を遂げ英ソ間には「現在基本的國際問題の何れに於ても何等利害の對立無き」旨を明かにし英ソ友好關係増進の前提とした。

尙ほ六月二十五日にはコロンビア、七月十二日にはベルギー、八月二十六日にはルクセンブルグの諸國と外交關係の設定を見た。更にトルコとの親善關係をより緊密にし十一月七日アンゴラに於て一九二五年の友好、中立條約、一九二九年の議定書、一九三一年の海軍協定を十ヶ年延長する議定書に調印した。

對獨關係は一九三六年一月の中央執行委員會に於て告白したる如く頗る緊張状態にあつた。ナチスの勝利反共政策の強化に依る獨逸共產黨の崩壊並にそのソ聯邦領土ウクライナへの關心はソ聯邦に一大脅威を與へ、その對外政策は對獨關係を基調として割出された。佛及チェッコとの間に反獨相互援助條約を結ぶ外、その他の西歐諸國を誘うて獨逸包圍陣の樹立計畫に腐心したのがそれである。尤も一九三五年四月九日獨逸はソ聯邦に對し二億マルクのクレヂットを與へたが、之はソ聯邦をその輸出顧客としその取引關係を維持せんとする獨逸と、五ヶ年計畫遂行の爲に長期クレヂットの設定を渴望するソ聯邦との相互の經濟的利害に基いたもので、之を以て兩國間の親善を意味したものと遽かに斷することは出来ない。

對日滿關係中最も注目すべきものは一九三五年劈頭一月二十二日の假調印に續く三月二十三日の滿ソ間北鐵讓渡協定の正式調印である。抑々北鐵はロシア東漸の先驅たりしその使命よりしても、或は滿洲赤化の重要なる據點たる理由よりしても甚大なる意義を有してゐた。しかるにその讓渡を敢てするに至つた動機に關しては一九三五年初頭に於ける對米關係の悪化ナチス獨逸の擡頭による西方の脅威、キローフ事件を契機とせる國內不安の増大等を挙げ得るのであるが、要するにその決

定的動機を爲すものは、國の内情勢の比重を考慮した上での戦争回避策に外ならず當時非常な勢で滿洲に進出した日本との衝突を極力避け、外蒙に對する日本の行動を牽制せんとしたものである。此の北鐵讓渡協定成立に依るソ聯邦側の退却に依り一應日ソ對立關係の尖鋭化は避けられたが、ソ滿國境に於ける日滿ソ間の紛争は極東赤軍の軍備擴充と相俟ち漸く激化するに至つた。この紛争處理を目的とする國境劃定及紛争調整委員會の設置は兩國政府の見解の相違に依り容易に實現を見るに至らず屢々兩國關係は危機に直面したが兩國の妥協に依り辛うじて事態は彌縫された。一方同年五月開始せられた日ソ漁業條約の改訂交渉も同年中には解決されずに終つた。

後述する如く一九三五年七月二十五日より八月二十日に亘り第七回コミンテルン大會が開催され、公然と世界赤化の方針が討議されるや、英、伊、ラトヴィヤ、米、日等の列國は之に對し嚴重なる抗議を發し、就中ウルグワイは同國內に於ける治安上の必要を理由として對ソ外交關係を斷絶し、漸く一聯の資本主義國との間に對立激化の前提が形成されるに至つた。

次に一九三六年に入りては、日、獨、伊等との對立が激化し來り、之に對してソ聯邦は特に日獨を世界平和の敵、戦争の挑發者なりとの印象を全世界に宣傳すべく工作を行ひ、而して自らは一聯の民主主義的政策を行ふ事に依つて平和擁護者であり民主主義國なる旨を宣傳し英、佛等民主主義諸國との友好關係を強化し、更に國際聯盟機構を鞏固化して現狀維持國統一戰線を作らんと極力努力した。一九三六年三月十七日獨逸のロカルノ條約破棄善後處置に關する聯盟理事會會議に於て、リトヴィノフ外務人民委員は「ロカルノ條約不加入のソ聯邦は何等の利害關係なきが如きも斯かる國際義務の破棄を斷乎排撃する」と述べ、又駐英ソ聯邦大使マイスキーは三月十九日ロンドン・フェビアン協會に於て「聯盟補強策として加盟強國の行動統一を條件とし世界輿論の廣汎なる支持を支柱とするグループ別相互援助條約に立脚する集團保障制に依つて、戰禍を防止すべきであると述べてゐる。更にソ聯邦外交の最難關とする對獨逸及波蘭關係に對してもモロトフは三月十九日佛タン紙代表シヤストネーに對し「ソ波關係改善はソ聯の意圖する處でその實現の可能性もある。獨ソ關係について一部ソ聯邦國民中には現獨逸政權との接近を絶對不可能なりとなす向もあるが、ソ聯邦の主流的な意見は必ずしも之を不可能としてゐな」と述べてゐる。ソ聯邦當局は斯くの如く外交機關は固より凡ゆる機關を通じて、平和擁護、反戰思想の普及に努力し、現狀維持國と結び、集團保障原則を一層強化する事に依つて、日、獨、伊等「持たざる國」の衝撃行動を牽制しようとした。一九三六年九月三日より同月六日に亘りブルツセルに於て開催せられた國際平和擁護大會は、平和擁護の爲に國際聯盟の強化

を強調し、且つその爲に多様な各勢力の統合を企圖したものであるが、ソ聯邦代表として全聯邦職業組合評議會議長シユウエルニクが之に出席し、大いに活躍し、そのイニシヤチブを採らんと努めた。

對英關係は益々接近の傾向を示し本年一月英帝ジョージ五世の葬儀に參列せるリトヴィノフ等の活動は目覺しく、同年七月末英ソ海軍協定の假調印（同年十月一日正式調印）一千萬磅の通商借款協定締結の運びとなり、更に七月二十日英國の讓歩に依りモントルー會議が成立し、英ソ關係を一段と好轉せしめた。

對佛關係は對獨關係の險惡化の程度に正比例して愈々好轉し、本年一月六日には佛ソ通商條約が成立し更に反ファツシヨ人民戰線戰術の結實した左翼人民戰線内閣が樹立されて以來愈々親善の度を増した。

一方獨逸に對してはコミンテルンを動員して反獨的行動に出でしめ、或は合同本部事件、ケメロウオ炭礦事件等一聯の反政府陰謀事件を獨逸秘密警察ゲシュタポの策謀に依るものと毒づき、或は同年末ソ聯邦在住獨逸人技師を大量逮捕し、或は第八回臨時全聯邦ソヴェエト大會に於てソ聯邦幹部が反ファツシム宣傳を行ふ等日本と共に獨逸の孤立化を招來せしめんと懸命の努力をなした。之に對して獨逸が第八回ナチス黨大會を端緒として逆襲に出で、共產主義の害毒に對する世界輿論の喚起に努め、更に日本との間に防共協定を締結するに及び獨ソ間の外交關係は彌が上にも險惡化し、一觸即發の狀態の儘此の年を経過したのである。

更に對日關係に至つては空前の險惡化を示してきた。一九三六年一月のソ聯邦中央執行委員會に於てモロトフが報告せる如く、日滿ソ國境の軍備を頓に強化し同年三月十二日外蒙との間にソ聯相互援助條約を締結しその白國への依存關係を強化した。同時に支那に於ては中國共產黨を領導し抗日人民戰線の樹立に努力せしめ更に歐洲現狀維持國に働きかけ又は反日的世界宣傳に力め、日本の孤立を策す等側面より日滿側の牽制を行つた。前年末より國境紛争事件は頻發し、日ソ不可侵條約の締結乃至は國境紛争處理委員會の組織を主張するソ聯邦と紛争の直接原因たる國境線を確定する國境確定委員會の組織を主張する日本側との間に共通點を見出さず、漸く本年夏頃よりある程度の妥協が見られるに至つたけれども何等はか／＼し進行を見るに至らなかつた。又同年十月五日には北樺太石油試掘期限五ヶ年延長協定が、十二月廿八日には日ソ暫定漁業條約が夫々調印されたが、之は歐洲に於ける情勢の急迫化から極東方面に於ける情勢の緩和を意圖せるものに過ぎず、日獨防共協定成立等の悪材料を加へて、日ソ關係は異常なる緊張裡に一九三六年を終始した。

二、コミンテルンの活動

ソ聯邦外交の一翼をなすコミンテルンの活動を一瞥しよう。一九二八年七月八月コミンテルン第六回世界大会が開催されて以來七年の間大会は開催されず一九三四年上半期に開催が豫定されてゐた處、再三延期され一九三五年七月に至つて漸く其の第七回が開催された。その間に於ける國際情勢は共產主義の理論よりすれば、コミンテルンの活潑なる活動を要求しその世界的戦術を決定すべき大会の開催を必要としたのであるが、それにも拘らず大会開催は長期間サボタージュされた。それは如何なる理由に基くのであるか。

その理由の一として、ソ聯邦に於ける共產黨陣營の分裂とコミンテルン内部に於ける反對派の存在を擧げることが出来る。既述せる如く、五ヶ年計畫遂行途上に於て左右兩翼の反對派が次々に生起し、軍隊及びゲ・ベ・ウを以てする彈壓政策は反つて反政府的氣分を蓄積せしめ、遂にキエフ事件に於て爆發するに至つた。之れより先黨當局は一九三三年以來大規模な清黨を遂行し、更に一九三五年に入り黨證明書の検査を實施し黨陣列の清掃を行つた。一方極東に於ける滿洲事變及西方に於けるナチスの擡頭以來スターリン政権は西部國境保障の爲に佛との接近を目標とし、同國と密接なる關係を有するバルチック海沿岸諸國、小協商國（ポーランドを除く）に對する政策を緩和し著しく協調的ならしめた。特に國際聯盟加入は必然的にコミンテルン各國支部の活動を掣肘するに至り、その資金關係と相俟つて世界プロレタリアートの參謀本部たるコミンテルンをして實質的に「ロシア化」し、全聯邦共產黨乃至ソ聯邦政府の一機關ならしめた。此處に於てコミンテルン各國支部に於てもソ聯邦擁護と自國プロレタリアートの利益との間に矛盾を感じる純理論派が発生し、ソ聯邦のこの協調的外交政策にあきたらず、ソ聯邦内部の同志と連絡するものが生ずるに至つた。一九三五年初頭黨より除名處分に處せられたエヌキーゼは斯かる反對派分子と目されて居りその影響はかなり甚大なものがあつたと考へられてゐる。右の如き事情よりしてスターリン派のコミンテルンの實力派はコミンテルン大会開催の準備工作として全聯邦共產黨の清掃及コミンテルン代表の検討を行ふことを必要とし爲に大会の開催を繰り延ばさねばならなかつたのである。

第二の理由として擧げ得ることはコミンテルン大会の開催は必然的に各資本主義列強との摩擦を招來しこの事が五ヶ年計畫の要求する抵抗減殺政策と齟齬する結果を來すことを恐れた事である。

然し乍ら一方に於て當時各國に起つたファシズム、ナショナリズムの風潮は共產黨の陣營を脅し、コミンテルン内部に於

て全聯邦共產黨に次ぐ獨逸共產黨の墳滅を始めとして世界各國支部は全面的敗北に追ひやられ爲にファシズムの攻勢に對する全面的闘争戦術の確立が焦眉の急を告げてゐたのみならず、又他方に於てソ聯邦國內情勢も一應安定し、經濟建設進捗の見透しがつくに至つたので、茲に第七回世界大会を開催するを得るに至つたものと云ふことが出来るであらう。

同大会に於ては従前第五回大会以前に見られた程の闘争的な潮氣も活氣も見られず、唯スターリンに對する盲目的な頌徳とファシズムに對する惡罵とに終始し、宛然ロシア共產黨の大会の如き觀を呈した。同大会は佛國に於ける經驗を攝取し反ファシズム統一戦線戦術を決定し、従前口を極めて惡罵した第二インタナショナルとの提携を敢行する事となつた。コミンテルン執行委員書記長デイトロフは同大会に於て右戦術變更に關して次の如く述べてゐる。

「怖るべきファシストの危険に直面せる共產黨にとつては、從來の戦術上の沈滞、理論偏重の分派主義を棄てブルジョア社會に於ける革命力の自然發生的成長に對する盲目的信仰及社會生活のブルジョアの諸現象に對してその災厄不幸を悦ぶ消極的傍觀者の態度を捨てることが必要である。更に共產主義者たるものは實際生活の凡ゆる方面に近づき、大衆に接近し彼等と意志を疏通し得る共通の言葉を見出す事に力め、その一端として労働組合の奥深く浸透し且つ青年、婦人、未組織労働者、小ブルジョア相手の工作を強化する事が必要である。」

即ちコミンテルン當局は從來の活動不振、ファシズムの攻撃に依る全面的敗北を目して、實際生活に適應せざる理論偏重的セクト主義の結果なりとし、これを克服しナショナリズムの攻勢に對應するには單なるプロレタリア、勤勞大衆にとどまらず實際生活の凡ゆる方面に接近し、それを獲得する便宜主義が必要なりとしたのである。中央執行委員會議課題に關する決議の中に「各國に於て僅かに殘されてゐるブルジョア・デモクラシーを擁護せねばならぬ」と決定してゐるが獨逸共產黨代表ピルクはその依つて來る所以を次の如く述べてゐる。

「我々共產主義者は絶対にプロレタリアート獨裁並に社會主義デモクラシーを支持する。併しながら資本主義諸國に如何なる制度が樹立されやうが我々は無關心である譯ではない。我々にとつて最も重要なことは労働大衆の利益である。多少なりとも立憲制度民主主義的自由の殘されてゐる處に於てはプロレタリアートは資本主義の桎梏を受けながらも、兎も角も組織を保つ事を得、公然自らの階級の利益を擁護する事を許されてゐる。ファシズムの跳梁する處に於ては、プロレタリアートはたとへ小片たりとも階級利益を擁護する權利を認められてゐない。かかるが故に我々共產主義者は全力を擧げて何人にも

せよ、多少なりともブルジョア、デモクラシーに味方する者であるならば彼等と手を携へてその自由の擴大、そ上に立つ眞のデモクラシーの爲にファシズムに對抗して立憲主義並にデモクラシーを擁護して闘争する用意がある。」

同年七月廿五日附ブラウダ紙はその社説に於て次の如く述べてゐる。
「目下の處、國際労働運動に於ける最も緊要な問題は労働階級統一戦線の構築である。我々は目下の處労働階級がコミンテルン綱領の下に集結するのを待つ事はできない。直ちに、國家的にも亦實際的にもファシズム闘争組織に着手しなければならぬ。共産黨の目指す處は昔も今も變りなくソヴィエト政権の確立であるが我々の最も關心を持つ處は労働階級の利益である。随つてブルジョアジーが如何なる形式に依つて支配を行ふか、それに對して無關心でゐられない。これ故に我々はブルジョア、デモクラシーを擁護してファシズムと闘争するのである。」

之を要するに、ファシズムの擡頭に依り動搖を來せるコミンテルンは現代文化の敵は共産主義ではなくてファシズムなるかの如く宣傳しブルジョア、デモクラシーの擁護をその基本的課題としてゐるが、此の場合ブルジョア、デモクラシーは周知の如く共産主義者をして政権に接近する機会を與へる媒介とせられたに過ぎず之に依つてコミンテルンがその本質たる世界赤化の企圖を變更したのではなく、單に戰術的はその方向を轉換したに過ぎないのである。

第七回コミンテルン大會以來、反ファシズム人民戦線運動の波瀾は凡ゆる國々を襲つたが就中決定的成功を最初に擧げ得たのはフランスとスペインである。フランスに於ては既に同大會以前にソ聯邦及コミンテルンの努力に依り同國共産黨及社會黨との間に統一戦線が結成され、同大會以後は愈々發展を示し遂にスペインに波及するに至つた。

一九三五年九月より同年十月に亘りスペインに大規模な労働争議が發生し遂に革命にまで發展するに至つた。之に對しコミンテルンは第二インターナショナルに宛て、その共同援助を提議し十月十五日ブラツセルに於て兩インターナショナル代表者の會合が行はれたが、その時には未だ兩者の無條件國際的戦線統一問題は解決を見るに至らなかつた。第二インターナショナル側は十一月十五日より同月十七日に亘つて執行委員會總會を開催しその結果、第二インターナショナルはコミンテルンとの全般的國際的戦線統一を行はず、個々の國々の特殊情勢に應じて各國支部の自主的な統一戦線形成に任ずる事を決議した。これ以來コミンテルンと第二インターナショナルとの歴史的對立は緩和され、コミンテルンの便宜主義的戰術は着

々進行して行つた。

スペインに於ける人民戦線も同國共産黨のイニシヤチブの下に結成された。同國に於ける人民戦線運動は第七回コミンテルン大會以前に遡り一九三四年末アストリヤ十月暴動失敗以後その經驗に鑑み同國共産黨が労働者階級及全ファシズム大衆の統一を中心的任务として提起したのに始まる。同國共産黨は屢々社會黨に對し共同闘争を促し、一九三五年四月には西、伊、佛三國共産黨の共同署名を以て全スペインの社會主義者、共産主義者、アナキスト等に宛て臨時革命政府を創設する爲の人民戦線形成を極した。更に共産黨の巧妙なる運動の下に反ファシズム聯合勢力の結成に成功し同勢力は一九三六年二月の總選挙に於て過半数を獲得大勝利を示し人民戦線内閣が政権を握るに至つた。斯くして相次ぐ左翼政策に對して右翼勢力の報復的活動が激化し遂に同年七月十八日スペイン領モロッコの一角から右翼叛亂の烽火が擧げられた。ソ聯邦政府はフランス政府が率先して提唱せるスペイン内亂不干渉協定案に同意を表明し、獨、伊、兩國の反政府軍應援を牽制すると同時に、後述する如くスペイン政府軍救援の國民運動を起し、他方コミンテルンはソヴィエト・スペイン建設の爲にベラ・クン、エルコリその他コミンテルン有力黨員を續々同國に派遣した。

次に人民戦線戦術が物凄き勢を以て進みつゝあるのは隣邦支那である。第七回コミンテルン大會に於て王明こと駐ソ中國共産黨の理論家陳紹禹は「植民地及半植民地に於ける革命運動並に共産黨の戦術」について、現在支那に於て反帝國主義的民衆統一戦線の問題は第一義的な重大意義を有し反帝國人民戦線結成の提唱は廣汎なる勞農大衆の民族革命的昂揚の増大と云ふ客觀的事實に基いて容認さるべきであると論じた。陳紹禹のこの提唱と前後して中國共産黨と中國ソヴィエト政府との連名を以て「抗日救國宣言」が一九三五年八月一日附作成せられ同年末發表された。同宣言が同年暮に發表された事は例の如くコミンテルン幹部が作成せる事を示唆するものである。右宣言は抗日反滿聯合軍の結成を規定して「若しも國民黨軍隊がソヴィエト區域に對する侵略攻撃を直ちに中止して對日戦争準備の爲の聯合陣營に参加するならば、紅軍は舊仇宿怨を棄て内政問題に關する凡ゆる紛争、反對を中止して國民黨軍隊との對立を克服し、救國協同武装戦線に参加するであらう。」と述べ、抗日人民戦線の結成を提唱してゐるのである。而して右宣言を契機とする中國共産黨の新方略を要約すればそれは對日戦争の準備であり、別言すればソ聯邦の爲の側面よりの對日戦備擴充である。ソ聯邦は一九三六年三月ソ蒙相互援助條約を結び外蒙に於ける軍事的支配權を強化し、更に共産軍を山西に進出せしめ支那に於ける抗日風潮を増大せしめ斯くして滿

洲國乃至北支の日本勢力を馬蹄型のコミンテルン勢力に依り包圍するの體勢を完成し、日本を牽制せんとしたのである。さればこそ國民政府が全支中央化手段として抗日運動を利用せることは、逆に中國共産黨の依つて以て自己の武器とする處となり、更に同目的の爲の國民黨の共産軍利用は反つて共産黨勢力の増大を來し漸次抗日人民戦線は本格化し來り、或は藍衣社、CC團と共産黨外廓團體との對日共同戦線となり又或は抗日救國會の設立となり遂に一九三六年十二月の西安事件を頂點として本年三月の國共合作に依る人民戦線派の抗日運動と民族ブルジョアジーのそれとの合流、今次の支那事變に依る全面的抗日に發展する迄に情勢は一變したのである。

三、スペイン内亂とソ聯邦

スペインに於て人民戦線軍が勝利する事は、それだけソ聯の國際的地位を改善しコミンテルンの勢力を増加せしめ、獨伊のファシズム勢力を滅殺する事を意味する。ソヴェート・スペインの樹立は全世界大勢の重大なる變化及コミンテルン赤化工作の加速度的なる躍進を意味する。即ちスペイン内亂の結果は歐洲乃至世界に於けるファシズム及び共産主義の將來を運命づけるものであり、之が爲ソ聯邦及獨、伊が人民戦線軍及國民戦線軍に夫々直接的援助を與へたことは公然の事實である。スペイン内亂に於て決定的役割を演ずる人民戦線軍の領導者であるコミンテルンの主體、ソ聯邦はベラ・クンその他多數の有能なコミンテルン指導者を派遣する外、財政的にも種々なる援助を與へてゐたが一九三六年七月十八日反政府軍の叛亂が勃發するや俄然積極化し、八月に入るや極めて公然たる形で應援運動を開始した。同月二日にはモスクワレニングラード等の中心都市の主要工場に於て労働者集會が行はれスペイン應援の氣勢を擧げた。翌三日には職業組合主催の下に十二萬人の大集會が行はれ全聯邦職業組合のシユウエルニクを初め、工場代表、作家同盟代表、學士院代表等が交々反ファシシヨ、スペイン政府軍應援の煽動演説を行ひ、その場で應援基金募集の件が決定され更に同集會の名を以てスペインのアサニヤ大統領ヒラール首相宛左の如き激勵の辭を送つた。

「ソ聯邦の首都、モスクワ市の勤勞者十二萬人は此處に集會してスペイン人民との同胞的連帯を表明する。スペイン人民はファシスト將軍連スペイン人民の最惡の敵、獨、伊ファシズムの代理人の叛亂に對して雄々しくも民主的共和國とその母國の獨立性とを擁護しつゝあるのである。モスクワ勤勞者は人民戦線の統一に鞏固ならばファシストとその外國の保護者に對する英雄的闘争に於て必ず勝利を得るであらうと確信する。モスクワ勤勞者は武器を手にしつゝスペイン民主的共和國

を防衛するスペインの闘士への應援資金として義捐金募集を組織することを全聯邦の勤勞者に呼びかける。

スペインの自由と獨立 萬歲！

民主的共和國スペイン 萬歲！

ファシズムを打倒せよ！

同様の集會が之と前後してレニングラード、キエフ、ロストフ等の主要都市に於て開催され、同時に全國の宣傳網を總動員して基金募集運動が行はれ、八月五日には千二百四十五萬五千留に達し直ちにスペイン政府に送金された。然し此の應援運動を通じてソ聯邦政府も全聯邦共産黨も表面に出でず、黨外大衆團體の自發的國民運動の如く装つてゐることは極めて注目すべきである。九月に入つてからはジェルジンスキー編物工場の婦人労働者のイニシヤチブの下に、スペイン婦人兒童救済基金の募集が全國に提唱され、凡ゆる宣傳煽動が爲された結果、基金は九月卅日を以て七百九萬六千五百二十一留三十八哥に達した。この基金に依つて職業組合は各種食料品、被服等を購入し之を九月十八日（ネヴァ號）九月廿七日（クバーニ號）十月四日（ズイリヤニン號）十月十一日（ネヴァ號）十月二十七日（トルクシブ號）の數回に亘りオデッサ港發スペインに向け送つた。尙ほ應援運動は繼續擴大され、外蒙古人民共和國首府ウラン・バートルに於ても行はれた。更に兩國政府間或は共産黨間に盛に示威的宣傳的交際が行はれた。斯くの如くソ聯邦は精神的應援と非戦闘員に對する慰問品供給の埒外に出ない旨を強調してゐるが、不干渉委員會に於て指摘せられたる如く政府軍に對するソ聯邦の軍需品供給の事實も同内亂の重大性を見る時その可能性が肯かれるのである。

他方ソ聯邦はフランス政府の提唱に依るスペイン内亂不干渉委員會に一九三六年八月五日同意を表明した。同委員會はスペイン内亂に利害關係を有する獨、伊、ソ、英、佛、白等二十六ヶ國の參加承諾に依り、成立し第一回會合は九月九日ロンドンに於て開催、數次に涉つて行はれた。ソ聯邦政府は獨伊を向ふに廻してその内亂干渉の事實を暴露し、その國民戦線軍援助を牽制しようと努力した。十月駐英ソ聯邦大使マイスキは獨、伊の干渉事實を指摘して自國の不干渉委員會脱退を以て脅威せんと試みたが、英、葡等の反響に逢ひ却つて自己の干渉事實を暴露された。同委員會は不干渉監視委員會の設置武器輸入監視案を採擇したがこの數次に涉る委員會に於ては各國代表就中獨、伊及ソ聯邦代表が夫々相手國の違犯事實を擧げて激論を闘はし委員會は渾知れぬ泥試合の舞臺と化したに過ぎなかつた。そしてその舞臺裏に於てはスペイン内亂を中心とす

る前記諸國の深刻な對立が激化して行き同内亂に對する諸列強の事實上の干渉は依然として熾みさうにも見えないのである。

第二章 本 論

第一節 憲法改正と全聯邦共產黨

一九三六年十二月五日第八回臨時全聯邦ソヴィエト大會に於て所謂スターリン憲法が採擇せられた。

抑々この憲法改正問題が表面化したのは一九三五年一月末より二月初旬に亘り開催された第七回全聯邦ソヴィエト大會に於てソ聯邦人民委員會議長モロトフが二月六日突如黨中央委員會代表の資格に於て舊憲法及選舉制度の改正に關する報告演説を行つたのに始まるが之より先、一九三五年二月一日即ちソヴィエト大會開會中に開かれた全聯邦共產黨中央委員會總會はスターリンの提議に基づき、ソヴィエト選舉制度を改正して直接、平等、秘密選舉制となし、之を次回のソヴィエト選舉より實行し、且つソ聯邦の社會情勢及階級的勢力關係上の變化に應ずべくソヴィエト憲法を全的に改正すべき事を決議し、同時に之等の改正を具體化する爲委員會を組織すべき事を決定した。随つてソヴィエト大會に於けるモロトフの報告及同問題に對するソヴィエト大會の決定は右黨中央委員會總會の決定に基くものである。ソヴィエト大會終了後スターリンを委員長とする憲法委員會が組織され、爾來新憲法の草案作成に従事する事一ヶ年半、一九三六年六月初旬開かれた黨委員會總會に新憲法草案を提出し可決された。次いでソ聯邦中央執行委員會幹部會は右總會の決議に従つて右草案を承認し、新憲法草案審議の爲、同年十一月二十五日全聯邦ソヴィエト大會を召集し且全國民の審議に附する爲右草案を公表する旨を決定した。憲法草案は同年六月十二日のソ聯邦各紙に發表され、前記の如く十二月五日の第八回臨時ソヴィエト大會に於て採擇されたのである。

一九一八年一月三十一日第三回全露勞農兵ソヴィエト大會に於て確認發布せられた「勤勞被搾取人民の權利宣言(レーニン起草)」に始まり、一九二四年一月の第二回全聯邦ソヴィエト大會に於て基本的に成立せる舊憲法を改正する事は、ソ聯邦に於ける最重大案件であり、従つて黨を除外して之を行ふ事は全く不可能であるのであるが、右新憲法成立の經過に於

て明瞭なる如く、憲法改正に際し黨が終始一貫先頭に立つて其のイニシヤチブ及ヘゲモニーを握れる事は言ふ迄もない。次に、黨が憲法改正を提起するに至つた動機乃至意圖を検討しよう。

一、憲法改正の社會的經濟的根據

先づ黨及び政府要人をして憲法改正の理由を言はしめよう。第七回全聯邦ソヴィエト大會閉會に際して、カリーニンは次の如く述べてゐる。

『憲法に若干の改正を加へる事、憲法を我國の現在の階級諸勢力に相應せしめる事、選舉制度を一層民主化する事に關する大會に依つて採擇された我黨の提案は非常に大きな意義を有する。この改革の目的は明瞭である。これは——プロレタリア獨裁の勝利の結果であり、ソ聯邦勤勞國民の増大せる力の結果であり、又それはソヴィエト民主主義の一層の發展が社會主義のより大なる成功を確保し、敵對的階級勢力の掃蕩を促進するであらうと云ふ事に對するソ聯邦内諸國民の増大せる自信の結果である。黨の名に於てこの提案を大會に提出した共產黨中央委員會も亦この自信を持つてゐる。』

又モロトフは同大會に於ける憲法改正に關する報告中次の如くその理由を述べてゐる。

『何故に我が憲法改正の問題が提出されたのであらうか。第一に、一九一八年レーニンがソヴィエト憲法の基礎を定めた時に比して、殊に都市農村に於て社會的財産權の原則が勝利を得た後は、國內の階級勢力關係が根柢から變化した事である。而して第二には、我々がソヴィエト民主主義を徹底的に展開し之に關聯して我が選舉制度を改正し得る時機が到來したからである。國の現情勢はその社會的經濟的構造の點に於ても、勤勞大衆の文化的政治的意識の點に於ても、同志スターリンの委員會に依りソヴィエト社會主義共和國聯邦の憲法が構成された一九二九年とは比較すべくもない状態に變化してゐる。』

『現在の時期に於て、ソヴィエト憲法の原則が生命に充ちて居り確固不動であると云ふ事は正しいであらう。それと共に我々は、一九一八年以來社會主義建設が偉大なる前進をなした爲に、この憲法の個々の部分が古くなつた事を認めざるを得ないのである。又ソヴィエト憲法の個々の條項に、近年行はれた國の經濟的及社會的構造上の巨大なる變化が全く反映されて居らず、又反映し得なかつた事を見逃してはならぬ。』

之を要するに、舊憲法は革命直後、未だ舊勢力の殘滓、資本主義的要素が多分に殘存し、ソ聯邦政府の任務が社會的財産

の擁護及強化、即ち人の意識に於ける反社會的、反國家的、反ボルホズの資本主義的殘滓との抗争にある時、制定されたものであり、工業、商業の殆ど全部が社會化され、農民の大部分がボルホズ内に統合せられた現在、この内容が社會經濟構成の變化に適應せざるに至つた事が憲法改正の重要根據となつてゐると云ふのである。然らば如何なる根本的變化が社會經濟關係に齎らされたかを、具體的に考察しよう。

(イ) 生産力の増大

ソヴィエト聯邦に於て制定せられた憲法原則の最初のもは、一九一八年一月三十一日第三回勞・農・共ソヴィエト大會に於て確認せられた「勤勞被搾取人民の權利の宣言」であるが、憲法成典の最初のもは一九一八年七月十八日第五回全露ソヴィエト大會に於て採擇され前記宣言をその中に包含した一九一八年憲法である。

ボルシェヴィキ政権の打倒を企圖せる白衛軍及び諸外國干涉軍の攻撃の激化は、諸民族ソヴィエト共和國の軍事的政治的同盟の結成を促し、一九二二年末ロシア、白ロシア、ウクライナ、ザカフカスの四ソヴィエト社會主義共和國代表はモスクワに於て第一回ソ聯邦大會を開催し此處にソヴィエト聯邦が結成された。次いで一九二三年七月の第一期ソ聯邦中央執行委員會第二回會議はスターリン参加の下にソ聯邦憲法を作成し、翌一九二四年一月第二回全聯邦ソヴィエト大會に於て確認された。これが一九二三年又は一九二四年憲法と稱されるものであり、その後數度の部分的修正(タヂク共和國成立、管區の廢止、産業關係人民委員部の分化、聯邦檢事局及内務人民委員部の成立等々)が加へられたが、スターリン憲法制定に至るまで施行されつたものである。

然らば一九二四年憲法制定當時の社會的、經濟的情勢は如何なるものであつたか。舊憲法制定當時に於けるソ聯邦の經濟生産體系は、引續く戦争、革命、内亂、饑饉の結果、混亂、困憊の極に達せる戦時共産主義時代を脱し、一九二二年三月新經濟政策を實施して以來、漸く復興の緒につきつゝあつたと云ふものと未だ慘憺たるものであつた。即ち農業及び輕工業部門は漸く復興の途に向つたが、重工業部門は極度に衰微し、銑鐵生産高は戦前の一七%、石炭採掘量は同じく五四%にしか過ぎず、技術的に見て舊式なものたるを免れなかつた。農業部門に於ても富農が強力なる地位を占め、小個人經營及原始的技術たる犁が支配的地位にあつた。又商業部門に於ても國營、協同組合商業と並んで私營商業が重要な役割を演じてゐた。之を要するに、ソヴィエト政権は成程支配的地位にはあつたが、經濟産業

分野に於ては資本主義的要素が未だ強力なる役割を演じ發展過程にある社會主義勢力に對して必死の抵抗を試みつゝあり、社會主義的要素と資本主義的要素との間にレーニンの所謂「誰が勝つか」の激烈なる闘争が行はれてゐた。

爾來今日迄十余年を経過し、第一次第二次五ヶ年計畫時代に入り、國民經濟は飛躍的發展を遂げ、ソ聯邦の政治、經濟狀態及階級構成は、一九二四年舊憲法制定當時と比較すれば、根本的に變化するに至つた。前記モロトフの報告に依れば、一九二五年より一九三四年に至る全國民經濟の生産用固定資本(生産用建物、機械設備、動力装置等)は四百六十五億留より九百四十三億留に倍加した。而してかかる生産力の増大は、スターリンの提唱せる工業化の線に沿つて行はれた。

工業部門に於ては生産手段の生産即ち重工業の發達に重點が置かれ、工業總生産額に於ける重工業の比率は一九一三年の四一・八%から一九三六年の五六・二%(豫定數字)に増大した。一方工業生産技術も根柢から改造され、一九三五年初頭に於て重工業企業に於ける新設並に改造工場との比率は七割を超過し、帝政時代から繼承した舊工場は僅々三割にも充たなくなつた。生産手段の増産により技術的、經濟的獨立性を確保したソ聯邦は第二次五ヶ年計畫に於ては消費資料の増産に乗出すに至つたのである。一九二四年當時より一九三五年、一九三六年當時に至る重要工業製品の増産状態を表示すれば次の如くである。

品名	單位	一九二四年	一九三五年(概算)	一九三六年(計畫)	一九二四年に對する一九三六年の増加率
石炭	百萬噸	一六・一	一〇八・九	一三五・〇	八・四倍弱
石油	同	五・九	二六・八	三〇・〇	五倍強
泥炭	同	二・六	一八・五	二二・〇	八倍強
鐵	九噸	九三二・八	二七、〇六二・〇	二八、二〇〇・〇	三〇倍強
鐵	百萬噸	〇・八	一二・五	一四・五	一八倍強
銑鋼	同	一・一	一二・五	一六・〇	一四・五倍

最近に於ける全聯邦共産黨の活動

蒸氣機關車	同	〇・八	九〇	一一・二	一五・三倍弱
貨車	臺	一七九・〇	一、八〇七・〇	一、九〇〇・〇	一〇・六倍
セメント	百萬噸	三五一・〇	九〇、八〇〇・〇	九〇、〇〇〇・〇	二五・六倍
過燐酸肥料	千噸	〇・三	四・五	六・五	二一・六倍
革靴	千足	二六・六	一、四七五・〇	一、六八〇・〇	約六三倍
		四、〇五六・九	八四、八〇〇・〇	一〇三、六三一・〇	二・五倍

一方農業部門を見ると、ソ聯邦農村が極めて遅れてゐた爲、農業の社會主義的改造はソヴィエト政權にとつて極めて困難な課題であつたが、農業は集團經營主義と新技術とを基調として改造され、個人農業經營を第二義的地位に追ひやるに至つた。そして農業問題は現在に於てもソ聯邦の痛たる事には變りないが數年前までは極めて悲觀すべき状態にあつた農業は兎にも角にも本期間に於ては一應漸次的増産を豫想し得る状態にまで達したのである。一九三〇年に於ける穀物總收穫量は八億三千五百四十萬ツェントネルで、大戰前の水準を凌駕してゐるが、一九三一年には六億九千八百七十萬ツェントネルに低下し又家畜頭數も半減するに至つた。これは第一次五年計畫による農村ホルホズ化及富農撲滅政策が強行された爲私經濟を破壊された富農並に農民が植付を故意に遅らせたり、收穫をサボつたり或ひは家畜を大量的に屠殺したりして消極的反抗を試みた結果である。此處に於て、黨は農村政治部を設け、富農の彈壓ホルホズの強制的創設、農民の宜撫工作對策に奮命を加ふるに良好な自然條件と相俟つて一九三三年には八億九千八百萬ツェントネルの收穫を擧げ、一九三四年には八億九千三百萬ツェントネル、一九三五年には九億二千萬ツェントネル(概算)と盛返し、この安定は一九三五年一月決定された「農業アルテリ模範定款」をはじめ各種の農民への讓歩政策に依つて、愈々健實化して來たのである。

右の如く工業、農業共に舊憲法制定當時に比し生産が飛躍的增加をなし、就中國民經濟部内に於ける工業の比率は著しく増大した。即ち農工業生産額合計に於ける工業の比率は、一九一三年には四〇・六%であり、一九二四年には遙かにこの水準に及ばなかつたのが、一九三六年には七八・九%(豫定計畫數字)に達し、ソ聯邦は此處に農業國より工業國に轉化するに至つた。

に至つた。

(ロ) 國民經濟の社會化

國民經濟の構成内容に於てもこの十餘年間に大變化が齎らされた。モロトフに依れば一九二五年及一九三四年に於ける生産用固定資本は、その所有態様に於て次表の如き變化を示してゐる。(一九三三年の不變價格に於ける生産用固定資本)

	一九二五年		一九三四年	
	絕對數 (單位百萬留)	百分率	絕對數 (單位百萬留)	百分率
社會主義經濟	二二、六七八	四八・八	九〇、三四四	九五・八一
資本主義部分	三、〇三七	六・五	〇、八三〇	〇・〇九
小私有經濟	二〇、七九〇	四四・七	四・三六七	四・一〇
總計	四六、五〇五	一〇〇・〇	九四、七九四	一〇〇・〇

即ち一九二五年當時に於ては新經濟政策による自由商業の許可を基礎として都市にはネツプマン、農村には富農等の新資本階級が據頭し、個々の産業資源も外國資本家の利權企業に委ねられ、小私有經濟を加へた生産手段に對する私有財產權は全生産用固定資本の五一・二%即ち半ば以上を占めてゐた。しかるにソヴィエト政權は舊憲法によつて保障された廣泛な獨裁權を振つて一切の資本主義經濟に徹底的壓迫を加へ、社會主義經濟を強行的に發達せしめた結果、一九三四年に於ては生産手段の九六%が後者に屬するに至つた。

今最も重點を置かれた工業の領域について見れば、大工業生産に於ける社會化部分と個人經營部分との比例の變化は次の如くである。

	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年
社會化部分	九七・七	九八・六	九九・一	九九・三
個人經營部分	二・三	一・四	〇・九	〇・七

次に、注目すべきは從來私經濟の壓倒的の大部分を占めた農業部門の大部分が集團農業化せしめられた事である。今總播種面積に於けるコルホズ及ソフホズの増加状態を表示すれば次の通りである。

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年
ソフホズ	一・五	一・九	三・一	八・一	一〇・〇	一〇・九	一一・四
コルホズ	一・二	三・五	二九・九	五七・九	六八・一	七二・二	七五・〇
個人農	九七・三	九四・六	六七・〇	三四・一	二一・九	一六・九	一三・六
合計	一〇〇・〇						

即ち一九二八年には全農家の一・二%を占めるに過ぎなかつたコルホズが一九二九年には三・五%となり、一九三〇年には一躍して二九・九%となり、爾後毎年増加して遂に一九三四年には七五%と飛躍的に發展し、ソフホズも亦一九二八年の一・五%より一九三四年の一・四%と増加し、此の兩者を合するとき全播種面積の實に八六%以上は社會主義的農業と變化せしめられたのである。又之に並行して農業の機械化も進及し、機械トラクター配給所数は一九三〇年の一五八より、一九三三年の二、六六〇、一九三四年の三、三二六に増加し僅々四年間に約二十一倍に達した。トラクター數の増加状態を表示すれば次の通りである。

	(トラクター臺數)	(一九二四年臺數と) の對比)
一九二四年	二、五六〇	一・〇
一九二六年	一九、五四一	七・八
一九三二年	一二五、三四四	四八・九
一九三四年	二一〇、四九〇	八二・二
一九三五年	二七八、四一三	一〇八・七

即ち、一九三五年に於ては一九二四年當時より約一〇八倍に増加し、農業に於ける生産行程の大部分は機械化されるに至つた。

更に商業部門に於ても、一九二四年當時のネツプマンに依る私的資本主義的商業は完全に一掃され、國營及組合商業に依る社會化經營が支配するに至つた。商業に於ける社會化經營と個人經營の比例を百分比を以て表示すれば次の通り。

	社會經營	個人經營
一九二四年	一二・二	八七・八
一九二五年	一七・〇	八三・〇
一九二六年	二三・四	七六・六
一九二九年	五〇・五	四九・五
一九三〇年	七七・五	二二・五
一九三一年	九〇・七	九・三

一九三二年

一〇〇・〇

右に述べたる如く國民經濟に於ける社會主義的經營形態は工業、農業、商業等の各部門に於ても壓倒的優位を獲得し、一九三五年には國民總收入の九八・五%、工業生産の九九・六%、穀物收穫量の九五・五%を占めて居り、斯くて此の十余年間にソ聯邦に於ては生産手段の私有性に代つて社會主義的所有性が確立されたと言ひ得るのである。

(ハ) 社會的構成の單一化

右に述べたる如く生産様式が社會主義的形態に移行するに伴ひ國民の社會的構成も亦必然的に變化して來た。第七回全聯邦ソヴェエト大會に於けるモロトフの報告によれば次表の如く、明瞭に右の事實を物語つてゐる。(一九一三年の數字は現在ソ聯邦領土に包含される部分を示す。)

	一九一三年		一九二八年		一九三四年	
	千單位 人位	%	千單位 人位	%	千單位 人位	%
(一) プロレタリアート(労働者、勤務員、技術家其他のプロレタリア的國民)	二三、三〇〇	一六・七	二六、三四三	一七・三	四七、一一八	二八・一
(イ) 工業プロレタリアート及勤務員(運輸、工業、建設、國家機關、社會文化機關)	一七、三〇〇	一二・四	二四、一二四	一五・八	四一、七五一	二四・九
(ロ) 農業プロレタリアート	六、〇〇〇	四・三	二、二一九	一・五	五、三六七	三・二
(二) コルホズ員協同組合加入手工業者及職人	ナシ	ナシ	四、四〇六	二・九	七七、〇三七	四五・九
(三) 個人農(富農を除く) 協同組合に加入せざる手工業者及職人	九〇、七〇〇	六五・一	一一一、一三一	七二・九	三七、九〇二	二二・五
(四) ブルジョアジー(地主都市の大小ブルジョア、私營商人及富農)	二二、一〇〇	一五・九	六、八〇一	四・五	一七四	〇・一〇

内 富 農	一九一三年		一九二八年		一九三四年	
	千單位 人位	%	千單位 人位	%	千單位 人位	%
(五) 爾餘の國民(學生、軍人、恩給生活者)其他	一七、一〇〇	一二・三	五、六一八	三・七	一四九	〇・九
國 民 總 人 口	一三九、三〇〇	一〇〇	一五二、三五二	一〇〇	一六八、〇〇〇	一〇〇

即ち右の表は、一九一三年以來二十餘年間にネツプマン、富農の如きブルジョア階級が殆んど一掃され、労働者及勤務員等のプロレタリア國民層が増加し、農民の大部分がコルホズ員となつた事を示すものである。

次に各階級内部に生ぜる質的變化を見やう。共產黨の主要地盤たる労働者階級は支配階級として政權を握り數的に増加せると共に質的にもその文化的政治的水準を著しく昂揚せしめた。尙ほ技術家、學者、醫師等のインテリゲンチヤも一九二四年當時に於てはその殆ど全部が舊勢力の出身者であり、ソヴェエト政權に對して反抗的乃至同僚者の態度をとり反政府活動の温床であつたものが、過去十余年に亘る彈壓、懷柔政策に依り少くとも積極的反抗を試みることを得ざる様になり、加ふるに労働者農民等勤勞者階級出身の所謂勤勞インテリゲンチヤが増加し、労働者階級と共に黨の一翼を形成するに至つた。農業部門に於ける生産手段社會化の結果、農民の質も往年のそれと根本的に變化を來すに至つた。一九三五年初頭の農業アルテリ模範定款によつてコルホズ農民に土地の永代使用權が許容されたとは云へ、最重要生産手段たる土地が國有であり、トラクター、コンバインその他農業機械も國有で、コルホズは契約に基いてそれを利用し、農民はその労働の報酬をコルホズから受取るものである事を思ふ時、農民は既に本來の意味に於ける農民ではなく、一種の貸銀労働者となり農民とプロレタリアとの根本的差異が除去されつゝあるのが認められる。右の如き現象は、階級差別の徹廢、無階級社會の建設といふ第二次五ヶ年計畫の目標に沿つて、國家が唯一の企業主であり、之に對して國民が單一の勤勞者層となる社會が構成されつゝある事を物語るものである。

(二) 邊境民族共和國の發展

最後に國內情勢の變化として特筆すべき事は後進民族共和國に於ける著しき經濟的社會的發展である。次にその經濟的發

展のパロメーターたる各地邊境民族共和國の豫算増大状態を表示しよう。

(單位千留)

共和國名	一九二三—二四年	一九三四年	一九三五年	一九二三年—二四年に對する一九三五年の増加率
ウクライナ	九七、四〇〇	一、五九四、九〇〇	二、〇六六、八〇七	二・二倍
白ロシア	一〇、九〇〇	二三〇、二〇〇	三〇一、五五九	二七・七〇
ザカフカズ	一五、三〇〇	五〇五、一〇〇	六二〇、一二九	四〇・五〇
トウルクメン	四、三〇〇	九八、〇〇〇	一一八、二一八	二七・五〇
ウズベク	一六、三〇〇	二九二、七〇〇	三五九、九五二	二二・一〇
タチク	九、三〇〇	六七、六〇〇	一〇三、六〇七	一一・一〇
ロシア	四〇五、九〇〇	六、三三五、六〇〇	八、三八四、九九三	二〇・六〇

帝政時代農業を主とした未開の諸邊境地方にもソヴェート政權の治下となるや大規模社會主義工業が各所に創設され近代的工業地方の面貌を整へ、一方農業も亦急速に集團化され、農業技術も根本的に改造された。第一次五ヶ年計畫中に舊工業地方の工業生産は二倍に増加したが、後進民族地方に於ては三倍半に増加した。就中ザカフカズ共和國は二・八倍、ウクライナ共和國は三・二倍、白ロシア共和國は六倍に躍進したのである。今スターリン新憲法によつてグルジヤ、アゼルバイジャン及アルメニアの三共和國に分割されたザカフカズ共和國の例をとらう。同共和國は従來の農業國の面貌を一新し近代的工、農業國に轉化した。農家の約八〇％はコルホズ化された。一九三六年度計畫に依れば、全工業生産は約二十五億留を構成し石油採掘(石油二千五十萬噸、ガス百七十萬噸)は戦前の採掘量を三倍も凌駕し、アゼルバイジャンはエジプト種棉花の基礎的供給地となるに至つた。

又文化的分野に於ても著しい飛躍が見受けられる。以前は邊境諸地方に於ける文盲者の數は夥しく、勤勞者中就學者皆無の地方も稀ではなかつたが、ソヴェート政權の文盲撲滅政策に依つて文盲者が激減しつゝある。ザカフカズ地方に於て

は一九三五年末までに五十歳以下の住民の九〇％が読み書きし得る様になつた。一九一四年に於ける小、中學校生徒は二十六萬人であつたが一九三五には百三十三萬人が就學し、四十九の高等學校に四萬二千九百人の學生が就學するに至つた。カザクスタン地方に於ては革命前の四百七十五校より一九三五年の七千六百三十三校に増加し、高等學校は革命前皆無であつたが一九三五年には二十校に達し、三千六百六十五人の學生が就學してゐる。コミ自治州に於ては一九一三年に読み書きし得るものは全人口の約三〇％であつたが現在では九七・八％となり、カバルデノ・バルカルスカヤ自治州に於ては革命前に読み書きし得るもの全人口の一・五％であつたが現在では九五％に達してゐる。ソ聯邦に於ける文盲清算の程度は頗る眉唾式のものも多く、遽かにその統計に信をおき難いがとにかく曲りなりにも文化程度が高まつて來た事は事實である。

斯くの如く邊境諸共和國地方が發展し來つた結果、ソ聯邦に於けるこれらの比重が増大し、舊憲法に矛盾が発生したのは疑ふべくもなし。

二、憲法改正の政策的根拠

今回の憲法改正を必然たらしめたソ聯邦の社會的經濟的前提條件は前述の如くであるが、次にこれを着手せしめるに至つた黨の政策的根拠を考察しよう。

一九三五年二月一日の黨中央委員會總會の決議に基づく第七回全聯邦ソヴェート大會に於けるモロトフの憲法改正の提議は極めて唐突のもので、一般ソ聯國民のみならず、黨並に政府の指導的分子にとつても意外の感を與へ、一般黨員の間には之が爲動搖の色すら見られた程である。何となれば彼等黨員は現ソヴェート制度が最も民主的なるものと教へ込まれ信仰してゐたものが、一朝にして從來惡習を放つてやまなかつた議會主義の倉庫から平等、直接、秘密選舉を借り來つて現制度を一層民主化する資とせねばならなくなつたからである。では第七回全聯邦ソヴェート大會の日程にも掲げられなかつた憲法改正問題が、何故に斯くも突然上程せられ決議されたのであるか。

惟ふに、この前年一九三四年十二月一日突如勃發せるキーロフ暗殺事件こそは本問題の重要な契機をなすものであり、同事件を露出部分として漸く表面化し來つた全國內に澎湃たる不平不滿を緩和すると同時に、同事件發生後ソ聯邦官憲の採れる苛酷極まる彈壓の結果喪失せる諸外國に對する信用の回復を圖るが爲に逸早く民主主義的憲法問題を採上げたものと云ふことが出来るであらう。

扱て憲法改正の政策的根據の第一要因は國內に於ける緊張の緩和及轉換と、之に依る民心の收攬及國防力の増大を必要とするに至つた事である。革命達成以來國民經濟の社會主義化とソヴィエト政權の強化を急速に實現せんが爲に凡ゆる彈壓強制手段が採られ、極度の壓迫緊張の中に第一次五ヶ年計畫を遂行し、更に第二次五ヶ年計畫時代へと入つた。然しながら國の社會、經濟状態を更に發展させ、ソヴィエト政權を強化せんが爲には國民の間に疲勞困憊、倦怠延いては反ソ的風潮が生じ最早壓迫、強制のみを以て強引に押切る事が不可能であり、盲目的強制のみによらざる國民の服従を必要とするに至つた。此處に於てソヴィエト政權に危険ならざる限度に於て、國民に自由、權利を保障して民心を一新し、政府及黨の信望を高め、以て對外的危機に際して内部より發生すべき動搖の禍因を防ぎ、更に進んで國民間に國家意識を強化せんとしたものである。

モロトフは前記報告中「ソヴィエト愛國主義」なる語を以てその意圖を言明してゐる。

『廣汎なるソ聯國民大衆の間に自己の國家、自己の祖國に對する誇が增大せる事は明かであらう。我々はこの感情即ち小ブルジョアのな凡ゆる殘滓の清算に必要な社會的財産權に對する意識的態度と不充分に結合せる「祖國に對する責任」の感情を涵養しなくてはならぬ。ソヴィエト愛國主義は決して國民的偏狹の徵候たるものに非ず、現在ソヴィエト愛國主義はソ聯邦全民族の勞働者農民の偉大なる革命的勢力の自覺として、社會主義建設が萬國の勤勞者に對して有する偉大なる意義の自覺として大衆間に成長しつつある。』

而して國防力を強化する爲には赤軍の構成分子たる農民、勞働者、殊に農民の政府に對する態度を好轉せしめる事が必要であり、この爲に既述せる如く一九三四年以來消費物資の増産、農民に對する私經濟の許容（農業アルテリ模範定款）極東に於ける穀物調達義務の免除等一聯の經濟政策のみならず、農民の政治的地位の向上、福祉増進に對する諸政策がとられて來たのであるが、今これを憲法に法文化するに至つたわけである。

更に第二の要因に機械萬能主義から人間尊重主義に轉化せる事である。第一次五ヶ年計畫に依り工場建設、機械据付等に専念し、一先づ先進的技術を裝備したが、これらの機能を發揮せむべき技術を有する人間の養成が顧られなかつた爲に、經濟建設その他各部門に於ける前進發展は一頓坐を來し生産の利潤は上らず、國民大衆の社會主義的訓練は極めて低級であつた。徒に言葉の上でのみ社會主義建設達成の必要を宣傳煽動し各人の自覺に訴へても、物資の窮乏に悩む國民には何程の效

果も奏せず、單なる空アヂに終るのであつた。此處に於て「能力に應じて働き勞働の量と質に應じて受取る」建前の下に各人の欲望を刺戟し、生産力の全般的昂揚を圖らんとする一步退却政策が全面的に採られるに至つた。即ち勞働階級コロホズ收益の出來高拂制が之であり、この上にスタハリノフ能率増進運動が發展し來つたのである。第一次五ヶ年計畫當時のソロガン「技術は凡てを決す」は「幹部が凡てを決す」と云ふ人間尊重のソロガンに變更された。斯かるゼネラル・ラインに適應し、個人の自由權の擴張を法文化する民主的憲法の發生は茲に、不可缺となるに至つたのである。

第三の要因としては國際關係よりする民主主義的ゼスチャーの必要がある。ソ聯邦の對外政策は一國社會主義建設可能論の具體化たる五ヶ年計畫を國內に完成する爲に、外部よりの摩擦を可及的に減殺する平和的協調的平和政策が採られた。然るに舊憲法には「本國家は世界資本主義に對抗するため倚賴すべき城壁たるべく且つ總ての國の勞働者を一の世界的社會主義的「ソヴィエト」共和國に團結せしむべき新なる決定的手段たるべきこと」と明かに世界革命の意圖を明示してゐるがこれはスターリンの所謂平和政策と表面矛盾する處のものである。

他方西方獨逸に於けるナチス政權の樹立、東方に於ける滿洲國の發展と日滿一體の強化、共産主義の最大の敵たるフアッシュム勃興の情勢は、ソ聯邦をして佛、英、米等の民主主義國との提携を必須ならしめ、一方ソ聯邦外交の別働隊コミンテルンをして從來ブルジョアの走狗として惡罵を加へ之と鬭争を續けてきた第二インターナショナルとの戦線統一政策を考慮せしめるに至つた。この爲には自國が民主主義國なるかの如く擬裝し、凡ゆる民主主義國民の間に於ける輿論を自國に有利に轉化せしめる工作が不可決であつた。茲に於て、この外交的ゼスチャーとして選ばれたものは憲法の民主主義的改正であり、之を以て一九三五年八月第七回コミテルン大會の決定せる新戰術、反フアッシュヨ人民戰線政策に對する掩護射撃の役割をも果さんとするものである。

憲法改正の社會的乃至政策的根據は以上の如くである。然らば最後に新憲法下に於ける全聯邦共産黨の地位は如何になつたか。新憲法は立法、行政、司法三權の分化、獨立、選舉制度の改正、言論、出版、集會、結社の自由、國民生活權の保障等々の民主主義的規定を定め、恰かもソ聯邦が全然民主主義化せる如き幻想を與へるが、共産黨に依る獨裁國家である本質は依然として變りない。新憲法は第百二十條に於て「勞働者階級及その他の勤勞民諸府中の最も活動的自覺的なる國民は社會主義機構の發展、強化の爲の鬭争に於ける勤勞民の前衛部隊であり、且つ社會的及國家的な一切の勤勞民團體の指導的核心

をなす全聯邦共產黨を結成する」と共產黨の地位を明示してゐる。然しながら若し共產黨以外の政黨が組織されたる場合、それは必然的に反スターリン政權又は反共產主義的性質を帯びたるものとして容易に弾壓禁止され得る處であり、又普通、平等、直接、秘密主義の建前に依る新選舉制度も第百十一條に依つて、立候補者推薦の權利が共產黨の諸機關及その外廓團體たる職業組合、協同組合、青年團體、文化團體にのみ限定されてゐる爲、實質的に舊選舉制度と變りなく、反ソ政黨が最高ソヴェエトに議席を占め共產黨に對抗する可能性は絶對にあり得ない。即ちこの事は憲法が一國一黨の原則を憲法成典中に明示せる事を意味し、共產黨の地位が愈々強化された事を示すものである。

而して黨が本期間を通じて實質的清廉たる黨證明書の検査、交換及反對派分子の弾壓に依つて黨の統制を強化し新憲法實施時代に備へつゝある事實は、この事を裏付けるものである。

要するに憲法改正は、従來の彈壓政策の行詰りを揚棄し、現段階に於けるソ聯邦の社會、經濟状態を更に強化せんが爲に採られたる一種のジグザグ政策に過ぎず、黨の役割は更にその強化を要求されこそすれ、弱化する事はあり得ないのである。

第二節 國民經濟部門に於ける黨活動

第二次五ヶ年計畫第三、四年度に當る本期間に於て全聯邦共產黨が終始國民經濟建設の先頭に立ち、そのイニシアチブを採れる事は、黨がこの國に於て絶對的指導權を有する建前よりして極めて當然の事であり、同期間に於ける諸種の黨組織の會合に於ける決議内容及赤色デーに於ける闘争スローガンの雄辯に物語る處である。元來黨自體の内部的動向はソ聯邦政府の現實政治經濟の上に強力に反映するものであるから政府の政治活動として實際に現はれたもの及國民經濟部門に於ける個々の黨活動には觸れず、茲には當該部門に於ける黨活動の主なる傾向のみを叙するに止める。

一九三四年の第十七回黨大會に於て、モロトフは第二次五ヶ年計畫の當面する三つの基本的課題を擧げ、その中經濟部門に於ける課題を次の如く述べてゐる。

「……第二の課題は労働者及コルホズ員大衆の福祉を昂揚し而して労働者の消費水準を二倍半乃至三倍に高めることであり、第三の課題は全國民經濟即ち工業、運輸業の技術再建を完成する事である。」

第一次五ヶ年計畫當時に於ては技術の貧困を克服せんが爲に「追付き追越せ」「技術が凡てを決す」等のスローガンの下に

先進資本主義國の技術輸入に懸命の努力が拂はれ、社會主義建設の一應の基礎工事の完成を目ざして突風の強行政策がとられた。第二次五ヶ年計畫は第一次五ヶ年計畫の諸矛盾、誤謬を匡正しつゝ、國民生活の改善及國民經濟部門の質的向上に依る社會主義の本建築を行はんとするものである。

第一次五ヶ年計畫に於て先進技術の採用に急な餘り労働者の技術水準が之に伴はなかつた結果第二次五ヶ年計畫に入りては、莫大な費用を投じて据付けた新式技術設備はそれを驅使する労働者幹部の不足の爲に、その全能力を發揮する事ができず、優秀な技術設備を擁して幹部の貧困を嘆ずる皮肉な現象が現はれ、本月初頭に於ては、この生産部門の袋小路を打開せざる限り生産部門の發展を見能はざる程の最後の關頭に臨んだのである。随つて當該部門に於ける本期間黨活動の重點は人に對する配慮即ち幹部の貧困克服にあり、延いては新技術の自由なる驅使に依つて生ずる能率増進、生産擴充にと向けられたのである。

一九三四年第十七回黨大會に於て、スターリンはその報告中「労働生産力の組織的増進、生産費の減少、採算經營の確立を圖り、労働に對する責任回避及賃銀の平均化を排除する事は當面の急務である」旨を述べ、又同年十二月廿六日鐵工業關係者を引見せる際「我々は既に技術を尊重する事を學びたるにより、今や最も重要な技術を獲得せる人材である」と述べてゐる。更に一九三五年一月末開催された第七回ソヴェエト大會に於て重工業人民委員オルジョニキンはその後スタハリノフ運動の發生せる石炭部門に關する報告中、左の如く述べてゐる。

「一九三〇—一九三四年の四年間に石炭業への投資額は二十六億二千二百萬留に上つた。又固定資本は一九三一年一月一日現在の五億一千萬留より一九三五年一月一日現在には十四億五千萬留に高められた。一四四の堅坑が新設され、三二の堅坑が改造された。七六〇の大型截炭機、七、九〇〇のコールピツク・ハンマー、一、二七五の電氣鑽孔機、二九七の電氣機關車が備へられた。が最重要な課題はこれらの機械を最能率的に使用せしめるにあつた。わが數十億留に上る固定資本は世界最良のものである。然るにわが石炭業ではこの優秀な機械は充分に利用されてゐない。截炭機の利用は如何と云ふにその使用率は七四%、コールピツク・ハンマーの使用率は僅か四九%、電氣機關車は七一%に過ぎない。我々が新技術獲得の爲に投じた金も勞力も、斯くては死物に等しいではないか。」

次いで一九三五年五月四日赤軍大學卒業式に於て、スターリンは本期を特徴づける歴史的な演説を行つたがその要旨は次

の如くである。
「我々は四ヶ年に亘る帝國主義戦争と三ヶ年に渉る内亂の結果荒廢せる國家を引續ぎ、これを近代工業化、産業集團化せんが爲に凡ゆる障礙を排除しつゝ確信を以て進んで来たが、今やこの道は行きつくされたと思はれる、世人は我々が第一流の工業、機械化農業、運輸業及新に組織され新式に裝備せられた赤軍を有する事を認める。これは我々が既に技術方面に於ける缺陷を克服せる證左である。併しながら我々には工場、コルホズ、ソフホズ、軍隊に於て技術設備の與ふる最大限の能率を發揮するに必要な經驗に富む人材が拂底してゐる。昔て我々は『技術が凡てを決す』と云ふ標語を以て技術的基礎を創建した。だが現在に於てはこれだけでは不満足であり、技術設備を完全に驅使する爲には技術を得得せる幹部が必要であり、若しわが第一流の工場、コルホズ、ソフホズ、赤軍に技術を操作する才能ある幹部があれば、ソ聯は現在に比し二倍乃至四倍の能率を擧げ得るのである。故に現在に於ては『技術が凡てを決す』と云ふ標語は『幹部が凡てを決す』と云ふ新標語に代らねばならぬ。之が目下の急務である。』

斯くして「幹部が凡てを決す」と云ふ標語の下に國民經濟建設の方向轉換が行はれたのであるが、一九三五年九月に至つてスタハリノフ運動が發生し、爾來急テンポを以て全社會主義建設部門、全聯邦領域を風靡するに至つた。同運動は單に經濟的のみならず、凡ゆる意味に於て本期間に於ける最も注目すべき問題であるから、以下之に就て語らう。

抑々第二次五ヶ年計畫第三年度たる一九三五年年度計畫中、燃料部門就中石炭採掘は極めて成績不良であり、その増産計畫が問題となつてゐたが、偶々ドンバス地方カジエウスキー區ツェントラリナヤ・イルミノ炭坑の一坑夫アレクセイ・スタハリノフは黨オルグ等と計りその採炭方法に付き種々工夫せる結果、遂に一九三五年八月卅日採炭量に於ける劃期的記録を樹立した。この「スタハリノフ的方法」は當事者の注意を喚起し、九月十八日には重工業人民委員オルジョニコフの名を以て「採炭に關するスタハリノフ的方法」を全炭坑に採用すべき件を指令し、スタハリノフ的方法に依り採炭増加を計りその第四、四半期計畫超過遂行の目的に邁進する事となつた。更に黨及政府はこのスタハリノフ的方法を組織的全面的に取上げ採炭勞力のみならず一切の社會主義勞働部門に適用し、同運動は凡ゆる宣傳機關を動員して全聯邦を擧げての一大國民運動に發展するに至つた。次いで十一月十四日より十七日に亘り第一回全聯邦工業及運輸スタハリノフウエツツ大會を召集し運動に確乎たる基礎を與へ、更に十二月廿一日より廿五日に亘る全聯邦共産黨中央委員會十二月總會は「スタハリノフ運動に關聯せる工

業及運輸の諸問題」を審議し、スタハリノフ運動の一層の展開と徹底化とに對する對策を決議した。

しからばスタハリノフ運動を黨が斯くの如く異常なる熱意を以て取り上げたのは、抑々如何なる理由に基くのであるか。スタハリノフは前記スタハリノフウエツツ大會に於て、スタハリノフ運動は上から強制された官製運動ではなく、下からの自然發生的運動であり、斯くの如く急速に發展したのは丁度その時期が熟してゐたからであると爲し、更にスタハリノフ運動を發生前進せしめた諸條件を左の如く述べてゐる。

(一) 勞働の物質的狀態が改善せられ、生活及勞働が愉快となりたる爲、勞働を進捗せしめ生産の高基準を發生せしめたのである。

(二) ソ聯邦には擧取が行はれざるにより勞働は自己の爲、國家の爲尊重すべき行爲であり、勞働者がよく勞働し、與へ得るものを社會に與へたならば、彼は勞働の英雄となる。

(三) 新技術が普及しつゝある事。新技術なしに技術的基準を高め得たとしても、せいぜい一倍乃至二倍のものでそれ以上は望み得られないが、この新技術の存在の爲に、スタハリノフウエツツは基準を五倍乃至六倍に高め得たのである。

(四) 技術を驅使し得る幹部が輩出せる事。

併しながら右は極めて公式的、一面的な理由に過ぎず、之を額面通りには受取る事はできない。同大會に於てモロトフは「スタハリノフ運動が一般勞働者や婦人勞働者の全部に理解されんが爲には、スタハリノフウエツツが高度の勞働生産力を發揮する直接の刺戟は、多くの場合自己の勞賃に對する單純な興味である事を語れば充分である」と正直な處を述べて居り、スタハリノフ自身も同大會に於て、高賃銀の刺戟に論及してゐる。斯の如く高賃銀を追求する欲望がスタハリノフ運動を發展せしめた、自然發生的原因と見られぬ事はない。蓋し一九三五年一月一日よりパン販賣の切符制度が廢止され、又同年十月一日より食料品切符制度が廢止されて以來、從來切符制度の保護の下に低廉な配給價格により食料品の配給を受けてゐた勞働者は俄かに支出が増加し、これに對應する僅々一〇%餘の賃銀引上げも到底この支出をカバーし得ず、賃銀に對する執着が一層強化され、更に當時強化された出來高拂制度がこの傾向に拍車を懸けたのである。併しながらスタハリノフ運動は決して自然發生的のものではなく、既述せる如く國民經濟部門の缺陷は遠く第十七回黨大會より豫見されて居り、幹部の貧困による人間への配慮が強調されたこの時期に於て同運動を取上げた點に、黨指導部の鋭い政治的イニシヤチブを取取し

得るのである。

ではスタハーノフ運動の本質は如何なるものであるか。キエフ市のスタハーノフウエツツ大会に於てポストウイシエフのなした演説に依れば、スタハーノフウエツツ全體の作業に共通せる特徴は「第一に労働時間を極度に充實する事、第二に職場及作業方法の合理化を組織的に行ふ事、第三に職場の設備を整備する事」である。即ちスタハーノフ運動は能率増進の一手段であり、従来行はれた労働獎勵能率増進運動の休日奉仕運動、社会主義競争、突撃隊運動、イゾトフ運動、オトリチニツク（優秀労働者運動）と本質的に差異があるものではなく、唯新技術と結びつく點に他の従來の運動と異なる特徴を有し一進歩を示してゐる。スタハーノフに依れば、同運動はソ聯邦の産業革命を齎すものであり、生産力の躍進により物資が極めて豊富となりその結果民衆の文化的技術的進歩を促し、社会主義制度を強化せしめ、共産主義社会への移行に際し不可缺の高度生産力を保障するに至るものであると云はれるが、ソ聯邦の現状を見、又スタハーノフ運動が漸次下火になりつゝあるのを眺める時、共産主義社会への移行云々は理想論に過ぎない。ラデツクは「スタハーノフ運動の基礎は國全體の利益の爲に労働生産力を高めんとする先進労働者の欲望である。それはプロレタリアの要求を満足せしめる爲の運動であり、又赤軍の國防資料に對する要求を充す爲の運動である」と述べてゐるが、寧ろこれこそ同運動の有する積極的意義を端的に物語つてゐるものである。即ちスタハーノフ運動が古い生産基準を打破し資本主義諸國の生産力を追越しソ聯邦を強化し、以て複雑なる國際情勢に對應する爲の準備體制を整備せんとするものであつて、斯くの如き民心を振興せんとする社會的政治的意義を看過してはならないのである。

然し乍ら現在の一般的労働基準に比し遙かに高度の労働基準の達成を各労働者に強要せんとするこの運動は、たとへ労働に對する文化性及社会主義祖國に對する忠誠等の觀念を以て糊塗し去らうとしても、過剰労働性乃至搾取の危険性を多分に含んでゐる事を否定し得るものではない。勿論之が資本主義祖國に於ける所謂能率増進に伴ふ搾取と同義的なものでないにしても技術の習得を各労働者に強制し、その生産基準を一層高く引上げ、實質賃銀の低下を齎らすものである以上、技術未習得者側に重壓を加へる結果となるのは當然である。

扱て黨がスタハーノフ運動を全面的に各人に徹底せしめんが爲に、全黨機關組織を動員し指導援助を行つた事は言ふまでもない。

一九三五年十二月の黨中央委員會總會に於ては、各工業並に鐵道運輸部門に於けるスタハーノフ運動の展開及その徹底的遂行に關する審議が行はれ、三六年度及その後に亘る國民經濟各部門の活動方針が詳細に決定され、スタハーノフ運動に對する黨の態度を闡明した。(右十二月總會に於ける決議内容に就ては外事警察法第六十三號參照)が要するに、黨はこの十二月總會によりスタハーノフ運動による國民經濟の昂揚發展を組織的に領導すべく決議し、爾來黨統制活動の重大部分は同決議實踐の上に注がれたのである。黨は職業組合組織と相呼應、之を指導し先づ第一に工業及運輸全部門の經理員及技術労働者の保守的な一群より起る依然たるスタハーノフ運動への抵抗を打破し、第二にスタハーノフ運動に應じながら、しかも尙之を領導する能力を有せぬ經理員、技師及技手が同運動を領導する事を全面的に援助し、尙又スタハーノフウエツツに加害せんと企圖する階級的有害分子を摘發し、その途上に於て廣汎なる勤勞大衆を獲得すべく全黨組織を擧げて活動を開始した。例へば此の運動の反對者に對しては、同運動に移らねばならぬ必然性、目的を説得し、或はスタハーノフ運動を阻止する意志はなく、之に好意をもつてゐるが未だ改組し得ず、スタハーノフ運動をリードし得ない經營者、技師、技手に對しスタハーノフ運動に移行し之をリードし得る様に援助を與へた。然し露骨なる反對分子に對しては容赦なく彈壓を加へた。斯かる反對分子排除の爲の黨カンパのイニシヤチフをとつたのはスタハーノフの地元ドネツツ州黨組織であり、モスクワ及レニングラード州黨組織が之に次いで活動を開始した。併しながら他州、他地方に於ては未だ動搖の色が見られ大工業中心地たるウラル、クズバス、西部シベリヤ等は尤なるものであつた。

又各國民經濟部門に於て黨員はスタハーノフ運動の先頭に立ち、一九三五年末より翌三六年初頭にかけて各部門積極的活動分子と黨及政府代表者とのスタハーノフ運動諸會議が頻繁に開催された。經濟部門に於ける活動分子と黨及政府幹部との會議が開催された事はこの當時に於ける注目すべき傾向である。ブハーリンに依れば「この傾向は眞に深く生産過程自體を捉へたものであり、經濟と政治、大衆と指導者、工場とコルホズとソヴィエトとを新しい方法で結びつけ、優秀分子抜擢問題を新しい方法で解決し、大衆の創意性を新しい方法で提起、解決せる民主主義の顯著な形態」であるのであるが、惟ふにこれは國民經濟部門の緊急問題を解決せんが爲に、各部門積極的活動分子と黨及政府幹部との密接なる連絡が必要不可欠であるに因り機械的に命令を與へる事を避け上下膝を交へて具體的に對策を協議し下に對して激勵するの形態を取つたものである。

第三節 黨證明書の検査及交換

一九三三年十二月十日附全聯邦共産黨中央委員會決議を以て全般的清黨工作の遂行、新黨員の採用中止が決定され、翌一九三三年六月一日より開始せられた清黨は一九三五年初頭に至つても終了せず、一九三五年十二月廿五日黨中央委員會が決議を以て其の終了を聲明する迄約二年半に亘つて行はれた。同清黨工作は一九三四年五月以來第二次清黨に移つたが、これは第一次清黨の経験を基礎として行はれ、主としてブリキ地方、西部シベリヤ地方、アゾフ黒海地方、ハリコフ州ドニエプロペトロフスク州等の工業中心地を始め主要農業區を有する諸州及中部アジア、北カフカズ、クリム、モルダヴィヤ等の邊境諸地方に於て遂行された。此の五月以降に以ける清黨工作は後述する如く黨證明書検査工作の爲に事實上放棄せられたるもの如く、同清黨工作の状況に就いては何等見るべきものはない。(外事警察報第百五十三號「一九三三年度に於ける全聯邦共産黨の活動」及第百五十六號「第二次黨機關清黨の結果に現はれた黨活動」参照)

次いで一九三五年五月十三日黨中央委員會は全黨組織に密封書翰を送つて各黨員の所持する黨證明書の一齊検査を指令した。右密封書翰は検査の目的を次の如く述べてゐる。

「黨員の登録事務が亂脈に流れてゐる限り、又黨といふ我々の家が整頓されざる限り、新黨員採用の復活は問題となり得ない。黨員の登録、黨證明書の交付及保管制度が完全に整理されたる後に於てのみ、黨中央委員會は初めて新黨員採用の復活を問題とする事ができる。」

黨證明書の検査は一見する處、新黨員採用復活の前提たる單純なる黨務の技術的整理の如き觀を呈し、多數黨組織に於てすら斯かる概念を以てこのカンパに應じたのであるが、黨中央部は極めて重要な目的と斷乎たる決意を以て之に臨んだのである。更に一九三五年十二月黨中央委員會總會は、黨證明書検査を一九三六年一月十日を以て打切り次いで同年二月一日より五月一日に至る期間に新黨證明書の交換交付を行ふ旨を決定した。併しながら黨證明書検査工作は意外に遅延し、三月中旬に至り漸く其の完了を見、隨つて黨證明書の更新、再登録は事實上三月中旬に開始され、同年九月頃迄行はれたものと思料せられる。

黨證明書検査及交換工作は相合して黨統制の強化、黨陣列の整備を意圖せるものにて、一の完全なる清黨工作を形成せるも

のである。元來全聯邦共産黨はコミンテルン規約第十三條の「共産主義合法的活動ヲ行フ國ノ共産黨ハ必然的ニ黨内ニ入込ム小ブルジョア分子ヲ黨ヨリ絶滅セシメンガ爲ニ黨機關各構成員ノ定期的清黨(再登録)ヲ行フコトヲ要ス」との規定に依り時折定期的清黨を行ふべく義務づけられてゐるが、一九三三年に始まり一九三五年未に至る大清黨工作の最中に事實上の清黨工作が、しかも従來に見ざる底の熱意を以て強行せられた事は極めて注目すべき現象である。

一、黨證明書検査及交換の目的

一九三三年―三五年の大規模清黨の最中に事實上の大清黨カンパが強行せられた事に對しては、黨清黨の失敗及急遽黨統制強化を必要とする契機をなした重大事件の發生がその前提とならねばならない。併しながら従來の黨清黨工作が必ずしも失敗に終つたものとは考へられない。一九三三年以來の黨清黨は、(イ)黨員の急激なる増加による不純分子の整理、(ロ)第二次五ヶ年計畫初期の轉換期に於ける黨陣列整理の必要、(ハ)反ソヴィエト分子抑壓の必要、等の原因に因り實施せられたものであるが、一九三三年末三百餘萬人を算した黨員及黨員候補中二五%乃至三〇%の不純黨員及候補が除名乃至は同情者に格下げせられて居り、同清黨の與へた効果は認むべきものがある。特に全工業部門に於ては清黨の結果好成績を示すに至つた例を多數看取し得るのである。同時に他面に於ては後述する如く種々の腐敗せる黨生活現象が依然として殘存、放置せられてゐるのは蔽ふべくもない。併しながら斯かる黨生活の腐敗現象の是正を至急日程に上せる槓杆となつたものとして、第一に一九三四年十二月一日突如發生せるキエフ暗殺事件、それを露出部分とせる反ソヴィエト分子即ち反政府反幹部分子に對する工作の激化、次に第七回ソヴィエト大會に於て決定せる民主主義的憲法作成、その實施に基く所謂民主主義的時代に對應する爲の準備、第三に對外關係悪化に基く黨強化に依る準戰體制整備工作の必要とを擧ぐる事を得るであらう。

(イ) 反幹部分子の彈壓

一九三四年十二月一日、突如發生したキエフ事件の犯人を追及するに及び、犯人が黨員であり且舊ジノウイェフ反對派の一員であり、犯行は反幹部派一味の反革命秘密テロ團體の計畫に依る事が判明し、黨並に政府當局を極度に狼狽せしめた。右の事件以來政府は反幹部分子の大彈壓を強行し、一九三五年一月にはジノウイェフ、カメネフ、エウドキーモフ等の反對派を「キエフ暗殺のテロ行動に就いて承認乃至は指令を與へた如き事實は判明せざるも、その反革命的地下活動の全般よ

り推して、團員の間にテロ的氣分の横溢せる事を知り、又この氣分を煽動せる事は否定し難い。この理由を以て斷罪する等凡ゆる善後策を行つた事は周知の如くである。檢察當局は事件の甚く處が極めて深く反幹部派の勢力、策動が廣汎に存在する事實に鑑み徹底的に檢索の手を擴げて行つた結果は、合同本部事件、ケメロウオ炭礦事件、並行本部事件等の公判と發展するに至つたのであるが、他面黨がこの檢察當局に相呼應してスターリンの大方針に反對意見を有する黨員の清掃、排除の大カンパを組織したのは蓋し當然であると言はねばならぬ。

一九三五年末に發表された黨除名者の除名理由をカテゴリー別に記せば左の如くである。

- 一、反對派一味(トロツキスト及ジノウイェフ派)
- 二、日和見主義者
- 三、二股分子及異分子(元白系分子その他)
- 四、冒險主義者及投機者
- 五、外國スパイ

反幹部派一味として除名されたもの、實数は公表されず明瞭ではないが、彼等が右カテゴリー第一位に記されてゐる事は反幹部派の最も注意すべき事を示すと同時に、全除名者中ある程度迄多数を占めるものと考へられ、反幹部分子の彈壓がこの清掃の重大目的なりと云つても大過ないであらう。(反幹部派の歴史的意義その他に就ては外事警察資料第十五輯に詳述せる處であるからその再説を避ける事とする。)

黨中央委員會はキーロフ暗殺事件に關する一九三五年一月十八日附の秘密命令に於て、黨組織の政治的寛大と俗物的意墮を次の如く嚴重に戒しめてゐる。

『我々の勢力の増大につれて敵は愈々取るに足らぬものとなつて行くかの様な誤れる前提より發せる日和見的寛大さを斷ち切らねばならぬ。斯かる前提は根本的に誤つてゐる。これは敵が知らぬ間に社會主義に移行し、結局彼等が本當の社會主義者になつて了ふと云ふ説を凡ての人物に信ぜしめんとする右翼の再現である。小成に安じたり安逸を貪むるが如きはボルシェヴィークの仕事ではない。我々に必要なのは寛大に非ずして警戒であり、眞のボルシェヴィーク的革命的警戒である。敵の狀態が希望なきものとなればなる程彼等は愈々熱心にソヴェエト權力との自己の鬭争に於て唯一の手段として運命づ

けられた最後の手段を求めるに至る事を忘れてはならない。又これと共に警戒を持する事を忘れてはならない。』

黨中央委員會は一九三六年七月二十九日附を以てジノウイェフ等の事件に關する秘密命令を發し、再び黨組織に對し最大の警戒をなすべき事を飛擧してゐる。この秘密命令は今黨證明書檢査及交換の動機とはならないが、この飛擧を必然ならしめた情勢が本期間を通じて存在せる點に興味深いものを覺える。即ち同秘密命令は次の通りである。

『トロツキスト、ジノウイェフ一派の無賴漢が、ソヴェエト權力に反對する鬭争に我國勤勞者の最も痛憤に値する不俱戴天の敵——間諜、プロヴオカートル、索制行動分子、自衛分子、富農等を結集しつゝある事が判明せる今日、又一方に於ては、之等諸分子間、他方に於てはトロツキストとジノウイェフ一派との間に何等の境界も存せざるに至つた今日、凡ての我が黨組織及全黨員は共產主義者の警戒が如何なる地區及如何なる情勢に於ても缺く可からざるものである事を理解しなければならぬ。黨の敵が如何に巧みに假面を被るにせよ、彼等を識別する事は現情勢下に於ける各ボルシェヴィークの不變の資質でなければならぬ。』

(ロ) 民主主義的憲法實施に對應する黨陣列の強化

既述の如く黨のインシヤチブにより第七回ソヴェエト大會に於て民主主義的憲法作成の件が日程に上され、一九三六年十二月第八回臨時全聯邦ソヴェエト大會に於て新憲法の採擇を見た。當該憲法は當局の内外に誇示する如く規定の表面上は著るしく民主主義的であるが爲に、たとへ擬裝的民主主義なりとしても、民主主義を標榜する建前上現存する反政府分子の活動をより自由ならしめる可能性が増加することは疑ひない。斯かる時代に於て第二次五ヶ年計畫の政治的課題たる資本主義的分子の撲滅、階級一般の廢絶のスターガンの下に鬭争を展開し、更に黨綱領に隨ひ共產主義社會實現に邁進せんが爲には、黨陣列をより鞏固ならしめ、強力なる黨が國民の前衛となる事を要し、その爲に將來スターリン政權を危くする現存反幹部分子及不純分子を豫め清掃するといふ事は全聯邦共產黨の此の際是非共打立てねばならぬ礎石であつた。

加ふるに第一次、第二次と引續く經濟建設五ヶ年計畫の強行は必然的に黨員の經濟部門建設への積極的参加を招來し、その一應の成功に依り政治活動輕視の風潮が生れ、本期間初頭に至る迄大規模清掃が行はれたにも拘らず、黨内規律が紊亂し黨本來の政治活動が退歩の傾向にあつた事は否むべくもない。今次清黨當面の目標となつた黨證明書に對する黨員の態度も

輕率無責任を極め、黨組織の各委員會ビュローの黨員登録事務も之に歩調を合せルーズであり、各委員會の所屬黨員數さへ明瞭でなかつた。スターリンの説く黨員の理想たるロシア人の熱情的要素、アメリカ人の事務的要素の中、後者は殆ど除外し、これが爲に地についた黨活動は展開されなかつた。黨が今次の黨證明書検査、交換過程に於て斯かる傾向を絶滅し異分子を排除し、その闘争途上に於て黨の思想的、組織的強化を計畫したのは偶然ではない。黨證明書検査開始前後に於ける黨内情勢は左の如くである。

一九三五年六月二十六日附ブラウダ紙の報道に依れば、

『黨内には規律に對する關心が排除し、加ふるに多數黨員はその不純並に無責任の結果、黨並に階級の敵に黨證明書を與へ黨員章を握らせ、之を反革命の目的に利用せしむる結果を招來するに至つた。且黨員數にしてもその算定は極めて曖昧なものであり實際數に合致せず、又黨證明書にしても保管は不注意を極め、欲する者は何人でもそれを入手し得る状態である。多數黨員は黨證明書を紛失し又は之に改正、修正を加へてゐるが、黨機關はこの事實に對し極めて無關心な態度をとつてゐる。更に又黨證明書の交附にしても地方責任者はこの事務を單なる事務員の手に一任し何等の監督をも行はず、斯かる重大なる黨務を日常茶飯の事務の如く考へてゐる。その結果、モスクワ地方委員會ヂェルジンスキー區に於ては一九三三年度に六二二枚、レーニン區に於ては一、一四三枚が盗まれた。』

又「ボルシェヴィーク」誌一九三五年第七號に依れば、

『從來黨經濟は等閑に附され、黨員の黨證明書に對する態度は極めて輕率なるものがあり、黨員證、黨員手帳の紛失等の事實は屢々見受けられる。例へばヤロスラウリのクラスヌイ・ペレコープ工場に於て黨員百十六名は黨員證を有せず、黨員證の代りに黨職場組織に依り證明書が發行せられてゐた。黨證明書を喪失し又窃取せられる事は黨に對する罪惡を犯す事であり、斯くして階級敵をしてその反ソ目的の爲に黨證明書を利用し得る可能性を與ふるものである。それにも拘らず、黨員證、黨員手帳の保管は多數の黨組織に於ては全く亂脈な状態に置かれてゐた。』

又同じ頃黨中央委員會書記ジュダノフがサラトフ地方委員會に於て報告せる處に依れば

『現在の處、二、三年前のサラトフ市委員會所屬黨員が何名であるか判然してゐない。或は二萬三千、或は一萬七千と稱されるが、此の開きは僅かではなく實に六、七千の開きである。黨員の流動は今尚ほ繼續し、一九三四年——三五年度にサ

ラトフ市に來住せる黨員は五、三九一名、立去つた者は六、四五名を算し、これは宛然通り抜けのできる庭の觀がある。黨支部内の亂脈振りは左の事實に依つても明瞭である。黨市委員會は新たに引換えた黨證明書の計算さへ充分にできず、文書課への引續帳には九、七四三名と記入されてあるが、文書課に記入された處は一〇、九三四名となつてゐる。サラトフ地方委員會は自分等の地位を守る爲黨員並にコルホズ主任に大彈壓を加へ、サラトフ市フルンゼ區のみに於ても除名された黨員數は一九三三年度に一〇三名、一九三五年の上半期には一一八名に達してゐる。』

右の如く依然として紊亂せる黨内規律、統制を強化して民主主義的憲法實施時代に備へんとする黨の努力が、黨證明書検査及交換の一大カンパとなつて現はれたのである。

(ハ) 對外關係悪化に應ずる黨強化工作

今次の黨證明書検査、交換工作に於て從來の清掃に見られなかつた特長を爲すものは、黨員中の消極的分子を、清掃すべきカテゴリー中に加えた事である。即ち黨證明書検査の場合には「欺瞞的手段を以て入黨せる敵及一切の不純分子の暴露、掃蕩」に主力が注がれ、それに次ぐ黨證明書交換の場合にも同様「黨員たるの名譽に價せざる消極的分子の一掃」に重點が置かれてゐる。この事は先づ第一に、黨内積極的活動分子の強化を目標とせるものであり、第二に戦争の脅威が増大するに伴ひ消極的分子が却つて黨活動の妨害を爲すに至つた事を示すものである。即ちソ聯邦の國力が充實するに伴ひ、諸外國との間に必然的に種々なる摩擦を生じ、ボリシェヴィズムに對するファジズムの勃興と更に之に對應すべくコミンテルン第七回大會の決定にかゝる反ファツショ人民戦線の樹立、西方ナチス・ドイツとの關係、東方に於ける對日、滿關係が複雑化し一觸即發の危機が醸成されつゝある際、黨證明書検査及交換による黨陣列の強化は準戰體制整備の一條件と言ひ得るのである。

二、黨證明書検査の狀況

從來の清掃に於ては、黨中央清掃委員會、地方、州清掃委員會、區清掃委員會、細胞清掃委員會を嚴密なる條件の下に設置し、之をして清掃を行はしめたのであるが、今次の事實上清黨に於ては黨區委員會書記に絶對的責任が與へられ、之が今次黨證明書検査の特色をなしてゐる。この點に關し一九三五年十二月廿一日より同月廿五日に亘つて開かれた全聯邦共產黨中央委員會總會は次の如く確認してゐる。

「黨機關自身が中央部の指令を受け、何ら専門委員会を設けずに直接調査を行つた事は調査活動の組織工作上非常に有利であつた。斯うして黨機關の指導的分子は黨内に潜入した敵分子と彼等の反黨的破壊的活動の方法とを暴露する場合に、黨組織工作の點に於ける自己の根本的な缺陷及誤謬を指摘してそれに對する根本的な改善策を講ずる事ができた。凡ゆる條件に適つた有能な幹部を黨機關内に引入れ、同時に黨活動に不適当な人々、就中黨中央委員会の再三の警告を無視して黨證明書調査の意義を理解せず、屢々公然と反對態度を示し黨の陣列強化の爲に行はれる此の重大な工作を妨害せる人々を清算せる事に依つて、黨機關はその活動を改善し強化する事ができた。」

一九三五年五月十三日附黨中央委員會は密封書簡に依る指令を全黨組織に與へたる後、黨の各地區、州、地方委員會及民族共產黨中央委員會に於ける黨證明書検査の顛末確認方法を發表したが、それは次の如くである。

(一) 黨初級組織に於ける黨證明書検査が終了せる後、地區委員會ビュローはその結果を確認し、然る後州、地方委員會、民族共產黨中央委員會に検査文書を提出する事

(二) 黨證明書検査が終了せる後、區委員會總會に於て検査の結果を審議確認せねばならぬ事

(三) 州、地方委員會及民族共產黨中央委員會は當該調査書を全部各人の閱覽に供したる後、各委員會ビュロー會議に於て黨證明書検査の結果を各區黨組織別に確認せねばならぬ。検査が完了し同調査書が全部検査確認されたる後、同調査書を州、地方委員會、民族共產黨中央委員會の決議を添へ全聯邦共產黨中央委員會に提出する事

擬て全黨組織は前述の密封書翰を入手するや、直ちにその新指令實踐に着手したが、今次黨證明書検査の眞の目的は多數組織に於て理解せられなかつた。蓋し黨中央部の意圖せる處は、黨證明書検査は黨證明書と黨員名簿との技術的な對照ではなくして各共產主義者の眞摯なる政治的、思想的検査であり、異分子を黨より放逐し、黨に組織的、政治的活を入れる事にあつたが、この目的は理解されず、多數黨組織は形式的、官僚的、機械的検査に終始した。この傾向に對し黨中央委員會は「黨建設誌」一九三五年七月發行第十三號に於て、各地に於ける黨證明書検査が極めて不満足な旨を確認し、その對策を決議發表した。それには次の如く述べられて居る。

「ザーパドナヤ州に於ける黨證明書検査は極めて不満足であり、同州各區に於ては五月十三日附中央委員會の指令中に記された検査法則が歪曲され、検査は倉惶として形式的、官僚的に行はれ、記録その他極めて無責任なものである。多數黨組織

織に於ては書記自身がこの事に従はず、第二流の活動分子に之を一任し、又黨證明書の眞偽が疑はしい場合にも所持者自身に就いて説明せられてゐない。この結果、黨證明書検査は何等の缺陷をも暴露するに至らず、検査後黨陣列に何等異分子の殘存せざる事を保障し難い状態にある。ポチンコフスキー區委員會書記は一日に黨證明書を八〇づつ検査し全部の検査を數日間完了せしめたが、之は最も愚劣なる事例である。ザーパドナヤ州黨委員會は同検査に對する警戒心の昂揚に對して何等對策を行はず、却つてこの直接責任者たる州委員會第二書記等は「黨證明書検査は中央委員會の指令以前に行はれてゐる」と云つた氣分を散布し、まるで傍觀者の如き態度をとつてゐた。右の如き状態を黨中央委員會は確認し、全州の黨證明書検査をやり直し第二回検査を行ひ、その爲に區黨大會を開き同書記の検査が形式的、官僚的で州委員會の指導が不満足であつた旨を説明すべき事を義務づけ、當該検査の責任者中一部を除名し、或ひは第二回検査を正しく遂行せざる場合には除名すとの警告を發した。

又ウオロネジュ州に於ても同検査の結果は不満足であり、各區委員會書記は何れも急速に検査を形式的、機械的に行ひ、その結果何等の缺陷をも發見し得ず、検査の目的を貫徹し得なかつた。従つて中央委員會は同州サドフスキー、トルベチエンスキー、フレノフスキー、ウロコフスキーの諸區黨委員會の行へる検査をやり直す事を義務づけてゐる。

ウクライナ共產黨ハリコフ州組織に於ても同様の傾向が多々發見せられ、ハリコフ州ノウォ・センジャルスキー區委員會に於ても形式的検査の爲多くの黨證明書に關する缺陷が見逃されてゐる。同區委員會書記はこの仕事を第二流の人物に委任した。尙ほ同區委員會に於ては黨の諸文書の保管が亂脈を極め、秘密文書の保管が不完全で、就中五月十三日附中央委員會の密封書翰一通が紛失してゐる状態である。同區に於ても區黨大會を開き第二回黨證明書検査の理由を説明したる後、嚴密なる検査のやり直しを行ふ旨が中央委員會より義務づけられ、第一回検査の責任者に警告が發せられた。

尙ほハリコフ市ヂェルジンスキー區組織に於ては今次の検査により新黨員を採用し黨證明書を交附する際に重大なる誤謬を犯してゐる事が判明した。元來黨規に依れば、新黨員採用は區委員會附屬新黨員採用委員會又は初級黨組織の決議が區委員會ビュローの確認を経て始めて實現されるのであるが、同區に於ては黨證明書總數一、三七五の中一、三四一即ちその九七〇餘が區委員會ビュローの決議なくしてただ區委員會附屬新黨員採用委員會又は初級黨組織の決議によつて、不正交附が行はれてゐた。この誤謬に對しては左の如き嚴重なる對策が採られてゐる。即ち(一)ヂェルジンスキー區委員會の交附

せる黨證明書に關して、同盟證明書を手せる各人の詳細なる特長を附し全聯邦共產黨中央委員會に報告すべくウクライナ共產黨に提案する事、(二)ウクライナ共產黨中央委員會に對し、黨證明書を不正に交附せる當の責任者たる前書記をしてハリコフ市黨委員會と共に右黨證明書の不正交附に關する報告を作成すべく指令する様提案する事、(三)黨證明書不正交附の責任を問ふに當り之を黨内問題とするか刑事問題とするかはハリコフ市黨委員會の報告提出後に決定する事。』

黨證明書検査が進行するに隨ひ、更に多くの黨規無視の事實が一般的に行はれつゝある事を黨中央委員會自身も確認せざるを得なくなつてしまつた。その一は黨の一組織より他組織に轉籍する場合の規律無視である。即ち多數の黨員がその所屬組織を去つて他組織に轉籍する場合、除籍の手續を行はず、一九三五年五月より七月に至る僅々三ヶ月間に於ける該當者はウオロネジュ黨組織に五八五名、ドネツ黨組織に四五五名、チェリヤビンスク黨組織に四三二名、スターリングラー下黨組織に三六四名の多數を算する状態であり、黨證明書検査實施以前の狀態が如何であつたかは、之からしても容易に想像し得る處である。各地黨組織の之に對する態度も極めてルーズであり、除籍の手續を行はず他組織に轉籍せるものの統計表を作成するの關の山で斯かる黨規蹂躪傾向に對して何等の積極的闘争對策が採られてゐなかつた。一九三五年八月黨中央委員會は右の傾向に對して、

『黨員の氣儘勝手な移動は黨員訓練の初歩的基礎を破壊し、黨員登録機構の活動を困難ならしめ、且黨員登録カードの送附を要求する各黨組織の間に無駄な交通を行はしめる事となり、隨つて斯かる非組織的な氣儘勝手極まる方法を以て黨員が他組織に轉籍する事は、黨證明書の検査を困難ならしめ、敵分子が偽購的方法を以て黨戦列に侵入する可能性を與へ、黨規と決議してゐる。』

右の如き黨規無視が公然と行はれてゐた結果、黨員たる資格を有しない不純分子が右の黨内の諸缺陷を利用して潜入し得た事は事實の様である。ボルシエヴィク誌一九三五年七月十五日號は左の如き興味ある一例を傳へてゐる。

『キエフ州タラシヤンスキー區に於て區檢事として勤務せる詐偽漢ボドリスキーが暴露された。彼の本名はフェエドマシと呼び、一九三一年當時共產青年同盟員であつたが、犯罪事件に連坐シバクー市に赴き同地に於て、自己の同盟證明書が

盜難に遭つた旨虚偽を申告してボドリスキーと偽名するの成功し、ピヤチゴルスクに行つた。彼は同地に於て公金費消等の理由で青年同盟より除名處分に附せられたが、同盟證明書を組織に返却しなかつた。次いで彼はブハラに赴き不正なる同盟證明書を悪用し、同地共產青年同盟區委員會組織部に勤務しやがて黨員候補に挙げられたが、暫くしてその不正行為が暴露され黨より除名されたが、黨員候補證明書をも返附せず、ブハラ區委員會に於て登録カード用紙三枚を盗み、同區委員會の印を盗用、右カードの體裁を整へ、ドニエプロベトروفスクに赴き州發行新聞編輯部員及州檢事助手として勤務した。一九三四年職權濫用及その他多數の犯罪が暴露し、彼は再び黨より除名された。その際又もや黨證明書を組織に返附せず、ドニエプロベトروفスク區委員會の際に乘じ以前ブハラ區委員會より盗み同委員會の印を盗用せる登録カードにドニエプロベトروفスク區委員會の印を盗用し、キエフに赴き一九三四年末同地に於て黨清掃工作を無事通過し、一九三五年一月タラシヤンスキー區檢事の職に任ぜられたものである。』

扱て一九三五年八月黨中央委員會は除籍手續を了せずして轉任する傾向を防止する爲左の如き決議を行つてゐる。

- (一) 前所屬黨組織の黨籍を除かずして他組織に轉籍せる者は凡て黨籍を喪失せるものと一律に看做す。區黨委員會及初級黨組織は之を各黨員に通告する事。
- (二) 前所屬黨組織の黨籍を除かずして轉籍せる黨員の黨證明書を受理せず、沒收する事を區黨委員會及初級黨組織に義務づける事。
- (三) 黨員が他組織に轉籍する際に各黨員が登録カードを受取る規定を廢し、その赴くべき土地の區組織に別に送附する事。
- (四) 黨證明書検査を行はざりし黨員の(他組織に轉住する場合)除籍を禁ずる。區黨委員會書記に對し、黨員が他組織に轉籍する場合その許可を與へると同時にその黨證明書を検査し、登録カードと共にその轉籍せんとする黨組織にその結果を傳達する事を義務づける。

次に黨規を無視して採用せる黨員——即ち區黨委員會の確認を経ずして採用された黨員及他黨(メンシエヴィキ、エスエル、ブント等)よりの出身者にして黨規の規定する如く黨中央委員會の確認を経ずして入黨せる黨員——の黨證明書検査に就いて次の如く決議してゐる。

(一) 黨規を蹂躪して採用されたる黨員の黨證明書を検査する際、黨證明書を機械的に没収するのは正しくない。黨規を無視して入黨せる事が判明せる場合、黨證明書の眞實性を検査する代りに、どの程度まで當該黨員が黨員の名稱を實際に正常化してゐるかを解明する事を、都市委員會及區委員會の書記に義務づける。次に黨證明書検査の結果を區委員會ビュローの審議に一任し、不正入黨者の黨證明書を没収するか否かの問題を解決せしめる。

(二) 區委員會が検査後黨員を黨内に止め置くのは、當該黨員が舊黨證明書を有し、黨證明書に記載されたる如き黨内闘争經歷を有するものでなければならぬ。

(三) 従前他黨々員たりし黨員の所持せる黨證明書を検査する場合、その入黨の際黨規に従へるか否かを完全に解明すべき事を市委員會及區委員會に義務づける。若し他黨出身者が黨規を無視して採用された場合には、州、地方委員會、民族共産黨中央委員會は極めて嚴重なる態度を以てこの黨員を検査し、その結果若し黨陣列に置く事が必要と思料された場合には、その旨を黨中央委員會に提案してその確認を経ねばならぬ。

右に述べた如く全國各地の黨組織に於て黨證明書の検査が形式的に行はれ、多くの缺陷を曝露して來たので中央委員會は當該責任者の處罰、第二回検査の施行、各種の注意事項を指令し眞剣なる態度を以て臨んだ。

一九三五年十月一日現在に於ける黨證明書検査完了の分は黨員一、一七四、二〇〇名(全黨員の七〇・八%)、黨員候補二四一、二〇〇名(全黨員候補の七二・二%)であり、検査完了の全員中黨員の三・三%、黨員候補の六・一%は黨證明書及黨員候補證明書を剝奪されてゐる。

一九三五年十二月の黨中央委員會總會に於て黨證明書検査の頭末その他に關する決議が行はれた。同決議は黨證明書、黨員候補證明書の交附及回收等を嚴重なる規律に従はしめ、黨のボルシェヴィキ的純潔の維持に努むべき事を指令すると共に一九三六年一月十五日迄に黨證明書検査を打ち切り、同年二月一日より五月一日に至る期間に黨證明書の更新を實施すべき旨を決定した。

總會開催時に於ける黨證明書の調査進行状態は黨員の九三%と黨員候補の五三%に就いて調査を終了したに過ぎず殘餘の黨員及黨員候補の調査は一九三六年一月十五日迄に終了せず、三月中旬に至つて漸く一應の完了を見た模様である。黨證明書検査進行過程中に暴露せられた黨内活動の缺陷に就いては既述せる處であるが、検査終了後左の如き諸缺陷が判明した。その主なるものを挙げれば次の通りである。

- (一) 黨内民主主義の蹂躪——黨内民主主義的中央集權主義の建前より黨諸機關活動分子の黨員大衆に依る公選性が履行されるべき處、この公選性は多數機關に於て無視せられ、加ふるに黨機關の黨員大衆に對する報告義務も無視されてゐた。
- (二) 黨經濟、計算活動の混亂——黨規の嚴正なる遵守に依り組織内に存在する放肆、混亂、無秩序を克服し、黨經濟を整備するのは今次の事實上清黨の一目的であつたが、依然として黨經濟は等閑に附せられ紊亂してゐる。
- (三) 黨員の政治的水準の低位——第一次、第二次五ヶ年計畫に依る國民經濟建設に追はれ、黨員教育が忽緒に附せられてゐた事は既述の如くであるが、黨員及同候補の政治的水準が依然として低位にある事が判明した。之に對しブラウダ紙は「舊功を誇り半文盲を得意とする多數黨員がある。舊功に對しては感謝するがこの資本のみでは永久に生きる事はできない。無學の樂觀論は充分排撃せねばならない」と述べてゐる。
- (四) ボルシェヴィキ的警戒及黨規律の免除——黨中央委員會の再三の指令にも拘らず、依然として多數黨機關は黨規律破壊に對する組織的闘争の精神を養成せず、敵分子に對する警戒が行はれなかつた。所謂「黨を害ふ寄生的腐敗分子」の摘發を怠り、その犯罪行為を默認しつゝ、多數黨機關は極めて些細な理由より、時には何等黨規律紊亂の事實なき黨員並に黨員候補に對して一括的大量處罰を行ひ、黨規の意義を必然的に低下せしめた。

爾來右の缺陷克服の爲に黨統制活動が向けられたのであるが、特に(一)の缺陷は翌一九三七年二月—三月に於ける黨中央委員會總會に於ても鋭く指摘され、黨活動を百八十度轉換せしめる契機をなしたものであり、この方面に於ける黨規無視の亂脈ぶりは著るしきものがあつたと思料される。

三、黨證明書交換の狀況

一九三五年十二月全聯邦共産黨中央委員會總會に於て黨證明書交換が一九三六年二月一日より同年五月一日迄の期間に施行せられる旨決定されたが、一九三六年一月十五日に終了すべき筈の黨證明書検査期間が意外に遷延し三月中旬に至り漸く完了した結果、黨證明書交換が何時開始されたかは明瞭でない。總會決定通り二月一日より開始された黨組織もあるであらうが、本格的に開始されたのは三月中旬と見て大過ないであらう。同交換期日は後述する如く八月一日迄延長されたが事實上同日迄を終了を見ず、九月以降に迄延長され、同年十一月一日の新黨員總會開始に及んだ模様である。

黨證明書交換は従来も屢々行はれた處で、黨員及黨員候補の所持する黨證明書を回収し、黨員及黨員候補の登録カードを更新するものである。今次の黨證明書交換は厳密なる黨證明書検査と相呼應し、その組織的規模及政治的意義に於て従来の黨證明書交換と同一の比ではなく、黨證明書検査工作を有機的に完成し、兩者合して黨清掃工作を爲すものである。黨證明書交換實施規定に關する詳細は外事警察報第六十三號「全聯邦共產黨中央委員會十二月總會の決議」中（黨證明書調査の顛末）に明らかであるから此處に再説せぬ事とする。

一九三六年五月廿二日黨中央委員會は、黨證明書交換經過に關する諸問題につき討議し、黨證明書交換期限延長その他につき決議を行った。その内容を抄述すれば次の通りである。

黨證明書交換經過に關する全聯邦共產黨中央委員會決議（一九三六年五月廿四日附ブラウダ所載）

一、黨證明書交換期限の延長に關する件

州委員會、地方委員會、民族共產黨中央委員會の請願に依り黨證明書交換期限を改めて一九三六年八月一日迄延長す。

二、黨證明書交換期間に於ける共產主義者の採用及名簿よりの削除に關する件

黨證明書交換期間に於ける共產主義者の採用及名簿よりの削除を左の如く規定す。

イ、黨都市委員會及區委員會の書記は黨員が他の黨組織に轉籍する場合、彼等を名簿より削除せざる前にその舊黨證明書を新黨證明書に書替へ、一九三五年八月十三日附黨中央委員會決議の規定する新様式の登録カードを、當該黨員が名簿に記載せられる新活動地の都市委員會及區委員會に轉送すべし。

ロ、本決議前に名簿より削除されて他の黨組織に轉じ且つ黨證明書を書替へざる全共產黨員の舊黨證明書の書替は彼等が名簿に記載せられたる新活動地の黨組織への轉籍理由を適當に検査せる後、之を行ふ。

三、ゴリコフスキー地方黨委員會への行へる各個黨員の黨證明書交換の誤れる留保

同地方委員會は同地に於て若干黨員がその經濟的課題遂行状態が不活潑なる故を以て新黨證明書の交付を留保し、その活動如何に依りこの問題を決定する決議をしてゐるが、此の如き當面の經濟的課題の遂行状態に影響を及ぼす方法は却つて黨證明書交換カンパの觀念を誤らしめ、黨の使命をボルシェヴィキ的に會得し得る様共產主義者を養成する事業の障礙となるものなり。

四、北カフカズ地方ゲオルギエフ區及スターリングラード地方ソロドチエン區に於て黨證明書交換に際し不法にも共產主義者を總括的に消極的共產主義者の數に含めたる事實

右兩區委員會の書記は「黨員の名に値せざる消極的分子を黨より一掃せよ」との黨中央委員會の指令を形式的官僚的に遂行せり。即ち彼等は個別的に各黨員を調査せず又黨證明書交換に際して彼等と詳細なる談話を試みず、唯だ機械的に名簿に依つて、事態の本質を極めず、何等の根據なくして多數黨員及黨員候補を消極的共產主義者の數に入れ、斯くして黨除名問題を豫め決定せり。右に對しては次の處分對策を行ふ。(省略)

五、黨證明書交換顛末の確認方法に關する件

黨證明書交換の顛末の確認方法を左の如く規定す。

イ、區及都市黨組織に於ける黨證明書交換が終了すると共に、區委員會及都市委員會黨書記は黨證明書交換の結果及交換過程中に講ずる諸手段を區委員會及都市委員會の總會に報告し、又成員少數の區黨組織に於ては共產主義者總會に報告するものとす。

ロ、州委員會、地方委員會及民族共產黨中央委員會ビュローは、黨證明書交換の結果を黨の各區組織及都市組織毎に確認するものとす。

州、地方及共和國の黨組織構成中に包含されたる管區黨委員會及州黨委員會は、豫め區黨委員會書記の報告を聴取しその後州委員會、地方委員會及民族共產黨中央委員會ビュローに對し州及管區黨組織に關する黨證明書交換の總括的結果を報告するものとす。

ハ、州黨委員會、地方黨委員會及民族共產黨中央委員會は黨證明書交換に際して、黨を除名された者、或は候補者及同情者に移された者の如何なる控訴をも全て徹底的に審査したる後、黨證明書交換の結果に關し、州黨委員會、地方黨委員會又は民族共產黨中央委員會の各ビュローに提出されたる當該區黨委員會の報告を確認するものとす。

ニ、州黨委員會、地方黨委員會及民族共產黨中央委員會は州、地方及共和國に於ける黨證明書交換の終了と同時に、黨證明書交換の結果に關する報告を確認し且つ黨證明書交換の結果に關聯して黨活動を一層強化すべき諸手段を審議する爲、州黨委員會、地方黨委員會及民族共產黨中央委員會の總會を召集するものとす。

ホ、州、地及共和國に於て黨證明書交換を終了せる後、黨中央委員会は黨證明書交換の結果に關する各州黨委員會、地方黨委員會及民族共産黨中央委員會の報告を聴取するものとす。

右の如く一九三六年五月一日に完了の豫定であつた黨證明書交換が八月一日迄延長されたのは(イ)既述せる如く黨證明書検査が一月十五日終了の豫定の處、三月中旬迄延引した爲その遅延期間をカバーする事(ロ)黨員の移動が頻繁に行はれてゐる結果、黨證明書交換が意外に繁雜を極めた事(ハ)黨證明書交換に關する黨指導方針が各組織に徹底せず各種の混亂歪曲が行はれた事等の諸理由に基いたのである。右に述べた黨證明書交換經過に關する全聯邦中央委員會決議中(ニ)は(ロ)に對する對策を決定せるものであり(三)及(四)は(ハ)の如き諸現象の中甚だしき事例としてゴリキー地方及北カフカズ地方に惹起せる事實を挙げ警告を發してゐるものである。

又同年五月廿四日附ブラウダ紙は黨證明書交換期間延長に關し次の如く述べてゐる。

『交換期間延長は黨當面の課題——黨と云ふ家を整備する事、隠れたる敵、兩股分子、腐敗分子及消極分子をボルシエウイキの陣列より掃蕩する事、全共産主義者、全黨組織を活潑に活動せしめる事——を更に精力的に遂行する爲であり、期限延長は決して交換テムボの弱化を意味するものではない。』

次に黨證明書交換状況を一瞥しよう。交換工作に現はれた缺陷は検査進行過程中に暴露された諸缺陷と略々性質を同じうしてゐる。

黨中央委員會の黨指導機關部は一九三六年四月後半に於て各區、州、地方黨委員會及民族共産黨中央委員會の黨指導機關部長の會合を開催し、各地黨組織に於ける黨證明書交換工作の報告を聴取したが、その中特に顯著なる缺陷は區黨委員會書記の同工作に對する機械的、官僚的態度であつた。例へば、ウオロネジュ州に於ては四月十五日に一萬人以上の黨員及同候補(この數は全州黨組織所屬共産主義者の九〇%)の黨證明書交換が行はれ、この結果平均全州共産主義者の七乃至八%が除名されてゐる。この比較的高度の除名率は區黨委員會書記が黨員中不活潑なる分子に對して採つた機械的な態度に依るのであり、彼等は多くの場合何等重大なる根據なくして除名されたのである。(黨建設)誌一九三六年五月五日號)

或は區黨委員會書記が黨證明書の組織的、政治的重大性を見ず、二流黨員に之を一任した組織もあつた。或は同カンパをお祭騒ぎ、不必要な競争に墮せしめ、細密を要する組織的感覺を鈍化させてゐる組織があり、或はウクライナ共和國ドニエ

プロベトロフスク州ミハイロフスキー區に於ける如く、嚴重な個人的調査を行はず大量的交換を一時に行ふ様な誤謬を依然として犯す組織もあつた。

併しながら右の誤謬克服が中央部より指令されるや、今度は餘りにも反動的な弊害が起つた。例へば從來の大量的黨證明書交換が嚴重に戒められた結果、ある場所では區黨委員會書記が黨員と極めて冗長な會談を行ふ事が德行と看做される傾向が生じ黨證明書交換に際して一、二時間當該黨員と會談せぬ事は恥づべき事であるとされるに至つた。(一九三六年五月廿四日附ブラウダ紙)斯かる傾向は交換に對する官僚的、形式的態度の反動をなすものであるが、餘りにも行き過ぎの弊を生じ當該黨員との會談の際には凡ゆる事が話され、交換工作が四方山話に轉じ無用の駄辨が長々と繰返され徒らに交換テンボを遅滞せしめたのであつた。

今次の黨證明書交換に當つては單に敵分子の清掃のみならず、『黨員の名譽ある稱呼にふさはしからず、偶然に黨に入り込んだ消極的分子を排除する爲に特別の注意を拂ふ事が必要』(黨中央委員會十二月總會決定)である事が特に強調せられたが黨員が消極的なりや否やを決定する標準が一定せず、各所に混亂を招來せる模様である。例へば、クルスク州の一工場内の黨委員會書記は消極的黨員を検出する爲に特別のアンケートを作成したり、或は若干地方黨委員會が下級機關から消極的黨員の名簿、各黨員及同候補の考課状を要求したり等して『有益なる事業を有害なるカンパ』にしたものがあつた。(一九三六年六月三日附ブラウダ紙)又ある區黨委員會書記は黨員との會談に際し『八分の七から十五分の三を引け』とか『長方形の面積の求め方如何?』とかの數學の問題を出し、その他極めて形式的な取扱ひをした。(同年六月四日附ブラウダ紙)西部ンベリヤ地方に於ては、若干區黨委員會書記が『黨員某々は既に老齡で讀んだ事を記憶し得ない』と云ふ理由で當該黨員を消極分子の中に算入したり等した。(同年六月廿三日附ブラウダ紙)蓋し、この誤謬は『半文盲を絶滅せねば黨員の積極性を獲得する事ができない』と云ふ當時の意見を反映してゐるものである。この曲解に對して黨當局は次の如く述べてゐる。

『共産主義者が積極的なりや、消極的なりやを決定する基本的基準は全聯邦共産黨規約であらねばならぬ。即ち該規約には共産黨員の義務が明確に述べられてゐる。ある組織の同志は無學乃至半文盲の共産主義者を消極分子の中に加へてゐるが之は全然誤りである。一の標準的處方箋を以て消極分子なりや否やを決定してならぬ事は勿論である。凡ゆる場合に深く人を知りその積極性を缺く原因を知悉し、適宜彼を授助せねばならぬ事は自明の理である。』

翌一九三七年二月—三月總會に於てスターリンがこのインテリ偏重を招來するブチブルの曲解を指摘し、その結果右の如き理由に因り不當に黨籍を喪失せる黨員の復黨控訴が大量的に行はれた事實に鑑みても、黨證明書交換過程に於て斯かる誤謬が滔々として行はれたものと思料されるのである。

黨當局はこの交換工作を通じて腐敗分子、消極分子に對する革命的警戒の必要を強調し、假面を被つた二股主義者、トロツキスト及その他の凡ゆる反ソ分子を徹底的に摘發すべき旨を宣傳煽動した。

黨證明書検査及交換工作に依り除名された黨員及候補の實數その他の数字的結果は、本工作過程に於て地方的且つ臨時發表せられたのみで、完全なる全國的結果は發表されてゐない。併しながら今次の黨證明書検査及交換工作こそ、兎にも角にも、翌一九三七年黨中央委員會二月—三月總會を契機とする黨本來の活動強化を目ざす百八十度轉換の基礎工作を爲すものである。

第四節 新黨員採用の復活

全聯邦共産黨中央委員會は一九三六年九月二十四日附を以て『全聯邦共産黨新黨員採用復活に就いて』と題する決議を發表し、同年十一月一日より新黨員採用を開始すべき旨を全黨機關に指令した。一九三五年十二月總會に於て黨證明書検査及交換は一九三六年五月一日迄に終了し六月一日より新黨員採用が開始される旨が決定されたのであるが、既述せる如く種々の障礙が發生せるが爲意外に遅延したのである。

新黨員採用は黨證明書検査、交換の後を受けて更にスターリンの旗の下に黨陣列を強化する目的を有するものである。右新黨員採用復活に關する指令全文は外事警察報第七十二號に明らかであるから此處にはその要點を述べるに止める。

同指令は、黨陣列の質的構成を一層向上せしめる爲に黨證明書検査及交換に依つて得た教訓を基礎とし従來新黨員採用の際犯されて來た誤謬を克服せねばならぬ旨を述べ、從來の誤謬、缺陷として次の三點を指摘してゐる。即ち

- (イ) 黨陣列が弛緩墮落し不純分子を存せしめるに至つたのは黨證明書の検査及交換の結果に依り明らかなる如く、黨機關が新黨員採用に關するレーニンの原則即ち個別的採用に依る黨員採用の原則を蹂躪し集團的採用を行つた事に依る。
- (ロ) 區黨委員會は黨員の人員調整に關する一切の事務を初級黨機關に委ね、新に採用する者の推薦狀の當否を詳細に檢

査せず、黨規の要求する手續を回避し黨證明書を交附してゐる。

- (ハ) 初級黨機關も新黨員採用に際し之を黨集會に於て審議する事なくして決定し、その他黨規の要求する處を無視してゐる。加ふるに初級黨機關指導者の多數はカンパ主義者であり、質の向上を計らずして量的増加のみに汲々としてゐる。斯くして右の誤謬を急速に克服し黨のボルシェヴィキ的發展に邁進せんが爲には最大の警戒を要し、且次の諸點を特に實行すべきである旨を指令してゐる。

- (一) 黨機關は新黨員の個別的採用を嚴格に實行し、眞に優秀なる進歩的、前衛的な労働者、農民及勤勞インテリゲンチヤを選ばねばならない。

- (二) 黨員候補の採用及黨員候補の黨員編入は初級黨機關に於ても區黨委員會及市黨委員會に於ても個別的方法によつて行ひ集團的方法によつてはならない。尙ほ黨規の要求する處に隨ひ黨に加入せんとする者の提出せる推薦狀及紹介狀を豫め検査せねばならない。

- (三) 初級黨機關に於ける新黨員採用の決定は各企業、コルホズ等の黨集會に於て行ひ、黨に加入せんとする者及その紹介者を必ずこの集會に出席せしめて嚴重なる調査を行はねばならない。

右の三點の外に、黨員及候補採用は區黨委員會に依つて承認さるべき事及その場合に於ける細則を指令してゐる。右の如く黨中央委員會は有害分子の潜入を防ぐ爲、從來黨員採用の際に行はれた曲解及誤謬を反覆する事の危險性を説き嚴重なる警戒の必要を全黨組織に要求したのであるが、依然として同決議を無視し新黨員の採用を形式的運動に轉化し又は個別的採用の原理を無視する黨機關が現はれた。之に對し黨中央委員會は十月二十一日附を以て、再び『新黨員採用復活に關する黨中央委員會決議の地方黨機關に依る曲解に就いて』と題する決議を發表し、各地方黨機關の犯したる誤謬を同指令に基づき直ちに訂正すべき義務を課し、黨陣列強化の爲に異常なる熱意を示してゐる。(同決議の全文に就ては外事警察報第七十二號参照) その要點を記述すれば次の如くである。

同決議は九月二十九日附決議發表以後の期間に行はれた黨諸機關に依る新黨員採用に於ける誤謬を實例を擧げて指摘し、この誤謬を克服する爲に次の四項目に亘る指令を與へたものである。

- (一) 新黨員採用を形式的なお祭騒ぎに轉化せぬ事

最近に於ける全聯邦共産黨の活動

- (一) 個別的方法に依る新黨員採用、被採用者に關する入念なる検査及その入黨志願書の研究調査を確保する事
- (二) 採用に關する量的課題の制定及び凡ゆる採用競争を排し、時日を要するとも慎重且入念なる採用を行ふ事
- (三) 新聞紙上に於て新黨員採用問題に關する正しき解説を行ふ事
- (四) 右決議が發表された當日、イズヴェスチヤ紙はレーニンがロシア社會民主労働黨第二回大會に於て述べた處の「黨員としての権利と可能性を有しながら動搖せる一人の者よりも、自分を黨員と稱しない十人の働き手（眞の働き手は位階を求めない）の方が優れてゐる。全黨員は黨の前に責任を有し、黨は全黨員の前に責任を負ふてゐる事を忘却してはならない。我々の任務は我黨の不屈性、自制力、純粹性を確保するにある。我々は黨員の呼稱と意義をより高く昂揚せしめねばならない」と云ふ言葉を引用し次の如く論じてゐる。

『全聯邦共産黨中央委員會の決議は總花的、十把一からげの黨員採用が異分子、有害分子及び偶然入黨せる分子をして不可避的に黨陣列を弛緩せしめるに至る旨を再び強調してゐる。黨及民族の邪惡なる敵トロツキスト・ジノヴィエフ一派の資本主義復興者、フアシストの手先、スパイ、牽制行動分子は黨證明書に依つてその醜惡なる行動を隠蔽しようとした。警戒心の昂揚——これこそ各黨員及各黨組織の義務であり、斯くして新黨員採用者の綿密なる検査を確保する必要があるのである。この爲にはどれほど時間を費したとしても己むを得ないのである』

新黨員採用カンパの總體的結果に關しては、断片的報道以外には依るべき資料がない。併し右カンパが幾多の誤謬缺陷を有しながらも、一九三三年以降の大清黨工作及黨證明書の検査、交換に依る事實上の清黨工作に於てスターリン政権にまつるはざる者がトロツキスト、スパイ、不純分子、日和見主義者、二股分子等の名の下に全黨組織より風潰しに追放された後を受けて、一國社會主義を支持するスターリン支持者を選別、入黨せしめ、スターリン政権の基礎強化に邁進しつゝある事は疑を容れぬ處である。

第五節 黨統制活動

一九三四年一月—二月に開催せられた第十七回黨大會に於て、スターリンは黨の統制組織の問題に關して「正しき方針が與へられ、正しく問題の解決が與へられた以上、事の成否は組織活動、黨方針實踐の爲の闘争、人の正しき選擇、指導機關の決定

遂行の検査に懸つてゐる」と述べ、その強化を黨當面の急務なりとした。當時に於ては第二次五ヶ年計畫の初期に當り打鐵く經濟建設の中に黨本來の活動は經濟活動に轉化される傾向が強く黨組織をはじめ黨外大衆團體組織は未曾有の數的膨脹を示せるに拘らず、その中心たるべき黨員間に於て黨規は甚しく紊亂し、思想上組織上の統制は頗る弱められてゐた。爾來行政機關の官僚主義、業務に對する無責任、自己批判に對する怯懦、黨決議事項實踐の不徹底等の統制上の缺陷を克服せんが爲に黨中央委員會附屬黨統制委員會の設置及黨清掃等種々の對策を構じ一路黨統制活動の強化、換言すればスターリン政策に對する黨陣列の強化に邁進し來つたのである。然るに一九三四年末に勃發せるキエフ暗殺事件を契機として反スターリン分子の陰謀が續々表面化し之に驚愕せる政府乃至當局は全力を擧げて反對派をテロ手段を以て弾壓すると共に、黨員大衆の敵分子に對する警戒心の昂揚を不斷に宣傳煽動し勞農大衆の精神的動員を行ひ且黨證明書検査並に交換實施等黨統制強化の爲のあらゆる對策の實施に奔命した。スターリン政権は斯くして今期を通じてその一國社會主義にまつるはざる反對派分子を苛責なく驅逐し黨議の統一を計り着々と實績を擧げつゝあるものと言ひ得るのである。次にこの分野に於ける黨活動の状況を述べる事とする。

一、黨内活動の状況

一九三四年第十七回黨大會に於て、黨統制活動の強化が強調せられ、同大會決議に基づき黨中央委員會附屬黨統制委員會（KPK）が設立され、黨組織より獨立して大會及中央委員會の決議遂行状態の検査並に黨規律嚴守、黨統制強化の任務を以て活動を繼續して來た。一九三六年初頭、黨は一九三三年以來の清黨工作を終了し、次いで黨證明書検査を一應完了せる時期に於て、來るべきスターリン新憲法の實施及増大せる國內反政府的風潮に對應すべく黨陣列の一層の純潔を保持し闘争能力を強化せんが爲に同年三月七日より十日に亘り黨中央委員會附屬黨統制委員會第三總會を開催した。（同總會に於ける決議内容の詳細に就ては外事警察報第六十六號参照）同總會決議に依れば、地方に於ける同委員會委任代表側はその使命を完全に遂行し、黨大會、中央委員會諸決議の遂行状態検査に於ても多大の役割を果し地方黨組織、地方ソヴィエト機關及經濟機關の活動に對する組織的實踐的指導の質を向上せしめる上に尠からぬ成果を擧げ得たものゝ如くである。併しながら同時に幾多の本質的缺陷を内包しその克服が要求されてゐる。その本質的缺陷とは（一）重要問題の點檢に重點を置かず、徒に些事未節に拘泥せる事、（二）黨中央委員會の重要決議が發表されたる後直ちにその實踐方を組織的に監督する事なく、

最近に於ける全聯邦共産黨の活動

独自の抽象的なプランを立て第二義的問題に没頭しその直接の使命より逸脱した事(三) 実行検査と統監とを屢々混乱せしめたる事(四) 黨建設問題に對する中央委員會議決の遂行状態の検査を殆ど忽諸に附した事(五) 職業組合、ソヴィエト機關、青年同盟、新聞等の統制活動との聯絡が不充分であつた事等が擧げられてゐる。之が克服の對策として、(一) 地方委任代表を増派し統制活動を強化せしめる事(二) 中央委員會議決の遂行状態を同決議發表直後に検査する事(三) 地方委任代表は黨地方機關との摩擦を少くすべく相互連絡を強化する事(四) 地方委任代表部強化の爲一ヶ月内に代表部の検査を行ふ事等を技術的部門に涉り詳細に決定した。斯くして前記諸缺陷を克服して地方委任代表の權威を高め又地方黨機關よりのその獨立性を強化し、延いては組織的指導の質を昂揚せしめ、實踐活動により黨幹部を養成せんと企圖せるものである。

一九三五年五月以來行はれ來つた黨證明書検査の結果、黨員及候補者に對する黨規規定が形式的官僚主義的に流れ公正なる黨罰が行はれざる爲、黨員養成手段たる黨罰の意義が著しく低下せる事が判明した。黨は右總會に於て黨罰の適用に關する決議を行ひ、従来の機械的強壓的處分方法を廢し、根氣強き説得の精神を以て黨罰を行ひ、ソヴィエト法規侵犯と黨規委員會議決の活潑化に關する詳細なる決議を行つた。蓋し、エジョフの言に依れば「從來黨の夾雜性は主として黨綱紀委員會活動の不活潑に起因せる」からである。

右總會決議は黨内活動の根本的改善の方途を規定せる重要文書と言ひ得べく、從來各黨組織に存在せる黨活動の大缺陷——黨規約の蹂躪、黨内民主主義の侵害及階級的警戒心の弱体化——を指摘し、黨統制活動の強化を計り、翌一九三七年二月三月に行はれ黨活動に畫期的轉換を行はしめた中央委員會議決の前哨たる役割を演じたものと見られる。右決議に於て、黨罰を一般黨員教員に利用し、各黨員の責任感を昂揚せしめ黨下級機關の意義を向上せしめた事は、黨活動の中心が各黨員にあるべき事を再認識し黨機關の官僚化、黨の大衆からの遊離を批判せるものとして、極めて興味あるものである。

次に同決議は黨内民主主義の問題に觸れてゐる。即ち黨よりの除名を慎重且嚴重にし、黨組織よりの除名後非黨員としてのソヴィエト機關その他非黨組織機關の地位に就き得る様にする等、黨員の權利は可成り擴張されてゐる。併しながらこの事は黨内民主主義の一部に過ぎない。翌一九三七年二月三月總會に於て痛烈に批判された如く本期に於ては未だ黨機關の公選性は無視せられ、黨員大衆に對する黨諸委員會の報告の義務は蹂躪せられてゐたのである。では黨内民主主義の問

題が右統制委員會に上程せられたのは、如何なる理由に基くものであるか。同年三月十八日附ブラウグ紙は「我國は新憲法に向つて進みつゝあり、それはソヴィエト民主主義を徹底的に展開せしめるであらう。このことは廣汎なる大衆及黨員の組織、教育の一切の機構を完成せしむる事を黨に義務づけるものである。」

と述べてゐる。即ちスターリン憲法實施によりソヴィエト制度の民主主義化が企圖されてゐるが、ソ聯邦の實勢力を握る黨機構内に於て黨内民主主義が當時の如く歪曲されてゐたならば、ソヴィエト民主主義は有名無實に過ぎない故、一應ソヴィエト機構と黨とを併行せしめる爲に黨内民主主義問題を曲りなりにも日程に上せたのであらう。

以上を要するに、本期に於ける黨内統制活動の内容は各機關の黨決議遂行、各黨員の黨規遵守、革命的警戒心の強化、黨内民主主義の發展に重點が置かれたのである。

二、黨外廓團體に對する統制強化

黨統制活動は本來の意味に於て右に述べたる如く黨内に於ける統制活動を意味するものであるが、此處では黨外廓團體に對する黨の統制——別の意味に於ける——状態を便宜上附記する事とする。

本期を通じて、黨はスターリン政策に反對意見を抱く者を排除し黨陣列を強化すると同時に、黨外に於ける有力政治團體の勢力を失墜せしめ、黨第一主義を明瞭にし、黨外廓團體に對する統制を強化した。その中注目すべきものは老ボルシェヴィキ協會及政治徒刑囚流刑囚協會の解散並に全聯邦レーニン共産青年同盟活動の轉換である。

(イ) 老ボルシェヴィキ協會及政治徒刑囚・流刑囚協會の解散

全聯邦共産黨中央委員會は一九三五年五月二十五日附決定を以て「老ボルシェヴィキ協會」を次いで同年六月二十六日附決定を以て「全聯邦政治徒刑囚・流刑囚協會」を解散した。

老ボルシェヴィキ協會は一九二二年黨中央委員會附屬全聯邦共産黨史研究會の附屬團體として成立し、本部をモスクワ、クレムリン宮殿に置き、ハリコフ、サラトフ、サマラ、ドニエプロウスク、オデッサ、イソノウオウオズネンスク、コストロマ等全国各地に支部を有し、會員たるべき資格は、十八年以上の黨闘争経験を有するボルシェヴィキに限られ、その主たる目的は貧困黨員の相互救済にあつたが、事實上黨の外廓團體として、(一) 時事問題に關する會合を開き會員の經驗に依り討議を爲したる上意見を上申し、(二) 青年労働者、學生、共産青年同盟員等若きシエネレーションに對し老練な

る闘士の意風を鼓吹する等、一特殊團體を形成し少からざる活動を行つてゐる。會員數は一九二二年末成立直後には二百名に過ぎなかつたが、一九二六年末に於ては六百名餘に達し、その後漸次増加しつゝあつたものである。

全聯邦政治徒刑囚・流刑囚協會は一九二〇年三月十四日、帝政時代政治徒刑・流刑に處せられたるものを以て組織せられモスクワに本部を置き全國各地に約五十の支部を有し、同會員には帝政時代に政治徒刑囚・流刑囚たりし者は共産黨員は固より一八七〇年代のナロドニキよりエス・エル黨員等各種の革命運動者を網羅し、一九二八年初頭に於ては總計二千四百名餘を包含してゐた。但し(一)舊ロマノフ政權に對し滅刑の嘆願を爲したる者、(二)社會主義革命道徳に悖る行爲ありたる者、(三)現政權に反する行爲を爲し有罪の判決を受けたる者は會員たる事を得ない規定であつた。同協會の目的は、前記老ボルシェヴィキ協會の如く、會員の相互救済並に大衆に對する帝政時代の徒刑制度等の史實の宣傳普及にあり、機關誌「徒刑と流刑」(Каторга и ссылки)及專屬博物館を有し、往年の革命運動に關する幾多の文獻を出版し、老ボルシェヴィキ協會の如き政治的勢力は有しなかつたが、政治教育上可成り見るべき活動を爲したものである。

擬て右兩協會の解散は、共に會員の自發的決議に依り自ら解散の認可を黨中央委員會に申請せる如き形式を以て發表せられた。其の中政治徒刑囚・流刑囚協會の自發的解散理由には、會員は一切の必要なる援助を政府より供せられて居るから、協會設立の主要目的なる會員の相互救済は最早不必要である旨を述べ今後とも物質的援助を政府が爲さん事を請願して居るに對し、政府は之を承諾し、同時に一九〇五年裝甲巡洋艦ボチヨムキン號叛亂参加者にして、勞働能力を喪失した者に對して、月額百五十留の扶助料を支給すべき旨を發表してゐる。併しながら右は全く表面的理由に過ぎず、從來黨の外廓團體として政治上に、若きジエネレーション指導に重要な活動を爲せる兩協會が右の如き簡單なる理由の下に解散するものではなく、其の裏面に重大なる政治的理由の存在せる事を窺知し得るのである。即ち兩協會は革命前の老革命家、ヴェテランを網羅し、革命の功勞者として黨の内外に隠然たる勢力を有し、就中時事問題に對し常に討議を行ひ遠慮なく意見を開陳する老ボルシェヴィキ協會の如き存在は、そのマルクス主義の純理論的立場より見て批評の餘地が必然的に多い黨近來の政策遂行上少からぬ障礙となり、反對派分子の發生を促しその温床となる危険が多分にあるを以て、黨の絶對的權威を高め統制を強化せんが爲に之を解散せしめたるものである。此處に於て、我々は第十七回黨大會に於けるスクーリンの報告演説を想起するのである。

「黨内の諸缺陷を克服する爲に、組織工作に於ける重要事は人の選擇と實行の檢閲であると云ふレーニンの言に違つてどうしても匡正できぬ官僚主義者を黨から排除する事には誰も異論はないが、その外に過去に於て黨に功勞ありながら、その年功を笠に着てとかく我儘を働き黨の方針に逆ふ様な古參黨員を、己むなく除名するに至つた。更にもう一つの型は誠實ではあるが儲蓄に過ぎて實務に適せぬ連中も、その地位から去つて貰ふ外はなかつたのである……」

この事は、本期を通じて發生せる大小幾多の反政府事件に於て、レーニンの僚友ジノヴィエフ、カメネフはじめ幾多知名の革命老闘士が極刑に處せられ、その後をソヴィエト百科辭典に其の名すらも見受けられぬ無名の黨員が襲ふてゐる處の一聯の現象と軌を同じうし、スクーリン政策の旗の下に黨の結束を固め凡ゆる異分子を排除せんとするソ聯邦政治の動向を示すものである。

(ロ) 全聯邦レーニン共産青年同盟活動の轉換
黨中央委員會は一九三五年二月二十二日附を以て、全聯邦レーニン共産青年同盟中央委員會諸機關を改組すべき事を決議し、同年六月十五日より十七日に亘り開催されたる全聯邦レーニン共産青年同盟(以下同盟と略稱す)中央委員會第十一回總會に於て中央機關及地方機關事務機構を根本的に改組し、同盟本來の使命たる青年教育活動に専ら力を注ぐべき旨等が決定された。(外事警察報第五百五十七號參照) 同決議には改組の理由として、同盟は今後青年のレーニン主義的教育、革命的英雄主義の鼓吹、不斷の闘争精神の養成を本務とすべきである事を挙げ、この目的の實行を容易ならしめんが爲めに一切の同盟指導機關を独自の形態に改組する必要ありと述べ、この決定に基づき(一)従來同盟中央委員會諸機關は共産黨中央委員會の制度を機械的に模倣し農業部、工業部、運輸部等所謂産業部門制度を採用せるものを、青少年の指導教育を基礎とせる勞働青年部以下七部に改組し(地方機關も亦之に準ず)(二)同中央委員會書記局に女子部を設け(三)同書記局に新聞部を設けた。

右同盟の機構改正は、翌一九三六年四月十一日より二十一日に亘り開催せられたる同盟第十回大會に於ける綱領及規約改正の前驅を爲すものであり、その主たる理由は從來黨と同様の活動を行ひ黨外廓團體中最大の政治的勢力を有し、動もすればスクーリン政策のゼネラル・ラインより逸脱し純理論に走らんとする傾向を有する同盟組織をして、純教育團體の埒内に止まらしめ、政治上の問題に容喙するのを防止せんとするにあるものゝ如く、前記老ボルシェヴィキ協會その他の解散事

情と共に黨の權威を愈々昂めんとする這般の消息を物語るものである。

同盟第十回大會は舊綱領、舊規約を改正しスターリン時代の同盟新綱領新規約を採擇した。同大會を機として同盟の本質及び使命は従来の黨員養成機關としての地位より、全ソヴェート青年の全面的學習的機關及共産主義的教育機關に轉化し、從來主目的とせる「黨派性」に重きを置かなくなつた。斯くの如き轉換をなせる理由としては、ソ聯邦が經濟的・政治的に發展し社會主義時代に入り、舊綱領、舊規約の制定せられたる當時とは全然情勢を異にし、新しき情勢に適應する任務が必要となり、今や青年の資質を決定するものは勞働即ち社會主義的生產に對する態度であり、文化的、政治的水準であり、青年同盟の任務も一變し青年の中より經濟建設の文化的熟練幹部並にイデオロギーを正しく把握し、レーニン、スターリン黨に忠誠なる共産主義建設者幹部を養成する事になつたものであると説かれてゐる。之を要するに、同盟は黨の指導方針に忠實にして且つ生産活動を積極的に進め、指導的グループと化し、黨は同盟を黨に忠實なる分子の核心とし、青少年大衆の養成に當らしめ、同時にスタハノフ的生產活動の支柱たらしめようとする事が看取されるのである。而して斯かる同盟の政治活動弱体化を企圖したのは、更に此の外重大なる原因が存在するものと考へられる。即ちソ聯邦に於いて青年層特に同盟は向が生じたので黨は青年同盟の前衛主義を教育活動に轉換せしめ、その革命的情熱を「ソヴェートの愛國主義」に向はしめて黨の權威を昂め統制を強化せんとしたものと見られるのである。

第六節 黨内組織的教育活動

第十七回黨大會に於て、黨教育活動が等閑に附せられてゐる缺陷を克服するが爲に、黨の思想的・政治活動昂揚の必要が強調せられ、スターリンは當面の課題として左の六項目を指示した。即ち、(一)黨の理論的水準を必要の程度まで昂揚せしめること、(二)黨の凡ゆる部分に亘つて思想的活動を強化すること、(三)黨陣列内にレーニン主義の宣傳を不斷に行ふ事、(四)黨組織及黨組織を繞る黨外積極分子をレーニン主義的國際主義の精神で教育すること、(五)マルクス、レーニン主義より逸脱せる同志を隠蔽せず大膽に批判すること、(六)レーニン主義に敵對する傾向のイデオロギー及イデオロギーの殘滓を系統的に暴露する事

同大會以來、黨内教育活動の積極化及新幹部の養成は黨當面の一課題となり黨清掃と相俟つてこの課題の達成の爲に闘争が行はれたのであるが、一九三五年初頭に於ては何等見るべき實際的効果は擧げられなかつた。各黨員各組織がこの課題に對し氣乗薄であり又この缺陷を短期間に克服するには餘りに黨員の質が亂脈を極めた事に基くのであらう。此處に於て取上げられた問題は黨活動の積極化、黨員の思想的・武裝強化の問題であり、之が本期間を通じて強調された事は注目すべきである。

次にその組織的教育活動を取上げるに至つた理由を検討して見よう。ボリシエヴィク誌一九三五年度第七號は「黨活動を第一計畫に」と題する卷頭論文を掲げ次の如く述べてゐる。

「レーニン主義に依つて武裝されて始めて共産主義者は現代の重要事件を解決し、我々の運動の前途を見透すことができる。又階級的に粉砕された反黨グループの殘黨共の種々なる工作を暴露し且之を掃蕩し得るのである。随つてボリシエヴィクの思想的武裝は黨宣傳活動の中心的位置を占めねばならぬのだが、現在の處多數黨機關はその實際活動に當つて専ら經濟上の諸問題に没頭し、黨の組織活動の問題及黨員のボリシエヴィク的教育の問題を事實上第二義的なものとなし、黨幹部及一般黨員に對する思想的・政治的工作の意義を過少評價してゐる。」

之を要するに從來ソ聯は第一次五ヶ年計畫に引續く第二次五ヶ年計畫と相繼ぐ大經濟建設の渦中にあり經濟建設の蔭に黨活動は過少評價され、黨自身も黨本來の活動を第二義的なものとなし黨機關が經濟機關、ソヴェート機關を代行し組織的・教育的活動を輕視し、黨委員會の會合では經濟上の諸問題が審議せられる等全く經濟問題に没頭せる結果、黨規律は頹廢を來すに至つた。黨首脳部はこの傾向を看取し、第七回黨大會前後に黨規改正大規模黨清掃實施等の對策を講じて來たのは既述せる處である。一九三四年十二月キエフ事件が起り、反黨、反政府分子の反對工作が漸く表面化するのに驚愕した黨幹部は一方に於て、黨證明書検査を行ひ反對派分子を清掃し他方に於て更に一層思想的訓練を強化し、スターリンに忠實なる黨員を養成し、その親衛隊たらしめんと企圖した。第二に、一九三五年五月四日赤軍大學卒業式に於てスターリンが説いた「幹部が總てを決定する」と云ふ新スローガンは經濟部門のみならず黨内活動に於ける當時の情勢を適切に反映するものであり、黨員の多數獲得を目標として一應量的にその目的を遂行した黨が、質的方面に於て極めて不満足なる結果を招來せるのに鑑み、黨活動方面に於ける人材が新基幹部分子を擁せんとするに至つたのである。

一、黨幹部人事部の設定

一九三五年三月二十七日附を以て黨中央委員会は「全聯邦共産黨都市委員會内に黨幹部人事部設定に關する」決議を發表した。同決議を抄述すれば次の通りである。

(一) 都市に於ける労働者及勤勞者間の組織及宣傳工作を活潑ならしめる目的を以て、左の件を不可缺なるものと認める。
(イ) モスクワ及レニングラード市委員會に州委員會第一書記、市委員會第一、第二書記を成員とする書記局を組織する事。

(ロ) 六十三都市の市委員會に市委員會第一、第二書記及文化宣傳部長を成員とする書記局を組織すること。(附則一號参照)

(二) 中央委員會、モスクワ及レニングラード州委員會黨機關指導部の發せる、モスクワ及レニングラード市委員會に於て黨幹部人事部が設定され活動分子が完全に補充せられ活動を開始せる旨の通報を参考にすること。

(三) モスクワ及レニングラード市委員會黨幹部人事部設定案を承認すること。

(四) ゴーリキヤ、サラトフスキー、アゾフ、黒海諸地方委員會及ドニエプロベトロフスカヤ、チェリヤビンスカヤ、ザバドナヤ諸州委員會に中央委員會黨機關指導部指導員を派遣せる結果、黨幹部人事部が設定され、活動分子が完全に補充せられた事を参考にすること。

(五) 黨幹部人事部設定に關する中央委員會決議を一ヶ月中に遂行せざりし廉を以てロストフスキー市委員會書記クドリヤイツェフ、イワノフスキー市委員會書記ソコリンスキー及ベルムスキー市委員會書記ゴロイシエフを譴責處分にする事。

(六) 中央委員會黨指導部並に當該州、地方委員會及共産黨民族中央委員會の推薦せる都市委員會黨幹部人事部長候補者を確認すること。(附則一、二號は都市人名なる故省略す)

即ち同決議の骨子とする處は都市に於ける労働者及勤勞者間の組織活動及宣傳活動を活潑ならしめる目的の下に、黨都市委員會の書記局組織を擴大強化し黨幹部人事部設定を急遽實現せんとするものである。右黨幹部人事部は黨幹部の養成選出、拔擢の事に専心拂はり日常自ら黨幹部を監察する事務を行ふものである。従來黨幹部

養成は等閑に附せられ單に下級の非熟練労働者に一任され、責任ある黨員の使命に際しては、豫め個人的に之に接し實地に就て調査する事なく當該黨員に關する形式的な調査表を利用するを以て足れりとする状態が行はれてゐたものを全廢せんとしたのである。(黨建設誌一九三五年第八號)

右黨中央委員會決議發表を契機として黨の組織的、政治的及教育活動の再検討、再認識が全國的規模を以て行はれるに至り、同年三月二十九日レニングラード市委員會は總會を開催し「黨の組織的、政治的並に教育活動の任務に就て」詳細なプランを規定、決議した。同市委員會はモスクワ市委員會と並んで全黨組織中代表的な黨組織であるから今その決議を抄述し當時に於ける全黨組織の情勢を窺つて見よう。

「各國の黨組織は今日迄未だ組織活動を政治的指導水準に迄高める事及思想的政治的訓練の質の決定的向上に關する第十七回黨大會の諸決定及スターリンの指示から、之に應ずる實際的効果を擧げ得なかつた。レニングラード黨組織は各方面に於ける黨活動の立廻れの克服、特に黨幹部養成の強化、黨員間に於ける一切の思想的、政治的工作及組織活動の決定的強化を必要とする。黨の組織活動、黨員のボルシェヴィキ的訓練の問題は多數黨組織の現實活動の上では第二義的地位に追ひやられ諸企業及諸機關に於ける事務的、經濟的活動及ソヴェートの活動上の諸問題が第一義的地位に置かれ、斯くてこれらの組織に於けるその戦闘力の低下、労働者階級の戰闘的組織者としての黨組織の役割の衰微を來さざるを得なかつた。黨活動には多かれ少なかれ事務的官僚的形式的指導方法が廣く行はれてゐる。黨活動に於ける事務的官僚的指導方法の最も顯著な現はれとして黨員及黨積極分子の教育に關する不斷の注意深い叮嚀な工作の代りに、紙上の指導、黨教育の官僚化を以てする非マルクス主義的、非ボルシェヴィキ的實踐がある。夫は黨幹部及平黨員に對する訓練及思想的政治的工作の過少評價の結果である。

レーニン主義の宣傳に當つても、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの學說を理解する鍵である黨史、特に黨生活、黨活動に決定的意義を有する十月革命以後の黨史の研究が充分に行はれなかつた。従つて黨の闘争の最も重要な時期の研究が等閑に附され、そのために黨員の思想的武裝を弱め黨の敵分子の暴露を困難ならしめざるを得なかつた。この事は文化宣傳部の活動に就いては、レーニン主義の宣傳を戰闘的政治課題より分離する處の黨の教育上有害な傾向が可成り廣汎に存在し宣傳工作に於てもボルシェヴィズムに似合しからぬアカデミツクなスコラ學派的習慣が強力である事を證明して

又共產青年同盟指導者の選出及養成並に共產青年同盟組織内部に於ける組織訓練工作に黨幹部を廣く参加せしめることに就て充分な注意が拂はれず、その爲共產青年同盟員の訓育と云ふ最も重要な仕事に灰色の教養なき幹部の手に委ねられてゐるのを隨所に見かけるのである。

黨活動に於ける之等凡ての重大缺陷はキープ暗殺を繞る諸事件の審理に依つて更に明瞭に暴露された。この諸缺陷は革命的警戒心の弱まつたこと、日和見主義的寛大と倫安の要素が黨組織の個々の環の中に浸潤した事を證明するものである。本總會は黨組織の凡てが最近の諸事件の教訓を檢討する事に依つて明かにされた黨活動の重大なる缺陷を克服し、黨内活動及黨指導の深く且全面的な改善を行ひ以て黨大衆の向上せる警戒心及積極性を確保せん事を要求する。

尙ほ同決議は従來の黨組織活動の最大缺陷として黨幹部人事部が設定されなかつた事を擧げ、黨幹部問題の重要性を取上げてゐる。即ち次の如く述べて居る。

「最近までの黨組織活動の最大缺陷は市委員會及區委員會に黨幹部人事部が設けられてゐなかつたことである。これが爲に黨幹部の養成、選擇、配置に關する活動の衰微、市委員會及區委員と下級機關との日常連絡の疎隔を來さざるを得なかつた。」

右の決議に依つて黨活動が漸く形式的官僚的傾向に流れ、旺盛なるポリシエヴィキ的精神は地に墜ち、黨の存立は頗る危殆に瀕し寒心すべき状態にあつた當時の事情が明瞭に看取される。

右決議は黨中央委員會に依つて確認され、爾來黨活動の重點は黨の組織的政治的活動の活潑化、黨員の政治的意識水準の昂揚、新幹部の養成等黨本來の活動領域に向けられ、これが本期の重要な特色の一をなすに至つたのである。

二、煽動宣傳部門の強化

一九三五年四月、五月當時に於ては右黨活動強化の問題が前面に推し出され、ブラウダ紙初め各地方黨機關紙も従來の如き經濟問題偏重の編輯方針を改め、黨本來の問題を重要視するに至つた。蓋し従來の如き黨活動の衰微せる原因として、新聞の再檢討が日程に上せられたからである。ソ聯邦に於ける新聞紙はレーニンの所謂「宣傳煽動者であり且組織者であり、これ一つを確保すれば組織は極めて容易なるもの」との建前から極めて重要視されてゐるものである。それ程重要な政治

的役割を有する新聞紙も、當時に於ては黨内に瀰漫する一般傾向を反映し、

(一)黨建設の諸問題に充分な注意を拂はず、黨の組織的任務、教育の諸課題を等閑に附し、全注意を經濟上の問題に集中せる黨委員會を模倣し、(二)たとへ黨建設上の諸問題を取扱ふに際しても極めて卑俗的、形式的態度をとり黨員教育の本質であり、共產主義者養成の基幹たるべき當面喫緊の問題——黨史に關する記事は殆ど抹殺されその本來の使命より遠く逸脱してゐた。黨中央委員會はこの重要な缺陷を克服せんが爲に新聞紙こそ各黨組織の有する強力なる大衆組織、教育の武器であり、黨活動を活潑ならしめんが爲に新聞を充分利用すべく全黨組織に指令した。

次に一九三五年五月黨中央委員會は中央委員會文化宣傳部を改組し、同委員會内に黨宣傳煽動部、印刷出版部、學校部、文化教化活動部、科學的技術的發明發見部の五部を設定すべきことを決定した。文化宣傳部は黨宣傳及教育を管掌する部であるが、これを改編し黨宣傳煽動部をはじめ多數部を獨立せしめ一般黨員並に大衆に對する教育宣傳活動の指導中心を確立し、之に依つて黨アヂプロ活動を一層強化すると共に、黨の啓蒙的文化的活動の積極化を企圖せるものである。右新設五部の活動内容を簡単に解説すれば左の如くである。

(一) 黨宣傳煽動部

黨内部(サークル、學校)に於ける宣傳工作の指導、大衆的煽動及黨出版活動の指導、共產大學の指導、宣傳員及煽動員の養成、赤色教員専門學校及黨教科書出版の指導並に宣傳員及煽動員積極的活動分子團の指導に當り、黨内教育活動中最も重要な役割を持つものである。

(二) 印刷出版部

新聞、雜誌、書籍の出版、出版所及刊行物を監督し同事業に従事する幹部の配置並に養成に當る。

(三) 學校部

教育人民委員部の活動を統制し、初等學校、甲乙種中等學校に關し同人民委員部の指導、高等學校高等工業學校網の管理人民委員部管轄當該機關の指導、教科書教授要綱の統制、一切の段階の學校に於ける教授と幹部の養成及配置に對する監督一切に當る。

(四) 文化、教化活動部

最近に於ける全聯邦共產黨の活動

労働組合内文化活動(圖書館、クラブ、體育その他)の統制、農村に於ける文化、教化活動(簡易讀書室、コルホズ、クラブ、圖書館)の統制、映畫、ラヂオ、劇場、活動の統制、作家、藝術家、建築家團體の統制に當る。

(五) 科學、科學的技術的發明發見部
研究機關活動の統制、發明者に對する援助とその活動の監督、當該機關の指導及科學諸團體の指導に當る。
右の如き中央機關改組に依る黨教育活動積極化の企圖と相呼應して黨中央委員會は同年六月下級機關に於ける政治的教育活動積極化を圖り「近き將來に於ける宣傳工作に就て」の決定を發表した。

右決定は左の如き内容を有してゐる。
若干黨機關は夏期になると宣傳工作を休止する傾向があるが此の様な黨の政治的教育活動上の季節性は清算し、一年を通じて不斷に系統的に行はねばならない。黨中央委員會は黨諸機關に對し、黨學校及グループには單一の標準課題終了期を規定する事なく競争及計畫の形式的紙上の遂行を求める事なくして學校及グループの政治教程、黨史及レーニン主義の教案を完全に終了せん事を提案する。又區、州、地方委員會、民族共産黨中央委員會に對し同委員會の課題に基き宣傳煽動工作を遂行する爲に同委員會に附屬して宣傳員、煽動員積極的活動分子團を系統的に指導訓練せん事を提案する。尙ほ近き將來に於て黨機關は黨史及レーニン主義の宣傳員の養成及再養成に特別の注意を拂はねばならぬ。(ブラウダ紙一九三五年六月十四日附)

同年九月廿二日附ブラウダ紙上に於て黨中央委員會宣傳煽動部長ア・ステツキは「宣傳煽動部について」述べてゐる。右は後述する如く黨中央委員會附屬高等宣傳員學校新設につき論じたるものであるが右中央委員會決定と相俟つて宣傳工作に關する黨内事情を窺知するに極めて興味深きものがある。

左にそれを抄述しよう。
「宣傳工作上の季節性を清算すると共に宣傳員の養成並に再教育中に存する季節性をも清算し一年を通じて組織的に宣傳員を養成せねばならない。全聯邦共産黨中央委員會は黨機關に存する次の如き實情に對して警告を發する。即ち宣傳員幹部は短期の夏季期間中宣傳工作を休止し、早急且不注意に編成したる學課と粗雑に選擇せる教材の儘終始し、その結果宣傳員は正常なる養成を受け得ざる實狀にある此の事實に鑑み一九三六年一月より黨中央委員會附屬高等宣傳員學校を新設して、組

織的に優秀なる宣傳員の養成を行ふ事となつた。

蓋し近時その社會主義諸建設を強行するに當り、國內に猶ほ共産主義意識の徹底せざる分子尠からざる爲支障を來し、然も「宣傳工作の水準は今尙甚しく低級であつて黨機關の之に對する關心も著しく不充分である爲、黨宣傳の方針及組織も確立するに至らず、宣傳研究の工作の水準は今尙甚しく低級であつて黨機關の之に對する關心も著しく不充分である爲、黨宣傳の方針及組織を確立するに至らず、宣傳研究の工作も徒らに机上の空論乃至術學に墮して日常の政事鬭争等の濺刺たる實踐問題を閑却してゐる嫌がある。」

尙ほステツキは左の如く黨内宣傳煽動活動の貧困に論及してゐる。
「黨各委員會の書記は、當該委員會に活動する宣傳員を知らずその活動状態を検査もせず又援助も與へない。黨宣傳網は擴大され特に黨史研究グループは増加されてゐるが、これらグループの指導者自身黨史に關する深い認識を有せず初步的な問題にもまごつき黨史に關する教育の信用を失墜せしめ又ある時にはこの歴史的研究を反レーニン主義の方向に押しやる事すらある。」

以上を要約するに、下部組織に於ける宣傳工作を積極化し一大轉換を行はんが爲に、同目的遂行の爲の重要な鎖の一環として大衆の直接的教育者たる宣傳員煽動員の新幹部養成が叫ばれ、その爲に宣傳員煽動員積極的活動分子團が組織され且黨史研究が特に政治的啓蒙活動の重要手段とされたのである。この場合、黨史(特に十月革命後)研究が黨員の政治的教育手段の唯一のものとして重要視されたのは、極めて注目すべきである。何となれば本期に於ける黨員の構成を見るに、比較的新しき入黨者、特に一九三二、三三年頃の入黨者が多数を占め、これらの黨員は勿論革命前の黨活動を知らず又革命後戰時共産主義時代、ネツプ時代、第一次五ヶ年計畫時代とシグザグを経過せる激烈なる黨内鬭争史に無智である。或ひは又無智でなくともステツキの指摘せる如く現黨幹部の政策に反對意見を有するものも存在する。斯かる者に對して革命後トロツキー、ジノヴィエフはじめ左右兩翼の反對分子との鬭争を理論づけ、スターリン政策の正常性、スターリン政策の旗の下に

當時に於ける宣傳活動の貧困を示す興味ある事例を「黨建設」誌一九三五年第十三號は次の如く物語つてゐるが諸般の資料と照合するに、之を全國的現象と見るも大過ないであらう。

「ハリコフ市トラクター工場内の黨史研究學校に於ける聽講者三十七名の中積極的なものは僅か二、三名でそれらが自ら教課を準備し主題の討議に積極的に参加するのみで残餘のものは發言すらした事がない。全聽講者中どうか本が讀めるのは僅か六名で他は字をよく知らぬ爲本を讀む事ができず、況んや之を檢討する事ができない状態にある事が判明した。」

一九三六年上半期末に於ける同活動状態を見るに、黨委員會ビュローの會合或は區委員會總會に於て屢々黨宣傳活動の問題に關する審議が行はれ各黨組織指導部はアジプロ部の新幹部の審査確認並に同組織内アジプロ状態の審査各宣傳員の活動報告及學校サークルの報告聴取に積極的關心を持つに至つた。併しながらこの事は未だ同活動に對する過少評價の解消を意味せず、多数缺陷——例へば宣傳活動に對する準備不足、黨史教授に際し宣傳員の非系統的態度——が依然として殘存し、今期間を通じて、宣傳活動の正しき組織、サークルの補充、教材の正しき選擇、宣傳員の質の系統的昂揚、理論的智識及組織能力水準の上昇等黨宣傳活動に系統的不斷の注意が拂はれたのである。

三、黨中央委員會附屬高等宣傳員學校の設立

黨宣傳工作の實行者であり、且指導者たる有能なる幹部を養成し、黨教育活動の貧困を急遽克服せんがため黨中央委員會は一九三五年十一月二十二日附を以て「市州及地方黨委員會、民族共産黨中央委員會、黨宣傳委員會に配屬すべき黨宣傳員養成の目的を以て黨中委員會附屬高等宣傳員學校を設立すべき」旨を決議し、翌三六年一月開校の豫定の所二月七日開校の運びとなり著明なる黨指導者スウエルドロフ・ヤ・エムの名を冠せられる事となつた。同校の目的はマルクス——エンゲルス——レーニン——スターリン主義を原書に依り、研究し黨宣傳工作の優秀なる幹部を一年三ヶ月の短期間に養成し、市州地方黨委員會及民族共産黨中央委員會に供給するにある。生徒定員三百名の處開校當時は二百三十名でその大多数は黨活動經歷の豊富な活動分子を選抜する方針がとられてゐる。

尙宣傳學校は各地方、州にも設立され、當該黨組織に從屬する宣傳活動家が養成されつゝある模様である。當時のブラウダ紙は

「社會主義が確立されたにも拘らず尙資本主義的イデオロギイの殘滓は依然として清算されず階級敵の殘黨は新しき社會組織に對し執拗に反抗を続け舊ブルジョアの見解は廣汎に存在し新しき型の人間を作る上に大なる障礙をなしてゐる。今後とも更に根氣強く緊張せる闘争と活動が必要であり又巨大な勝利を納め、更に新しき偉大な將來が見透される現在、黨宣傳活

動の役割が減少したと考へる等は途方もない事である。」
と述べ宣傳活動の重要性を強調してゐるが當時の事情を知る上に、よき示唆を與へるものである。

四、同情者グループ組織活動の強化

黨員の思想的政治的水準の昂揚に對する闘争と同時に、黨同情者（シンパサイザー）に對する教育活動が新しく強調され始めた。第十七回黨大會に於て「生産部門コルホズ部門等に於て黨に積極的援助を與へてゐるが未だ入黨の準備を爲し得ぬ黨に最も近き非黨員積極的活動分子を黨の周圍に結集せんが爲」同情者グループの組織が決議され、カガノウイツチは「この一般黨に到達し得ぬ積極的活動分子に對して我々は組織性と前衛的精神の習慣を會得する可能性を與へるものである。この事は極めて重要且結構なる業である、故に同情者を腐らせる事なく、黨組織は同情者グループに適當な注意を與へ、彼等の間に思想的政治的教育活動を眞實に行はねばならぬ」とその重要性を強調してゐる。黨中央部は一九三五年上半期に於て同情者グループ活動に注目し、同情者グループに關する黨指令遂行状態の検査及地方黨組織に於ける同情者に對する思想的教育活動を援助する爲に中央委員會黨機關指導部が全黨各組織に指導者を派遣した。その結果多数初級黨組織は同情者グループ結成に關する右決議を過少評價し右グループは極めて僅かしか結成されてゐない事が判明した。例へば白ロシヤ、タタリヤ、スウールドロフスカヤ州は初級黨組織夫々一八七六、一一一四、一、五二〇を有するに拘らず、同情者グループは皆無であり、シエウエルヌイ地方は初級黨組織一、五二〇に對し同情者グループ四四一を擁するに過ぎず、クイブイシエフ市の初級黨組織中八〇％は同情者グループを有せずその他東部シベリヤ地方、ウスベクスタン、クルスカヤ州、チエリヤビンスカヤ州、アゼルバイジャンその他に於ても又大同小異の状態が行はれてゐた。今期初頭に至るまで繼續された黨清掃工作の結果果同情者に下げられたものが多数あるがこれらには何ら組織の手が延ばされずその甚しき例としてウインニツカヤ州の如きは全州の同情者数の七〇％が前記清掃による格下者であるにも拘らず、彼等はその儘放置されてゐた。又ある地方組織に於ては極左的な誤謬が犯され同情者グループに對して黨組織に爲すが如き高度の要求を爲し彼等が未だ入黨の準備を完了し得ぬ者である事が全く忘却せられてゐた。然しながらたとへ行き過ぎにせよ、この様な同情者グループに拂はれた注意は極めて稀であり、多数黨組織は殆ど同情者に働きかけを爲さなかつた。「非黨員労働者は同情者グループに加入した後政治的訓練に關しては何ら監督を受けぬ状態に放任され、彼等の黨學校入學に就いては何ら考慮されない状態であつた。」（ブラウダ

紙一九三五年四月十九日附)

右の如き事態は同情者グループが黨補強の最も重要なツールを爲す事を黨組織が理解せず、大衆と黨との聯繫の鞏化、大衆に對する黨の影響の強化の爲の同情者の役割と意義とを理解せぬ事を示す旨が鋭く批判され、第十七回黨大會の決議の正しき實踐が日程に上され、同情者グループの組織及同情者間に於ける教育活動の強化が叫ばれるに至つた。

その爲には(一)黨委員會書記部及組織者が常に各同情者に接近し個人的に知悉し黨の指令を報知し、漸次黨指令の遂行に習熟せしめる事、(二)同情者間に於ける宣傳活動に従事する者を充分吟味し配屬せしめる事、當該宣傳家は充分政治的教養を有し黨組織活動の經驗を有する優秀なるものを選択する事、(三)同情者の爲に特別な圖書館を設け、教育に必要な黨文献を準備し常に同情者を誘引する事、等が必要とされ此の方面に於ける從來の缺陷克服が要求されるに至つた。然しながらこの缺陷は仲々克服せられず、一九三六年を通じて不斷の努力が續けられた。

一九三五年黨中央委員會十二月總會に於てエジヨフ・エヌ・イはその報告中「同情者グループは黨補強の爲重要な豫備軍であるが故に黨諸組織はこれに對し、眞剣なる注意を拂はねばならぬ」と同情者グループの重要性に對して注意を喚起し、尙同總會は「最短期間に諸缺陷を排除し一刻も同情者に對する活動を忘却してはならぬ。最上の場合でも同情者を黨文書研究サークルに吸収する位が關の山で初級組織及區組織の指導者自身全く同情者との結びつきを有せず、隨つて彼等を知らず且何等彼等に働きかけを爲さないだらしない状態を第一に匡正しなければならぬ旨を指示してゐる。十二月總會の指示は不完全にしか遂行せられず、多數地方、州組織に於ては同情者數の遞減を見るに至つた。一例を舉ぐれば一九三六年一月一日より四月一日に至る第一、四半期に於てイワノフスカヤ州では四、〇五三名、北カフカスカスキー地方では一、一七一名、アゾフ、黒海地方では六九二名、ドネツカヤ州では一八五名、モルダフスカヤ州では九四名、ウインニツカヤ州では九三名、ハリコフスカヤ州では八二名、の夫々同情者の減少を來した。斯くしてこの方面に於ける後退を急遽克服せんが爲に十二月總會の指示の嚴重なる遂行が指令せられ、地方、州都市、區黨委員會黨機關指導部がこの先頭に立ち系統的且不斷の闘争が行はれる事になつた。

第七節 結 語

以上述べ來つた如く、全聯邦共産黨(ボルシエヴィキ)は一九三五年及一九三六年に於ては一國社會主義建設可能論の大

扉の下に第二次五ヶ年計畫遂行に邁進し、民主主義的憲法作成の劃期的事業を指導して來た。然しながら本期間に於ける黨活動をより特徴づけるものは、黨の主力が國民經濟部門より黨活動本來の領域たる黨内活動に集中され始めた事である。

兩次に亘る五ヶ年計畫は昔ての遅れた農業國を一大工業國に躍進せしめ國防力の強化を齎したが、他面本來の黨活動が經濟活動に混同された結果政治方面に於ける缺陷即ちソ聯邦建國の精神が漸く忘却されつゝある現象が生起するに至つた。黨員の革命的思想は頹廢し、黨規は紊亂し官僚主義は全機關に彌蔓する傾向を示してきた。加ふるに長年月に亘り鬱積した強壓政策に對する反感、憎惡、怨恨は國民の反政府運動にと發展し、黨の政治的缺陷に乗じて各組織を侵蝕し、キエフ暗殺事件を發端とする幾多の反政府陰謀事件が相次いで發生するに至つた。黨は此處に於て黨強化に全力を注ぎ、異分子を掃蕩し黨の結束強化の工作を開始し、斯くしてスターリンの一國社會主義陣營の整備を爲さねばならなかつた。此處に登場したのが一九三三年來の黨清掃に相次ぐ黨證明書の検査工作の事實上の清黨工作、黨統制活動及組織的教育活動の強化であり、此等の諸工作が本期間を通じて全黨組織内を席卷したのである。尙本期間の黨活動は更に發展して一九三七年二月一三月の黨中央委員會總會に於ける黨活動の再組織即ち黨の組織的構成の指導原理たる民主主義的中央集權の確立、積極的政治再建設へのスタートとなり、數次に亘る反政府陰謀事件の摘發と云ふ消極的基礎工作と相俟つて車の兩輪を成すのであり、實に黨活動の上劃期的なものと云ふことが出来るのである。(H.M.)

『恐ろ病』によつて牽制される日本

八月廿三日の東京通信によればソ聯が外蒙を通じて軍用飛行機數臺を南京政府に供給したといふ確報に接して日本は驚愕色を失つたといふ事である。支那との紛争に際して第一に日本人の胸裡に暗影を投げかけ、その神經を尖らせるものはソ聯といふ言葉である。實際茲一世紀間ソ聯は日本最大の脅威であつた。尤も日本人は「ソ聯」といふ言葉の代りに「コミンテルン」或は「コミユニズム」と使つて居り、昨年の日獨協定もコミンテルンに對抗するものと言はれたが、眞の心理を解剖すればモスコイ政府に拮抗する爲のものである事は至極明白である。

現在のところソ聯が支那の懇請に應じて直に公式に参戦するものとは何れの第三國も考へてゐない。(寧ろ西班牙には積極的に出るであらう) 援助は唯秘密裡に爲されるであらう。然しその實質に於ては相當の事をやつてのけるものと見てよい。ソ聯としては公然支那を援助する事が知れ渡ると世界を刺激して遂にはかつての大戦以上の修羅場を再現せしむるに至る事を慮れてゐる。日本政府も世界の現状がソ聯の行動一つによつて大波瀾が起り得るといふところまで緊迫してゐると考へてゐるらしいが、陸軍省や將軍連は必ずしも同様とは信ぜられぬ。日本軍は何日かは必ずソ聯と戦はざるべからざる時の至るべき事を豫想し、(即ちソ聯極東航空基地浦鹽よりの空襲及ソ聯陸軍のアムール流域より又は外蒙よりの滿洲國突入を豫想して) 對支派兵と同時に滿洲國に於ても満を持して準備をさし忘れない有様である。

事實滿洲國境のソ聯防備並にその極東軍の軍備は一大會戦を豫想し得る程充實したものであつて、日本軍部はその大陸政策遂行を一時躊躇せしめられる情勢にある。五六年前は極東に於てソ聯軍は日本軍の敵ではなかつたが現在は形勢が全く違ふ。確固する所によれば日本の大陸派遣軍の勢力は五ヶ師團だといふが、目下その半数以上を滿洲に派して關東軍を強化しソ聯に備へてゐると推測される。(關東軍の勢力は極秘にされてゐるので明確には知り得ぬが少くとも十二萬位あらう) 日本軍がその對支行動の擴大によつて北支及上海に尙數萬の派兵の必要を痛感しながらも之をなさずして滿洲を指す所似のものは、取りも直さず國境に迫るソ聯を恐れ同時に日支紛争を好機として滿洲國人不平分子の蹶起を恐れるからである。

現在のところソ聯は日本との衝突を避けるであらうが、一度アムール河及松花江の結氷期が至れば極寒に慣れてゐるソ軍は活潑な行動を開始するであらう。之に反し日本軍は慣れぬ寒氣で行動の自由を失ひ、急性肺炎を起す者が續出して夥しい死亡率となるであらう事は明白である。又萬一ソ聯に日本と拮抗して立つ意志はないとしても、来るべき結氷期には現在の日本の滿洲派兵に對して何等かの行動に出づるであらうと一般に信ぜられてゐる。更に日本は妙い兵力ではあるが、樺太の國境にも駐兵待機せしめて居り、開戦と同時にソ聯領の豐富な油田地方を占領せんと企圖してゐるものと見られる。

日本のソ聯に對する今一つの憂慮はコミニニスト・プロバガンダであるが、日本が反日を叫ぶ支那人を總て共產主義者と見做してゐるのは大なる誤謬であつて、彼等は唯その政策に反對するのである。(一九三七、八、二四紐育タイムスより)

外 國 情 報



中 華 民 國

抗日方針に關する中國共產黨の主張

(毛 澤 東)

去る七月二十六日陝西省延安に於て發行せる中國共產黨中央委員會の機關誌「解放」第一卷第十二期に毛澤東は七月二十三
日附を以て執筆せる「日本帝國主義の進攻に反對する方針辦法と前途を論ず」なる文獻を發表したが該文獻は共產黨の對日
方針及國共合作に關する主張を表明せるもので、其の内容は

- 一、中國共產黨中央委員會は盧溝橋事件の翌日(七月八日)全國同胞に對して抗戰宣言を發表して全中國同胞政府軍隊が打
つて一九となり民族統一戦線の堅固なる陣營を構築し以て日本の侵略に抵抗し國共兩黨密接に合作して日寇を國外に驅逐
せよ、と共產黨の態度方針を表明し
- 二、蔣介石は七月十七日廬山に於て抗戰に關する談話を發表し、我等は一個の弱國であるが若し最後の關頭に臨めば全民族

の生命を賭して國家の生存を求むるのみである。中途の妥協は完全なる降服であり、全面的滅亡であることを知らねばならぬ。と稱し更に、政府は蘆溝橋事件に對して終始一貫せる方針と立場とを確定して居る。我等は全國應戰以後の局勢は唯徹底的犠牲あるのみであつて、絲毫も僥倖を求めんとするものではない。と稱したとて國民黨の決意に首及し。

三、而して國共兩黨の主張の共通點は「斷乎抗戰」妥協讓歩反對である。斷乎抗戰には整備せる方法、規定、計畫、政策が必要であり此があつて方針が實現さるゝものである。と述べ其辦法として

- 一、全國軍隊の總動員
- 二、全國民の總動員
- 三、政治機構の改革
- 四、抗日外交
- 五、人民の生活改良綱領の發表
- 六、國防教育
- 七、抗日的財政經濟政策
- 八、民族統一戰線の結成

の八綱領を提示し詳論せるものである。

最近戦局の擴大と中國側の漢奸處罪の結果として中國共產黨關係情報の入手が特に困難となれる際本文獻は中共の對時局方針を窺知するに足るべき重要文獻なりと認められ以下に其全譯を掲げる。

一、二種の方針

中國共產黨中央委員會は蘆溝橋事件の第二日(七月八日)に於て全國に向ひ抗戰の宣言を發表した。此の宣言中に次の如く説いて居る。

「全國の同胞諸君！ 平津は危急である！ 華北は危急である！ 中華民族は危急である！ 全民族が抗戰を實行す

る事のみが我等の出路である。我等は進攻中の日本軍に對し即刻斷乎として反攻を加へ、且國家の大事變に對應すべく即刻準備するやう要求する。全國上下は如何なる日寇との和平苟安の希望も即刻放棄すべきである。」

「全國の同胞諸君！ 我等は馮治安部隊の勇敢なる抗戰を當然賞讃すべく、華北當局の國土と存亡を共にするとの宣

言を賞讃し擁護すべきである。我等は宋哲元將軍に即刻二十九軍全部を動員して前線に出動應戰するやう要求する。

我等は南京中央政府が切實に二十九軍を援助すべく要求し且全國民衆の愛國運動抑壓を即刻解除し、抗戰的民心を發揚せしめんことを要求し、全國陸海空軍を即刻動員し應戰準備をなし、中國々内に潛む漢奸賣國賊及一切の日寇の探偵を即刻一掃して後方を鞏固にすることを要求する。我等は全國民が全力を盡して神聖なる抗日自衛の戰爭を援助するやう要求する。我等のスローガンは次の如きものである。平津華北を武裝せよ！ 日本帝國主義に中國の寸土も侵略占據せしむるな！ 國土保衛の爲め最後の一滴の血を流せ！ 全中國同胞、政府、軍隊は團結して民族統一戰線の堅固なる長城を築造し日寇の侵略に抵抗せよ！ 國共兩黨は親密に合作して日寇の新進攻に抵抗せよ！ 日寇を國外に驅逐せよ！」

右は方針問題である。

七月十七日蔣介石先生は廬山に於て抗戰に關する談話を發表した。此の談話は斷乎抗戰の方針を確定したもので、國民黨が多年來對外問題上に於て爲した第一回の妥當にして斷乎たる宣言である。是に因つて我等及全國同胞の歡迎を受けた。其の談話中に次の如く述べて居る。

「我等は一個の弱國であるから、若し最後の關頭に臨めば

全民族の生命を賭して國家の生存を求むるのみである。其の際には中途の妥協を許容しない。中途の妥協條件は即ち完全なる降服であり、全面的滅亡である事を知らなければならぬ。是は全國民が明白に認識する事を最も必要とする所である。最後は徹底的に犠牲を拂ひ、徹底的に抗戰するのみである。徹底的に犠牲を拂ふ決心があつてこそ始めて最後の勝利が得られる。若し徘徊決せず苟安を妄想するは即ち民族を萬劫不復の地に陥らしむるのである。」

「今回の事變の經過から彼の我を謀らんとする意圖が判明した。平和は最早容易に求められない、眼前若し平和を求めれば彼の軍隊をして無制限に我等の國土に出入せしめ、我等本國の軍隊は反つて制限を受け本國內で自由に駐屯する能はざる事になる。又彼をして中國軍隊に發砲せしめ我等は還撃出来ない事になる。換言すれば即ち彼は刀組となり我は魚肉となるのである。我等は將に斯る極めて悲惨なる境地に臨まんとして居り、是は世界に於て稍人格を有する民族の總てが忍受することの出來ざる所である。我等の東四省が陥落してから已に六年の久しきを經過し、之に繼ぐに塘沽協定を以てし、現在の衝突地點は已に北平の門戸である蘆溝橋に到達した。若し蘆溝橋を彼の壓迫下に占據せしむれば我等の五百年の故都であり北方の政治文化の

中心にして軍事上重要な地點の北平は即ち變じて第二の奉天になる。今日の北平が變じて昔日の奉天となれば今日の翼察も亦昔日の東三省となるであらう。北平が變じて奉天となれば南京も亦變じて北平とならないとは云へない。故に蘆溝橋事件を繰返す事は中國々家に關係する全面的問題で此の事の解決の能否は即ち最後の關頭の境界である。「我國は固より一個の弱國である、但し我等は民族の生命を保持しない譯には行かず、祖宗先人の我等に遺留して呉れた歴史上の責任は守らざるを得ない。故に必要已むを得ない場合に到れば我等は應戦せざるを得ない。戦端が開かれた後には弱國であるが故に妥協的機會は無い。若し寸尺の土地及び主權を放棄するが如き事あれば即ち中華民族の永久の罪人である。」と稱し、同談話中に蘆溝橋事件解決の四個の條件を擧げてゐる。

- 「(一) 如何なる解決も中國の主權と領土の完整とを侵害するを得ない。
- (二) 翼察行政組織は如何なる不合法の改變をも許さざるを得ない。
- (三) 中央の派遣したる官吏は他の更迭要求に應ずる事は出来ない。
- (四) 第二十九軍の現駐屯地區は何等の束縛も受くる事は出来ない。」

而して同談話の結論には次の如く説いてゐる。「政府は蘆溝橋事件に對して已に終始一貫せる方針と立場とを確定して居る。我等は全國應戰以後の局勢は唯徹底的犠牲あるのみで絲毫も憚悻を求むる筈がない事を知る。若し戦端が開かれた場合は南方と北方の區別なく又老幼の別も無く何人を論ぜず悉く守土抗戰の責任がある。」

是は即ち方針問題である。以上は國共二黨が蘆溝橋事變に對して發表せる絶大の歴史的意義を有する政治宣言である。此の二黨の宣言の共通點は斷乎抗戰、妥協讓歩反對である。

是は日本帝國主義の進攻に對する第一種の方針であり安當なる方針である。

但し尙ほ第二種の方針があり得る。近來平津方面に於ける漢奸親日派分子は積極的に活動し、平津當局を包圍して日本帝國主義の要求に適合せしむるやう企圖し斷乎たる抗戰方針を動搖せしめ妥協讓歩を主張せしめんとして居る。此の第二種の方針は非常に危険なる現象である。

斯る妥協讓歩の方針と斷乎抗戰の方針とは根本的に矛盾して居る。此の妥協讓歩の方針が若し迅速根本的に改められなければ平津華北は悉く敵の手中に喪失し、全民族をして絶大なる脅威を受けさせる。此の點は各人が充分注意すべき所である。

二十九軍全體の愛國將士は團結して妥協讓歩に反對し斷乎たる抗戰を實行せよ！

平津華北全體の愛國同胞は團結して妥協讓歩に反對し斷乎たる抗戰を擁護せよ！

全國の愛國同胞は團結して妥協讓歩に反對し、斷乎たる抗戰を擁護せよ！

蔣介石先生及愛國的國民黨員全體は彼等が自己の方針を堅く支持し自己の諾言を實踐して妥協讓歩に反對し斷乎たる抗戰を爲し、事實上に於て同盟者の侮辱に回答せん事を希望する。紅軍をも包括する全國の軍隊は蔣委員長の呼掛を擁護し、妥協讓歩に反對し斷乎たる抗戰を實行せよ！

共產黨員は心を一にして忠實に自己の宣言を實行し、同時に蔣介石先生の宣言を斷然擁護し國民黨員及全國の同胞と共に國土を保衛し最後の一滴の血を流し、一切の日和見妥協讓歩に反對し斷乎たる抗戰を行はんとする者である。

二、二項の辦法

斷乎抗戰の方針下に在つては整備せる方法、規定、計畫、政策が必要である。是があつて始めて此の方針が實現される。此の整備せるものを辦法と云ふ。然らば如何なる辦法があるか。第一項の辦法は左の諸點を包含する。

(一) 全國軍隊の總動員
我が二百數十萬の常備軍を動員する、此の中には中央

軍、地方軍、紅軍が包括されて居る。主要な部隊を直に出動せしめて國防線上に赴かせ一部分は後方に留まらせ

て治安を維持させ民族利益に忠實なる將官に各方面の指揮員を委託し、國防會議を開いて戰略上の方針を決定し、戰國意志を統一する。軍隊の政治工作を改革し將

兵を一致せしめ、軍民を一致せしめる。遊撃戰爭を確定し戰略任務の一方面を負担せしめ、遊撃戰爭を正規の戰爭と配合せしむ。軍隊中の漢奸を一掃する。一定數の豫

備軍を動員訓練して前線に送る準備を整へる。裝備給與の合理的補充を計畫する。斷乎たる抗戰の總方針に合致

せしむるには必ず如上の各項の軍事計畫を爲す必要がある。中國の軍力は實際に於ては日本より優れて居るが然

し上述の計畫を實行しなければ敵に勝つ事は出来ない。政治的條件と物質的條件とが相結合すれば我等の軍力は東亞に敵は無い。

(二) 全國民の總動員

愛國運動を解放し政治犯を釋放し、危害民國緊急治罪法及新聞檢査條例を取消し、現存愛國團體の合法的地位を承認し、愛國團體の組織を工農商學各地各界に擴大し、民衆が武装自衛し且聯絡作戰すること、簡単に云へば人民に愛國の自由を與へるのである。民力と軍力とが相結合すれば日本帝國主義に致命的打撃を與へる事が出

來る。民族戦争が人民大衆に依らなければ間違である事は毫も疑義が無い。アビシニヤの覆轍を前車の鑿とすべきである。若し眞に斷乎として抗戦する意志であれば此の點を粗略にしてはならない。

(三) 政治機構の改革

各黨各派及民間の領袖を集めて國事を管理せしめ政府内に潜伏する親日派漢奸等を掃除し、政府と人民をして相結合せしめる。抗日は一大事であるから少人数では斷じて處理しきれない。無理をしてやつて見ても結局失敗するのみである。政府を眞正の國防政府とするには必ず組織上に於て民主集中制に改めなければならぬ。民主的で且集中的であればそれは最も有力な政府である。國民大會は眞正の人民を代表するものたるを要し、最高機關として國家の施政方針を管掌し抗日救亡の政策計畫を決定するものでなくてはならない。

(四) 抗日外交

日本に如何なる利益便宜をも與へてはならない。其の財産を没收し日本に對する債務を棒引にし、其の走狗を一掃し其の探偵を驅逐すべきである。今直ちにソ聯と軍事政治の同盟條約を締結し此の最も頼むに足る最有力にして能く中國を援助し抗日を爲し得る國家と緊密に聯合する。英米佛の我等に同情して抗日を行ふやう努力し、

は辨法を誤るが爲の産物で新政下に於ては決して窮するが如き事はない。此の如き廣大な土地があり多數の人口を有する國家にして財政經濟に辨法がないと云ふ道理は無い。

(八) 最後のものは「全中國の人民、政府、軍隊が團結し民族統一戦線の堅固なる長城を築く」と云ふ問題である。抗戰方針及上述の政策執行は此の聯合戦線に依るのである。其の中心を爲す關鍵は國共二黨の親密なる合作に在る。政府、軍隊、全國各黨派全國人民は此の二黨の親密なる合作の基礎の上に在つて一致團結して起つのである。「精誠團結し共に國難に赴く」と云ふスローガンは單に耳觸りが好いやうにやるべきものではなく、更に目觸りも好いやうに實現しなければならぬ。團結は眞正な團結であらねばならない。一方が他方を騙し互に心配するやうでは駄目で、辨事は大局から見やり小さい算盤を弾いたり小智恵を弄したり又は官僚主義に依つたりしては全く問題にならない。それ等の問題を以てしては對敵對内共に良くない。物事には大なる道理と小なる道理とがあるか、一切の小なる道理は大なる道理の管下に立つべきもので國民は大なる道理を通じて考慮される始て自己の思想處置が自己に適當な位置に按配されるのである。今日誰でも團結の二字の上になつて誠意が出

且それにより領土主權不喪失上の援助を獲得する事にす。自力本願が重要であるが外援も缺く可らざるもので孤立政策は實際上敵を援助する結果となる。

(五) 人民の生活改良綱領の發表

之が宣布を直に開始し且之を實行せよ。苛捐雜税を取消し地租を減少し、高利貸に對する制限を設け、工人の待遇を改善し、兵士下級將校の生活を改善し、下級職員の生活を改善し、罹災民を救済する事を起點として着手しなければならぬ。是等の新政は購買力を増加せしめ市場は繁榮し、金融は活潑となり、決して一部の者の云ふが如く國家財政をして行詰らせるやうな事はない。是等の新政は抗日力量を無限に増加せしめ政府の基礎を鞏固にするのである。

(六) 國防教育

過去の教育方針教育制度を根本的に改革し、急務にあらざるもの及び不合理なる辨法は悉く廢棄する。新聞紙出版事業、活動寫眞、戲劇、文藝などは一切國防性を帯びさせ漢奸の宣傳を禁止する。

(七) 抗日的財政經濟政策

財政政策は「錢があれば錢を出す」「日本帝國主義及漢奸の財産沒收の原則」に立ち經濟政策は「日貨排斥」「國貨獎勵」の原則に立つて總て抗日を目標とする。窮するの

ない者はない。然らざれば其の人は他から唾棄されるし。又深夜胸に手を置いて考へれば少々慚づるであらう。此の一項は斷乎抗戰を實現する辨法で又は大綱領とも呼ぶべきものである。

斷乎抗戰の方針は之に右一項の辨法が伴はなければならぬ。然らざれば方針は永久に實現されないうで日本は永久に中國を侵略し、中國は長く日本を如何ともする事が出来ず結局第二のアビシニヤとなるを免れ難い。

斷乎抗戰に誠意を有する人は必ず此の一項の辨法を實施しようとする。斷乎抗戰の誠意の有無は此の辨法を採用し實行するか否かで決する。

此の外に尙ほ一項の辨法がある、それは此の辨法と相反する次の如きものである。軍隊は不動員か或は後方に撤退するかである。

人民に自由を與へず、人民に壓迫を加へる。民主集中制の國防政府でなく、官僚買辦豪紳地主の專制政府である。

抗日外交でなく、媚日外交である。人民の生活を改善せずして舊時の如く人民を壓迫搾取し人民を苦痛に呻吟させ抗日力を無からしむる。國防教育でない亡國奴教育である。

抗日的財政經濟政策を探らずして舊時の如くやるか若くは更に進んで自國に益無く敵に益する財政經濟政策を探る。

抗日民族統一戦線の長城を構築せず、此の長城を破壊し或は表面では服し裏面では違反して爲すべきことを爲さず其の場限りの團結を口にする。

辦法は方針に随つて来るものである。方針が不抵抗主義である時には一切の辦法は總て不抵抗主義が反映する。是に就ては我等は已に五年の教訓を経て居る。方針が若し斷乎抵抗方針に合致すればその辦法を實行しなければならぬ。此の八大綱領を實行しなければ不可である。

三、二個の前途

前途如何？ 是は一般の注意する所である。第一種の方針を實行し、第一項の辦法を採用すれば即ち必ず日本帝國主義を驅逐し中國の自由解放を實現する處の一個の前途に到達する。此の一點に尙疑義があるであらうか？ 私は疑義無しとする者である。

第二種の方針を實行し、第二項の辦法を採用すれば、必

ず日本帝國主義に中國を占領させ、中國人民は總て奴隸牛馬となる所の一個の前途に到達する。此の一點に尙疑義があるか？ 私は疑義無しと爲す者である。

四、結論

必ず第一種の方針を實行し、第一項の辦法を採用し、第一個の前途を爭取しなければならぬ。

必ず第二種の方針に反対し、第二項の辦法に反対し、第二個の前途を避け免れなければならない。

全國の國民黨員共產黨員は團結し、斷乎として第一種の方針を實行し、第一項の辦法を採用し、第一個の前途を爭取すべく、斷然第二種の方針に反対し、第二項の辦法に反対し、第二個の前途を避け免れよ。

全國の愛國同胞、愛國軍隊、愛國黨派は一致團結し斷乎として第一種の方針を實行し、第一項の辦法を採用し、第一個の前途を爭取して斷然第二種の方針に反対し、第二項の辦法に反対し、第二個の前途を避け免れよ。

民族革命戰爭萬歲
中華民族革命萬歲

支那事變に關してトロツキー派中

國共產主義同盟の發したる檄文

第四インターナショナル系に屬するトロツキー派の團體たる中國共產主義同盟は國民黨及共產黨の何れにも反対し凡ゆる機會を捉へて其主張を開陳し來れる處、該同盟は去る八月十五日附を以て「上海を武装保衛し全面抗戰を發動せよ」と題する檄文を發出したが、其の内容は冒頭に於て「今次の上海事變は一・二八事變の比にあらず、此の戰爭に失敗すれば全中國民族は必然的に長期間日本帝國主義の統治下に置かるべく今回の上海戰の勝敗は僅かに上海一隅の問題にあらず全民族の存亡に關する問題である。上海を保衛し日本帝國主義を國外に驅逐することは我等の負擔すべき任務であり此の任務を完成するためには全工人及一切の勤勞大衆は武装して前線に赴きて參戰し後方に在つて漢奸を憤慨し傷兵難民を救護し國民黨に武装の供給を要求し民衆の抗日力量を充實すべきである」と主張し第二段に於て「國民黨は今尙一面抵抗一面談判の政策を採用し對日宣戰をなまず國民黨の御用を勤むる民衆團體を支持し民衆が自發的に抗日團體を組織することを許さず、卑劣なる方法によつて民衆の抗日情緒を消散せしめて居る。之れは國民黨が其一贯せる對日妥協政策を放棄せざることを表示するものなり」として國民黨の政策を論難し第三段に於て「工人並に一切の勤勞大衆は一致して起つて非妥協的抗戰をなし戰爭を徹底的に進行せしめ中國民族の爲めに必死的戰爭を爲せ」と強調し

最後に次の如きスローガンを列記して居る。

- 一、上海を武装保衛し積極的に今回の戰爭に參加し日本帝國主義強盜を上海及全中國より驅逐せよ
- 二、國民黨に即刻日本帝國主義と絶交し直に宣戰を布告し全國普遍的抗戰を發動する様要求せよ
- 三、日本帝國主義の在華一切の銀行工場及一切の財産を沒收し不平等條約を自動的に廢棄せよ
- 四、如何なる妥協的談判にも反対せよ。日本帝國主義の一切の在華勢力の徹底的掃蕩及失地回收の目的を到達せざれば決し

- て停戦するな
 - 五、群衆は起ちて各種の抗戦團體を組織し國民黨政府に武装の配給を要求し群衆の自動的抗戦を進行せよ
 - 六、一切の政治犯の釋放を要求し民衆運動の抑制に反對し集會結社言論出版の自由を爭取せよ
 - 七、資本家に對する特別税を徵收して抗戦經費と爲し一切の大建築物を徵發して失業工人及難民を收容救済せよ
 - 八、國民黨御用の國民大會に反對し普選全權の國民會議を召集して抗戦を指導し國事を解決せよ
- 而して右横文は終始工人及勤勞大衆に呼び掛け居る點に於て國民黨並に共產黨の各階層を打つて一丸とする抗日戦線を結成せよと言ふ主張と相異し居れるも既に該同盟の實勢力が疑問視され居る今日其主張が何の程度迄民衆に對して反響を齎すかは問題である。

工人諸君、兵士諸君及一切の勤勞大衆諸君！
日本帝國主義強盜は又上海を蹂躪しやうとしてやつて來た。今回の戦争は一・二八とは比較にならない程重大である。日本帝國主義強盜の鐵蹄は已に全華北に及んだ。彼は一舉に上海を攻略して國民黨を威脅し並に彼の華北に於ける勝利を保證すべく企圖して居る。若し吾人が今回の戦争に失敗すれば今後全中國民族は必ず長期間日本帝國主義の統治下に處し、其の境地を脱却し難いであらう。因て今回の上海戦争の勝敗は僅かに上海一隅の關係事項ではなく、全局に關係し中國全民族の存亡に關係する所である。

上海を保衛し、今回の戦争を勝利に到達せしめ日本帝國主義強盜を國外に驅逐する事は我等の是非共負擔し必ず完成せざる可らざる任務である。

此の任務を實現完成するには全工人及一切の勤勞大衆が武装して前線の兵士と同一途上に立ち積極的に今回の戦争に参加する事を必須とする。我等は即刻各種の義勇軍、宣傳隊、救護隊を組織し前線に赴いて参戦し、後方に在つて漢奸を鎮壓し、傷兵及難民を救護しなければならぬ。又國民黨に武装を要求し、民衆の抗戦力量を充實せしむる必要がある。今回の戦争を勝利に到達せしむる保證の爲には、我等は又必ず自動的に各地に於ける日本帝國主義の一切の勢力を消滅せしめ其の財産を悉く沒收しなければならぬ。國民黨の局部的應戰を全面的抗戦に變ぜしむるを必須とする。同時に我等は目前の局勢中に伏在する危機即ち日本帝國主義が已に極めて野蠻的に中國の各地に進攻して居るにも拘らず、國民黨は即刻日本帝國主義に對して一

切の關係を絶つ事をせず、即刻宣戦せず、甚だしきは今回一面抵抗、一面談判を企圖して居る。是は明らかに中途にして妥協し降服せんとする準備であつて、多數の青年が滿腔の熱血を注いで民族的貢獻を爲しつゝある際に國民黨は請負で成立した既成の民衆團體を支持し民衆の自發的抗日團體組織を許さず極めて卑劣なる方法を用ひて民衆の抗日情緒を消散せしめて居る。之を要するに國民黨は民衆が眞に起つて抗日戦争に参加するを恐るゝ者である。是れは明らかに目前の上海抗戦中に在つて國民黨は未だ毫も其の對日妥協の一貫せる政策を放棄せざる事を表示する者である。

工人諸君及一切の勤勞大衆諸君、我等の偉大なる力量を發揮する事に依りてのみ日本帝國主義の勢力を徹底的に驅逐する事が出来、國民黨の『應戰』を牽制する事が出来る。斷乎として戦争を局部的應戰に限らんとするに反對し如何なる妥協的談判にも反對してこそ、始めて戦争の最後の勝利が保證されるのである。

起て、我等の力量を用ひて上海を保衛せよ！我等の力量を用ひて全面的戦争を促成せよ！我等の力量を用ひて日本帝國主義強盜を掃蕩せよ！我等は今回の戦争に参加せよ！且我等の全部の力量を以て戦争の戦後の勝利を爭取せよ！我等は今回の戦争を中途にして停止せんとする如何なる企

- 圖にも反對せよ！
- 工人諸君、一切の勤勞大衆諸君我等は必ず一致して起ち非妥協的抗戦を爲し、戦争を徹底的に進行せしめ、中國民族の爲に必死の戦争を爲せ！
- 我等は必然的に
- 一、上海を武装保衛し、積極的に今回の戦争に参加し日本帝國主義強盜を上海及全中國より驅逐せよ！
 - 二、國民黨に即刻日本帝國主義と絶交し、即刻宣戦し、即刻全國普遍的抗戦を發動するやう要求せよ！
 - 三、日本帝國主義の在華一切の銀行工場及一切の財産を沒收し不平等條約を自動的に廢棄せよ！
 - 四、如何なる妥協的談判にも反對せよ！日本帝國主義の一切の在華勢力の徹底的掃蕩及失地回收の目的を到達せざれば決して停戦するな！
 - 五、群衆は起ちて各種の抗戦團體を組織し、國民黨政府に武装の配給を要求し群衆の自動抗戦を進行せよ！
 - 六、一切の政治犯の釋放を要求し、民衆運動の抑制に反對し、集會結社言論出版の自由を爭取せよ！
 - 七、資本家に對する特別税を徵收して抗戦經費と爲し一切の大建築物を徵發して失業工人及難民を收容し救済せよ！
 - 八、國民黨御用の國民大會に反對し普選全權の國民會議

を召集し、抗戦を指導し並に國事を解決せよ！
一九三七年八月十五日

中國共產主義同盟

支那事變に對する中國民衆團體の策動狀況

一、一般策動狀況

七月七日夜、蘆溝橋に勃發した日支間の紛争は、日本の現地解決主義も遂に奏功せず八月十三日に至り上海に於ても日支兩軍が戦火を交ふるの已む無きに至つた。
以下に掲げるものは事變發生日七月七日より去る九月二十日に至る間の上海に於ける中國民衆諸團體の策動概況であるが蘆溝橋に事變の發生した當時は國民黨は一地方に一個の抗敵後援會を組織して所謂救亡運動を統制し、極力人民戦線派の策動に對する取締りを勵行することとなつた結果、全國各界救國聯合會等も殊更政府に反抗的行動を避け表面的には抗敵後援會に合流することとし各會員を國民黨側の各種團體に滲入せしめ各團體内に左傾分子のサークルを結成することに努めてゐた。

然るに上海にても戦火を交ふるに至り、國民黨が聯共政策を採用せる結果として抗敵後援會の左傾的色彩が俄に濃厚となつた。而し今次の國民黨の容共なるものは過去に於ける夫れとは大いに其の趣を異にし國民黨の一黨專制と蔣介石の獨裁的政權を維持するにその主たる目的が存して居る模様で、上海に於ても國民黨の政策として結成せる上海各界抗敵後援會をして抗敵救國團體の最高團體として各黨各派の此種團體を其の統制下に牛耳らせんと努めて居り、國民黨の企圖を裏書きするものである。

一 上海波及前

(1) 國民黨指導下の各團體其他の策動

上海市各界抗敵後援會

(1) 七月十四日午後二時より上海市商會に於て、上海地方協會、上海市總工會、上海市婦女界、上海第一特區市民聯合會等百餘團體の代表參集「上海市各團體援助抗敵將士聯合會議」を開會し、上海市商會、上海地方協會、上海市總工會、上海市農會、上海市教育會、上海市婦女會、上海市銀行會、上海市錢業公會、上海第一特區市民聯合會、中國文化建設協會、上海第二特區市民聯合會、滬各大學聯合會、上海市律師公會、上海市會計師公會、滬南區市民聯合會の十五團體を準備委員に互選し、宣言及前線將士慰問の通電を發することを決議し、即日北平宋委員長、馮主席、秦市長、張市長及二十九軍に宛てたる左の如き通電を發した。

『今次の暴日の挑戦は國民擧つて共に憤激する處である敵の侵略的野心による陰謀は顯著なるものあり、幸にして貴軍將士が沈着應戰して敵を殺し國土を保障せられたることは吾人をして感奮せしむる處である。希くば抗禦を繼續して倭敵を盡く虜となし我が危急存亡を救はれむことを希望する。本市各界は誓つて後盾となるものである。上海各團體援助抗敵將士聯合會議』

(2) 七月二十日前項會合に於て準備委員に推されたる十

五團體代表は上海市商會に集合し、「上海市各界抗敵後援會」を組織することを決議し宣言細則を發表し、南京政府軍事委員會、行政院に通電を發し宋哲元二十九軍に激勵電を發した。

(3) 上海市商會を中心に國民黨上海特別市黨部の指導下に準備中なりし處七月二十二日午前九時四十五分より上海市商會に創立大會を開會した。

A 参加者は上海市商會、上海地方協會、上海市總工會、上海市農會、上海市教育會、上海市婦女會、上海市律師公會、其他第一特區、第二特區、滬南、滬北、各市民聯合會、各同業公會、各國貨團體、同鄉會、各機關學校等五百餘團體代表約二千名に達す。

B 本會の組織要綱は左の如し

- 1、上海市各機關團體を以て之を組織す。
- 2、中央の既定方針に基き抗敵後援をなし共に國土の保全と民族復興を計ることを趣旨とす。
- 3、代表大會に於て執行委員百二十一人監察委員二十五人を推舉し執行委員會及監察委員會を組織す。
- 4、常務委員三十五人乃至四十五人を互選し常務委員會を組織し其の下に秘書處を置く。

C 常務委員

王曉籟、杜月笙、錢新之、陶百川、張壽鏞、董行白、黃

任之、聶公展、駱青華、汪白奇、顏福慶、陸京士、潘公
弼、汪曼雲、龐京周、周邦俊、樊仲雲、奚玉書、黃香谷
許曉初、章益、金潤庠、李驥騏、馬蔭良、全國賢、秦聯
奎、洪深、周學湘、裴雲卿、徐佩璜、沈怡、楊衛玉、柯
幹臣、葛傑臣、傅東華。

D 決議事項

- 1、大會より通電を發し蔣委員長の主張を支持す。
- 2、宋哲元に既往の抗敵精神に基き如何なる屈辱條件を
も承認せざる様通電を發す。
- 3、吉星文の抗敵負傷に對し慰問電を發す。
- 4、全市各界に一致動員して抗敵救國する様通告を發
す。
- 5、漢奸を嚴重制裁すること。
- 6、抗敵救國捐金を募集すること。
- 7、凡ゆる上海市の合法團體は總て本會に加入して一致
行動を採るべく救國を目的とする如何なる團體も單獨
行動を採らしめざること。
- 8、全上海話劇及活動俳優の聯合演劇を發起して基金を
募集すること。
- 9、各省市各界抗敵後援會と聯合して全國各界抗敵後援
會を組織すること。
- 10、本會を長期の統一抗敵救亡團體となすこと。

E 通電發出

蔣介石、宋哲元及二十九軍に激勵の通電を發す。
F 大會の名を以て宣言を發し中央の國策を支持し抗敵の
後援をなすことを聲明す。

(4) 七月二十三日常務委員會を開會す。
(5) 七月二十四日執監聯席會議を開催し左の決議をなす
こと。

- 1、各省市抗敵後援會と聯合して全國各界抗敵後援會を
組織すること。
 - 2、上海市各學校學生に聯合して本會の工作を強化する
様激勵すること。
 - 3、市民大會を開會すること。
 - 4、本會秘書處の下に左記各科及各委員會を設くるこ
と。
- | | |
|---------|---------|
| 一、總務科 | 二、會計科 |
| 三、組織科 | 四、調査科 |
| 五、保管科 | |
| 一、籌募委員會 | 二、供應委員會 |
| 三、救護委員會 | 四、救濟委員會 |
| 五、防護委員會 | 六、交通委員會 |
| 七、糧食委員會 | 八、技術委員會 |
| 九、宣傳委員會 | |

(編者註)

本抗敵後援會の組織は國民黨中央黨部の指令に基き上海
特別市黨部の指導下に結成することとなりたる
ものにして其目的は黨部に於て民衆運動を統制し各黨各
派の各種各様の救國團體の個別的活動を封じ反動分子の
策動を防退するにあるものゝ如く、發會式當日も上海
各界救國聯合會、上海職業界救國會、上海婦女界救國會、
上海國難教育社等も正式に代表を參加せしめたるも夫等
の救國團體代表は執監委員の選に漏れた。

黃炎培等の通電

七月十日中華職業教育社の幹部たる黃炎培、江恒源、楊
衛玉等は宋哲元に對して「飽く迄も堅忍して、敵の計に陥り
城下の盟をなすべからず。又如何なる條件をも承認すべか
らず」との激勵電を發したり(之に對し宋哲元より軍人と
して誓つて國土を守る旨返電せりと)

中國々民黨上海特別市黨部

イ、七月十日宋哲元に激勵電を發す。
ロ、七月十七日宋哲元が日本の條件を承認したりと傳へら
れたるに對し其利害を説き報國のたみに努力せよと打電
す。
ハ、七月二十日市民に告ぐる書を發して左記各項の實行方
指示する處があつた。

- 1、人々は犠牲の決心を以て國家の自由と民族の生存を
爭取すべきである。
 - 2、人々は凡ゆる資力物力を國家に捧げるの準備あるを
要す。
 - 3、人々は凡ゆる知識技能を以て國家の徵發出動を待つ
の準備あるを要す。
 - 4、人々は悲壯なる精神、鎮靜の態度を以て國家の指揮
を待つるの準備あるを要す。
 - 5、一配の僥倖觀念、利己的心理、苟安の習慣を肅清し
民族を視ること家族の如く國事を視ること家事の如く
なるを要す。
 - 6、我等は「國存すれば共に存し國亡ぶれば共に亡ぶ」
の人生觀を確立し「生きて辱を受くるは死して榮える
に如かず」の生死觀を確定するを要す。
 - 7、民族生死報國家存亡の悲劇中に於て我等は誠忠報國
の役者たるを要す。
 - 8、人々は秩序を嚴守し紀律を恪守し指揮に服従し實力
を準備し以て國家の總動員を要す。
- 上海第一特區市民聯合會
- 1、七月十日宋哲元に激勵電を發す。
 - 2、七月十四日華北各將士の忠勇なる衛國と外侮抵抗の後
盾となるべしと激勵電を發す。

- 3、七月十七日二十九軍に對し「今回の蘆溝橋事件發生は全國震憤す。本事件は敵の侵略の二貫政策によるものにして偶發的のものにあらず、諸將士衛國抗敵の功績は顯著なり。希くば更に勇躍して倭奴を痛撃して名を不朽に垂れ國家を磐石の安きに置き民族の生存を安んぜよ。弊會は會員を率ひて其後盾となることを誓ふ」との通電を發し、義捐金募集運動を起すこと、抗敵將士慰問代表を推舉すること、を決議す。
- 4、七月十八日幹部會に於て「上海市各界救亡勳奸團」を組織し漢奸の活動を防止し政府に報告することを決議した。
- 5、七月二十一日各區分會に對し漢奸の活動防止及治安維持に關する通告を發す。
- 6、七月二十一日蔣介石に其主張を支持する激勵電を發す。
- 8、七月二十六日上海市商會に對し「漢奸日鮮人は數ヶ月前より糧秣古鐵等を輸出し軍需の目的に供せんとしあるを以て國防上速に之を取締をなすべく、各同業會に其防止策を講ずる様指示せられたし」と要求せり。

中國婦女運動同盟會

イ、七月十日宋哲元に激勵電を發す。

上海市華僑聯合會

- ロ、七月十二日綏遠事件の際綏遠刺匪慰勞會を組織し寄附金を募集し前線に送附せる其殘金數千元を二十九軍將士に贈り各歌詠團及音樂同好者と聯絡し歌詠救亡運動を開始することとなつた。
 - ハ、七月十九日其提唱する國民歌詠救亡運動に關し上海新聞界を招待して諸計畫に關する協議をなし同時に激越なる宣言を公表した。
- 國際問題研究會
- 七月十七日該會在滬理事黎照寰外數名は歐米各國文化團體及ニューヨーク國際問題研究會等に打電して日本の在華陰謀暴露並に中國の正義主張を強調した。
- 中國民族復興協會(中國民族救亡協會)
- イ、七月九日上海文化界知名者洪深、鄭振鐸、等百四拾餘名は救國團體「中國民族救亡協會」を組織することに決定し王蕪生等十九名を準備委員に推す。
 - ロ、「民族救亡協會」の名稱不穩當なりとして「中國民族復興協會」と改稱し七月二十日正式に成立大會を召集することとなり居たるも、内紛により表面上準備未了の故を以て成立大會を延期したるが會内に左右中の派別的抗爭あり爲めに今日の處では積極的抗日運動を行ふ迄に居らず。

七月十六日常務理事會を開會、二十九軍に慰問電を發することを決定せる外左の工作を決定した。

- 一、蘆溝橋事件の經過を印刷し海外各地の中國人に頒布すること。
- 二、國內各地華僑團體に檄し抗日救國運動統一方懇請すること。

留日學生同學會

イ、七月十九日華北事件發生後歸國せる留日學生は西新橋冠生園に集合、留日學生同學會を組織することに決定す。署名者五十名以上に及んだ。

中國劇作者協會

イ、七月十六日洪深、鄭伯奇、陳白塵、馬彥祥、章瑛等二十餘名の劇作家參集、中國劇作者協會の成立大會を開會し「保衛蘆溝橋」の共同創作に關する協議をなし、第一部「暴風雨の前夕」第二部「七月八日の夜」第三部「咆哮する河北」なる國防劇脚本を作成して演劇せしむることとに決定す。

上海市新生活運動促進會

七月十六日上海市各公共機關に對し、一日分の給料を前線將士の慰問金とすることを提議し、同時に市民は衣食を節して抗敵將士を慰問せよとの通告を發す。

上海青年統一救國同盟

外國事情 中華民國

七月十六日日本同盟の組織せる「上海青年統一救國同盟抗敵募捐委員會」の會合に於て既に募集せる百二十八元六角を二十九軍に送付すること及二十九軍に激勵電を發すること、並に全盟員を動員して大々的に寄附金募集運動を行ふことを決議す。

中國文藝協會上海本部

イ、七月十四日前線將士に激勵電を發す。

ロ、七月十六日馬子華、葉露風、傅東華、會迭、邵洵美、姚蘇鳳、趙景深、周劍雲、樊仲雲、周寒梅等の理事參集華北事件に關し宣言を發することを決議す。

ハ、七月十八日傅東華、許幸之、洪深、等百餘名の連署を以て時局に關する宣言を發表す。

上海編輯人協會

1、七月十七日上海新聞雜誌の編輯人樊仲雲、陳望道、張仲實、謝逸公、顧執中、邵宗漢、王蕪生、薩空了、錢亦石、汪馥泉、姜君辰、徐步、施復亮、錢俊瑞等五十餘名集合

イ、華北事件に關し中央及二十九軍に激勵の通電を發すること。

ロ、上海編輯人協會を組織すること。

ハ、上海各界抗敵後援會に参加すること等を決議す。

2、七月二十五日佛租界八仙橋に於て成立大會を開催百餘

名出席し願執中より日本水兵失踪問題に關する報告ありたる後左の決議をなせり。

イ、中央に全國民衆を領導して一致抗日する様要請すること。

ロ、天津にて逮捕せられたる王研石の救援運動をなすこと。

中華海員抗敵後援會

イ、七月十七日南市大南門中華海員特別黨部に海員團代表約六十人參集し、中華海員抗敵後援會を組織すること、並に前線將領に激勵電を發することを決議す。

ロ、七月十九日三十餘の海員團體代表參集の下に成立大會を開會す。

上海民衆抗敵會

七月十八日李飛外三十餘名の青年は福煦路四明邨に集合上海民衆抗敵會を組織することを決議し、工作部門を前線後方の二種に區別し、前線工作班は敢死隊、救護隊、慰勞隊とし、後方工作班は宣傳隊、青年除奸團とすることに決定せり。

上海各界不買賣私貨運動委員會

七月十四日蘆溝橋事件に關し二十九軍に左の如き激勵電を寄せた。

「暴日の理由なき挑戰に對し將士が勇氣を奮つて抗戦し國

土を防衛し居らるゝことは全國民の欽幸とする處なり。願くば過去長城抗戰精神に基き再び不朽の功績を殘されんとを」

中國佛教會

七月十四日第三次執監聯席會議を開催し蘆溝橋事件に關し「日本佛教徒に告ぐる書」を發表することに決定した。其の内容は左の如し「親愛なる兄弟姉妹達よ、我等は釋迦牟尼如來大慈悲の教への下に同じ生活をして居るものである、地域上に於ては國家的に夫れ／＼に別れて居るが精神上に於ては一家族と異なる處はないのである。目前最大民族が生死存亡の緊急關頭に陥るに至りたるを見る時我等は佛教徒として責任を負はなければならない。

我等は中華民國の全國佛教徒を代表して諸君に向つて最も忠實懇切に勸告をせんとするものである。「九・一八」から今日に至るまで我等兩大民族の間に血腥き悲慘事があつた。此等の事實は我等千餘年來の友誼を破壊し、我等の文化的關係を破壊し、東洋の和平を破壊し、我等の憤激と仇恨は其の極に達した。

之れは貴國の少數軍人の發動せる空前の災禍である。而も貴國人民に負はされた責任は他へ轉嫁することは出来ない。我國は物質上已に計り知ることの出来ない損失を受け

たと雖も、諸君は四億七千萬の人民と四千餘年の文化を持つ此の偉大なる民族は決して他人の武力侵略に屈服したものでないことを記憶して貰はねばならぬと同時に、諸君が當然知らねばならぬことは諸君自身が受けた不斷の軍備擴張の影響は大衆生活の不安を造成し社會經濟の恐慌、民族道徳文化の損失を招來した大なる痛心事である。

多數の純潔青年は軍國主義的麻醉を受けて我が領土に派遣せしめられて以來狂人的態度を以つて所謂「光榮ある使命」を執行して居る、我等佛教徒は世界の一切は因果律の支配を受けることを知つて居る。諸君は現在播きつゝある此の種の因に對し諸君は將來如何なる結果を受けなければならぬか眞に想像に忍びざるものがある。最近の蘆溝橋事件は固より貴國軍人の無自覺なる盲動にして貴國人民が學國一致して此の盲動的舉動を擁護贊助したものは思はれな

。我が國の人民は最後の容忍を放棄せざる能はざるに立至らしめ事實の發展は必然的に人類をして更に重大なる危機に遭遇せしめ、而も貴國も亦將に因果律的支配を免れ避くこと能はざるに至つた。此の千鈞一髮の時に於て當然我等佛教徒の責任殊に貴國佛教徒の責任を云々せざるを得ぬ。貴國の佛教徒は全國人口の大多數を占め社會上に於ても極めて重要な地位に在り、我等は諸君が時局上に善處し一

部分の挽救工作を爲し得ることを信ずる。貴國佛教信者は佛學の研究を以て名あり。其の研究せる佛學の慈悲救世の精神に基きて之を實行に移し、能く佛教の目的を自覺し大之を鼓吹し、以て一般迷へる軍國主義者を覺醒せしめ大衆の力量を聯合して少數軍人の危險行動を制止すべきである。我等は諸君と共に握手することを待ち共同の力に於て國際仇恨及不平等事件を免除し以て東洋和平の局面を維持し世界和平の力量を増大せむことを期す。之は我等二大民族の幸福であるばかりでなく人類全體の幸福である。

中華救國十人團聯合會

十人團は大正八年の所謂五四運動當時抗日救國の團體として組織せられ上海事變當時には義勇隊を組織して十九軍を援助し又血魂除奸團等のテロ團體を組織したることもあり、其後有名無實の状態にありたる處今次の華北事件を契機に正式に組織を建直したるものである。

七月二十日任矜蘋、朱昌禮、李賢堯、徐立祥、翁國勛、孔尚德、唐大榮、張治齊、等の幹部集合し

- 1、蔣委員長に對して對日主張に關する通電を發し銀一千元を國防資金に獻金すること。
- 2、上海市各界抗敵後援會に參加すること等を討議した。

上海婦女運動促進會

- イ、七月十三日緊急會議を召集す。
- ロ、七月十七日會議を召集し宋哲元に對し如何なる條約締結にも應ぜず抗敵せよとの通電を發す。
- ハ、七月二十二日臨時委員會を組織し左の決議をなす。
 - 1、本會主催救護訓練班は既に百三十餘名の班員を得たるを以て班を増設すること。又北上救護志願者五十名あるを以て上海救護事業委員會と協議すること。
 - 2、蔣委員長の談話を支持する通電を發すること（通電は二十二日附發出）

上海市各大學聯合會

- イ、七月二十一日佛租界八仙橋に各大學代表三十餘名集合し銀四千元を二十九軍に贈ることを決議す。
- ロ、七月二十一日蔣介石に激勵電を發す。
- ハ、七月二十二日委員會に於て
 - 1、二十九軍に對する獻金を宋哲元が拒絶せる時は銀行に預金し國防費に充當すること。
 - 2、學生を銃後奉仕に従事せしむる様指導すること。
 - 3、抗敵後援運動に参加せざる會員に参加方勸告すること。

上海市學生抗敵後援會

七月二十四日上海學生有志參集學生抗敵後援會の組織をなすために發起會を開催し其籌備委員會を組織し左の件を

- 3、全鐵道員に一致抗敵する様通告すること。
- 4、漢奸に嚴重制裁を加ふること。

留日同學會

七月二十四日蔣介石に激勵電を發す。

(2) 共產黨乃至人民戰線派關係團體の策動

中國紅軍將領の通電

七月八日附を以て中國紅軍將領毛澤東、朱德、彭德懷、賀龍、林彪、徐向前、劉伯承は連名を以て宋哲元、張自忠、劉汝明、馮治安に宛て激勵電を發し「紅軍の將士は義憤胸に滿ち臨時動員して貴軍に従ひ日寇と決死の一戦を交ふべく準備した」と稱す。

中國共產黨中央委員會

七月八日附を以て全國各新聞社、各團體、各軍隊、中國々民黨、國民政府、軍事委員會並に全國民に對し蘆溝橋事件を題材に抗日を煽動せる通電を發した。

沈鈞儒等の通電

七月十四日江蘇高等法院に拘禁中なる全國各界救國聯合會の指導者たる沈鈞儒、章乃器、李公樸、沙千里、鄒韜奮、王造時、史良の七名は二十九軍に宛て、通電を發すると同時に百元を義捐金として贈つた。

全國各界救國聯合會

外國事情 中華民國

- 1、學生及學生團體にして本會の趣旨に賛成するものは會員たらしむることを得。
- 2、上海市各界抗敵後援會に加入して一致行動を採る。
- 3、蔣委員長の四原則を支持す。
- 4、冀察當局に停戰協定の經過發表を要求す。
- 5、募捐、北上慰問、戰地服務、漢奸防止等の工作を進むること。

上海留日學生抗敵後援會

七月二十五日南京路大陸商場に留日學生八十餘名參集の上成立大會を開催し左の決議をなす。

- 1、蔣委員長の四原則を支持する通電を發すること。
- 2、成立宣言を發表すること。
- 3、留日學生を援助し學生逮捕の狀況を發表すること。
- 4、前線將士に抗戰通電を發すること。
- 5、戰時救護隊を組織すること。

京滬滬杭甬兩路抗敵後援會

七月二十三日京滬滬杭甬兩路特別黨部に於て兩路關係各機關團體代表約五十名參集し「兩路抗敵後援會」の成立大會を開催し左の決議をなした。

- 1、宋哲元に激勵電を發すること。
- 2、吉星文及抗敵負傷將士に慰問電を發すること。

イ、七月十一日中國學生救國聯合會と聯名にて銀百元を二十九軍に贈り激勵の通電を發す。

ロ、七月十五日附を以て「華北を保衛するための緊急宣言」を發出し、七月十六日十七日兩日上海各界救國聯合會主催華北事件宣傳及華北抗戰援助募捐運動に際し市内各方面に頒布した。

ハ、七月二十二日の上海市各界抗敵後援會に代表を派遣して一致抗日運動をなすことを表示した。

ニ、七月二十二日上海各界救國聯合會と連名にて「華北を保衛し蔣委員長を擁護するために全國同胞に告ぐ」と題する檄文を發した。

上海各界救國聯合會

イ、七月十一日宋哲元に宛て激勵電を發す。

ロ、七月十五日附を以て蘆溝橋事件に關する宣傳大綱及日軍が華北を侵略せるに對し市民に告ぐる書並に二種の抗日的畫報を多數に印刷し七月十六日十七日の兩日各救國團體を總動員して一隊四名の宣傳隊數百隊を全市に出動せしめ右檄文畫報を撒布せしむると同時に蘆溝橋事件に關する宣傳並に華北抗日軍援助基金の募集運動を行つた。

ハ、七月二十二日上海市各界抗敵後援會に代表を派遣して一致抗日運動をなすことを表示した。

ニ、七月二十二日全國各界救國聯合會と連名にて「華北を
保衛し蔣委員長を擁護するために全國同胞に告ぐ」と題
する檄文を發出す。

中國學生救國聯合會

イ、七月十一日全國各界救國聯合會と連名にて二十九軍に
銀百元を贈り激勵の通電を發す。

ロ、七月十日附を以て蘆溝橋事件に關する宣言を發出し、
七月十六日十七日の上海各界救國聯合會主催の華北抗戰
援助宣傳運動の際全市に亘つて配布した。

上海婦女界救國會

イ、上海各界救國聯合會主催に係る七月十六、十七兩日の
華北抗戰援助運動に参加す。

ロ、宋慶齡、何香凝等の支援を得て上海婦女界抗敵後援會
を組織し其の名義を以て抗日運動に狂奔しつゝあり。

上海職業界救國會

上海各界救國聯合會主催に係る七月十六、十七兩日の華
北抗戰援助運動に参加す。

上海國難教育社

上海各界救國聯合會主催に係る七月十六、十七兩日の華
北抗戰援助運動に参加す。

上海工人救國會

本會は客秋以來自然消滅の形にありたる處、今回の華北

を籌備委員に推す。

王子耀、楊開斌、史炳然、王德顯、李長松、霍贊傳、閻
玉衡、薰麟閣。

二 上海波及後

上海市各界抗敵後援會

一、本會は七月二十二日創立大會を舉行したるものなり。

二、八月十四日、前線將士慰勞のため全市民に慰勞品の募
集を強調し食料、衣類、醫藥類の寄附方を要望せり。

三、八月十八日、種々の慰勞品を前線に送り多大の感謝を
受けたるも需要に合致せざる物あり、爾今現金に改むる
ことゝなれり。

四、八月二十日迄の募捐は合計二十三萬一千九百三十七元
二角四分、公債五千六百六十元及び之れに算入せざる當
日分のみにても八萬元に達す。

五、八月二十二日外國新聞記者を招待し戰時消息を供給
することを約せり。其の會合狀況は以下に掲げるAの如
し。

六、八月二十三日、本會は各方面の意見を蒐集するため專
門家を網羅する設計委員會を設置し戰時各般の問題を計
畫することとした。右委員會の構成者は次の如し。主
任、沈鈞儒、副主任、郭沫若、楊德昭、委員、鄭道庸、

事件に刺戟せられ其再建運動に着手し目下各工場特に日本
紡績工場内の工人を獲得して、一工場一分會のローガン
にて工作を開始したりと言ふ。

上渡エスベランチスト協會

イ、七月十四日エスベラント五十週年紀念慶祝大會を主催
して世界弱小民族と被壓迫階層を糾合して侵略者に對す
る抗爭をなすことを決議した。

ロ、七月二十八日宋哲元及二十九軍に對して「公等が斷乎
抗日せることによつて全國を奮起せしめた。本會は從來
エスベラントによつて中國の解放に努力して來た。全會
員は誓つて其の後盾となるべし」との激勵電を發した。

中國婦女抗敵後援會

イ、七月二十二日佛租界堯德路何香凝方に於て創立大會
を開會、中心人物は故廖仲凱未亡人何香凝にして宋慶齡
も之を支持す更に全國各地に分會を組織する計畫あり。

ロ、七月二十三日「全國婦女に告ぐる書」を發出して救國
のために奮起せよと呼掛けた。

東北民衆抗敵後援會

イ、七月二十三日上海に居住する東北出身者五十餘名參集
「東北民衆抗敵後援會」を組織することに決定、左記の者

吳經熊、林美衍、王造時、章乃器、史良、錢俊瑞、其他
數名。

七、八月二十四日、本會は工作報告を爲し各方面の意見を
徴し後援工作を強化するため各團體の代表談話會を召集
した。参加者は市商會、地方協會、文化界救國協會、教
育會、戰時服務團、婦女慰勞會上海分會、赤十字會、青
年會、童子軍、戰時服務團等の代表五十七名出席、主席
王曉籟より會務報告あり、籌募委員會は已に合計百萬元
以上の義捐をなし軍委會に交附せりと報告し、供應委員
會は物品十餘萬元分、購入契約高十一萬元に及び、救濟委
員會は收容所一二九箇所を開設し同郷會と提携し十萬人以
上を收容し、其の給養輸送費は十二萬元以上に上り、救
護委員會は傷病醫務所二十餘箇所野戰病院一を経営し一
ヶ月九萬元を要し漸時資金の不足を告ぐるににより各界の
援助を希望すと述べ、交通委員會はオートバイ二百餘輛
揮發油數萬ガロンを供給し、宣傳委員會技術委員會及戰
時智識講習所等夫々詳細報告する處あり、文化界救亡協
會代表は國際宣傳情況を報告し、婦女代表は獻金運動狀
況並に救護訓練狀況を報告した。

八、八月三十日本會宣傳委員會は全能力を發揮すべく全市
文化界の總動員を計畫し各新聞社、歌泳會救亡協會、漫
畫界救亡協會、教育界戰時服務團、童子軍戰時服務團放

送協會、各民衆團體に檄を發し宣傳大綱に基き一致の歩調を採ることを強調した。

九、八月三十一日、本會宣傳委員會は抗敵工作の積極化を企圖し外國語の放送、漫畫隊の活動、戰爭寫真隊の活動に着手した。

一〇、九月一日本會設計委員會は近く各種抗敵救國團體を統一し後援力を増強すべく委員六名を推舉し具體辦法を決定し主席團に於て之を通過し即日公布した。内容は以下のBの如し。八月三十一日本會の宣傳委員會は全市民衆に告ぐる四項を發表したが、其の内容は以下のCの如し。

A、抗敵後援會の外國新聞記者招待の狀況

上海各界抗敵後援會宣傳委員會は八月二十二日午後七時新々酒樓に在滬外國新聞記者を招待し出席せる者數十名あり、席間主任委員董行白は「日本の軍閥は中國を以て其の侵略の對象と爲し九・一八事件に於て既に我が東北を侵略し、一・二八事件に於て更に我が上海を犯し今又平津を流血の巷と化し松滬を恣に擾亂し我が中國の原料と市場を獨占せむことを企圖し以て國際自由貿易の原則を摧毀せんとし遂に我が中國民衆をして其の居に安んじ業を樂しむ能はざるに至らしめ離散せしめた。之等の受けたる損害も亦莫大なるものがある。

組織を爲すことを得ず。

(三) 抗敵力量を集中し各方面の意見の疏通を計る爲め各界組織の救亡協會及各團體附設の特種委員會等は一律に上海市各界抗敵後援會に登録すること。

(四) 上海市各界抗敵後援會は少くも二週間に召集すべく前項により已に登録せる各團體責任者は談話會一回を舉行し相互に工作情況を報告し並に抗敵後援會と意見の交換をなす。

(五) 已に登録せる各團體の義捐金募集は須く方法及義捐者名簿を上海市社會局へ提出し社會局の許可を受け義捐金募集を爲すこと。

(六) 已に登録せる各團體に就ては上海市各界抗敵後援會は會計師公會と商議し人を派遣して各團體の會計事務を監督す。

(七) 上海市各界抗敵後援會に登録の手續を執らず或は人を派して其の會計を管理する方法を拒否するものに對しては其の情況に應じ相當の處置をなす。

C、抗敵後援會宣委會の全市民に告ぐる四項

(八月三十一日發出)

(一) 金錢物品の義捐問題
上海抗戰以來我々全市民の愛國情緒は其の極に達したと云へる。金錢物品の義捐に見るも互に人後に落ちざる

新聞事業の執行に當る諸君は正確なる事實に基き嚴正なる主張を以て友邦人士に傳佈せられむことを望む。則ち是非は既に明かである。世を擧げての指責下に在る侵略者が永遠に幸福であるとは信ずることが出来ぬ。謹んで酒杯を擧げて諸君の健康を祝す。云々」

次に京滬警備司令部駐滬代表邢震南武官より十日來の上海戰の經過を報告し次に滬江大學々長劉湛恩より戰爭發生後該校職員百餘人の砲彈中よりの逃出經過及日本軍の殘暴行爲を報告し、次に文化界代表より本市文化界同人に報告したる後外國新聞記者の正確なる新聞の採集を便にする見地より特に國際新聞供應所を組織し即日より正確なる戰時消息を供給することゝなれり。

又京滬警備司令部駐滬代表も亦今日より毎日午後六時より七時まで國際飯店に於て外國新聞記者と接見し戰時消息を報告することゝした。

B、各種救國團體統一辦法

(一) 全市抗敵救國團體は「上海市各界抗敵後援會」を以て最高組織とす。

(二) 最高組織の下に各界は均しく法に依りて手續を定め夫れ「救亡協會」或は「戰時服務團」を組織し只各團體は出來得る限り固有の組織を利用し或は其の組織中に特種委員會を設け以て抗敵救國の工作を集中し別個にことを恐るる状態に在る。斯の如きは誠に好き現象であるが茲にも亦問題がある。即ち金錢の義捐は籌募委員會指定の銀行に由りて統一處理し、物品に依る義捐は供應委員會が前方の需要に基き隨時新聞によりて募集することになつた。然るに市中には各種各様の街頭募捐が行はれ甚だしきは肩に袋をかけ、盆を持つて市場や露路内を歩いて居るのは誠に感慨に堪えぬものがある。之等募捐者が名義を濫用して居ると斷言はしないが、之等の者から會て何程の募捐をしたとの報告を受けたことが無い。又之が監督もなく使途に就ての追及もなく收支は不明である。斯の如き無計畫不統制の方法は徒に民力を傷ひ裨益する處は無い。故に各界は此種不確實極まる街頭募捐者に對しては極力之を拒絶し直接本會指定の銀行に送金受領證を取り公債との引換又は救國公債購入の資となし國事に使用せられることを希望する。

今次の抗戰は全面的持久的のもので其の範圍は決して上海一隅に止まらず、救國義金が如何に使用されるべきかは全局を總攬する政府のみの知る處である。物品は前線に最も需要を感じる處であり食料品のみならず抗戰と關係ある麻袋、鋼鐵板、電線、オートバイ、電話機等は供應委員會が責任を以て徵募し前線の需要に就ては確實なる調査を遂げ新聞に掲示せる前線必需品を募集すること

により最大の効果を擧げることが出来る。徒らに人の言を信じ無統制な應募をなし金銭を浪費することは国力を減退するものに外ならぬ。

(二) 青年戦地服務問題

淞滬抗戰の砲聲は全市民の熱血を沸騰せしめ前線出動の希望勃々たるものあるは中華民族精華の發露に外ならぬ。然し抗戰の勝利は決して感情のみの作用で得らるゝものでない。須く民族の解放闘争を理解することは頗る緊要のことである。而して後方應援の任務と前線戦闘の任務を連絡し適當に配備することが最も肝要である。而も青年は國家の命脈であつて若し全青年が前線に出て犠牲となるが如きことがあれば後方應援の仕事を負擔する者は無くなり国力を減退するの結果となる。我々青年の負ふべき任務は多岐多様である。一例を擧ぐれば民衆を組織し鄉村に宣傳し難民を教育し、漢奸を檢舉し秩序を維持する等何れも重要任務である。之等の工作宜しきを得れば前線將士に對する大なる援助となり戦闘經驗なき民衆を戦線に送るにより途に上策である。

前線兵士の補充も民國壯丁を以てするを可とし青年は夫れ以上の大なる任務を遂行せねばならぬ。國家が青年に期待する處も同様である。故に我等は「後方工作に就て」の言葉を以て「前線へ」の間違つた語に替へねばならぬ。

ぬ。大學、專門學校等は安全地帯に遷り其他の中小學校一般青年兒童も戦争に因り空しく光陰を過すが如きことなきを要となす。此の問題に關しては

第一、戦時教育は平時教育と自ら趣を異にし普通課程の外戦時智識を加味(防空防毒救護等)せねばならぬ。

第二、教職員は課外餘暇を以て戦時服務工作を授け長期抗戰に備へねばならぬ。

十一、九月十一日本會主催の戦時智識講習所は特に高級班を開設し、本日入所試験を施行せり。普通班は已に十二日より開講することに決定し場所は北京路湖社に内定した。

十二、九月十五日本會設計委員會は長期戦争の需要に應ずるため専門技術家の登記を開始した。

十三、九月十九日本會宣傳委員會は持久戰に備へ内地に對する宣傳を重要視し國內宣傳隊を組織し來月一日各省市に向け宣傳行脚することとし、宣傳委員兼歌詠組主任鄒克定を團長に上海新華藝術專門學校教授何士德を副團長とし準備中なり。尙一隊を歌詠、活劇、民間歌曲研究、抗戰時事講演の四部に分ち宣傳區域は二期に分ち第一期九省、第二期六省を巡廻する豫定なり。

上海市青年救亡協會

一、八月九日成立大會を開催したり、參會者八百餘名、凌

らぬ。但し恰も政府は已に國民徵兵令を發布したるが場合によりて前線に参加することあるは吾等の毫も怕るゝ處では無い。

(三) 婦女問題

全上海は戦火に曝され租界も安全地ではない。大世界先施公司前の爆彈がそれを如實に示して居る。閘北、虹口一帶が戦争區域と化するや住民は先を争つて租界に遷入し、南市は屢激機を蹂躪する處となつた。租界の人口は不斷に増大して居り萬一戦争が永延くが如きことあれば意外の事態を發生せすとも限らぬ。單なる食糧問題のみならず刻々に迫る爆彈の危険に對し對策を考へて居る者が何程あるかは疑はしいが、最も適當なる方法は婦女子を輿地に送ることである。其れが出来ねば婦女も擧げて戦時服務の責に任ずることである。最近後援會技術委員會は防毒マスクを作成するに當り多くの婦女が之に當つたのは一例である。

(四) 戦時教育問題

今次の抗戰は民族生存競争の戦争であつて最後の勝利を獲得するに非れば斷じて中途に屈服することは許されぬ。即ち屈服は滅亡である。故に長期抗戰中は戦時服務工作の外一切の事業も本意とし殊に教育事業は最も積極的に進行せしめ退歩停止するが如きことがあつてはならぬ。

憲文外十四名を主席團に選び左の決議をした。

- (一) 中央擁護全面抗日を全國に通電すること。
- (二) 戦時後方防備常識講習班を鄉村に派遣すること。
- (三) 戦時服務隊を組織すること。
- (四) 救亡刊行物を發行すること。
- (五) 會員を擴大すること。
- (六) 遊藝會を催し所得を前線に贈ること。
- (七) 本市各界抗敵後援會に加入すること。
- (八) 政府を助け密輸防止工作に従事すること。
- (九) 漢奸の活動を取締ること。
- (十) 難民救濟所を設けること。

上海學生界救亡協會

一、九月三日各學生團體代表二十餘名集合、留日同學救亡會李肇嘉主席となりて討論をなし最後に同會の指導者として參會せる左翼評論家錢俊瑞より『留日同學救亡會、廣東廣西旅滬同學會、同濟大學附屬中學戦時服務團、復旦大學等十三團體を推して籌備委員とし一週以内に成立大會を舉行し、正式工作を開始せよ』との演説があつた。

上海教育界戦時服務團

一、八月二十六日慰問袋多數を傷病兵に贈り同時に古衣五

百餘點を難民に分與した。

二、本會組織内容左の如し
總務、組織、交際、宣傳、救濟、慰勞、勸募、設計の八組とし其の主要工作を分擔す、經費は團員の自由義捐、團員外の義捐に依る、職員は章益、王造時外七名を常務幹事とし、吳澤霖、潘公展、陶百川、劉湛恩外五名を幹事と爲す。

三、八月二十一日機關紙「抗戰報」を創刊す。

上海留日同學校亡會

- 一、八月二十五日常務理事會を開會左の決議をなした。
1、教育部の留日學生處理辦法に基き社會局長と協議したる上、教育部の詳細なる指示を仰ぐこと。
- 2、宋慶齡、何香凝、張發奎、楊虎、杜月笙、潘公展を顧問とし史良（全國各界救國聯合會の指導者の一人たる女辯護士）を法律顧問とすること。
- 3、前線將士に布靴一萬足を贈る運動を起すこと。

機關紙「大衆壁報」を發行す。

上海市第一特區里弄聯合會指導委員會

一、八月二十日上海市黨部社會局は全面抗戰の時後方の團結、共赴國難を目的とし特に「上海市里弄居民聯合會組織辦法」を制定し十一名宛を第一區第二區指導委員に任命し積極的に工作の推進に力めて居る。

團長、徐國治、秘書、羅烈、總務、沈杼、組織、龍靜垣、訓練、冷雪樵、宣傳、夏煥新、交際、趙慰祖
此の外救護募集等の隊長を任命し居り、八月十四日大世界附近に爆彈落下し死傷者數百名を出したる時等は非常なる活動をした。

慰問品の募集は市内十一箇所に於て受け付け前線將士に送つて居る（九月十五日）

上海市學生戰時服務團

- 一、八月廿三日上海市學生戰時服務團參加者は已に六百名に達し當日より前線へ夫れ／＼工作に出發す。
- 二、九月四日學生戰時服務團は登記所を設立し各大中學生の戰時服務を勸説募集して居るが六日之を締切る。

上海學生模範大隊

八月二十一日多量の慰問品を募集して前線將士に贈つた。

上海市平津流亡同學會

- 一、八月三十日成立大會を舉行す。
- 二、八月卅一日清華同學會に於て第一次執行委員會を開催し左の責任者を決定し
總務組責任者 燕京東北大學代表
同學服務組責任者 南海北京大學代表
救國工作組責任者 清華大學代表

二、上海市第一特區里弄居民聯合會指導委員會は八月二十一日午後三時半雲南路慈淑里三號丙子社内にて第一回指導委員會を舉行す。沈田華、汪曼雲、張一塵、朱養吾等九名出席せり。

議決事項
1、職務分配案は黨政機關より指定したる正副主任を除く外
曹志功、劉仲英を總務科正副科長に、周學淵、何玉良を組織科正副科長に、周邦俊、金光相を宣傳科正副科長に選舉す。

2、居民に告ぐる書を發表すること。

上海市童子軍戰時服務團

一、八月二十六日各難民收容所を歴訪し講演をなし更に傷病兵收容所を訪れて歌詠音楽によつて傷病兵を慰問す。

二、九月七日より午前中は訓練を受け午後は宣傳に従事することとなつた。

三、本團は時局の重大化するに伴ひ團員一千名を募集服務中なるが服務志願者は團部學校の證明書を要するものと定め嚴重なる組織方法に依つて居る。團務委員は董行日、潘公展、冷雪樵等とし參謀處主任を汪剛と爲し左の役員を決定した。

更に上海市學生界救亡協會に参加することを申し合せ討論會に入り左記各項を決定した。

一、本會の宣言及蔣委員長に對する慰問電を總務組に於て起草すること。

二、同學の生活學業狀況及救亡工作參加希望者等の調査をなすこと。

三、次學期の授業問題に關し教育部に請願すること。

四、左記人物を本會顧問に推すこと。

- | | |
|--|-----|
| 上海市社會局長 | 潘公展 |
| 上海市黨部 | 陶百川 |
| 上海地方協會長 | 杜月笙 |
| 大公報 | 王慶生 |
| 立報 | 薩空了 |
| 教育界戰時服務團 | 王造時 |
| 文化界救亡協會 | 沙千里 |
| 五、黨政機關に届出で且上海市各界抗敵後援會並に上海市文化救亡協會に加入すること。 | |

中華全國基督教協進會
中華基督教青年會全國協會及中華基督教女子青年會、全國協會と連名にて國際聯盟に電報を寄せ
『日本の暴行は世界平和に脅威を與ふるものなれば聯盟は日本に制裁を加へ國際公法を履行せしめられたし。』

と懇請する處ありたり。(九月十九日)

留東同學會

留東同學會は九月十五日各漢字新聞に左記の如き内容の「日本文化界に告ぐる書」を公開し「軍閥の暴行を阻止し東亞の平和を確保せよ」と呼掛けた。

『各帝國大學、官私立大學、日華學會、東亞同文會各新聞社、各文化團體へ。』

我が中華民族は數千年來和平を熱愛し中日兩國民も亦其の始め深讐積怨無かりしも九・一八事件以來日本軍部は屢々我が領土を侵し主權を傷け我が無辜の民衆を殺戮し文化機關を破壊し、内に對しては輿論を抑へ民衆を壓迫し、外に對しては公法を無視し、信義を輕視し、千萬士兵の生命を犠牲として昇官、授爵の材料とし、識者は均しく之を憾む。然るに少壯軍人は自ら反省する處なく、却て卒先して蘆溝橋事件を挑發しては華北を侵略し、我が虹橋飛行場に闖入しては上海に増兵し、豫後備兵を驅り集め、軍事豫算を増大して物價の高騰と重税による國內人民の生活脅威を招來し一六勝負の野望を企圖す。何ぞ爾らん、我が全國上下は國難の迫るや精誠團結し忠勇なる兵士は生を捨て死を忘れて國の爲めに盡し國軍の到る處日軍は風を望みて逃亡し職志消沈し死傷者道を埋めて血潮は浦江の濱を染む。華北に山成す屍は日本の精華のみ、今や異郷に怨を含みて鬼と化

す、そも誰が之を致せるか？

日軍の威信は已に地に墜ち、狂暴は益募り人道正義を無視し我が無辜の民を爆撃し、我が南北大學を爆破し中日兩國民衆の讐恨をして益々深刻ならしむ。中立國の財産を侵占し其の使節を傷け世界輿論を沸騰せしむ。内には朝鮮の獨立運動と臺灣の革命運動あり、日本は今や萬邦の公敵として滅亡不可避の運命に在り。故に茲に忠告す。日本文化人士は社會の先覺者なり、速に有效な手段を講じ軍部の此種暴行を阻止し、東亞の和平を謀らんことを。然らば貴國の生命は存続せられん。』

上海職業青年後方服務團

一、本團は九月初旬來壁報工作に一層の努力を拂ひつゝあり。

二、本團は成立後上海市職業界救亡協會に加入し各種の救亡工作に努力し好成績を挙げ多量の軍需品を前線に運搬したる外傷病兵の慰勞に努め、その組織に依る演劇隊は來週より各避難民收容所及傷兵收容の醫院に於て民衆劇を公開することとせり。全國宣傳部の毎日發行する壁報は内容を改善し區域を擴張すべく計畫を進めつゝあり。

國難青年服務團

一、九月十一日國難青年服務團(愛長亞露一四二二號)は

赤十字會と連絡し前方救急隊を組織し前方に活動中にし

て現に救護受訓希望者を募集申なり。

二、九月十八日國難青年服務團は現在會員約百名あり、紅十字會と協力して前線に赴き救護工作をなすたあ更に會員の募集を爲して居る

上海市救濟委員會

一、九月十八日本會は上海市社會局の諒解により上海地方協會、上海慈善團體聯合救災會、中國赤十字會、世界紅十字會、上海革洋義振會、中國革洋義賑會、救災會總會、中華公教進行會、上海基督教青年會等の公益慈善團體により發起成立す。本會經費は豊富ならず且難民の收容、給養、送還等に多大の費用を要し且寒氣に向ひ衣食の費は急を要するものあり、之が資金物品を徵求することとした。

役員左の如し。

主席委員長 潘 公 展
常務委員 錢 新 之

外 九 名

捐金受付處、新聞報、申報、大晚報、立報、時事新報、民報、中華日報、大公報、各社、上海市銀行、浙江興業銀行、浙江實業銀行、上海銀行等

物品受付所、浦東大厦本會

上海慈善團體聯合救災會

一、九月十一日同會戰區難民救濟委員會主催の僧侶救護隊は連日前線に出入し活動中なるが同夜傷兵八十餘名を收容し醫院に送れり。

二、同會戰區難民救濟委員會は傷兵救護のため數日前愚園路六十八號に救護醫院一を設立し百八十餘名を收容し居り已に四十餘名全治退院した。(九月二十日)

上海市婦女運動促進會

一、八月十三日委員會を開催し

張湘文、喬汝蘭を看護組正副主任に、蔣逸蓉、朱文英を宣傳組正副主任に、潘白山を救濟主任に、李守眞、羅叙章を慰勞正副主任に、陸一旭、胥松子を徵募組正副主任に推し各家庭婦女と連絡して救亡工作を行ふことに決定した。

二、九月三日委員會を召集九月七日各婦女團體代表會議に左記各項に提案することとした。

- 1 婦人に對する日本軍人暴舉、非戰區域の爆撃等を報道し人道上の制裁を要求すること。
- 2 全上海の婦人を動員して大々的に救國公債賣出運動を行ふこと。

- 三、九月七日所屬救護訓練班卒業者二百名あり、百名を後方傷病兵醫院に配屬せしむ。
- 四、九月九日麻袋六百五十枚、パンツ五百人分、布製靴十打を前線將士に送つた。

上海市文化界救亡協會

- 一、本會は七月二十八日南市尙文學校に於て成立大會を開催した。
- 二、八月十三日熊式一、郭沫若、胡愈之、盛成、吳淞友、金仲華、戴望舒、錢俊瑞、張志讓、樊仲雲等の理事集會對外宣傳をなすために「國際宣傳委員會」を設くることに決定した。
- 三、八月十四日本會の主唱により新聞、出版、藝術、教育關係者五十餘名集合し上海市文化團體慰勞隊を組織して前線に向ふこととなりたるも激戰に付慰問品を市商會に托し張自中に激勵の書面を寄せた。
- 四、八月十六日在滬外人記者を華安飯店に招待す。
- 五、八月二十四日機關紙「救亡日報」の創刊號を發行したが、編輯委員の主なる者左の如し。
章乃器、鄒韜奮、郭沫若、金仲華、胡愈之、顧執中、錢亦石
- 六、九月七日機關紙「尖報」第一號發行

- 七、九月九日流動宣傳團を大湖周圍江蘇浙江兩省各縣に派遣。
- 八、九月十二日本會組織部救護慰勞委員會は開設以來積極的に活動中なるが、已に第二次慰勞品の募集に着手し軍用草鞋一萬足、繡詰一萬個、麻袋一萬個、急救包三千個を募集中なり。尙同會にはオートバイ一輛を備へ慰問品を前線に運び歸路は負傷兵を收容することとして居る。

- 九、本會は戰區失業工人救済のため現に工人登記を開始し已に三千名の登記者あり。目下集中訓練の計畫中にして戰時生産技術、軍事智識を注入するを目的としあり、又本會は軍政部交通處の委託を受け已に自動車運轉手十餘名を交通處に紹介した。目下被難工人救済大綱を起草中である。
- 十、九月十二日本會宣傳團は上海市民に告ぐる書を發出した。
- 十一、九月十三日本會常務理事會の通過により蔣委員長、司法院政院及中央黨部に對し全國政治犯の釋放方を申請した。

ことにつき協議し中央委員李石曾は私の資格を以て之が一切の準備に當る旨を打電して來た。

十二、九月十五日の救亡講演放送は鄒振鐸に依り交通部國際無線電臺より午後六時—七時「如何にして抗戰の勝利を把握するか」と題し放送された。

中華婦女運動同盟會

- 一、八月二十日中華婦女運動同盟會は中華婦女節制會、上海市婦女協進會、中華婦人社等と共に全面抗戰の開始に鑑み「國家興亡匹婦有責」の義に燃へ獻金運動を起した。金、銀、裝飾品は個人の生活に些の影響なくして政府に莫大の貢獻を爲すものとし最短期間に二千萬元募集を目標に募集運動に着手した。
- 二、八月二十四日中華婦女運動聯合同盟會員成逸影女史は安樂毛織廠經理鄧仲和の代理にて募集し前方將士慰勞のため衣服一千枚、麵粉五十袋を地方協會に交附し前方慰勞に轉送した。

中華婦女互助社

- 一、八月二十日各部聯席會議を開催し八月二十一日より各

二、中國文化建設協會の活動狀況

中國文化建設協會は三年前上海に於て國民黨中央執行委員兼常務委員たる陳立夫の提唱により同人を理事長として組織せ

傷病兵收容所の慰問並に傷病兵收容所に於て服務する青年婦女に對して衛生講話及防毒常識等を聽講せしむると同時に調査班を設けて漢奸の調査をなすこととなつた。

二、八月二十九日會員大會を開催し、青年婦女救済院、傷病院各一を經營することを決定した。

中國婦女慰勞自衛抗戰將士上海分會

- 一、八月二十二日上海婦女の救亡及慰勞工作を強化するたために「各村、里坊、婦女と聯合して戰時互助團を組織して抗敵工作をなすことに決定せり。
- 二、九月四日浦東同鄉會内に於て徵募組の大會を開催し慰問袋及獻金募集に關し討議した。

中華婦女社

- 一、八月廿日中華婦女社は本市婦女運動同盟會、中華婦女節制會、上海市婦女協進會等と共に全面抗戰の開始に鑑み「國家興亡匹婦有責」の義に燃え獻金運動を起し金、銀、裝飾品は個人の生活に些の影響なく而も政府に多大の貢獻をなすものとし最短期間に二千萬元募集を目標に猛活動を開始した。

られ當初専ら中國固有の文化就中經營の復興鼓吹に努め來れる處其の會章に依れば毎年一回會員代表大會を開催する筈なるも會の幹部は概ね政府の要職を兼任し居る等のため未だ開會の運に到らざりし處、最近左派分子の救亡運動益々熾烈となれるに刺戟せられたるによるか八月一日頃第一次代表大會開催を新聞紙に豫告して僅に旬日の間に急速準備を整へ十日十一日の二日に亘り上海市政府に於て第一次大會を舉行した。

其の概況は以下に掲げる「第一次會員代表大會概況」の通りであるが、茲に尤も注意を惹くは本會の趣旨は「三民主義に根據し新中國文化を建設する」に在り、従つて所謂中國固有の文化を宣揚しプロ文學の撲滅思想の統一を其の使命となし從來は直接實際政治運動には關與せざりし處最近左派の救亡運動遂日熾烈化し其の提唱する民族統一戰線（即人民戰線）結成の要求が今や國內有識分子の輿論と化し去らんとする形勢なるに刺戟されてか之に對抗して凡ゆる救國運動を國民黨の領導下に掌握せむとの積極的實際運動に乘出したることにして、已に八月二十二日には上海市商會發起に係る「上海市各界抗敵後援會」が五百餘の公開團體參加の下に成立せられたるを始め各大學、海運界、工業界、婦女界等も續々同種の後援會を組織しつゝあり。

本協會は表面右後援會の如きを組織し居らずと雖も、此等各抗敵後援會は何れも陳立夫を首腦とする本協會の推進により組織せられたるものと認めらるゝ節ありて目下當地に於ける救國運動は殆んど完全に此等の團體に牛耳られ居り、左派の運動は全く潜行的暗躍に移行したる觀あり、其の潜勢力を思はしむると共に之は一面國民政府乃至國民黨側の積極的團結禦侮乗出しを意味する外他而共產黨及赤色救國會に對する政策をも反映せるものと認められる。

尙既述の如く本協定の章程修正案並に各分會の提案の一部を入手したる處右は全く草案に過ぎずと雖も、之は從來本會が代表大會を開催し得ざりし爲己むを得ず臨時草案に依り執行し提案に對しても理事會に於て審議し居たるものにして本會の内貌を窺知する便ありと認められる。

第一次會員代表大會概況

第一日は七月十日午前十時より、上海市政府大禮堂に於て、大會主席團

- | | | |
|-----|-----|-----|
| 陳立夫 | 吳鐵城 | 何思源 |
| 許紹楨 | 徐誦明 | 陳時 |
| 洪開友 | 李敬齊 | 時予周 |
| 何魯 | 黎照寰 | 丁超五 |

齊世英 吳開先 張壽起

の司令下に上海市政府社會局長潘公展を秘書長として開會せられ、先づ主席陳立夫立ちて開會の辭として『本會成立以來已に三年を経、其間總會及各地分會の責任者が他の公事を兼掌し居る爲今日始めて第一次年會（代表大會は毎年一回開くこととなつて居る）を開くに至つた事は遺憾である。但し此の三年間に諸公の努力により分會を設立し得たる地は、上海、北平、天津、漢口、青島、蘇州、浙江、江西、安徽、湖北、四川、河北、山東、山西、甘肅、雲南、熱河、察哈爾、綏遠、東北、寧夏の二十三ヶ處に達し、目下準備中のものに、廣東、香港、湖南、河南、陝西、貴州、青海、フエリツビンの八ヶ處あつて其會員も個人會員は已に一萬三千二百六十七人、團體會員は二八五箇になり其の出版物も「文化建設（月刊）」各小冊子及各新聞の副刊等あり、又發起せる運動は全國讀書運動、中國本位の文化建設運動、統一救國運動並に文化界援綏運動等にして其の工作は未だ國家民族に對し何等大なる貢獻なしと雖も要は本會所定の理論綱領を實際行動に移し以て社會文化上相當の影響を與ふるに在る』云々と中國古來の文化を拉し來つて之を檢討するに國民黨の主張する三民主義のみが救國援民の根本正義なる旨を縷述して會員の健闘を促して降壇し次いで 國民黨中央民訓部代表 陶百川、中央文化事業會代表

外國事情 中華民國

陳白、上海市長代理 翁鴻鈞、淞滬警備司令 楊虎、上海市社會局長代表 張秉輝等が祝辭を述べ、最後に 大會秘書長 潘公展、より會務報告を爲して正午紀念攝影後市黨部及市政府の招待により市政府食堂の晚餐を受け午後二時再開提案審査委員を選定、分會審査を行ひ午後七時新亞酒社に於て上海各大學及文化教育團體聯合の歡迎宴に臨んだ。

第二日は七月十一日午前九時より市政府大禮堂に於て前日に引續き開會せられ午前中は各分會の提案審査並に數多の決議を爲して正午は上海各新聞社出版界の歡迎宴（市政府食堂）を受け午後二時再開して第二回理事推選を行ひたる外大會の宣言通過並に讀書競進會の賞金を授與し最後に副理事長吳鐵城の閉會の辭ありて午後五時散會午後七時より全理事代表は上海文藝界映畫界の招宴に臨んだ。右兩日に亘り出席せる大會代表は

- | | |
|-----|---|
| 理事長 | 陳立夫 |
| 理事 | 丁超五、李敬齊、葉秀峰、楊公達、潘公展、劉百閔、胡庶華、陳防先、羅復夫、王毓祥、吳大鈞、吳鐵城、吳開先、陶百川、丁默村、朱應鵬、汪伯奇、胡漢安、黎照寰、翁之龍、郭御衛、歐之懷、長壽鏞、劉洪思、朱義農、潘公弼、蔣建白、洪陸東、胡世中、時予周、何思源、李登輝 |

東北分會代表

- 梅公任、林濟青、齊世英、劉心沃、劉道元、孫維嶽
- 河北々代表 郝濯
- 浙江代表 許紹楨、林風眠
- 南京代表 洪開友、葉湖中
- 安徽代表 梁賢達、范春陽
- 天津代表 時子周
- 山西代表 韓克鴻、李汾、張武成、韓甲三、郭博宜
- 福建代表 林景潤、林炳康
- 北平代表 徐誦明、許孝炎
- 青島代表 李先良、雷法章、萬巨星、黃新渠、張慧齋
- 上海代表 何炳松、樊仲雲、王新命、鄭通和
- 漢口代表 汪兆銘、陳榮三、謝登宇、王亞明、廖應鐘
- 四川代表 向魯、王國源、江疑九
- 綏遠代表 楊令德
- 江蘇代表 周化鵬、石順淵、高陽、黃震、李華棟、杜松延
- 廣東代表 李大超、章淵若
- 列席者 方煥如、唐惠民、邵爽秋、應成一、徐則曠、陳白

にして兩日を通じての重要事項は

1、各分會の提案に對する討議々決九十四件

2、吳開先等二十餘名の臨時動議により大會名義を以て二十九軍に對し守土禦侮激勵電を發送するに決定

3、第二次理事選舉

を行ひたることにして新任理事中正式理事 一三一人 其の顔觸は

- 陳立夫、吳鐵城、朱家驊、陳命雷、張伯苓、俞鴻鈞、張道藩
- 關佛海、張厲生、洪陸東、程天放、余非辨、苗培成、丁超五
- 李敬齋、何思源、陳肇英、周炳琳、鄭貞文、方覺慧、朱經農
- 周伯敏、彭昭賢、譚克敏、張志韓、李次溫、楊廉、張卯翰
- 吳國禎、蔣志澄、蔣伯誠、程時燾、楊虎、羅家倫、劉貽燕
- 田燭錦、賴璣、許紹楨、葉湖中、陳泮嶺、葉秀峰、方治
- 楊公遠、程中行、劉莊、陳防先、時子周、程其保、關學昌
- 胡宗南、葛武庚、羅霞天、胡健中、顧鏡新、陳石泉、魯蕩平
- 郭任遠、吳大鈞、洪開友、徐會、蔣同茲、彭革陳、田崑山
- 譚文彬、閻偉、徐誦、李萊、林風眠、何炳松、王星棋
- 何魯、王神、翁之龍、裴復煊、歐元懷、張壽鏞、劉洪思
- 黎照寰、林濟青、甘績鏞、姚大海、靳瑞萱、雷法章、高陽
- 雷震、黃建中、鄭亦同、羅時實、齊世英、梅公任、喻齊之
- 董其政、郭育授、劉振東、胡庶華、裴存藩、汪伯奇、馬蔭良
- 崔唯晉、林景潤、胡樸安、胡政之、黃伯惠、林柏生、王雲五
- 陸賈、伯鴻、潘公展、吳開先、丁默村、陶百川、董行白、朱應鵬
- 朱義農、潘公勳、郭衛、蔣建白、王新命、董顯光、應成一、邵爽秋、樊仲雲、吳南軒、章益、陳時、院毅成、周

候補理事は

- 李大超、章淵若、黃文山、韓覺民、孟壽椿、唐惠民、方煥如
- 鈕長耀、金光桐、黃造維、梁賢達、胡夢華、黃寶實、吳道明
- 韓克鴻、謝登宇、石信嘉、蔣光堂、鄭通和、洪深、李志雲
- 陸高龍、陳克成、張善琨、陶伯遜、嚴春堂、邵粹翁、周斐成
- 章正範、凌憲文、徐則曠

等の三十一人にして黨政要人大半を占むると雖も、他面洪深等の如き一部左傾文藝家の介在せるは注目の要がある。

中國文化建設協會章程修正草案

第一章 總則

- 第一條 本會ノ名稱ハ中國文化建設協會トス
- 第二條 本會ハ三民主義ニ根據シ新中國文化ヲ建設スルヲ趣旨トス
- 第三條 本會所在地ハ上海トス
- 第二章 會員
- 第四條 本會々員ハ之ヲ個人及團體ノ二種ニ分ツ其ノ入會手續ハ左ノ如シ
 - 甲、個人會員ノ入會ハ少ク共會員一名ノ紹介ニヨリ分會ニ加入ヲ願出ツルヲ要シ、分會ハ幹事部ヲ經タル上本會理事長ニ報告許可ヲ得ルカ又ハ理事會ノ審議ヲ受クヘキモノトス

乙、團體會員ノ入會ニアリテハ必ス分會幹事部ニ紹介ヲ求メ、本會理事長ニ報告許可ヲ得ルカ又ハ理事會ノ通過ヲ受クヘシ

- 第五條 個人會員ノ資格ハ年齡、性別、原籍ヲ論セス單ニ文化事業ニ從事シ且ツ文化建設及民族ヲ光大ナラシムル志願アラハ足ル
- 第六條 團體會員ハ文化及學術團體ニ限ル、其ノ法定代表ノ比率ハ別ニ之ヲ定ム
- 第七條 凡ソ會員ハ均シク年費ヲ納入スル義務ヲ負フ個人會員ハ二元、團體會員ハ各其ノ規定スル處ニ從ヒ十元ヨリ百元迄ノ年費ヲ納ムヘク、其ノ經濟情勢ハ所在地分會幹事部ニ於テ酌定シ且之ヲ理事會ニ具申保存ス
- 第三章 權力機關
- 第八條 會員代表大會ハ本會ノ最高權力機關トシ毎年一回理事會ノ召集ニヨリ之ヲ舉行ス
- 第九條 本會ハ必要ナル時ニハ理事會ノ決議ヲ經テ臨時會員代表大會ヲ召集スルコトヲ得
- 第十條 會員代表大會ノ代表選出及其ノ人員制當數ハ悉ク代表大會組織法ニヨリ辨理ス、組織法ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四章 最高組織
- 第十一條 本會ハ理事會ヲ最高組織トシ會員代表大會ノ

委託ヲ受ケ一切ノ會務ヲ主理ス、理事數ハ三十一名ヨリ五十一名、理事候補ハ十五名ヨリ二十五名トシ代表大會之ヲ選出ス、任期ハ一年、再選ヲ妨ケス

第十二條 理事會ハ常務理事十一名乃至二十一名五選シテ常務理事會ヲ組織スヘク、理事會ノ全體會議開會中ハ其ノ一切ノ職務ヲ執行ス

第十三條 理事會ハ理事長一名副理事長二名又ハ二名ヲ互選シ一切ノ會務ヲ執行スヘク且當然常務理事トナルヘシ

第十四條 理事會ハ書記長一名ヲ互選シテ正副理事長ノ旨ヲ承ケ一切ノ會務ヲ主理スル外當然常務理事トナルヘシ

第十五條 理事會ハ名譽理事若干名ヲ設クルヲ得、名譽理事ハ熱心ニ本會ヲ贊助スル者ノ中ヨリ理事會之ヲ聘請シテ任ス

第十六條 理事會ハ會務ヲ辨理スルニ付、自ラ組織規程及辦事細則ヲ制定スル事ヲ得、但シ本章程ト抵觸スルヲ得ス

第五章 分會組織

第十七條 本會ハ各省市ニ分會ヲ、各分會下ニ支會ヲ設立スルコトヲ得、支會ハ縣市(普通市)ヲ以テ單位トス

第十八條 各分會ハ幹事部ヲ設ケ分會々務ノ執行機關トナスヘシ、幹事部ニハ幹事長一、副幹事一又ハ二、幹事

若干ヲ置キ等シク分會々員大會又ハ會員代表大會ニ於テ選出セル上理事會ノ認可ヲ受クルモノトス。任期ハ一年再選ヲ妨ケス

第十九條 各地支會ニハ幹事部ヲ設ケ支會々務ノ執行機關トナスヘシ。總監事一、幹事四乃至六ヲ置キ等シク支會々員代表大會ニテ選出シタル上分會ノ認定ヲ請ヒ理事會ノ許可ヲ受クルモノトス

第二十條 各地分會支會ノ組織規則ハ理事會ニ於テ制定發布ス、其ノ幹事部ノ辦事細則ハ自ラ之ヲ定ムト雖モ理事會ニ報告許可ヲ受クヘシ

第六章 事業

第十一條 本會記事會下ニ各種文化事業ノ範圍ニ於テ左記各項事業委員會ヲ選擇設立スヘシ。必要アル時ハ其他ノ事業委員會ヲ設クルコトヲ得、其ノ委員ノ人選ハ均シク常務理事會ニ於テ選出派遣ス

甲、教育事業委員會
乙、出版事業委員會
丙、新聞事業委員會
丁、體育事業委員會
戊、活動寫眞事業委員會
己、放送事業委員會
庚、戲劇事業委員會

辛、美術事業委員會
壬、音樂事業委員會

第二十二條 各地分會ハ當該地方ノ情勢ヲ斟酌シ各項ノ事業委員會ヲ選出設立スルヲ得、但シ必ス理事會ニ報告審議ヲ受クヘシ

第二十三條 各地分會ノ各項事業委員會ノ委員人選ハ各當該幹事部ニ於テ選出派遣ス、但シ必ス理事會ニ報告審議ヲ受クヘシ

第二十四條 凡ソ會員ハ均シク所在地ノ分會ニ於テ一ノ事業委員會ヲ選定シ該會ノ一切工作ニ參加スルモノトス

第七章 經費

第二十五條 本會ノ經費ハ會員ノ年費、會員ノ自由獻金、並ニ補助費及其他贈金等ヲ以テ之ニ充ツ

第八章 附則

第二十六條 本會章程ハ會員代表大會ノ通過ヲ經テ之ヲ修正スルコトヲ得

第二十七條 本會章程ハ會員代表大會ノ修正通過ヲ經テ施行ス

中國文化建設協會第一次會員代表大會に對する各分界の提案(拔萃)

(1) 福建分會提案
外國事情 中華民國

(イ) 教育部に對し各大學に中國文化研究室及中國文化講座を設けることを請求す。

(ロ) 本總會が各分會を補助し中國文化史叢書を購給し且文化圖書館を設置せられたきこと。

(ハ) 中國文化研究獎金を設けること。

(ニ) 中國文化基金募集を計畫し各地會の文化に關する特殊の設備を補助すること。

(2) 湖北分會提案

(イ) 中央が文化事業委員會を成立し文化事業の進行を指導せられむことを建議す。

(ロ) 本協會が中央に對し各級の學校が經學を學ぶべきや否やを確定することを建議され度し。

(ハ) 本協會が經籍に對し系統的に整理し學徒の研習に便すると共に其の普及を圖る爲中央指定の專門機關を建設されたきこと。

(ニ) 本協會が中央に建議し中央より教育部をして全國の教育經費を統一發給する辦法を設け全國に教育を普及する様計られたきこと。

(ホ) 本協會が教育部に願書を提出し各級學校の國學、文學、歴史、地理の課程を高上し歴史地理の教材を統一以て其の専門的人材を養成する様計られたきこと。

(ハ) 本協會が中國本位の文化を建設するは即ち三民主

義的文化體系を建設するものなることを宣明し以て思想を統一し紛糾を断たれたきこと。

(ト) 文化建設運動創設以來各省市に次を逐ふて分會成立せられ分會の事業委員會等も相前後して舉行せられたり、然れ共事業費は準備至難にして實際工作の發展も遲滞するを以て總會より中央に請願し中央より各省市に通令し黨部と政府と共同して協助辦法を設け事業進展を圖る様公断せられたきこと。

(チ) 本協會より國民政府に出願し國府が法を講じて中央の學術編譯館の工作を促進し且各省市の圖書館科學實驗館を擴充し文化建設を有効に發達せしめられたきこと。

(3) 山東分會提案

(イ) 本協會より中央に文化建設五年計畫を制定し經濟建設五年計畫と相呼應して國家を急速に進歩せしむる様建議されたきこと。

(ロ) 本協會に於て文化建設方案を制定し本會の各種組織を運用し以て文化統制を實施せられたきこと。

(ハ) 全國會員より大々の捐金を募り大規模の出版機關を組織し出版事業の獎勵に資し文化建設に便ならしめられたきこと。

(ニ) 中央が切實に教育を整理思想を統一し以て紛々た

る雜論を肅清する様請願せられたきこと。

(4) 浙江分會提案

(イ) 歴代の文人學者中民族意識鼓吹に顯著なる聲名ある者は之を表彰し青年學生に景仰する處を知らしめられ度きこと。

(ハ) 政府が速かに中央音樂館設立を準備する様請願せられたきこと。

(ハ) 中央が文藝獎金を設け優秀なる作品を獎勵させたきこと。

(5) 熱河分會提案(註、熱河分會とあるが故に特に提案の全文を譯出す)

(イ) 科學的方法を以て經學を整理し以て固有文化を發揚し國民の徳性を培養する方案

理由—我國に於ては最近數年來愛國の士が國勢の減退道徳の喪失に鑑み「讀經救國」の説を主張するに至つた。

而して科學家は救亡圖存を爲さむが爲には須く科學の研究に努むべく萬々讀經を恢復して青年の頭腦を喪失せしむべきにあらずとなし、遂に經學を讀む者は時代精神に違反するものと斷ずる。人々の所見は不同にして主張相

異なるは固より免れざる處なれ共科學の發達は勿論國家を富強に致すとは云へ徳性の培養も亦禦侮救亡の主要條件である。若し單に科學の宣揚を重にし道徳の培養を疎

にせんか、私利を圖るの風は因襲して除き得ざるべく利害の前には節を屈して生を求めざるものなきに至る。故に「九、一八」後地方を失ふこと四省以上に上り守土の吏にして未だ節に殉じて仁を成す程の人なく漢奸百逆の徒は愈々出でて盡くるところがない。此種人心に重大なる關係ある危機に當り若し迅速に之を挽救せざれば民族道徳は日増に滅亡し黨國の前送寒心に堪へず。國難嚴重にして民族存亡の危機に達する此際時代精神に違反せざる原則の下に科學方法による經學整理を提議し併せて中央が中等學校以上には國民道徳培養を必修課目とし全國青年に大仁大勇の民族精神を養成せられむことを望む。

(ロ) 不正當な「子供の木」を取締り併せて兒童の讀物を改善せられたし。

理由—巷間出賣する「子供の書」は其の趣味高尚にして取材の優美なる者は固より兒童の智識を啓發し兒童の興味を増加するに足るが、取材の惡劣なるは兒童の神經に最も不良なる影響を與へる。十歳前後の兒童は神秘的奇怪なる武俠小説を讀みて仙道を探求すとて家出せる者新間に屢々載報せられる。此種不良なる刊行物は若し嚴に取締を加へざれば兒童に與ふる害甚に鮮くない。茲に取締及改善の辦法を録し謹みて公決を得たいのである。辦法—本會に於て一の兒童讀物編審委員會を組織し巷

間に發賣する各種の兒童讀物に對し嚴に審査を加へ若し不正當なる「子供の木」又は荒誕なる小説ある場合は直に主管當局に上申して嚴に取締を加ふる外、本會又は教育部に於て編者の標準を制定し各書局に通令遵奉せしめ新に「子供の書」を出版するに方つては本會の審査許可なきものは一律に發賣を許さざることと致したし。

(6) 天津分會提案
全國各地の民俗を調査し風俗改善運動を促進することを本會の文化建設の基本工作と致したい。

(7) 四川分會提案
(イ) 本協會に於て全國各縣の縣史を徵集せられたし。

(ロ) 本協會に於て本會の文化叢書を編輯印行せられたし。

(ハ) 本協會内に多數の文化論文の獎金を設けられたし。

(ニ) 本協會に邊陲の文化考察團を設けられたし。

(ホ) 全國の文化水準を高上せしむる爲本協會より中央に全國の出版業を制限し書價を高上せしむることを請願されたし。

(8) 江西分會出版事業委員會提案
(イ) 徹底的にプロ文藝運動を撲滅し赤禍を根絶する案理由—惟ふにプロ文藝は青年を煽惑し國家に害を貽す

こと深大である。今日各省に於ける殘匪肅清將に成らんとする時に方りプロ文藝運動を撲滅し赤化思想を肅清するは實に當面の急務である。

辦法—中央に呈請し從來發禁に附したる出版物は次を逐うて詳細に其の名稱譯著者の氏名發行者の名稱を列舉して冊子に彙集し各省市に頒布以て隨時查出禁止して遺漏なからず、更に各書店の教科書に對して嚴密審査を勵行し赤化思想を宣傳するが如きものは一律に禁止すること。

(9) 中央に文藝作品に對する獎金を設立する様建議すること。

(10) 江西分會音樂專門委員會提案

(イ) 各省政府に速に省立音樂戲劇院を建築する様申請すること。

(ロ) 本専門の委員會毎月の經費は總會の規定によつて

三、上海市里(弄)居民聯合會組織運動

國民黨上海特別市黨部及上海市社會局は去る八月二十日上海市里(弄)居民聯合會(町内會とも言ふべきもの)組織辦法を公布して民衆の組織化運動を起したが右運動は當面に於ける授軍工作を推進すると同時に長期抗戦に備へんとするの企圖より爲されつゝあるもので此の民衆組織化運動は國民黨側も共產黨側も特に力を用ひ居る状況に在り、以下に掲げるのは上海市里(弄)居民聯合會組織運動の状況である。

一、上海市黨部及社會局の指令發布

國民黨上海特別市黨部並に上海市社會局は「全面的抗戦が既に開始せられた此際後方に在る民衆も亦互助團結して共に國難に赴き國民として盡すべき義務を盡すべきなり」として先づ全民的組織化を企圖し兩者連名を以て去る八月二十二日附で左記の如き「上海市里(弄)居民聯合會組織辦法」を發表し同時に指導委員會の組織規程を定めると共に

汪漫雲 沈田華 張一塵
曹志功 劉仲英 周學湘
何玉良 周邦俊 金光相
凌憲文 朱養吾

を第一特區(共同租界)里弄居民聯合會指導委員會委員

に
杜剛 史東山 翟振華
蘇頌夫 裘允明 王定慧
龍靜岩 李維良 沈家圭
邵子英 鄭子良

を第二特區(佛租界)里弄居民聯合會指導委員會委員に任命した。

(1) 上海市里弄居民聯合會組織辦法

支給せらるる外、更に事情を酌量して手當を支給されたきこと。

(10) 王雲五、何炳松提案
優良なる文藝作品を獎勵されたし。

(11) 魯蕩平提案
中國文化を統一ならしめ民族中心思想を建立したし。

(12) 楊大蘇提案
上海各大學の文藝愛好の青年を連繫し大學文藝協會を組織したし。

(13) 王甬屏提案
全國の文化教育界を統一し至誠服務以て國力充實を圖りたし。

(14) 王雲五提案
各大學に中國文化講座を設けられたし。

(一) 本市里弄居民にして滿二十歳以上の者は團結互助を求め共に國難に赴く爲に本辦法によつて居民聯合會を組織することを得

(二) 居民聯合會は同一里弄居民を聯合して組織することとを原則とし上海市某路某里(弄或は別墅等)居民聯合會と稱す。

(三) 居民聯合會の職務は次の如し。
甲、物品を徵發募集して前線將士及傷兵難民に供給すること。
乙、募捐團體の爲に救國捐或は慈善捐の代理募集をなすこと。

丙、専門家の指導により防空、防毒、救護、消防等の常識に關する宣傳をなすこと。
丁、其他上級機關の命令ありたる工作进行を執行すること。

(四) 居民聯合會に幹事三人乃至九人を置き或は若干人を互選して主任幹事或は常務幹事となすことを得。

(五) 居民聯合會は會員より會費を徵收することを得、但し各人一ヶ月一角を超過することを得ず、其自發的に寄附せんとするものは其任意とす。

(六) 居民聯合會職員には絶對に給料を支給するを得ず
(七) 居民聯合會の決議案は本市黨政機關の文書による

許可を経るにあらざれば人に服従を強ひることを得ず、前項黨政機關の文書は里弄公告處に之を掲示すべきものとす。

(八) 本辦法は市黨部及社會局より公布施行す。

(2) 上海市里弄居民聯合會第一特區指導委員會略則

第一條 本會ハ上海市里弄居民聯合會第一特區指導委員會ト稱シ本區各路里弄居民聯合會ハ之ニ統屬スルモノトス

第二條 本會ハ非常時期中ニ於テ互助團結ノ精神ヲ以テ共ニ國難ニ赴キ國民トシテ盡スベキノ義務ヲ盡スコトヲ以テ趣旨トナス

第三條 本會ハ本黨々政機關ヨリ委員十一人ヲ聘シテ指導委員會ヲ組織シ正主任一人副主任二人ヲ置キ其下ニ總務、組織、指導、宣傳ノ四科ヲ置ク科ニハ正副科長各一人ヲ置キ指導委員之ヲ兼任ス其ノ職權左ノ如シ

正主任 一切ノ會務ヲ統轄シ外部ニ對シテ本會ヲ代表ス

副主任 正主任ノ職權内ノ一切ノ會務ヲ補助ス

總務科 主任ノ旨ヲ承ケテ文書會計庶務及一切ノ會務事項ヲ處理ス

組織科 主任ノ旨ヲ承ケテ各路里弄居民聯合會

組織事項ヲ處理ス

指導科 主任ノ旨ヲ承ケテ各路里弄居民聯合會ノ一切ノ事項ヲ指導ス

宣傳科 主任ノ旨ヲ承ケテ各路里弄居民聯合會ノ宣傳事項ヲ處理ス

各科ノ職務細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 本會ハ必要ニヨリテハ特殊委員會ヲ設クルコトヲ得

第五條 本會職員ニハ絶對ニ給料ヲ支給セズ

第六條 本會ノ職務ハ左ノ如シ

一 本區各路里弄居民聯合會ノ組織並ニ指導

二 募捐團體ニ代ツテ救國捐及救國公債等ヲ募集ス

三 物品ヲ徵發募集シテ前線將士並ニ傷兵難民ニ供給ス

四 専門家ノ指導ニヨツテ防空、防毒救護消防等ノ常識ヲ涵養

五 其他上級機關ノ命令セル工作ノ處理

第七條 本會指導委員會ハ毎週一回開會ス正主任之ヲ召集シ必要ニヨリテハ臨時會ヲ召集スルコトヲ得

第八條 本略則ニシテ不備ノ點アル時ハ臨時之ヲ改正スルコトヲ得

第九條 本略則ハ本市黨部社會局ニ申請批准ヲ經タル後施行ス

二、上海市里(弄)居民聯合會第一特區指導委員會の宣言

第一特區指導委員會は八月二十二日委員會を開會し左の如き宣言を通過したり。(第二特區は略す)

上海市里(弄)居民聯合會第一特區指導委員會宣言

第一特區の同胞諸君 敵の砲火爆弾は連日我等の頭上を飛び舞つて居る。我等第一特區同胞の財産と生命はどれだけ破壊せられたか知れない、又幾人の生命を犠牲にしたか知れない。我等は敵の残酷なる屠殺下に敵の爆弾下に在つて我等の憤怒と痛恨は極點に達した。我等は只皆が起ち上つて日本帝國主義と懸命の抗争をなすのみで敵を上海より驅逐せざる限り、我等は絶對に安全であり得ないし又活路もないであらう。今や我が忠勇なる前線將士は既に死を賭して敵に當り正義と剛健なる勇氣を奮つて敵に重大なる創傷を與へて居る。此の數日來の情勢より看れば敵は既に釜中の魚となつて居り久しからずして完全に消滅せられるであらう。我等は之れを以て自ら満足することは出来な

い。日本帝國主義の我を侵略し我等を屠殺することは絶對に終熄するものではなくたとへ今回挫折したりとするも日本帝國主義は必ずや大舉増兵して濫寇を侵略するであらうし、我等の日本帝國主義との抗戦は絶對に短期間で停頓するものではない。我等は沈着國家を保持するたために最大決心を堅め日本帝國主義と長期抵抗戦をなす決心をせねばならぬ。而して我等が日本帝國主義と長期抗戦をなさむとする事は簡單なる教句の空談ではな

い。必ず組織あり、訓練あり、紀律の下に萬衆一心、統一の歩調を採り救亡圖存の工作に努めて初めて此の偉大なる任務を遂行し得るのである。故に我等は第一特區の全同胞を組織し訓練して一種の紀律あり、調整せられたる鐵の如き抗戦團體たらしめんとするものであつて特に我等の勇敢なる戰士が着々勝利を收めつゝあるの時に於て我等は銃を擔ひ弾を運んで前線に至り我が勇敢なる戰士を援助して敵を殺すことは出来ないが少くも我等は精神的方面に於て或は物質的方面に於て出来得る限り彼等を激勵し援助して彼等をして順調に敵を潰滅するの使命を完成せしむべきである。況んや現下の戦時に於て一方に於ては良心を喪ひたる狂人の如き漢奸は到る處に於て我等の生命財産を破壊しつゝあり、一方には一種の不逞の輩ありて隨所に社會の秩序を破壊するものがある。之等のものは何れも有形有形に抗敵力量を阻害せしむるものである。我等が眞に民族抗戦の任務を完成する爲には我等が鋼鐵の如き有機體を組成する必要あること

は言ふ迄もない。之は我等が里弄聯合會を組織せんとする意圖であり趣旨でもある。

第一特區同胞諸君

聯合して組織して起つて共に抗戦の大道を邁進せよ

三、指導委員會の居民に對する通告並に居民聯合會組織順序及び組織大綱頒布

第一特區指導委員會は八月二十八日附を以て区内各里

(弄)住民に對して

「中國々民黨上海特別市黨部及上海市社會局の命により

汪漫雲其他十名を上海市里(弄)聯合會第一特區指導委員會委員となし國難重大なるの時民衆は團結して歩調

を合せ危急軌回に力むることゝなれり、速かに來會して各里(弄)居民聯合會を設立し以て團結に資すべし」との通告を發すると同時に左記(1)(2)の如き「里(弄)居民聯合會組織大綱」及「組織順序」なる二文書並に入會志願書及居民聯合會組織申請書用紙を各里弄に配布したり。

(1) 里弄居民聯合會組織大綱

一、本會は上海市里弄居民聯合會組織辦法によつて之れを組織す。

二、本會は上海市第一特區某路某里居民聯合會と稱す。

三、本會は非常時期中に於て互助團結の精神を以て共に

國難に赴き國民として盡すべき義務を盡すことを以て趣旨となす。

四、凡そ本里居民にして年齢滿二十歳以上の者は性別の如何を問はず總て本會々員たることを得。

五、本會に幹事 人を置き 人を互選して常務幹事となし日常事務を處理せしむ。

六、本會に總務、籌募、宣傳、調査の四組を置く。各組に組長一人を置き幹事より之れを互選す。必要によりては補佐員若干人を置くことを得。

七、本會各組の職務左の如し

1、總務組 文書、會計、庶務、保管等の事務を處理す

2、籌募組 救國捐、慈善捐、救國公債の應募勸誘及物品を募集して前線將士及傷兵避難に供給す。

3、宣傳組 専門家の指導によつて防空、防毒、救護消防等の常識涵養。

4、調査組 居民の異動調査、登記、不良分子の活動偵察。

八、本會々員は本會各種工作に参加或は盡力し及び會費を納入するの義務を有す。

但し毎日一角を超過するを得ず自發的に寄附するものは隨意とす。

九、本會の帳簿は絶對に公開し壁新聞の方式に出つて之れを公開す。

十、本大綱にして不備の點ある時は隨時之を修正す。

十一、本大綱は主管機關に上申批准を経たる後施行す。

(2) 上海市里(弄)居民聯合會組織順序

一、凡て本區各路里弄居民たるものは何れも上海市里(弄)居民聯合會組織辦法に基き各別に居民聯合會を組織することを得。

二、凡て本區各路里(弄)居民にして年齢滿二十歳に達したるものは性別の如何を問はず總て各該里(弄)居民聯合會々員となり團結、互助の精神を以て共に國難に赴くべきものとす。

三、居民聯合會の設立は正常職業を有する居民五名以上が申請發起し本會の許可を経たる後設立し得るものとす。

四、居民聯合會は幹事三人乃至九人を置き、本會より指定派遣す。

五、居民聯合會を成立せる時は本會に通知して係員の派遣を請ひ指導を受くべきものとす。

六、居民聯合會は規定の名稱により印鑑並に使用開始期日を本會に届出づるものとす。

七、居民聯合會は會則草案及會員名簿を本會に提出し審

査を受くべきものとす。

八、居民聯合會成立後は該會重要職員一覽表に記入本會に提出するものとす。

九、居民聯合會若し左記事項ある時は隨時本會に報告すべきものとす。

1、會員大會召集期

2、職員が其職責を盡したる時或は然らざる時

3、會員の増減

4、重要事故發生したる時(若し緊急事態なる時は電話を以て通知すべきものとす)

十、同一里弄には居民聯合會は一會を以て限度とす。

十一、居民聯合會の事務所は各該里(弄)居民聯合會所在地にのみ設置することを得。

四、運動の現況

黨部並に社會局が民衆を有機的に團結せしめ之れを訓練し援軍工作を推進せんとして此の運動を開始せるものなるが此の運動は寧ろ左傾分子に公開活動の機會を與へ人民戦線派の中樞機關たる上海文化界救亡協會が工作の重點を民衆の組織化に置ける如きは其間の消息を要書きするものにして運動は未だ具體化するに至らざるも此の運動に於ても必然的にCC團と共產黨の指導權争奪が演ぜらるゝものとして一般に注目せられ居る。

四、上海職業界救亡協會の結成

全國各界救國聯合會の指導者として客年十一月沈鈞儒、章乃器等と共に檢舉せられ去る七月保釋出獄せる人民職線派の關士沙千里及上海職業界救國會の指導者たりし周肇基等の主唱によりて準備中なりし上海職業界救亡協會は九月十二日共同租界威海衛路中社に於て成立大會を舉行した。該救亡協會は前記職業界救國會の後身とも認むべき團體で會員中には多數の左傾派あり今後の動向は特に監視を要すべきものあり、共會則並に團體會員表は以下の如くである。

上海市職業界救亡協會々則

- 第一條 本會ハ上海職業界救亡協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ職業界人士ヲ團結シ黨政機關領導ノ下ニ政府ヲ協助シ抗敵救亡民族復興ヲナスコトヲ以テ趣旨トナス
- 第三條 本會ハ直接上海各界抗敵後援會ニ隸屬ス
- 第四條 本會々員ヲ團體會員及個人會員ノ二種トス
- 本會々員二人ノ紹介アリ常務理事會ノ承認ヲ得タルモノハ本會々員タルコトヲ得
- 第五條 本會々員大會ハ半年毎ニ一回舉行シ理事會ニ於テ之ヲ召集ス
- 但シ會員十分ノ一以上ノ請求アル時ハ臨時ニヲ召集スルコトヲ得
- 第六條 本會ハ會員大會ヲ以テ最高機關トシ其下ニ理事

三十五人乃至七十一人ヲ置キ理事會ヲ組織ス會員大會閉會期間中會務ヲ處理スル責任ヲ負フ

- 第七條 理事會ニ常務理事七人乃至十五人ヲ置キ理事會ヨリ之ヲ互選ス
- 第八條 理事ノ任期ハ一年トシ再選重任スルコトヲ得
- 第九條 理事會ノ下ニ左ノ一處四部ヲ置ク
一 秘書處 二 組織部 三 宣傳部 四 交際部 五 服務部
- 第十條 各部ニ主任一人副主任一人ヲ置クキ理事會ニ於テ之ヲ互選シ且ツ幹事若干ヲ聘シテ工作ヲ協助セシムルコトヲ得
- 第十一條 本會ハ必要ニヨリテハ理事會ニ於テ專門委員若干人ヲ聘シ寄附金募集、偵察、里弄組織等ノ特種委員會ヲ組織スルコトヲ得
- 第十二條 會員ニシテ本會ノ趣旨ニ背叛シ本會ノ名譽ヲ汚損セルモノアル時ハ理事會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

第一三條 本會ノ經費ハ左ノ各項ヲ以テ之ニ充ツ

- 一、個人會員會費年額一角
- 二、團體會員會費年額二元
- 三、特別寄附金
- 第十四條 本會々員ニシテ若シ不備ノ點アル時ハ會員大會ニ於テ之ヲ修正スルコトヲ得
- 第十五條 本會々員大會ヲ通過シタル後施行ス

團體會員表

飛輪救國團、量才一校學生自治會抗敵會、大公戲劇電影讀書會、上海市銀錢業々餘聯誼會、讀書互助會、青年救

國服務團、上海兩路同人救亡協會、國際電業同人抗敵後援會、楓社、蟻社抗敵後援委員會、立信同學會、上海市洋行華員聯誼會、第二中華職業補習學校同學會戰時服務團、上海職業青年後方服務團、瑩社戰時服務團、蚌社、滬南青年抗敵救亡團、滬西職業青年抗敵後援會、藝社、滬江大學商學院戰時服務團、業餘同樂會、蟻補習夜校戰時服務團、上海市護士(看護婦)抗敵後援會、上海市絲綢業同人互助會、職業抗敵會、上海市雜糧同仁聯誼社、職業青年戰時工作團、卅中同學會、南商戰時服務團、大路社(以上)

五、上海に於ける九・一八紀念運動狀況

上海に於ける九・一八紀念日狀況

- 一、準備運動
- (1) 國民黨上海特別市黨部の紀念辦法
國民黨は容共政策採用後に於ける共產黨勢力の増強を牽制して民衆運動の指導權を依然自派に於て掌握せんと腐心し居れるものゝ如く曩には上海各界抗敵後援會の名を以て上海に於ける各救國團體の統一辦法を規

定して亂立せる民衆團體を自派に於て統制すべく策したが更に九、一八紀念運動に關しても特に左記の如き「九、一八紀念辦法」なるものを發表して各團體に指令した。

- 「九、一八紀念辦法
上海市黨部は中央黨部の定めた紀念原則に基き上海市の九、一八紀念辦法を左の如く定めた。
- (一) 全市半旗を掲揚すること。

(二) 全市民は一日を菜食し且儉約したる金錢を以て將士を慰問すること。

(三) 「光餅」を食ふことを提唱すること。

〔光餅〕は明代の威繼光將軍が和寇を征伐せる時食せる軍糧である。

(四) 全市民は「九、一八」の正午十二時に各々其場にて起立して三分間黙禱し黙禱終りたる後は直に右手を擧げて宣誓をなすべく其の宣誓の詞は左の如くである。

「余は至誠を以て政府を擁護し領袖に服従して一切を犠牲として飽くまで抗戦することを誓ふ」

宣誓前に若し多數集合して居れば一同起立して一人を推定して宣誓の詞を代讀せしめる。家に在つては家長より商店にあつては店主より學校に於ては教師より代讀する。又街路上の通行者及車輛は其の時刻に至れば止まり且此の儀式を舉行すること。

(五) 精神的國防運動を舉行すること。

(甲) 抗敵期間内にあつて全民族の抗戦統一戦線を破壊するものがあれば我々は之を漢奸と認め之と共に存せざることを誓ふ。

(乙) 抗敵期間内にあつては力あつて力を出さず、金錢あつて金錢を出さざる者は我々は之を中華民

國々民と認むることが出来ぬ。國民と共に之を棄てることを誓ふ。

(丙) 抗敵期間内に於て凡て中華民軍隊で作戦に参加しないが或は参加しても努力奮闘しない者は我々は其の中華民軍隊たることを承認せず國民と共に之を棄てることを誓ふ。

(2) 上海市文化界救亡協會の紀念準備

上海各界抗敵後援會の加盟團體の一なる上海文化界救亡協會は事實上に於ては抗敵後援會に對立して独自の立場に於て活動しつゝあり、人民戦線派の指導機關として上海に於ける民衆運動の指導權を把握せんと暗躍中に於ては國民黨の御用機關たる上海各界抗敵後援會の手より民衆運動指導の實權を奪取するの可能性ありと認めらる情勢にあり、九、一八紀念に關しても亦独自の立場に於て左記の如き紀念方法を定め各所屬團體並に一般民衆團體に配付した。

『上海市文化界救亡協會九、一八紀念辦法及宣傳隊工作大綱』

- 一、紀念辦法
- 1、宣傳大綱、傳單及標語の作成
- 2、各團體に紀念會舉行方通告
- 3、文藝詩歌各團體は「烽火」「光明」「七月」等刊行

物を動員し各新聞社と連絡をとり紀念號を出版し同時に通俗パンフレットを作成すること。

4、演劇、歌舞、漫畫界を動員して演劇隊及演歌隊を組織し各傷兵病院避難民收容所等に赴き慰勞並に宣傳に當らしむること。

5、壁新聞宣傳を實施すること。

6、放送局と協議しラヂオ宣傳を行ふこと。

7、各團體宣傳隊を動員して各家庭訪問家庭談話の方法を以て深く其効果を收むること。

8、各新聞雜誌編輯人を召集して九、一八以來の各種問題を討議せしめ之を出版物に掲載せしめること。

9、救亡日報の増刊を發行すること。

10、九、一八以來の日本の中國文化破壊状況を記述せるパンフレットを各國語にて印刷發行し之を國際聯盟及各國に配布すること。

11、東北義勇軍慰問品を募集すること。

二、宣傳隊工作內容

宣傳の趣旨は九、一八事件を以て當面の宣傳中心工作とし日本帝國主義の滿洲侵略の意義及その大陸政策を發見同時に目下の中國の抗戰事情を説明するに重點を置き宣傳對照は客觀環境の關係上目下の處暫く市内一般居民

並に傷兵難民とする。而して宣傳の主要目的は

- 1、救國公債の勧誘募集
- 2、戰時防務防空常識
- 3、抗戰中國民各自の盡すべき義務と責任
- 4、漢奸の檢舉及防止
- 5、個人主義思想及個人享樂生活の矯正
- 6、老貧に對する同情獎勵
- 7、當面の國際情勢及國內時事問題の簡單なる報導
- 8、尙ほ傷病兵に對する主要宣傳は
- 1、慰問 2、寸劇 3、演歌 4、畫報
- 5、各種革命故事、偉人傳記、政治經濟、國防文藝等の啓發
- 6、抗戰ニュースの報告
- 7、傷兵に軍醫の命令遵守方勸告
- 8、傷病兵の恐怖心、厭戰心理の打破
- 9、國家の爲犠牲となることの光榮を感ぜしめ軍人の民族意識を昂揚すること
- 次に避難民に對する主要宣傳は
- 1、家庭、個人の利害と國家民族との密切なる關係を説き
- 2、避難民の痛苦の原因は日本の侵略行爲に在ることを明示し

- 3、難民の愛國心と對日敵愾心を誘發し
 - 4、難民の盡すべき責任（軍需品輸送漢奸逮捕等）を教示し
 - 5、戰時常識を講授し
 - 6、防空防毒常識を教へ
 - 7、戰況報道をなす
- 等にして以上の宣傳方法は
- 1、活劇隊に於て通俗的に國防意義を説明し
 - 2、演歌隊は各種抗戰歌曲を歌ひ
 - 3、街頭隊は口頭講演並に傳單撒布、標語の貼布壁新聞等の方法により
 - 4、假裝隊は興味あり且つ諷刺に充てる姿態にて街頭に現はれ敵の醜態卑劣性を暴露する如く活動するを要す
- 因に本會活動範圍は本會所屬各團體を以て原則とするも其他の團體個人の参加を歓迎する
- 三、紀念日當日の狀況
- 紀念日當日は各黨政機關學校は勿論一般民家に於ても市黨部の指示に遵ひ半旗を掲揚し各學校團體は各個に紀念會を開會し各街頭には九、一八紀念に關する過激なる字句を列記せる標語多數を貼布し各新聞紙は紀念評論を登載せる外左記の如き各種運動が行はれた。
- (1) 效忠國家宣誓

正午より各市民は市黨部の指示に基き其場に於て默禱をなしたる後左の句を稱へて「效忠國家宣誓」をなすこととなつたが、全市民には徹底しなかつた模様である。

「余は至誠を以て政府を擁護し領袖に服従し一切を犠牲とし飽く迄も抗戰することを誓ふ」

(2) 上海各界抗敵後援會の精神國防運動

國民黨上海市黨部の直接指導する上海各界抗敵後援會は黨部の指示せる紀念辦法に基き九、一八を紀念し精神國防運動を提唱し全國的に通電を發し全市民衆に其實踐を要望した。其の發表せる精神國防運動大綱原文は左の如くである。

「精神國防運動大綱」

- (一) 我等の唯一主義は三民主義なり。
- (二) 我等の唯一政府は國民政府なり。
- (三) 我等の唯一領袖は蔣委員長なり。
- (四) 我等の唯一敵人は日本軍閥なり。
- (五) 我等の唯一活路は抗敵救國なり。
- (六) 我等は個人の利益を犠牲とし民族の利益を欲求す。
- (七) 我等は個人の自由を犠牲とし民族の自由を欲求す。

- (八) 我等は國有りて家あり、家ありて身あるを確信す、故に其の家を保ち身を完ふせんと欲する者は先づ國を保護せざるべからず。
- (九) 中國は今日自力更正以て自ら解放を期せざるべからざることを確信す
- (十) 中國の抗戰は必勝條件を具備するものと確信す最後の勝利は必ず我に在り。
- (十一) 抗戰は必ずしも戰場に限らず。直接間接に國家の爲め力を致し資を貢ぐものは皆抗戰の勇士である。
- (十二) 民力は即ち國力なり、人民能くより多くの力を國家に致せば國家はより多くの勝利を得べし。故に勝敗の鍵は我等の把持する處なるを確信す。
- (十三) 樂觀的混世主義者、悲觀的厭世主義者無恥の恐日病者は何れも漢奸の新形態で、我等は誓つて之を掃蕩せざるべからず。
- (十四) 抗敵期間中全民族の抗戰統一戰線を破壊する者は之を漢奸と見做す。誓つて之と共存すべからず。
- (十五) 抗敵期間中有力者にして力を國家に致さず、有産者にして資を國家に貢かざるものは中華民國々民と認むる能はず、國人の共に排撃する處である。
- (十六) 抗敵期間中中華民國軍隊にして戰爭に参加せ

- ず、或は参加するも努力奮闘せざる者は中華民國の軍隊と認むるを得ず、國人の共に排斥する處である。
- (3) 上海文化界救亡協會の活動
- 上海文化界救亡協會は其發表せる紀念辦法に基き「九、一八六週年紀念宣傳大綱」(後掲)を發出すると同時に「九、一八六週年紀念の爲めに上海市民に告ぐる書」(後掲)を發し其主旨によりて召集せる二百名餘の各團體宣傳隊をして全市に撒布せしむる一方其の機關紙「救亡日報」は「九、一八六週年紀念特別増刊及救亡畫報九、一八特刊」を發行し大々的に宣傳をなした。
- (4) 青年救國服務團の宣傳
- 上海文化界救亡協會の指導下にある左傾青年の組織する青年救國服務團は「九、一八六週年紀念の爲めに同胞に告ぐる書」なる傳單多數の印刷を頒布すると同時に機關紙「救國青年」の創刊號を發行して青年層に働き掛けた。
- 以上の如く戰時に於ける上海の九一八紀念口頭或は文字による抗日宣傳に終始し特に紀念の爲には集會示威等は行はれなかつた模様である。
- 上海市文化界救亡協會の「九、一八」六週年紀念宣傳大綱
- (一) 六年來の血の歴史

第一に指摘せざるべからざる點は「九、一八」より今日に至る六年間の血の歴史、日本帝國主義の一貫せる侵略政策の足跡である。遼寧、吉林、黒龍江の東三省を占領せられ更に熱河を略取せられ、華北の特殊化、冀東偽政府の成立となり、次で豊臺が占領され蘆溝橋事件の爆發となつた。日本帝國主義は終始中國に對し領土上の野心を抱藏し全中國を滅亡せしめ、其の所謂中國獨占の大陸政策を實行しなければ止まないのであるとしてゐる。

次で擧ぐべきものは、日本帝國主義は中國領土に對する野心の發展を保證するため中國獨占の大陸政策を着々實行し凡ゆる手段を用ひて中國人民の民族觀念、愛國思想を消滅し東四省に於て奴隸化教育を實行し共存共榮の欺瞞理論を弄し我が中央政府下の言論思想に對する干渉と威迫を爲す。(例へば上海の新生事件、全中國小學校教科書の改訂等)又種々の方法を以て我經濟政治系統を破壊する。即ち大々的の密輸、鹽の買占、興中公司の經營、中日航通の強要、特務機關の普及、失意軍閥政客を利用する漢奸政策、中央政府と地方政府の離間に依り「地方事件」「局部解決」の名稱を以て我が全面的抗戰の發動を緩和去勢せんとする等、凡そ斯の如きは一つとして我中華民國の滅亡を目標としぬものはない。

更に日本帝國主義は中華民國打倒の過程中無比の野獸

的慘虐を敢てし、進んでは中華民族絶滅を企圖し、即ちヘロイン、阿片を普及し之が吸飲所を設置し、多數華工を募集して關外に誘ひ中途に於て之を殺害し死體は到る處の海面、河中に充滿し東四省の無辜の同胞は無慘に殺戮されて居る。

一度上海に於ける戰事勃發するや日機は非戰鬥員と無辜の人民を爆撃し南停車場、周家橋、北新涇、松江避難民車を爆撃せる等は明かに中國を亡ぼさんとするのみならず中國人民の絶滅を企圖するものと云はざるを得ぬ。

(二) 上海抗戰は全面抗戰の開始

六年來の積恨は今や總決算の時で、上海今次の抗戰は實に全面抗戰の開始に外ならず、去る一・二八の抗戰、馮玉祥將軍の張家口に於ける抗戰、宋明軒(哲元)將軍の喜峯口に於ける殺敵、傅作義將軍の綏遠に於ける僞軍の擊退等は何れも局部的抗戰に過ぎず、而も之等局部的抗戰は今日の全面抗戰の先陣を爲せるものにして決定的勝利に到らざりしと雖も偉大なる意義と價値を有するもので、此のことは今日明瞭に指摘し置かんとする第一のものである。

想ふに全面抗戰と局部抗戰は明かに不同の意義と價値あり、全面抗戰は局部抗戰より一段高き階段に在り、而も各黨各派各階級層の全人民を網羅するものにして政治機

構、軍事指揮、經濟管理等各々統一的なるを要し民衆の後援工作さへも統一せらるべきである。又全面抗戰は全國人民の家を忘れ難に赴くの勇氣と堅苦不拔危に臨みて變らざる毅力を激發せざるべからず。斯くて今次の全面抗戰は必勝を期し得べきである。是れ云はんとする第二のものである。最後に云はんとする處は上海抗戰は全面的抗戰の開始にして國內は既に完全に統一され政治的に各黨各派各階級層は已に密切なる合作を開始し軍事上に在りても統一的指揮の計畫成り、且つ國際和平陣線と侵略陣線の衝突も一層尖鋭化し太平洋上に巨大なる利益を保有する列強は九・一八當時に比し我國に對する同情はより大なるものあり、換言せば上海抗戰の開始は事實上和平陣線と侵略陣線の何れをも決した。若干の國家をして斷乎和平陣線に加擔せしめ侵略者の狂暴行動制裁に全力を傾注しつゝあることなり。これ全面抗戰の開始が中華民族獨立解放の開始であり同時に全世界人類史の一大轉機たることを物語るものである。故に我等は抗戰は正に和平と正義の維持保證にして眞の合理的人類社會を建設する戰爭に外ならず、之云はんとする第三のものである。

(三) 全國團結一致抗日

全面抗戰の最後の勝利を取得する爲め我等は政府の抗

戰國策を徹底的に擁護せざるべからず、抗戰中の我が政府は事毎に民族解放を以て前提とし政策變更に於ても抗戰に順應せんとする情勢に在ることは確信を以て民衆に斷言する處にして明瞭なる目前の事實である。其の第一は舊危害民國緊急治罪法が廢止せられ修正危害民國緊急治罪法の公布となり、對内制裁の法律を對日抗戰中に於ける漢奸消滅の條規に變更したることである。

第二、中國歴史上特筆大書に値する人力集中の方法として多數の政治犯を釋放したことである。

第三、政府は抗戰力を増大鞏固にする爲め多數の漢奸行銃殺せることなり。政府は行政院内秘書黃濬等の漢奸行爲を發見するや疾風迅雷的に銃殺した。

第四、政府は全國上下一致抗戰の決心を以て紅軍を改編し朱德、彭德懷を國民革命軍第八路軍總指揮に任命し少ながらざる抗戰力を増加した。其他政府は廣く各黨各派の人材を登用し中央の指導機構を強化し、戰時金融政策を實施し、中ソ不可侵協定を締結する等一つとして民意を用ひざるなし。我政府の決定せる抗戰國策は徹底的に之を擁護せざるべからざることを民衆に告ぐる所以も此處にある。

故に民衆は政府の此の國策に對し次の諸點を斷乎實行せねばならぬ。

一、漢奸の制裁、隨時隨所に敵人の爲めに有利の行動を爲す者、例へば敵人に信號を發し敵に使役され、毒藥を散布し、軍情を探るが如き者を檢擧し、或は一切の抗戰國策と相容れざる思想言論を防止せざるべからず。

二、民衆組織の強化、長期抵抗は單に我が英雄軍隊のみ力の叫にあらす、廣く民衆を動員し廣大なる土地と物質の力を動員し何時迄も抗敵して降らざることを要す。

但し日本帝國主義の間斷なき壓迫に由り過去に於ける國內政治機構の調整が不能となれば民衆は孫中山先生の設定せる民主集權の原則に従ひ自動組織の機會を捉へるに由ない。換言せば從來民衆は部分的組織を存し居れるも極めて少數民衆代表の參加せるに過ぎず、現在民衆は救國は即ち自らを救ふものなることを理解せざるべからず。故に全民衆は自己の立場に於て廣く自發的に結合し組織的絶對的民主化を實現し政府の指導下に於て組織の力を以て抗戰に貢獻せざるべからず。例へば抗戰中農民は組織的に土地生産を増大し、戦區に接近せる居民は組織的に墾墾工事を手傳ひ敵砲彈による地面の穴を埋める等の工作を援け、技術工人は組織的に戰時必要品の製作に従事し各村、縣、市の民衆は組織的に武裝して地方の安寧を保持せねばならぬのである。

三、抗戰最後の勝利を確信すること、中國の抗戰は長期

持久にある。軍事的に挫折するが如きことあるも決して悲觀するに及ばぬ。敵は精銳なる武器を有し一時我が一の陣地を占領することありと雖も敵の人力物力は我方の豊富なるに比ぶべくもあらず、敵は局部的問歇戦と疾風の戰爭には有利なるも吾は持久戰を以て其の弱點を衝かざるべからず。

四、私利私慾の觀念打破と人民生活の改善、私利私慾の觀念とは國家社會の觀念なく、只個人と家庭のことのみを考ふるものを云ひ民衆の生活改善要求と同様に論ずべからず。民衆生活の改善は實に政府の經濟政策と關係あり、例へば苛捐雜稅の取消、地稅の減額、高利貸の制限、工人、傭農、小職員の待遇改善、天災の救濟之等一切の施設は食汚を制し資本を節約し、金融を圓滑にし而も政府の稅收に影響するものにあらず、民生主義經濟平等の原則により國民經濟に一層の流通性を與へ個人財産の固定を防ぐに於ては政府の經濟的運用は更に活潑となる。然るに私利私慾の觀念の結果は手段を擇ばず他人に迷惑を掛け或は専ら個人的享樂を求む、大小の漢奸は何れも此處より出發す。此の一念は根本的に打破せねばならぬ。要するに全國團結一致抗日には人民と政府は同一利害線上に立ち政府は人民生活の本據たる領土擁護のため抗戰し人民も自己の土地を守り政府の抗戰を擁護する爲全力

を傾倒せねばならぬ。

(四) 和平國家と弱小民族の聯合

全國團結一致抗戰の形勢下に於て尙説明を要する點がある。中國は決して孤立ではなく、世界は已に明白に二大陣線—和平と侵略—に分れ我等は和平陣線内に立脚するのであり、之を更に具體的に説明すれば我等は英、米、佛、ソ等和平陣線の友人である。特にソ聯は已に我國と不侵略條約を締結し、英米は日本との極東利益の衝突並に日本の非戰團員爆撃により日本に對し非常なる惡感を抱き正に道徳上、經濟上の制裁を考慮中で、我が抗戰は之等によりて世界人士の同情を博してゐる。同時に朝鮮臺灣琉球各處の民衆は日本帝國主義の殘虐壓迫により何れも革命を起さんとして居り、中國の抗戰は實に之等と一環する獨立解放の要求に外ならず、故に我等は須く彼等と聯合せねばならぬ。而も日本の中國に於ける長期作戰は彼等に一層の痛苦と壓迫を加ふるものにして我等との接近を一層可能ならしむるものと云はなければならぬ。

(五) 我等のスローガン

上述の各項より觀察し六年目の九、一八に當り我等は左のスローガンを以て宣傳の基本とせねばならぬ。

- (イ) 平津の收復! 東北の收復!
- (ロ) 抗敵領袖と抗敵將士の擁護!

- (ハ) 政府の徹底的抗戰指導擁護!
- (ニ) 民衆組織の民主化!
- (ホ) 漢奸の肅清!
- (ヘ) 民主政治の實行と抗戰力の強化!
- (ト) 打倒日本帝國主義!
- (チ) 中華民國萬歲!

上海市文化界救亡協會宣傳部の「九、一八」六週年記念のため上海市民に告ぐる書

愛國の同胞! 今九月十八日は日本帝國主義が我が瀋陽を攻略した六週年記念日である。六年前日本帝國主義は我が中國に武力進撃を開始し我が土地は強奪せられること己に六七省に達し、我が兄弟姉妹は虐待屠殺され其の數は莫大である。全中國人の痛心事で無くて何であらう。血氣の同胞一人として切齒痛憤せざるは無し。從來我等は只憤慨するのみであつたが今は然らず已に一步を報復雪辱に踏み出した、四億五千萬の中國人は已に總動員され日本帝國主義と存亡を決する戰爭を交へて居る。故に我等は今日九、一八を記念するに當り意氣消沈長嘆息の要は無い。我が偉大な中華民族は已に起つた。而して「我等は拳を以て熱と血を以て各人の全能力を奮つて重積する恨を雪げ」と大聲吼呼して居る。全民族の抗戰は已に一ヶ月を経過し、日

本帝國主義は五十萬の陸軍を動員し百餘の軍艦四百に餘る飛行機を以て我が北部、中部、南部を進撃し開戦以來敵の死傷は已に數萬に上り毎日の消失戦費は二十元の多額に上つて居る。敵が此の多大を失費して得るものは何か。夫れは敵自身の財政經濟貿易の破綻と全世界の嘲笑を招いたのみである。決して六年前の如く數日にして東三省の大部分の土地を占領した様な事は出来るものでない。敵は本來疾風迅雷的に最短期間に中國を屈服せしむる計畫であつたが左様にはさせなかつた。今は日本の近衛首相すら年内に解決することは困難なることを認めて居る。それ處か戦争は益々擴大し而も愈々我に有利である。

我等の戦争の目的は城を攻め土地を奪取することなく敵の人力、財力物力を消耗せしむるに在る。敵が大部分の勢力を消失するのを待つて居れば勝利は必ず我に歸する故に平津が失はれても決して慌てない。南口、張家口が陥落しても少しも奇異としない。斯の如きは抗戦の除幕に過ぎず僅の挫折が何であらう。

我々には五年十年の抗戦の準備がある。失地の總てを恢復せざる限り我等は斷じて退くものではない。今こそ全面抗戦であつて戦區は上海に限らず参加者も上海人に限らざること勿論である。但し上海は全國經濟金融商工業の中心地であり、文化事業の大本營であるが故に抗

戰中上海は全國の模範でなければならぬ。

一、二八戰に於ても上海人は已に光榮ある歴史を残して居る。今次の全民族戰爭中に於ても上海人は必ず能く勇名を立てるものと信ずる。二ヶ月の血戰の結果我が軍は突出せる吳淞、寶山、虬江碼頭等の陣地より瀏河、羅店、楊行、八字橋北站の第一防禦線に集中したとは云へ今日以後の我が陣地は鋼牆鐵壁同様の堅牢さで敵人は數百數千倍の代價を拂はざる限り此上我が一寸の領土と雖も侵すことは不可能である。此の機宜妥當の戰術を用ひ持久戦に入れば敵は益々支持困難に陥り光榮の勝利は必ず吾に到來する。此の戦法は前線に於ても必要であり後方に於ては一層必要である。我等は全國の資源と人力財力を集中する上海に於て如何にして此の長期性の全面抗戦を支持し推進すべきか。第一我等は如何なる危険の時も鎮靜を守り毫も動搖惶怖してはならぬ。第二自ら團結組織しお互は寛容親睦にし敵に對しては斷乎不屈であること。第三有産者は金錢を、有力者は力を、出來得る限り、最大の犠牲を拂ひ抗戦をして一日でも永く持續せしむることが最も必要である。全上海の同胞！一齊に起て！前線後方に於て全力を捧げ政府指導の下に全民族抗戦を擁護し斷乎日本帝國主義を膺懲し漢奸を肅清することこそ九、一八六周年を記念し民族復興の起點と爲すことが出來ると信ずる。

六、上海戰後出版せられたる中國新聞、雜誌、畫報調査表

上海に於ける日支兩軍の戦端開始後上海に於て出版せられたる中國新聞、雜誌、畫報等は以下の調査表の如く多數に上り居り之等の出版物は何れも對日抗戦を強調し、民族意識の昂揚に躍起となつて居る。尙以下の調査表は九月二十三日調査のものである。

名	稱	形態	發行所、發行人、主幹	主ナル寄稿者	備考
我們的學校	特刊	美濃倍版	上海麥特赫司脫路榮陽里二十號 朱 嬰	華 丁 夷 陳 雲 濤	九月一日創刊號發行
戰時婦女	美濃倍版	上海呂班路九十號 戰時婦女社 陳 艾 蘿	編輯委員 胡蘭畦、蔣逸竹、梁光、王汝琪、馮 風		九月五日第一號發行
八一三	同 右	上海極司非而路三七弄二十號 八一三社 澄 平	左 舜 生		九月一日第一號發行
救亡	同 右	上海卡德路一五三弄四號 千秋出版社			九月一日第一號發行
救亡日報	美濃倍版	上海南京路大陸商場六三一號 上海文化界救亡協會			八月二十四日第一號發行 (人民戰線派)

抗戰報	美濃借版	上海市教育界戰時服務團	八月二十一日第一號發行
戰火	同右	上海市醫藥青年戰地服務團 第一一號	八月二十八日第一號發行
救國青年	同右	上海八仙橋 中國青年會三一號	九月十八日第一號發行 (非合法)
戰時兒童	同右	上海福州路三八四號 戰時兒童社	九月十八日第一號發行 (人民戰線派)

雜誌之部

戰時聯合旬刊 (世界智識、婦女生活) 中華公論、國民月刊	美濃版	上海霞飛路四四四號 生活書店	錢張王金 亦仲志華、 石實、王鄭杜沈 紀振佐技 元鐸周九	九月一日第一期發行 (人民戰線派?)
文化戰線	同右	上海拉都路教和里源々里十 七號 上海編輯人協會	編輯委員 施復亮、艾思奇、宋易、 金則人、周木齋、姜君辰、 陶元德	九月一日第一號發行 (人民戰線派)
非常特刊	五六版	雪社		九月六日第一期發行

汗血戰時特刊	美濃版	上海白克路二二八弄三十七 號 汗血書店 劉達行		九月六日第五期發行 (藍衣社派)
前進	同右	上海博渡路五九五號 前進社 胡張桂庚		九月五日第一號發行
遠東雜誌	同右	遠東雜誌社 吳報錦		九月一日第一期發行
抗戰 (第七期ヨリ改題)	同右	上海霞飛路四四號 生活書店	張仲實、金仲華、郭沫若 章乃器、柳湜、沈茲九 杜重遠	八月十九日第一期發行 (人民戰線派)
國聞特報	同右	上海愛多羅路一八一號 國聞週報社		八月二十一日第一期發行
七月	同右	上海肇周路八隊坊四號 編輯 胡風	胡愈之	九月十一日第一期發行
光明	四六版	上海環龍路一〇六弄六號 北雁出版社 沈洪起 子深		九月一日第一期發行

戰時教育	生活教育社	楊東暉、張宗麟	九月二十五日第一期發行
救國畫報	上海福州路三一〇號	張勁夫	

畫報之部

救國畫報	美濃版	上海福州路三一〇號	救國畫報社		
抗日畫報	同右	上海環龍路二二一號	新生出版社		九月六日第一號發行
良友	同右	上海江西路二六四號	良友圖書雜誌社		九月六日第四期發行
戰事畫報	同右	上海白爾路大和里三號	新生書局		九月十八日第一號發行
抗戰畫報	美濃版	抗戰三日刊社			八月二十九日第一號發行
時時畫報	同右	上海霞飛路二四〇號	上海漫畫版		
(中華圖書雜誌號外)					

抗戰情報	美濃倍版	上海南京路大陸商場五一〇號	萬有出版社		九月十八日第一號發行
救亡漫畫	同右	上海霞飛路二四〇號	上海漫畫界救亡協會	魯少飛	九月二十日創刊號 (人民戰線派)

危害民國緊急治罪法

國民政府は九月四日附を以て「危害國民緊急治罪法」を改正し即日より實施する旨公布したが舊法は民國二十一年一月三十日公布、同年三月一日より施行せられたるものにして該法は我が治安維持法に比すべき一種の對内的法令なりしに反し、改正法は對外的一種の戰時法規とも云ふべき形態を具備するに至つた。特に舊法が共產黨取締を其主要對照とし居たる關係上其第六條に於て「三民主義と相容れざるの主義を宣傳したる者云々」の文句ありたるも容共政策を採擇せる關係上新法には之等の字句を全然抹殺してあり、最近國民政府の動向を窺知するに足る好資料と思はれる。

危害國民緊急治罪法

第一條 民國危害ヲ目的トシ左記行爲ノ一ヲナシタルモノ

- ハ死刑ニ處ス
- (一) 敵國ト内通シ治安ヲ擾亂セントシタル者
- (二) 叛徒ト結托シ治安ヲ擾亂セントシタル者
- (三) 敵國又ハ叛徒ノ爲軍用品ヲ購入或ハ運輸シタル者
- (四) 政治上軍事上ノ秘密ヲ敵國或ハ叛徒ニ漏洩シ或ハ

通報シタル者

- (五) 交通又ハ軍用ノ場所ヲ破壊セル者
- (六) 軍人ヲ煽動シテ紀律ヲ亂シ職務ヲ放棄セシメ又ハ敵國或ハ叛徒ト結托セシメタル者
- (七) 他人ヲ煽動シテ敵國ト内通セシメ或ハ叛徒ト結托セシメ或ハ治安ヲ擾亂セシメタル者
- (八) 謠言ヲ放チテ衆ヲ惑ハシ人心ヲ動搖セシメ或ハ治

安ヲ擾亂セル者

(九) 文字圖書若クハ演説ニヨリ敵國又ハ叛徒ヲ利スル爲ニ宣傳ヲ爲シタルモノ

人ニ煽動誘惑サレテ前項ノ罪ヲ犯シ自首シタルモノハ其ノ刑ヲ輕減若クハ免除スルコトヲ得

第二條 其敵國ニ内通シ或ハ叛徒ノタメナルコトヲ知リナカラ之ヲ藏匿シテ報告セサルモノハ五年以上ノ有期徒刑ニ處ス前項ノ罪ヲ犯シテ自首シタルモノハ其ノ刑ヲ輕減又ハ免除ス

第三條 民國ヲ危害スルノ目的ヲ以テ團體ヲ組織シ若クハ集會セルモノハ五年以上十五年以下ノ有期徒刑ニ處ス

第四條 對外戰爭時ニ於テハ民國ヲ危害スルコトヲ目的トセスト雖モ其ノ文字圖書又ハ演説ヲ以テ敵國ヲ有利ナラシムルニ足ル宣傳ヲナシタルモノハ三年以下ノ有期徒刑

ソヴェエト聯邦

スターリン治下のロシア

本文は永年ロシアに在住し最近同國を去つた一通信員の通信でマンチエスターガーチャン所載のものであつて、獨裁の成

權力の獲得闘争

莫斯科に於ける近年の進展を知る者は誰も大量逮捕と政治的裁判で共産黨知名の黨員の殆んど全部を一掃してしまつたことを怪みも驚きもしないであらう。レーニンは労働階級獨裁を宣言したが其の獨裁なるものは官吏の特別の一團の獨裁であつた。而して其の權力はテロリスト警察及共産黨へも分與されたのであつてレーニン時代に於て已にぐんぐん發達したのである。初めの内は他の社會黨とも提携したのであるが六ヶ月も得ない内に共産黨のみが此の獨裁を獨占してしまつたのである。其の時スターリンは米國の労働代表に向つて『ソ聯邦に唯だ一黨しかないといふのは間違つてゐる、澤山あるのだが一黨だけ權力を保有し他は總て獄裡に在るのだ』と語つた。

然しレーニン時代には獨裁は人民の各層悉くに對し壓力を加へることはなかつた。共産黨員はテロルの惧がなく各自思ふところを言ふたり行つたりすることが出来、政策は彼等の言論に基いて決定された。政府の根柢を爲すところの労働階級も、貧困農民も亦テロルの惧はなく唯中産階級、非社會主義インテリ、舊ツァーリスト官僚、大農民

ニ處ス

第五條 對外戰爭時ニ於テハ無實ノ消息ヲ傳ヘ治安ヲ擾亂シ又ハ人心ヲ動搖セシムルニ足ルモノハ一年以上ノ有期徒刑若クハ拘役ニ處ス

第六條 對外戰爭時ニ於テハ政府ノ許可ナク敵國人民ト通信シタルモノハ一年以下ノ有期徒刑若クハ拘役ニ處ス

第七條 本法所定ノ各地ヲ犯シタルモノハ該區域最高軍事機關ニ於テ之ヲ審判ス

第八條 本法ニ依リ處斷セル各刑ハ該區最高軍事機關ヨリ理由ヲ具陳シ所管上級軍事機關ニ報告シ其指示ヲ待チテ執行スルコトヲ得ルモノトス

第九條 軍警機關ニ於テ本法ニ定メタル犯罪行為ノ嫌疑者ヲ逮捕セル時ハ即時關係主管機關ニ報告スベキモノトス

第十條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(暫くの間だけだつたが) 及僧侶だけがテロルの危険に曝された。

然しレーニンの死後權力の争奪戦から二つの避け難い結果が生じた。獨裁は人民各層の言論の自由を組織的に抑制し始めるし、一方に於いては共産黨内の各派の勢力争は益々其の分立を強化し茲に共産黨の民主的系體は終を告ぐるに至つた。而して共産黨員は依然官僚的獨裁の核心を爲すとはいへ最早其の言論は政策を決定するものではなかつた。

反對派の擡頭

黨の古い黨員たちは自然此の變化を好まず、一般黨員たちも自分等が非黨員同様に政策に關する論議を禁止され總て政治警察に支配されなくてはならない新狀態を好まなかつた。それでスターリンは段々と黨内に潜在する反對派の危険を感じずにはゐられなくなつてきた。いつたい彼は黨機關の支配權を有する書記長の職を利用し黨内の諸派を操つて權力を獲得したのであつて適法の手續を経てゐないから個人的獨裁としては力の弱いことを自から承知してゐた。それだから彼は三つの方法で自己を防護しやうとした。即

ち普通の歐洲人には効果が無いが素朴なロシア大衆に對しては有効であるところの自家擁護の深刻な宣傳、黨員に對する態度で非黨員の氣嫌をとる事及新憲法の制定であつた。此の憲法は個人的獨裁を實際安定させる効果があり、どうして安定させるかといふに全市民の權利を平等にした否凡ゆる權利を取上げてしまつたことに依つてである。

此の憲法の民主的色彩の全部は第二百一十一條(百四十一條?)の規定で抹殺されてゐる。この條文は國家各機關及性質の如何を問はずソヴェエト國民の凡ゆる結社に於て共產黨なる一黨の獨裁を規定してゐる。而して此の獨裁權を行使する黨は最早古いボルシェヴィキ黨ではなく、簡にかけて選抜せる自分に都合のいい黨員を有するスターリン個人の權力機關となつてしまつてゐる。而して新憲法も亦スターリンの爲に之に劣らない程重要な役目を荷つたのである。憲法が規定する秘密投票の目的は人民大衆をスターリンの利益の後見者となし、其の政策に對し精神的責任を分擔させ、獨裁が指定する候補者のみを選出させんとするのであつて、言はゞ彼等をスターリンの道具としやうとするのである。然し秘密投票には、それでも反對黨員を此處彼處で當選させる惧がないでもなく、憲法が實施される前にはさういふ惧のある黨員は夫々何とかされてしまふだらうとの噂でもつばらであつた。

スターリンに對する憎惡

個人的獨裁の普遍的壓迫は自然と舊要人ジノヴィエフ、カメネフ、ラデツク、ソコロニコフ其の他の諸派を始め政府當局の長官等の反對を表面化させた。一體言行の上に絶對の服従を強ひらるゝことは人間の性質として之を厭ふものであるが、黨内及政府内に於ける政策に對する反對は之が強化すると共に其の反對は段々とスターリン個人に對する憎惡となり、此の憎惡は若干のグループとなつて現はれグループは互に連繫を求めスターリン反對の策略を謀議するやうになつた。然し完全した警察組織は此等團體のスターリンに對する公然の攻撃及政治的工作を不可能ならしめたので此等グループはスターリンに對する個人的テロリズム特に同人の殺害を以て最も有效なる手段と認むるに至つた。

然し此等のグループは集會して陰謀を進捗させる機會が殆んどなく焦慮してゐる内に或るグループは當時エジヨフを其の長に戴く統制委員會及官製煽動者の爲に犠牲にあげられてしまつた。此の時残りのグループ等は危険が身邊に迫つてゐることさへも知らずにゐたのである。

スターリンは自分の權力が増進したと見るや國家警察組織であるゲー・ペー・ウーに對し些か奇異なる闘争を開始し

人間は打て之を一丸と爲しスターリンの意思遂行の一大機械に改造されるであらう。

裁判

木の柵を設けた被告席には十二人位が着席し其の外側には四名の兵士が着剣した銃を持つて不動の姿勢で石像のやうに立つてゐる。驚くべきことには關係書類が法廷に持出されるでもなければ精神の鑑定をするでもなく、而も被告は何れも自白しないでも済むことまで進んで自白をして後悔に堪へない様子をして自己の非行を罵るのである。然し之を不思議に思ふのは二十年間の經驗で政治的武器になりきつてゐるテロリスト制度を知らないからである。

一般に外國人被告の態度が是とは違つて平氣であるのが目を引く、世界の注目を引いた第一次の大裁判の被告中三名が外國人で其の中二名は獨逸人であつたが何れも自白を峻拒して熱烈に自己を辯護した。又メトロ・ヴィツカース事件では多數の英人被告中壓迫に屈服したのは二名だけであつた。又ジノヴィエフ—カメネフ事件でロシア人同様な態度を取つたのは猶太系の獨逸人で元共產黨員であつた輩である。彼等は外交的保護が頼みにならないので自然にロシア人のやうな心理状態になるのである。

此等の裁判に注射だとか催眠術だとか色々の壓迫手段が

た。ところが此の事が一段とスターリンの人氣を高めたので此の機を逸せずスターリンは永年警察の全權を握つて得意になり過ぎてゐるヤゴダに政治的に危険な行動を執らしめた。かうしてをいてスターリンはゲー・ペー・ウーに對する人民の嫌忌と軍部の疾視とを利用し突然ヤゴダを罷免し彼を逮捕してしまつた。此の時局外者は此の形勢を見て今ぞ獨裁政治は終焉を告げ立憲政治が始まるのだと思つた。然し其も東の間でテロリスト警察は再び勢を得て今度はスターリンが其の助に依つてヤゴダを倒ほせる將軍連の陰謀團に對し一撃を加へた。

忠勳者

黨の統制委員會を主宰してゐたスターリンの寵兒エジヨフが此等の事を斷行する上に彼の手先となつて働いたのである。エジヨフはヤゴダとは全く異つた性質の持主であつてヤゴダは誇大妄想狂のやうな男で遣り口は至つて粗落であるがエジヨフの方は禁欲的で狂信的な男でスターリンと大衆との間に横はる凡ゆる障害を除かんものとかね／＼決意してゐたのである。されば今後數ヶ月間はソヴィエト獨裁改造の爲の手荒な方策や、スターリンの單なる道具でなくて多少でも反對の政治的意見を有する者の排除等が行はれることであらう。換言すれば大ソヴェエト聯邦の

用ひられたとの噂があるが、勿論ソヴェエトのテロリスト機關は凡ゆる技術的手段を被告を壓迫する爲に用ゆるのであつて目的の爲には手段を選ばないのであるからそんな噂は少しも珍しくはない。如何に彼等でもかういふ手段は秘密で用ふるのであるが獨逸大使館參事官ツワルドウスキ一暗殺嫌疑者に對しては公然と之を用ひた。

隔離

被告のみでなく検事も辯護士も總て國家警察に屈服してゐるのであつて豫審の如きも國家警察が行ふのである。被告は國家警察の牢獄から裁判所に送られて夕刻にまた同所に戻るのであるが、刑の宣告があると其の罪人は國家警察の牢獄に監禁されてその消息は杳として絶えてしまひ、國家警察側の都合からなくては再び世間は此の者に就て聞く機會はない。かういふ實狀であるから法廷に於ける被告の態度が自然と前にいふたやうな臆病な状態となるのである又法廷の傍聴者は何うかといふと二、三の外國通信員にこれら二、三の外交官——中には會話もよく分からねぬものもある——位で、其の他に傍聴者がありとすれば國家警察が裁判を聴かしても差支ないと認めて入場させた者だけである。それから又裁判は公開しても事故を起すやうな惧がないと初めから見當のつくものに限つて公開されるのである

薄氣味わるいテロルの空氣は永くロシヤに住んだ者でなくては分らない。肉體的といはず精神的といはず凡ゆる構間が用ひられる。殊に人民が貴金屬、寶石や、外國貿易を手放さなくてはならなくされた一九二八年から一九三二年の間が殊に著しく幾千人が苦難を嘗めたのである。九十八名が其の經驗を余に語つたが其の半數は拷問にかけられてゐる。併し残りの半數の語つたところは寧ろ滑稽で一人の老人は害にもならない體操をやらされ又一人の嫌疑者は何かおもしろい所作を見せられて無言で浴室に連れて行かれたのであつた。

危険な證人

裁判は殆んど非公開であつて公開されるのは百件中一件ぐらいで、それも幾週、幾ヶ月もかゝつて豫審をした中で公判廷に出しても差支は起らないものだけ、又假令其の事件に多數の被告や證人があるにしても、二、三名を出廷させるだけである。ソヴェエトの技師を審理した所謂シヤハテイの大公判に於て老練の技師ロヴィノウイツチは熱烈に自己を辯護し猛烈に檢事及裁判所を攻撃したところ其の宣告は至つて軽く二、三年の禁錮に處せられた。然るに此等技師の第二回の公判即ち産業黨の公判に於てロビノウイ

ツチは證人に召喚され彼の作成した證書は法廷で使用されたのである。而して何時の間にか彼は秘密裁判で第二回の審理を受け刑期も十ヶ年に延長されてゐた事が判明した。又ラデツク——ピアタコフ公判には入獄中の者が幾人か出廷の事に書類の上ではなつてゐたが一人も出廷をしない。其の一人は元倫敦大使館付武官であつたゼネラル・プトナであつたが此の者も出廷しなかつた。それもそのはず、出廷すればそんなことはしなかつたと答へるのみであるから出廷させないで都合の好い缺席裁判をするのである。又ラコスキーは頑固な性質のブルガリヤ人であつて最近に亡命地から歸來して仰々しい手續で轉向を誓つたのであるが其の後授獄されたきり裁判を受けたことはないのである。

古いボルシエヴィキ

こんな状態ではあるがそれにしてもジノヴィエフ、それからラデツク、ピアタコフ、ソコロニコフ等の法廷に於ける態度は諒解に困むものであつた。此等の人々は一體何んな人々だつたらうか、何れも海外に乗り出して獨裁の爲に努力し其の多くは十年近くもソヴェエト獨裁建設に活動を續けた人々で、此等の人々がロシヤの制度を攻撃する管はない。彼等は獨裁主義をけなしたこともなく、ジノヴィエフ、カメネフ等はテロリストの行つた數百名の死刑宣告

にも賛成を表したのである。而してラデツクも紙上に於て公然と之を支持したのである。法廷に立つて自分の立場を頑強に主張すれば自から死刑を求めるやうなものであつた。之を免れんとするには本當に見えるやうに自からの心得違を罵つて悔悟の意を示すことが必要であつた。何れにしても此の場合神經の緊張は異常であつて均衡を保つのに困難であつたに相違ない。或者は知つてゐることは洗ひざらひ告白し或者は内心スタールン政府に悪感を持ちながらも悔悟の印として單に其の一端のみを告白し、尙ほ逮捕されないのである同志への警告ともなし、自分の良心の慰めにもしたのであるが今一つさうして置けばもつと追究する爲に獨裁一派は彼等を殺さずには置くといふ考も混ざつてゐたに相違ない。近來の裁判は多くは少年時代からボルシエヴィキの空氣の中に育つた古いボルシエヴィキに對するもので一番重いの罪科も共產黨と革命に叛くといふのであつて被告等は如何に辨解したところで裁判は結局政府の好むやうに判決されることを知つてゐるから、餘まり争はず少しも芳しい記録を歴史に残さうとする傾がある。ソヴェエトは決して獨裁、テロリズム及暴力政治に反對し法廷を論壇に化するやうな眞の敵を被告席に就かせないから裁判は概してかうした類である。

賃 銀

ボルシェヴィズムが政權を獲得して新規な經濟制度を樹ててから廿年たらずになる。而して其の經濟的宣傳は私企業を根絶して國家が通商及産業の經營に當ることに依り生産力を増加し貧困は之を世界の外に驅逐することが出来るといふのであつた。廿年間の經驗の蹟を見るにソ聯の産業と農業は長足な進歩を遂げ大産業は建設され、不完全ながら多數の農業單位の統一經營も實現を見てゐる。

そして彼等は完全に社會問題を解決し終つたといふてゐる。成る程新憲法は各人は雇傭される權利のあることを規定してゐるが併し此の權利は二つの大なる犠牲を拂つて購はれたのであつて人民は其の賃銀率について全く發言權なく又移動の自由を完全に奪はれてしまつた。そしてソヴェエトの計費當局が實際に國民に分配すべき消耗品及食糧の全體の分額を決定するのであるが併し軍隊及政府側の大なる需要と莫大の國家産業經營費との爲に生産的な労働者は不生産的な労働者の一、二人分を負担することを餘儀なくされてゐる。

全國に分配される賃銀經費にては失業を皆無にするには足らない。併しロシアには人口稀薄な若くは無人の地域が澤山にあるので過剰な労働者は斯かる地域に追放して何か

業務を執らせる方法を取つてゐる。

實 質 賃 銀

要するにロシアの實質賃銀は非常に低率である。莫斯科で不熟練労働者の賃銀は一ヶ月一四〇乃至一六〇留、熟練労働者三百留、内外大學出の従業員六〇〇乃至一、〇〇〇留、最高の賃銀は一、五〇〇留である。尤も一ヶ月之れ以上の収入のあるソヴェエト金持貴族があるが是は指を屈するほどしかない。労働者や従業員は此の金を何う使ふかといふと二割は強制國債購入、租税、労働組合其他強制的に入會せられる各協會への寄附金に充てられる。物價は何うかといふと普通の肉一封度は四一六留、バター一封九一〇留、麵粉一封度四〇一七〇コベツクである。

食糧品の價から見て實質賃銀は著しく低いが既成商品の値段を参考にすると一層甚しい。靴の一番安いのが一六〇留、中どころになると二五〇―三〇〇留もする。衣類は一層高價で下等な一着でも四〇〇留するし、上等になると一、〇〇〇―一、五〇〇留もする。旅行費と住宅だけは安いが、それも十平方ヤードだけは割安だが其を越えると率が三倍になる。

さればソヴェエト聯邦の實質賃銀の低率は重要問題の一である。安い賃銀を拂つて高い價で賣るのであるが、そ

れで商品はしよつちう品不足なのである、是は明かに生産組織が一體に適切でないことを示してゐる。生産上高い原價を拂つて利益が少ない上に經營費と監督費に多額を要するからだと思はれる。

生 産 力

私的起業力が除去されたる國家經濟體制は其の性質上業績に對する各種労働者の警くべき無關心を醸成し、壓力や勸奨を加へても其の効がない。然るにソヴェエトは決して世界革命の目的を抛棄したわけでもなく、又國家經營の通商と産業は個人によりよき生活状態を與へるといふことが根本義となつてゐるので生産力及實質賃銀増加の問題はソヴェエト經濟政策の中心問題なのである。過去十八ヶ月間實質賃銀増加の實驗が行はれたが其の方法は簡單で労働者により多く生産させ、從來よりも超過せる分に對し割前を付與するのである。所謂スタハノフ運動なるものは此の趣旨であつて有利なテラー制度を改正し以前には一人でやつた仕事を幾人かに分配することを原則とするのであつて、之と同時に督勵して各労働者に最高の生産力を出させるのである。此の方法は人と機械に適度以上の能率を強ふるのだけでも組織の完備せる工場に在つては生産を増加し原價を低下させることが出来る。併し今迄のこ

ろ格別の成果を示してゐない。

第一に此の方法が實施された石炭産業に於ける結果は實際逆であつた。其の主なる理由は組織が悪いのと労働者の足並が揃はないこと。一部の者はスタハノフ方法で他を抜くのに其の他の者は元の歩調で進むので生産は混亂を來たし産額は減少するし品質は低下した。此の方法は、それでも抛棄されないで政府は割増金や賞状を與へるといふて獎勵に努めてゐるので多くの工場が連りに此の方法を採用してゐるが早晚甚しい破綻を來たすことと思はれる。

物 價 の 趨 向

一九三三年以降毎三ヶ月調査は集團化の大闘争が段々と薄らいでゆくにつれ物價は下向きを示してゐたがスタハノフ制度が實施されるや物價の下向きは全く止んでしまつた。近頃になつて多少下向き傾向があるがそれは今のところ香料や高價な下衣などである。

かくしてソヴェエト經濟制度の中心問題は國家管理下に於ける生産技術問題である。國家の要人も實質賃銀が其の内に増加されなければボルシェヴィキ經濟制度も安心は出来ないことに氣がついてゐるらしい。一九二八年から一九三二年の間、幾百萬農民の生命を犠牲にし都市に非常な窮迫状態を齎したのは、畢竟躊躇するときは自主心ある農

民は終には國家産業の羈絆から脱し産業的私企業の恢復を圖るに至ることが明かであつたからであつたが今日も又々經濟制度が大なる問題となつてゐる。

國民に外國の消息を知らしめず、世界の労働者は殆んど飢餓の状態にあると宣傳することに依つて漸く現在の制度を維持してゐるのであるが、労働者の實質賃銀の増加及農

民の收入増加を齎す効果的な方策は未だ發見されない。此の状態が繼續しソヴィエートの實質賃銀が歐羅巴並になるまではソヴィエートの全制度は浮足の状態にあることを免れない。それで經濟的失敗の理由を實際の又は容疑の叛逆者の行爲に嫁さうとしてゐるが是は宣傳者の非常手段であつて永く國民を欺くことは出来ない。

佛蘭西

佛蘭西社會黨全國大會

佛蘭西人民戦線の中心勢力の一たる社會黨は七月中旬南佛マルセイユに其の本年度大會を開催し、第二次人民戦線内閣信任、人民戦線の綱領擴充、共產黨との合同其他に關するブルム黨首提出の動議を採擇した。次に掲ぐる記事は七月中旬のル・タン紙より取材せるものであり上記動議、黨内對立等に關するものである。

共產黨及急進社會黨と共に佛蘭西人民戦線の根幹を成す佛蘭西社會黨は、去る七月十日より四日間に亘りマルセイユに於て本年度全國大會を開催した。最初此の大會は例年の如く五月上旬に開かれる筈であつた。然るに當時は黨主レオン・ブルムを首班とし、社會黨を中心とする人民戦線内

閣が存在し、然も黨内には左右兩派の對立が激化し居り、政府の政策に對する批判の結果、政府が困難なる立場に陥ることを避くる爲、指導部は約二ヶ月間之を延期し、其の間に兩派の調停を行はんとしたのである。事實左右兩派の對立抗争は最近頗る表面化し、マルソー・

ビヴェールを中心とする左翼派はブルム内閣の施政は人民戦線の綱領を充分に實現し居らずとなし不平を表明して居たが、殊にブルム内閣が國內の秩序維持、財政難克服の爲所謂「休止」(人民戦線の綱領に掲げたる政策の實現を一時休止すること)を唱へ始むるや、之に強硬に反對し來つたのである。

一方黨書記長ポール・フォール等の右翼派(多數派)は左翼派の行動は黨外勢力、殊にトロツキストと結んで黨規を紊亂するものなりと爲し、マルソー・ビヴェール等左翼派の形成する「革命的左翼」なるグループの除名を要求して居た。

然して去る四月中旬開催せられたる黨全國評議會に於ても之が問題となり、結局「革命的左翼」の一派は之を除名せざるも此のグループを解散せしめる旨の決議が採擇せられた。ビヴェールも之に従ふべき旨の言明を爲したのであつた。然るに問題は依然解決せず、ビヴェール一派は黨内に於ける言論の自由を楯に相變らず黨の指針に不平を唱へて居り又去る六月ブルム内閣倒壊の後、急進社會黨の領袖シヨータンを首班とする第二次人民戦線内閣に、黨首ブルム其他の幹部が入閣せるに對し、斯くの如き内閣との協力は不可なりとなし、黨出身閣僚の即時辭職を要求したのである。黨内左右の對立は直接的革命的行動に依りマルクス主義

を基礎とする黨綱領の實現を主張するものと合法的、漸進的手段に依り社會改革を圖らんとするものとの闘争であり、黨主ブルムは後者に屬して居る。

右の如き状態のまま、今年度の全國大會を迎ふる事となつたのであるが、左右兩派の對立は其の儘之に持ち越されたのであつた。即ち左右兩派は各々其の主張を宣明し左の如き要旨の動議(採擇されたる場合は決議と同じ効力を有す)を提出したのである。

左翼派——ブルム内閣桂冠の不可を論じ、黨出身閣僚の即時辭職に依りシヨータン内閣を倒壊せしめ再び社會黨中心の内閣を成立せしめ、人民戦線の指導權を握り大衆を導いて國際的革命的勝利實現に邁進すべし。右翼派——ブルム内閣の桂冠及シヨータン内閣との協力を承認し、憲法の一部改正、人民戦線の綱領擴充を要求す。

尚以上の外ジロムスキーを中心とする黨内中央派も「黨員のシヨータン内閣への入閣は既成事實として之を承認するも、時機を見て連袂辭職を爲すべきことを要求する」旨の動議を提出した。然して之等三個の動議は票決の結果、右翼派二、九四九、中央派一、五四五、左翼派八九四にて右翼派提出の動議が

採擇せられ、從つて黨首ブルム及黨書記長ポール・フォー
ル等の主張が勝利を得たのである。

採擇せられたる動議は人民戦線のみならず、國際問題、共
産黨との合同問題等にも觸れて居り社會黨今後の指針を示
すものであるが、其の内容は次の如くである。

「一九三六年の總選舉及社會黨を中心とする人民戦線内閣
の成立後、最初に開かれたる第三十四回社會黨全國大會
は、吾が國の社會的・法律的改革を行ひ、勤勞者の物質的
精神的・生活條件を改善し、フアシストの脅威を後退せし
めて民主主義の榮光を回復し、平和の維持に努力すると
共に、正義と平和とを渴望する世界の目に眞の佛蘭西の
姿を示したる前記人民戦線内閣の功績を誇りとするもの
である。

(一) 人民戦線内閣信任

大會は六月二十二日の全國評議會の決議に從ひ現内閣
をして人民戦線の綱領の完全なる實現、ブルム内閣の實
現せる各種改革の擁護、資本の専制及不退團體より普通
選舉の至上權の擁護、ブルム内閣の平和政策踏襲等を爲
さしむべく現内閣に入閣したる黨代表を信任す。

(二) 人民戦線の維持

社會黨は、フアンズム打倒、デモクラシー擁護の決意
を有する一切の黨派の要望に依り成立したる人民戦線に

對する忠誠を再び宣明する。

即ち社會黨は其の約束、署名、及締結したる協定並
に共同にて作成したる綱領は何等の留保をも附する事な
く之を遵守し、以て大衆の期待に應へんとするものであ
る。

此の故に社會黨は、老年勤勞者に對する年金、兎作保
險制、其他人民戦線の綱領中に掲げられ國民が其の實現
を待望しつつある各種改革を出來得る限り速に實現せし
むべく盡力するであらう。

(三) 人民戦線の綱領

最近の諸事件は現在の人民戦線の綱領は財政的及産業
的寡頭支配より國民の主權並に政府の獨立を擁護するに
不十分なる事を示した。此の故に社會黨は人民戦線全國
委員會に對して加盟各派の會合を開き、一層擴大せられ
たる綱領を作成すべき事を要求しなければならぬ。

大會は右綱領は、金融の統制、天然資源及重要獨占企
業（鑛業、肥料製造、化學工業、電力、交通運輸、保險
等）の國有化等を始め社會黨並にC.G.T.の主張する各
種改革案を含むべきであると思考する。

(四) 人民の意志尊重

大會は普通選舉に依り成立する下院の意志が制限選舉
に依り成立する上院に依り阻害されること一再ならず、

又人民戦線の綱領の實現が同じく上院の妨害を受くる
虞あるに鑑み、人民戦線委員會に對し、下院の意志尊重
を可能ならしむるが如き立法上及憲法上の方途を講究す
べき事を要求する。

又社會黨は婦人に對する普通選舉權の賦與及其の職業
の性質上、選舉區を離るゝ選舉人の爲、通信投票制の實
施を要求する。

(五) 國際平和

大會は集團的安全の政策を堅持したる人民戦線内閣、
殊にブルム氏に對し感謝の意を表すると共に、佛蘭西が
今後も尙聯盟規約、殊に其の第十六條の強化に努力し、
相互援助に關する條項を敷衍すべき事を希望する。

又大會は人民戦線が全體的同時的且つ統制ある軍縮の
精神を堅持せる事を多とする。

(六) 共產黨との合同

大會は、勞働者勢力の發展と効果的宣傳を可能ならし
むると共に選舉闘争を有利ならしめたる社會共產兩黨の
統一活動の成果を喜ぶ。

大會は兩黨の組織的・合同に關しては從來唱へ來れる原
則——新組織の各段階に於ける民主主義、全國大會及國

際大會の最高權、一切の政府に對する獨立——を依然堅
持する。

大會は全所屬組織及全闘士に對し、兩黨合同に關する
一切の仕事は凡て中央機關に一任し、各自の無統制なる
活動に依り全體的な仕事を阻害せざるべき事を要求する。

大會は黨が現下の困難を克服し、黨の理想に向つて光
輝ある前途を續くべき事を確信する……

上述の如く今次の大會に於てはブルム黨首を中心とする
右翼派の主張が勝利を得たのであるが、黨内の對立は之で
解消した譯ではない。兩派の對立が如何に深刻なるかは、
今次大會に於ても兩派論戰の激する余り、遂に大亂闘を演
ずるに至り、一部の闘士は拳銃を取出し、危く流血の慘を
見んばかりの状態を現出したる事實に依るも明かであらう
従つて問題は尙今後に残されて居るものと云ふべきであり
一部に於ては社會黨分裂を豫言する者もある程である。

尙社會黨青年團書記長ベルナル・シヨアに依り、同
青年團に關する報告が爲されたが、右に依れば一九三〇年
當時一、〇〇〇名であつた團員數は一九三五年には一六、三
二八名に増加し、更に本年七月一日には六〇、〇〇〇名を
超えるに至り益々發展を續けて居ると云ふ事である。

人民戦線と農民

次に掲ぐるのは八月二十九日附ル・タン紙の記事の要諦であり、其の内容は人民戦線内閣が其の革新政策に依り、農民大衆の地位を向上せしめたりと自負し居るに對し、農産物價の昂騰率が工業生産品のそれに及ばざる事を指摘し、農民は人民戦線内閣の成立以來反つて其の經濟的地位を低下せしめられたりと説くものである。

ブルム人民戦線内閣の閣僚及其の擁護者達は幾度となくブルム内閣の政策に依り農産物價が引上げられ、従つて農民大衆の購買力が増大せしめられたと公言して居るが、右は全く事實に反するものである。

人民戦線内閣成立以前、農民大衆は彼等の賣る農産物と彼等の買ふ工業生産品との價格の開きの大なる爲苦しんで居た。佛蘭西統計局の調査に依れば一九三一年より一九三四年に至る間に於ては農産物の價格指數は工業生産品の價格指數を凌駕して居たが、一九三五年に至るや農産物價は著しく下落し、其の指數は工業生産品の三四八に對し三二七となるに至つた。然してフランダン、ラヴァル等の學團一致内閣は斯くの如き事態の改善に努力したる結果、一九三六年一月には農産物價指數は工業生産品のそれが三五五なるに對し三六四に達するに至つた。

此の傾向は尙も續き一九三六年五月には農産物價指數は工業生産品の價格指數の三五八に對し三九二となつた。然

るに人民戦線内閣の成立後は此の傾向は變化し、一九三七年一月には兩者の比は五三二(農産物)對五四三(工業品)となり、爾來兩者の開きは漸次増大し、去る七月には兩者の比は五四九對六一〇となつてしまつた。

即ち一九三六年五月—一九三七年七月の間に農産物の價格昂騰率は四〇%なるに對し工業生産品のそれは七〇%となつたわけである。

従つて農民大衆は其の生産物を従来よりも四〇%方高價に賣るとしても、衣服其他其の必要とする工業生産品を七〇%高く買はざるを得ざる状態となつた爲、實際に於ては彼等の購買力は人民戦線内閣の成立以來決して増大せず寧ろ甚しく減退して居ると見るべきである。

社會黨は恐らく農民大衆よりも労働階級を利せんとしたものであらう。つい最近に於ても、農務大臣がパン價の昂騰を恐れて小麦價格の昂騰抑止策を講じたる事は周知の通りである。然し乍ら其の結果農民大衆の購買力を益々減退

るに至るであらう。

せしむる事となるときは工業生産品も其の價格引下げを行ふの止むなきに至るべく延いては再び失業問題をも惹起す

佛蘭西に於ける外國人取締強化

在留外國人、數百萬と言はれる佛蘭西に於ては、外國人の犯罪事件も相當多く、殊に最近は危險なるテロ陰謀も行はれ、従つて外國人取締強化の必要は從來も屢々叫ばれて居た。然して去る九月、パリ市内の資本家團體の本部に爆破騒ぎが起り、其の犯人も外國人と推定せられたる爲政府は内務大臣の主宰する一委員會を設置、外國人取締強化の具體策樹立に當らせる事とした。次に掲げるのは右に關する九月十六十七及二十二日附ルタン紙の記事其他を取纏めたものである。

去る九月十一日深更、パリ市内ブルスブル街にある佛蘭西企業家總聯盟本部及ボアツシエール街にあるパリ地方冶金工業團本部に於て兩者殆ど時を同じうして大爆發が起り、五階建の兩本部は何れも原型を止めざる程に破壊され殊に佛蘭西企業家總聯盟本部に於ては巡查二名の死者を出したる事件が突發し人心に大衝動を與へた。

警察の調査に依り、右爆發は何者か極めて強力なる火薬を使用して行ひたるテロ陰謀と認められ、又佛蘭西企業家總聯盟及パリ地方冶金工業團は何れも佛蘭西に於ける有力なる資本家團體であり、殊に前者は労働者側のC.G.Tに對應するものなる關係上、犯人は左翼極端分子の中にあ

は危険なる運動に従事する者も尠からず、一九三二年のド
ウーメー大統領暗殺、一九三四年十月九日マルセイユ港頭
に於けるユーゴスラヴィア皇帝アレキサンダー一世及佛
外相パールトウーの暗殺事件を始め各種のテロ事件を起し
て居り、去る五月にも一伊太利人がセルベル附近のトン
ネルに爆薬を仕掛け、鐵道破壊を行はんとして逮捕せられ
たる事件もあり、外國人取締強化の必要が叫ばれて居たの
であつた。

此處に於て政府も今回の資本家團體本部爆破事件を楔機
として、外國人取締強化に乘出すに至り、首相内相協議の
結果、内務大臣の主宰下に内閣及内務、司法、外務並に勞
働等の各省代表を網羅する一司法委員會を設置し、至急具
體策を考究し、法案作成の上、報告書と共に首相の許に提
出せしむる事とした。

然して其の結果は、現行法規に改革を加へ、左の如き内
容の規定が採入れられるものと見られて居る。

(一) 現行の諸法規は善良なる外國人に對しては嚴格に
過ぎ乍ら、然も好ましからざる外國人は容易に監視を免れ
得る缺陷を有する故に、之を改正すること。

(二) 政府は凡ての外國、殊に瑞西、白耳義等の如く好
ましからざる分子の佛蘭西入國の經路となるべき隣接諸國
との間に旅券制度を復活すること。

(三) 佛蘭西在住各國人に對し、身分證明書携帯の義務
を課し之を勵行し以て外國人監視を強化する。右身分證明
書には本人の寫眞のみならず指紋をも附するものとする。

(四) 大戦當時の外國人裁判所の如き一の特別裁判所を
設け、身分證明書携帯の義務を免れんとし、又は嘘偽の身
分證明書を所持する外國人の裁判を行ひ、又無旅券にて入
國せる政治的避難民に對し佛蘭西國內滞在を許可すべきや
否やを決せしむ。許可の場合は裁判所は之に身分證明書を
發給し。不許可の場合は追放其他嚴罰を課す。

尙右に關し政府當局は『佛蘭西政府は外國人の入國を制
限せんとする考は毛頭なく、只尊敬に値する外國人と然ら
ざる外國人との間に區別を設け、前者に對しては一層の便
宜を供與せんとするものである。従つて旅券の査證及身分
證明書の交付は極めて僅少の時間と費用とに依り容易に行
はれる筈なる』旨を言明して居る。

伊太利

伊太利に於ける反猶太主義

八月三十一日付、ル・タン紙は表記題名の下にローマ通信員の報道を掲載してゐるが、其の内容は伊太利に於ても最近反猶
太主義運動が起り次第に發展しつゝありと説き其の状態を説明すると共に、政府としては別に之を支持せざる爲、獨逸に於
けるが如き悲劇は發生せざるべしと説くものである。

伊太利に於ては今日までのところ反猶太主義は余り猛烈
でなかつた。其の理由は多數あるが第一に擧ぐべきは、伊
太利に於ける猶太人は殆ど土着民と看做すべきものである
事實である。伊太利猶太人はセファラヂム系に屬し、従つ
てアスケナジ系に屬する獨、露、波等の猶太人とは殆ど相
似たる所なく、又何等特殊なる肉體的或は精神的性質をも
保有せず、他の大部分の半島住民と殆ど異なる所がないので
ある。殊にアラビヤ人及サラセン人の侵入に依り強度にセ
ミチック化せられたる南部地方に於ては猶太系伊太利人と
キリスト教伊太利人とを識別する事は全く困難である。尙
猶太人は伊太利を最良の地と考へず、獨、佛、米等の如き
物質的に繁榮せる國々へと移行した爲、伊太利は全體的に
猶化される事を免れたのである。

更に伊太利に於ける猶太人の數は割合に少く現在でも七
萬五千を超えず、然して其の中一萬五千はローマに居り、
殆ど全部が父祖の職業を繼承して生活してゐる。然し乍ら
彼等は獨逸に於けるが如く商業、金融、出版其他一定の部
門に特別の勢力を振ふ様なことはない。
又伊太利に於ては人種的反感は存在したる事なく、ラテ
ラン協定の直後には猶太教に對し極めて寛大なる取扱が爲
され猶太教及其の團體は國家に依り承認されたのである。
之を要するに獨逸の國民社會主義が猶太系分子と獨逸系分
子との間に極端なる差別を設けたるに反して、伊太利のフ
アシズムは猶太人及猶太教を同化せんと勉めて來たと言へ
るであらう。

反猶太主義の發展

然し乍ら二年以前より伊太利に於ても反猶太主義が發展しつゝある事を見逃すことは出来ない。反猶太運動は上院議員ロンゴ氏に依り創められたと謂はれる。即ち同氏は一九三六年の初頭、レジメ・フアシスタ(フアシスタ制)紙上に一文を寄せ、フアシズムと猶太人との關係を論じ、國際猶太主義が、國民主義を基礎とする獨裁制としてのフアシズムに反對しつゝある事は國民社會主義に對すると同様であり、外國に居る猶太人は盡く反フアシスト、反伊太利主義者なりと斷じ、更に全世界の猶太人團體間の連帯に鑑み、伊太利は何時までも中立的受動的態度を持すべきではない。善良且つ愛國心ある猶太系伊太利人に對しては保護を加ふべきは勿論なるもフアシズムの激たる國際主義者の猶太人に對しては斷乎たる處置を採るべきであると論じたのである。之が楔機となり反猶太運動は次第に發展し、殊に聯盟に依る經濟封鎖實施中は激烈となり、國際猶太主義は他の一切の反フアシスト勢力と協働して伊太利のエチオピア征服を妨害しつゝありとの攻撃が行はれ一部國民も之を信する様になつた。然してジョヴァンニ・プレツィオーニなる一新聞記者が「シオン賢人會の議定書」の伊譯を刊行し、更に「ヴィータ・イタリアーナ」(伊太利の生命)誌

上に毎月激越なる反猶太記事を掲げ、反猶太運動に油を注いだが、其の後元フアシスタ黨書記長にしてレジメ・フアシスタ紙主筆なるフアリナツチ氏が公然とプレツィオーニ氏の主張に和したる爲、反猶太運動は益々活氣を呈し、テヴェーレ紙其他は法律に依り猶太人を一切の公職より除外すべき事を要求し、或時は世人の注意を惹く爲猶太系伊太利人の姓百五十を發表した事さへもあつた。

又下院議員であり同時に社會、政治及哲學問題の權威者として知らるゝオラーノ氏も「伊太利に於ける猶太人」と題する著書を公にし、フアシズムとシオニズム(猶太建國運動)との關係を論じ、國際猶太主義とフアシズムは兩立し得ず猶太人は、英、佛、露、西等所の反フアシスト戦線に活動しつゝありと説き、更に英國と國際猶太主義との關係に論及し、英國は伊太利を牽制する爲、近東に猶太人國家建設を計畫してゐると説いて居るが此の點は、此の著書が英國の計畫せるパレスティン分割案の發表以前に刊行せられたる事實に鑑み特に注目し値すると言はれる。

以上の外、新聞記者であり哲學者として知られるエヴォーラ氏も亦各種の雜誌に反猶太主義的論文を寄せてゐる。同氏は全く新なる立場に立ち、民族及其の本能に基く行動方法、態度等是不變なりとの見地より出發し、猶太民族は特殊の道德律を有し、他民族と全く反對の精神的傾向を具現

するものと説き、更に今後伊太利が偉大なる世界政策を行ふときは必然的に「イスラエルの法」と衝突し、従つて猶太と伊太利の戦は不可避なりと論じて居る。

政治的反猶太主義

伊太利に於ける反猶太運動は確乎たる一定の方向に統一されてゐるものではなく、反猶太論の内容も區々である。従つて伊太利は何等猶太人問題に關する特殊の政策を有せずと云ふ事が出来るのであるが、之が爲外國に於ては二つの相異なる意見が行はれて居る。即ち其の一は上に挙げたる各種の記事を根據に伊太利は反猶太的なりとして攻撃するものであり、他の一は曾てムツソリーニが「伊太利には反猶太主義は存在せず……」と言明したる事及獨逸の猶太人が多數伊太利に移入しつゝある事實を挙げ、伊太利を以て親猶太的なりとして非難するものである。要するに一般伊太利國民は獨逸流の民族主義に無關心であり、又猶太人は如何なる經濟部門に於ても支配的地位を

有せざるが故に、伊太利に於ける反猶太主義は血液の相違及經濟的嫉妬に基くものに非ずして、國際的猶太主義、シオニズム等と關聯する政治的性質を帯びるものである。即ち伊太利に於ける猶太人は猶太人なるが故に排斥せらるゝに非ずして、伊太利國籍を存し乍ら伊太利の利益に反し實際的活動を爲すものとして攻撃されるのである。

政府の態度

伊太利政府は猶太人問題に關しては何等特別の態度を採つてゐない。反猶太主義はフアシズムの教義と關係を有せず、政府も反猶太主義を支援することなく、唯それが新聞紙上に顯れるのを放任して居るのみである。去る六月宗教大臣も「伊太利は國家として反猶太主義を採るものに非ず」と言明して居り、又各種の反猶太的記事は其の筆者の個人的意見に過ぎず、従つて今後伊太利に於ては獨逸に於けるが如き人種的悲劇は起るまいと見られてゐる。

佛蘭西に於ける旅券偽造團體の逮捕

佛蘭西に於ける外國人數は極めて多く、全人口四千萬の中、三百萬の多數を算する状態にして、外國人の犯罪事件も頗る多く、最近に於てもパリに於て外國人の旅券偽造團が逮捕せられたる事件があり、外國人取締強化の必要は益々高く叫ばれて居る。政府が之が對策講究に乗り出した事は第五十五頁記事の通りである。

即ち警察當局は、外國人犯罪人の所持する旅券、身分證明書等が偽造文書なる事が屢々ある事實に鑑み、英國、和蘭、ルクセンブルグ、ダンチヒ自由市等の警察當局と緊密なる聯携の下に捜査を行ひたる結果、パリに大掛りなる旅券偽造團のあることを突きとめ、九月二十八日、其の本據を襲つて伊太利人レーチーナ・カルロ外十數名の外國人を逮捕した。

此の一味は旅券、身分證明書の偽造、密賣等に從事し、好ましからざる外國人の不正入國を容易ならしめて居たものであり、レジーナ・カルロの住居には多數の軍事關係出版物、印刷物の外、旅券、身分證明書、印紙、佛蘭西及諸外國領事館の印章の偽造せるものが發見せられた。

之等犯人は近く裁判の上追放處分に附せられるものと見られて居る、一方パリに於ける警察の活動と關聯し前記諸國に於ける警察も活動し、一味の逮捕を行つたとの事である。(一九三七・九・二八——二九 ルタン紙及アクシオン・フランセーズ紙に依る。)

研究資料

ソ支不可侵條約締結に關する考察

目次

第一章 ソ支不可侵條約締結前の情勢

第一款 ソウイェート聯邦の對歐外交

第二款 ソウイェート聯邦の對極東外交

第三款 支那事變の勃發とソウイェート聯邦

第四款 最近に於ける支那共産黨の動向

第二章 ソ支不可侵條約締結の動機

第三章 ソ支不可侵條約の考察

附 ソ支不可侵條約

本年七月北支事變の勃發以來各國が事變の推移に對して多大の注目を拂つてゐる時、去る八月廿九日南京政府はソ支不可侵條約の締結を發表し、ソウイェート政府も亦同月三十日のプラウダ並にイズヴェスチヤの兩紙に之を發表して、世人の注目を喚起したが、蓋しソ支不可侵條約の締結は一昨年夏モスクワに於て開かれたコミンテルン第七回大會の決議に基くソウイェート政府の對支工作が昨年十二月の西安事件を契機として實際化し其の多年の宿望たる支那赤化の上に一大足跡を印したものであり對日國策の指導を誤れる國民黨政府は茲に再び支那共産黨と提携し支那を深淵の危地に陥れんとしてゐるのである。斯くして支那に於ける抗日人民戦線は容共聯ソの方針の下に今後の擴大強化を約束されてゐる譯であるが、ソ支不可侵條約

の締結は其の背後にソ支密約の存在することを暗示するものであり、之が極東に於ける日本の公正なる大陸政策に及ぼす影響こそは我々の最大の注目を要する所である。

以下本文に於てソ支不可侵條約締結に關する全般的な考察を試みることにする。

第一章 ソ支不可侵條約締結前の情勢

『ソヴェエト外交の最大の使命は社會主義建設のため平和を維持し、外國との紛争から自由の立場を確保するに在る。ソヴェエト聯邦は、其の建設計畫の規模大にして且其の速度の急を加ふるに従つて、益々平和の確保を急務とする。我々は現在資本主義諸國圍繞の裡に於て社會主義の建設をなすべく餘儀なくされてゐる。資本主義國家と社會主義國家、この二つの異つた社會組織の平和的共存の方法を見出す爲に我々は最大の努力を盡すであらう。』^一 一九三〇年七月リトヴィノフが始めて外務人民委員に就任した時モスクワ駐在の各國記者とのインタビューに於て聲明した言葉である。爾來ソ聯邦はスターリンの一國社會主義建設の方針の下に、先づ其の外交の重點を前記の聲明の如く「資本主義諸國の包圍の中で社會主義國家の存在を安定せしめること、其のため益々列國との平和を確保し親善關係を増進すること」に置き、二重三重の平和保障を築いて來たのであるが、以下今次のソ支不可侵條約締結の眞意を明にするため、最近數ヶ年間に於けるソヴェエト外交の動向、就中支那事變とソ聯邦の動向並に支那共產黨の最近の動きを一瞥して見よう。

第一款 ソヴェエト聯邦の對歐外交

リトヴィノフの外務人民委員就任以來從來の表面平和裏面赤化の二元外交から平和親善の一元外交に轉向したソ聯邦は、既に一九三二年一月にフィンランドと、二月にラトヴィヤと、五月にエストニアと、七月にポーランドと、十一月にフランスと夫々不可侵條約を締結し、一九三三年九月にはイタリアと修交條約を、アフガニスタン、エストニア、ラトヴィヤ、ポーランド、ベルシヤ、ルーマニヤ、トルコと侵略國定義協定を締結し、又一九三五年五月にはフランス及チエツコスロバキヤと、一九三六年三月には外蒙古と夫々相互援助條約を締結した。又一九三三年十一月には革命以來十六年間國交斷絶状態を續けて來た米國と國交を回復し更に一九三四年九月には從來「資本主義列強の對ソ防共機關」であると終始敵視して來た國際聯盟に自ら進んで加入し、一九三五年三月には英ソの接近に成功し、其の西歐隣接諸國との間に二重三重の平和保障を固めた。斯くし

てソ聯邦の國際的地位は著しく好轉し國內に於ける社會主義の建設に、正確に云へば五ヶ年計畫の遂行に邁進することを得るのであるが而も尙此の間にソ聯邦が最も脅威を感じ警戒を怠り得ないものは西に於けるドイツ及ポーランドと東に於ける日本及滿洲國の存在である。

一九三三年一月ヒットラーが政權を握りドイツがナチスの天下となるやドイツは從來の親ソ態度を一蹴して動もすれば西方からソ聯邦を脅威する態勢を執るに至つた。ヒットラーが其の著「我が闘争」に於て「新興ドイツの使命は東方にある。而も而してそれは領土的發展を主眼とする。」と叫んだ事は、假令其れがフランスに對する一つのカムフラージュであつたにせよソヴェエト政府が之を以て西方よりソ聯邦を脅威する妖雲であるとして極力警戒するに至つたことは當然である。而もドイツのナチスはポーランドをしてフランスの保護から離れてドイツに接近せしめ、ドイツと同じく反ソ的態度を執るに至らしめた。相手は小國であるとしても直接國境を接してゐるソ聯邦にとつては獨波の提携結成は大なる脅威であらねばならぬ。ナチスの政權獲得の結果狼狽したフランスは俄然ソ聯邦に對する從來の離合常無きあいまいな態度を全く一掃して之と共に對獨共同戦線を張らざるを得なくなつた。かくして一九三一年八月假調印後漸く翌一九三二年調印せられた東歐ロカルノ侵略條約も一九三三年二月十五日に至り批准書の交換を見るに至つた。次にソ聯邦がフランスと共に提唱した東歐ロカルノ條約はドイツ及ポーランドの反對に依つて一大頓挫を來し、佛ソ兩國が企圖した歐洲現状の確保は失敗に終つたが一九三五年五月には佛ソ兩國の間に新たに相互援助條約が締結され、次いでチエツコスロバキヤとも同様の條約が締結された。蓋し同條約は國際聯盟規約の範圍を出でない事を條件としてはあるが、それがドイツに對する軍事的條約である事は云ふ迄も無し。

ともあれ、ソ聯邦最近の對歐外交は、主としてドイツを假想敵國となし、他の列國と協力して之に備へ、特に西南隣接國との間に不可侵條約並に侵略國定義協定を締結し對獨利害關係に於て最も大きな共通點を有するフランス及チエツコスロバキヤとの間に相互援助條約を締結して平和保障に汲々として來たのであるが、此の間に勃發したスペインの内亂は西歐諸國の間に於ける微妙な國際關係を反映して、一進一退、既に一ヶ年を経過した今日に於ても未だ解決の曙光すら見えない状態で今やこのスペインの内亂を繞つて政府軍を支持する佛ソと反政府軍を援助する獨伊とが互に對立し其の落ち着くところ俄に豫斷を許さざる有様である。

第二款 ソヴィエト聯邦の對極東外交

顧つてソ聯邦對極東の外交を見るにソヴィエト政府は極東に對しても特に滿洲事變以來頻りに平和工作を焦り、日本政府に對しては不可侵條約の締結を、滿洲國政府に向つては舊北鐵の讓渡を提案して國內に於ける社會主義建設のため日滿兩國との衝突を避ける方針を執つて來たのであるが、昨年十一月日獨の間に防共協定の成立を見るや從來の退いて守る消極的態度から進んで守る積極的態度に轉向し、既に一昨年七月の第七回コミンテルン大會に於て決定を見た對極東政策（日本帝國主義に對する闘争、支那に於ける抗日人民戦線の強化）の遂行に邁進するに至つた。

日ソ不可侵條約が始めて日本の對ソ外交問題となつたのは一九三一年末芳澤謙吉氏が犬養内閣の外相たるべくゼネバから東京に急ぐ途中モスクワに於てリトヴィノフ外務人民委員から之が提案を受けた時である。蓋し當時日本の勢力が從來の均衡を破つて不可避的に全滿洲に波及し行くのを見て極東方面に非常な不安を感じたるに至つたソヴィエト政府は日本との間に不可侵條約を締結して此の脅威から免れんとしたのであるがこの提案に依つてソ聯の目的とした處は、

- (一) 滿洲事變の餘勢を驅つて何時日本が極東ソ聯に侵入し來るや判らないと云ふ恐怖に對する一種の安全保障
- (二) 極東方面の不安一掃に依る西歐國境方面に於ける立場の強化
- (三) 日本に對し不可侵條約締結のイニシアチブを取つたと云ふ事に依る平和主義的立場の宣傳

であつたがソ聯としては假令日本が提案を拒否しても日本が侵略國であるかの如き印象を與へる事に依つて日本から世界の同情を益々離反せしめるのみならず極東軍備の擴張を内外に合理化する好個の口實を獲得すると云ふ何れにしてもソ聯邦にとつて相當の効果を擧げ得る一石二鳥的なものであつた。然しながら日ソ兩國共にケロッグ不戰條約の調印國であり、何も今更屋上屋を架するが如き不可侵條約の締結は不必要であるのみならず日ソ基本條約に於て赤化宣傳禁止條項があるにも拘らずソ聯邦は之を蹂躪して從來再三日滿に對して共產主義に依る思想侵略を企て來た。假りに思想侵略をも含む不可侵條約を結ぶとしても其の遵守履行に關するソ邦の誠意の保障が望めないことは明かなので遂に一九三三年一月日本は正式にソヴィエト政府に對して之を拒否するに至つた。然るにソ聯邦は其の後も機會ある毎に不可侵條約の締結を望んだが日本としては紙上の條約をソ聯邦と結ぶよりも先づ兩國紛争の原因たる國境軍備の問題、國境劃定委員會並に國境紛争調停委員會の設置、漁業問題、北樺太利權問題、等の解決を先決條件とするると云ふ態度に出でたため、何等得る所無く、かゝる中に昨年

十一月日獨防共協定の成立を見て以來日ソ不可侵條約の締結は全然可能性の無いものとなつてしまつた。

北鐵讓渡が正式の問題となつたのは一九三三年五月リトヴィノフ外務人民委員が當時の駐ソ大田大使に北鐵の讓渡方を提案した時に始まる。蓋し滿洲國の成立後其の領土の中樞部分に他國の然も赤色ソヴィエトの權益鐵道が存在する事の不合理なることは當然であり滿洲國政府として舊北鐵の主權並に經營の合理化を志すのは當然の歸結と云ふべきであるが、之に關聯して一九三三年頃より北鐵を繞る種々の不穩事件の發生を見た。

既に滿洲國も成立し、滿洲に於ける日本の勢力が確立せられた以上、ソ聯の北滿に於ける既存の勢力が漸次驅逐せらるゝは明かである。然るに若しソ聯が之が存続を企圖せんとするならば、結局ソ聯が最も恐れ極力回避する對日戦争の勃發に迄導かれざるを得ない。内外多事多難のソ聯として既に北滿に於ける勢力の存続が許されない以上、北滿より手を引くことは止むを得ざる結果であつた。北滿より手を引かざるを得ない以上、從來北滿に於けるソ聯の勢力の本據であつた東支鐵道―北鐵―に對するソ聯の評價は僅少とならざるを得ない。ソ聯としては寧ろ之を手放すことに依り、日滿兩國との間に生ずる各種各様の紛争を免れ、兩國の對ソ反感を緩和し同時に之に依つて得たる賣却資金を常に不足に悩む對外註文品の支拂に充當することは最も賢明の策と云ふべきであつた。北鐵の讓渡は斯くして提案せられたのである。

北鐵の讓渡に關する正式交渉は日本政府の斡旋の下に一九三三年六月二十六日東京に於て開かれたが幾度か決裂の危機を踏み越え、遂に一九三五年三月二十三日東京に於て正式調印を見るに至つた。此の北鐵讓渡は日滿ソ間に於ける最大の懸案であつただけに之が解決に依る日滿ソ關係の明朗化は各方面に期待された處であつたが、極東の舞臺に於て對立的に發展しつつある日ソ兩國の關係は仲々好轉せず殊にソ聯極東軍備の増強は相次ぐ滿蒙の國境紛争事件と關聯して日ソ關係の明朗化を不可能ならしめて居る。

尙枚舉に遑が無い程頻發する國境紛争は其の多くは國境線の曖昧なる事に起因するのであるから日滿側は之に鑑みソ聯、滿蒙國境の確定を當面の最大急務として之をソ聯側に提案して來たのであるが、ソ聯側は既に舊支那政權時代から確立して居るものであつて今更改めて確定する必要はない。必要なのは日ソ不可侵條約の締結乃至國境紛争調停委員會の設定であると主張して長い間譲らなかつた。昨年になつて兩者間に或程度の妥協が見出されたが結局今日迄の處本問題の交渉は立消への形となつてゐる。

昨年十一月日獨兩國間に防共協定の成立を見るやソ聯政府は極度に狼狽し「ソ聯の政策は平和に在りフアツシヨのそれは侵略に在る。日獨協定は軍事協定に他ならずして、それはソ聯のみならず英米其の他をも亦脅威するものである。故に平和を欲するものはソ聯と協力する事の有利なる事を知るべきである。ソ聯は敢て他國との同盟を懇望するものではないが豊富な資源と強大な兵力を有してゐるから、押し寄せるフアツシヨの波に對しては唯之を粉砕すべきのみである」と豪語し日ソ漁業條約の調印拒否、日獨兩國諍論の宣傳、支那に於ける抗日赤化の強化等日本に對する牽制乃至は嫌がらせを露骨に行ひ對日敵對態度を示すに至り日ソ間の空氣は益々緊張の度を加ふるに至つた。

第三款 支那事變の勃發とソヴィエト聯邦

今次の支那事變の勃發はソ聯邦にとつて最も大なる脅威である。從來ソ聯邦の最も恐れ、最も警戒して居た所のものが愈々現實となつて現はれて來たものである。支那事變は日本の大陸政策の一つの現はれであり、日本勢力の大陸への更に巨大なる前進であるとする限り、北支政權の完全なる没落に依り、ソ聯が極東の生命線と見做す外蒙、ザバイカル方面に大きな弱點を感ずるのは當然であり特に北支政權の二重人格的存在の排除に依る親日的安定の結果北支の富源が日本の利用下に置かれ日本經濟の決定的強化を來すのみならず、日滿北支の提携は更に防共、換言すれば反ソ的プロック結成を其の主要目標の一つとするものである限り、ソ聯邦の傳統的的政策たる支那赤化工作に支障を來すは勿論、延いてはソ聯邦其れ自體の運命を左右する虞れが充分あるのである。さればソ聯として支那事變に對して無關心であり得ず事情さへ許すならば支那に對し極力武力的援助を爲す事に依つて日本の對支進出を阻害防止したのである。然し乍ら表面から積極的行動に出づるに於ては日ソ戰爭を招來する惧があり且つ此の日ソ戰爭たるや極東に於ける大きな冒險たるに留まらず、西歐國境方面に於けるより重大な冒險ともなるべきものである。

ソ聯邦は多年に亘る英國との角逐に於て遂に新疆に於ける政治的、經濟的支配權を確保し、又十數年の久しきに亘つて汝々として經營せる外蒙は既に全く自己壟斷中のものと化し之と相互援助條約すら締結して居る。一昨年夏第七回コミンテルン大會に於て決定を見た支那革命の擁護、日本帝國主義に對する一切の積極的闘争の方針は餘りにも有名であるが、かくしてソ聯邦はコミンテルン支那共産黨の線に沿つて全支に亘る赤化、抗日救國の宣傳煽動を積極的に展開し、且つ支那共産黨のインシアチヴとヘゲモニーに依る全支抗日人民戦線の確立強化を志したのであるが、今や支那事變の勃發はソ聯を狼狽

せしむると同時に支那を苦境に陥れ結局ソ聯邦のプログラムの急激なる進行を促し、ソ支不可侵條約の締結を見るに至つたのである。

第四款 最近に於ける支那共産黨の動向

一九三四年七月支那共産黨が江西省瑞金を中心とするソヴィエト地域を放棄して長驅、四川、陝西甘肅省に移動し漸次山西省に進撃してからは外蒙古、新疆を通じて従來中部支那に蟠居してゐた當時よりもソ聯邦との連繫を一層密にすることが出来、北支の赤化に活動し來つた事は周知の事實であるが、滿洲事變以來従來の軍事的闘争に依る其の戦略を一變した支那共産黨は熱河戰爭勃發の頃から抗日統一戦線の結成を旺に宣傳し始め、一昨年夏モスクワに開かれた第七回コミンテルン大會以來は其の決議と指導とに基き民族的な國防政府及抗日聯合軍の組織を提唱し、爾來國民黨と妥協すべく百方畫策する所が有つた。昨年十二月の西安事件は、失意の裡に失地回復の野望と抗日の運動に變身を遂げてゐた張學良が偶々緩速に於ける蒙古軍の占領せる百靈廟が支那側に依つて奪還さるゝに至り、對日即戦、聯ソ容共政策には支那全國民の絶大な支持があるものと豫想の下に「一擧日本に宣戦し、東北の失地を回復せよ」と絶叫して、當時西安に於て北支、西北支の工作を進めつゝあつた蔣介石を突如監禁してクーデターを斷行したものと稱せられるが、此のクーデターは共産黨の完全なる西安包圍の下に行はれたもので其の主役は張學良ではなく、實は毛澤東であり、其れが國共兩黨の再婚を完成するための最後の大芝居であつた事は明かに看取せらるゝ所である。國民黨は蔣介石の生還を條件に共産黨七萬を中央軍に歸順せしめた形にして年額五百萬元の軍費を支給する事に依つて事件を解決し、面子上國共兩黨の妥協を否認し、全然共産黨の屈從だと言ひ振らし、本年二月の三中全會に於ても其の意志表示とも云ふべき大會宣言書の中に「如何なる手段を以てしても必ず赤禍を中國より根絶し、將來無窮の禍を免れしめ、永く民族復興の基を定める事を期す」と聲明してゐるが之は所謂耳を蔽ふて竹を折る類で何人も其の言を信するものは無い。果せるかな、其の後人民戦線派の重罪政治犯被告人章乃器等七名を釋放し、共産黨の巨頭陳獨秀の放免さへも敢てした。かくして國民政府を構成指導する國民黨とソヴィエト政府の發生すべき事はルンの魔手に踊る支那共産黨との間に、合作關係の成立せる以上、當該兩國政府の間に何等かの協力關係の發生すべき事は既定の運命であると云はねばならない。本年七月以來日支關係の緊迫に伴ひ南京に於ては對日自重論者が凋落し、ソ支合作を説く孫科、馮玉祥一派の對日決戦派が旭日昇天の勢を呈するに至り、ソ支不可侵條約締結の如きは、之なきが寧ろ不思議に

思はれる程に至つたのであつて、去る八月二十九日國民政府發表のソ支不可侵條約締結に關する聲明は當然來るべきものが來た自然の成り行きであつたのである。

第二章 ソ支不可侵條約締結の動機

ソ支不可侵條約締結の問題は、今日始まつたものではない。既に一九三二年ソ聯邦は支那に對し之が締結を提議して居るが國內的に云へば如何に支那には尙國共合作時代の名残りがあるとは云へ、浙江財閥を背景とする蔣介石の政權は固より共產主義と相容れざるものあり、幾多困難なる事情にも拘らず支那共產軍討伐を遂行して居た有様であり、滿洲事變は幾分ソ支提携の可能性を生ぜしめたが、其の後蔣介石の支那統一の事業は着々進行する途中であり、ソ支不可侵條約の締結の必要は認められなかつた。對外的に云つても、總て歐米各國倚存の支那として、ソ聯と緊密なる條約を締結することは難てイギリス始め歐米列國の同情を失ふ基となる惧があるので、支那は寧ろ之を回避した形であつた。然るに西安事件以來、國民黨と共產黨との或る程度の妥協が實現し、對國內政策として宣傳し來つた「抗日」のスローガンが實際に於ては國民の間に、豫想以上の結果をもたらしたと蔣介石の統一政策と相結んで離れざるものとなつたばかりでなく更に抗日は遂に共產黨との聯繫の楔となるに至つた。

かゝる時に支那事變は勃發した。日支關係が愈々緊迫するに連れ支那は益々苦境に立たざるを得ない。日前の困難なる状態を打開するためには、ソ聯との提携に依つて將來起るべき紛亂を深く顧慮する邊が無くなつたことは當然である。かくて支那は遂にソ聯に對する從來の曖昧な態度を清算して去る八月二十一日兩國間に不可侵條約を締結したのであるが支那を此處に導いた主なる原因は勿論一に南京政府が對日國策の指導を誤つた現實の客觀的狀態にあり其の動機は既に屢々述べた所より明なる如く、支那に於ける親ソ派の勢力擡頭と支那事變に對するソ聯邦の暗躍に求むる事が出来る。見方に依つてはソ支不可侵條約は南京政府の没落、完全なる赤化を物語るものであり、今後に於ける支那の運命を律するものとして極めて重要視すべきものである。

然らば、ソ支兩國はソ支不可侵條約に於て何を期待するか、兩國の求むる所必ずしも同一でない。支那のソ聯邦に求むる所は現在の對日戰に對するソ聯邦の日本牽制、軍需品供給等の積極的援助、若し出來得べくんば武力援助の斷行であるに

反し、ソ聯邦の欲する所は北支安定、防共、日滿支の提携を目標とする日本の對支政策を妨害し、事變の解決を遅延せしめる事に依つて日本を財政的に行き詰らせると共に、コミンテルン支那共產黨の線に依る抗日人民戦線の強化擴大を計り以て其の宿願とする支那赤化を完成せんとするにあるのである。殊に日獨防共協定成立以來のソ聯邦の焦躁から察すれば、ソ聯邦はソ支不可侵條約に依つて日獨防共協定から受くる脅威を相殺すべく期待するのみならず、支那を加へた防共協定、日獨支の三國の合作を未然に防止する事を目指したものと見られるのである。

第三章 ソ支不可侵條約の考察

支那國民政府は去る八月二十九日、八月三十一日附を以て支那とソ聯邦との間に締結を見たソ支不可侵條約全文を發表したがそれと同時に「ソ支不可侵條約の締結は太平洋沿岸諸國にとり相互不可侵の誓約に依る集團的安全保障の第一歩に外ならぬ。ソ支兩國は本條約に於て不戰條約の原則を再確認し、兩國共國際紛争の解決のために戰爭に訴へる事を排撃し且相互の關係に於て國策遂行の手段としての戰爭を否認することを再び宣言したものである。締約國は右の原則に基き單獨に又は第三國と共同して相手方に對し一切の侵略を行はざるべき事を締結した。本條約の規定は單に相互の不可侵と侵略者に對する不援助とを誓約する事に依り平和を維持せんとするものに過ぎず。中國は本條約が極東に於ける情勢の一般的改善のために一轉機を測するものなる事を期待するものである。」と聲明したがソヴェイト政府も亦八月三十日附のブラウダ並にイズヴェスチヤの兩紙に、ソ支不可侵條約全文を掲げ「現時の國際情勢に於てソ支條約の締結を見た事は特に意義深きものがあるが之はソ聯邦が支那國民に對する友誼感の發露に外ならない。ソ聯邦は不斷に極東の平和に對し關心を持ち特に支那國內を闘争場化せる今次の事態には注意を怠つてゐない。此の時期に際し、共同保障を確立せる本條約の成立は將來太平洋に於て明かに實を結ぶであらう事が期待される。此の條約は一九三二年支那の内部及外部よりの支障に依つて結ばるべくして遂に結ばれなかつた歴史ある條約である」と述べて居る。

ソ支不可侵條約締結に關し世界列強は如何に見て居るか、といふことは相當興味ある問題である。英國は「ソ支不可侵條約が事實成立したにしても直接今回の日支紛争に對して積極的效果をもつ事は殆どなく、若し効果をもつとしても極めて消極的なものに過ぎず、それも日本に對する威嚇としては全然効果はない。」と大して重要視してゐな

米國の華府官界筋に於ては「ソ支不可侵條約は日本に對するソ支相互の憂慮から生れた消極的な性質を帯びたものであるが、之が特に今日を選んで發表された事は少くとも支那を精神的に強める積りであらう。日本に對しソ支兩國が或種の政策に關して完全に協調してゐる事を知らせたものである」と觀測し、外交官邊に於ては「之はソ聯邦を目標とする日獨防共協定の結果である。日本は之を以て極東に於けるコミンテルンの活動を防禦する自らの使命を立證し、更に共產主義を排斥するに役立てるかも知れない」と論じて居るが外交界消息通筋に於ける觀測は「ソ支不可侵條約の日支紛争に對する實際的の効果は殆どなく、南京政府の單なるゼスチュアールであり、其の實行を期待する事は結局買被りの結果となるであらう。ソヴェエト政府は現在迄も事毎に無條件で南京政府に對し有効なる援助を與へて來た事は明白である。今更不可侵條約が締結されとしても之はソヴェエト國內事情が依然暗雲低迷してゐる折柄として結局ソヴェエト一流の宣傳以外の何物でもない」と消極的に見てゐる。尙A P モスクワ特派員はソ支不可侵條約に關し「條約締結に對するソヴェエト政府の動機は支那をして日本と防共協定を締結せざる様支那より保障を得んとするにあり、同條約は滿洲國が外蒙を攻撃せる場合、ソ支兩國が共同して之に當るべき事を規定したものである」と相當穿つた觀測を下してゐる。

佛國に於ては「ソヴェエト政府が支那に實質的援助を與へてゐるのは周知の事實であり、條約の有無に拘らない。不可侵條約は日本を焦慮させる以外に大して役に立つものでない。此の條約の背後にはソ聯邦と支那との間に種々の密約がある事は明かに想像出来る。九ヶ國條約調印國が一つも支那の領土保全に就て發言してゐないのに調印國でないソ聯邦が九ヶ國條約と同じ様な條約を結び、九ヶ國條約國と同一歩調を取り、同じ様な發言權を得て置く事は凡ゆる場合に國際聯盟に於て有効であらう」と云ふ程度に見てゐる。

獨逸政府筋に於ては「ソ支不可侵條約に對し大體「支那側の主張する支那事變に依る窮狀はソ支提携の理由にならぬ。支那の所謂聯ソ容共は支那赤化工作の默認に他ならない。ソ聯邦はスペイン政府軍に對すると同様に對支援助に乗り出すであらう」との見解を下し、日獨防共協定の立場からソ支兩國關係の推移に多大の關心を拂ひソ支兩國間に於ける秘密協定の存在を重要視してゐる。

伊太利政府は此の不可侵條約を以て「ソ聯邦の極東に於ける態度が露骨に積極化したものである」との見解を執り「ソ支

密約は日支防共協定の成立防止の意向が含まれてゐる」と見做し「ソ支不可侵條約そのものは第三國から侵略攻撃を受けた場合に關するものとされてゐるが右條約の重要部分には不可侵の點にあるのではなく、武器の供給及作戰の指導を含む一つの密約が存在する點にある」と密約の存在を強調してゐる。

然るに之に對して日本政府は「支那側が今次の事變勃發以來帝國に對し度重なる挑戰行爲に出でて居りながら、今更ソ聯邦との間に所謂不可侵條約なるものを締結し國際紛争解決のため戦争に訴へる事を排撃する云々と稱してゐる事は寧ろ笑止千萬である。コミンテルンが日本を當面の敵として準備を進めてゐる事は一昨年七月のコミンテルン大會の明かに宣言してゐる通りであつて、コミンテルンは之に依り東洋平和を攪亂せんと企圖してゐるのである。故に支那側がコミンテルンの魔手に踊らされてゐる事は支那自身の爲めにも又東洋平和のためにも最も好ましくないからざる處であり帝國は終始一貫之に對し支那側の反省を促して來たのである。然るに支那側は遂に悪夢より醒めず容共抗日を國是となし殊に西安事件以來は完全に赤魔藥籠中のものとなり、遂に今回の如き條約の締結を見るに至つたことは、支那のために眞に採らざる處であつて支那側が其の本然の姿に還り帝國と相提携して東洋の平和確立のために貢獻する日の一日も速かならん事を希望して止まない」との見解を發表し支那の不明を遺憾としてゐる。

ソ支不可侵條約の明示する内容は、ソ聯邦或は支那の聲明を待つまでも無く、極めて簡單で其の性質は全然消極的であり、單に相互の不可侵と侵略者に對する不援助とを誓約する事に依り平和を維持せんと企圖するに過ぎない。然しながらそれは發表せられた條約の條文上だけのことであつて裏面に於て之と同時に或は今後如何なる作用が企圖せられて居るかといふことは自ら別箇の問題である。こゝに不可侵條約とは別箇にソ支密約の存在の有無が問題となつて來る。

ソ支密約締結の有無或は其の内容に關しては種々の情報あり、或は不可侵條約と同時に締結せられたりと云ひ或は其の以前に既にあつたと云ひ或は目下進行中なりとも云はれて居り、又既に締結せられたとするものでも其の密約の内容に關しては區々の説があり今之を明確にすることは不可能であるが、その中一應尤もらしき項目を擧示すれば次の通りである。

- (一) ソヴェエト政府は支那に對し軍需品武器等の供給を爲す。
- (二) ソヴェエト政府は義勇兵技術家等を多數支那に供給す。
- (三) ソ支兩國は共同して對日作戰を行ふ。

(四) 支那の抗日戦を継続し日本を政治的、経済的に疲勞せしめる。
 (五) 支那はソ聯邦に對してシベリヤ鐵道と支那を結ぶ鐵道敷設權、その他北支に於ける利權を付與す。
 (六) 外蒙首都ウラン・バートルに南京政府外交機關を設置す。
 (七) 支那はソヴィエト政府の同意なくして日本と媾和せず。
 (八) 支那はソ聯邦が日獨兩國より攻撃を受ける場合ソ聯邦を援助し、他の如何なる國とも反ソ同盟を締結せず。但し之に對し、ソヴィエト政府は今後支那共産軍のみの援助を中止し南京政府と協和す。

果して上記の項目を包含する密約が存在するか否かは前述の如く不明であるが、ソ支兩國とも不可侵條約を締結した以上、それだけで満足するものとは思はれず、すでに西安事件を契機として現はれた容共的傾向を基とし、今回の事件に依つて一躍勢力を得た親ソ派とソ聯大使館附武官レービン少將等との連絡に依る暗躍は容易に想像出来ることであり、殊に支那の軍需品、特に飛行機其他化學兵器の不足は蔽ふべくもない事實であり、現に最近に於てソ聯より支那への各種兵器の輸送せられる情報頻々たるものあり、更に飛行士其他軍幹部の供給等に於ても肯定的事實があるし親日派に對する彈壓、軍事委員會の改組、共産軍の改編等、支那最近の狀勢は右密約説を裏書する様な幾多の事實があるのである。

西安事件に依つて、示された容共的傾向は今や支那事變の勃發に依つて確然たる方策となつた。ソ支の接近は結局支那の赤化となりソ聯邦の支那に對する多年の野望が實現する機會を與ふる事となつた。急迫せる情勢より止むを得ざるに出でたる事であるとは云へ、支那の現狀はすでにソ聯の思ふ盡にはまりつゝあり、ソ聯の意志は着々實行せられつつある。此處にも亦ソ聯の陰險にして老獪なる工作を見るのである。斯かる情勢の下に於ては、ソ支密約の有無は今更問題ではないとさへ思はれる。蒋介石を首班とした國民政府の生命は當に最大の危險に直面して居る。何等かの重大なる轉換が行はれない限り蔣政權の没落は今や必然の運命にある。ソ聯邦の鼻息を窺ふ馮の一派は懸て填滅した國民政府の後に於ける赤色支那の樹立を夢みて居るであらう。

過去數十年屢々繰返された支那を舞臺とする悲劇は今後一層の大規模を以て續演せられるであらう。

ソ支不可侵條約

第一條 締約國ハ國際紛争解決ノタメニ戰爭ニ訴フル事ヲ排撃シ且相互ノ國際關係ニ於テ國策遂行ノ具トシテノ戰爭ヲ否認スル事ヲ嚴肅ニ再確認シ此ノ誓約ヲ遵守スルタメニ締約國ハ單獨ニ又ハ他國ト共同シテ他ノ締約國ニ對シ一切ノ侵略ヲ爲サザル事ヲ約ス

第二條 締約國ノ一方ガ一又ハ數個ノ第三國ヨリ侵犯ヲ受ケタル場合ニ於テハ他ノ締約國ハ右第三國ニ對シ紛争ノ全期間ニ亘リ直接間接ノ援助ヲ與ヘザル事ヲ約シ且侵略國ニ依リ被侵略締約國ノ爲ニ不利ナル結果ヲモクラスベク利用セラルル事アルベキ一切ノ行動ヲトラス又一切ノ協定ヲナサザルベキ事ヲ約ス

第三條 本條約ノ諸規定ハ本條約成立以前ニ締約國双方ガ調印シタル二國又ハ數國間ノ條約若ハ協定ニ基ク誓約及双方ノ權利義務ニ影響ナキ様之ヲ解釋スベキモノトス

第四條 本條約ハ二通ヲ英語ニテ作成シ下記全權ノ調印ノ日ヨリ効力ヲ發生シ五ケ年間有効ナルモノトス締約國ノ一方ガ本條約ヲ廢棄セントスル時ハ期限滿了前六ケ月以前ニ於テ其ノ旨ヲ相手方ニ通告スベシ若シ滿期前ニ双方共右通告ヲ爲サザル場合ニハ本條約ハ最初ノ五ケ年滿了後更ニ二ケ年自動的ニ延長サルモノトス右二ケ年ノ期間滿了六ケ月前ニ締約國双方ガ本條約破棄ノ意思ヲ表明セザル場合ニハ更ニ又二ケ年間繼續サルベク其ノ後モ之ニ準ズルモノトス

一九三七年八月二十一日南京にて調印

ソヴィエト社會主義共和國聯邦代表
 波ゴモロフ
 中華民國代表
 王龍惠

在スペインの伊太利軍

ロイテル通信に依ると本月十八日羅馬で發表されたコミュニケは在西班牙の伊太利義勇軍は兵站部を合せて四萬人と發表してゐるが、是は義勇軍に關する最初の公式發表である。尙コミュニケは次のやうに記してゐる。

『此の發表は外國が勝手に想像して義勇軍の員數を言ひふらすし殊にロイド・ジョージが途方もない數字を擧げてゐるからそれを是正する爲である。』

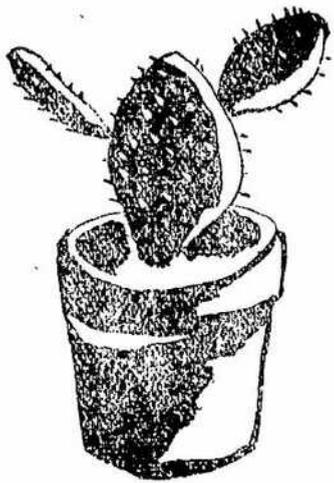
年配からしてもつと慎重であるべき筈のロイド・ジョージともあらう人があんな杜撰な出鱈目をいふのは遺憾のことである、それで伊太利當局は本當のことを發表することが、殊に英佛の政府に本當の數を知らせる方がよいと決定したのである。

伊太利の在スペイン義勇軍は兵站部を合せて四萬人で、かれこれいふ者があらうとも是は本當の事實である。序にいふがヴァレンシヤ政府側の義勇軍の數がこんなことはなく、もつと／＼大多數であることは勿論である。』

ヴァレンシヤ政府側では右伊太利のコミュニケを一笑に附し、伊太利の義勇軍は少くとも十萬以上だといふ確乎たる證據があるといふてゐる。

因にロイテル通信社が西班牙通信社から得た報道に依ると在西班牙獨逸義勇軍は航空、タンク、其の他の特科隊だけでも約一萬だといふ。

又在倫敦西班牙大使館では本國からの通報に依ると、現在西班牙に出動してゐる伊太利軍は十一萬だと言明してゐる。(十月二十二日週刊マンチェスター・ガーディアン紙より)



報 藁

支那事變に關する各國新聞論調 (其三)

外務省情報部發行「支那事變に關する各國新聞論調概要」に基き、本事變に關する歐米諸國の主要新聞論調を掲記する。

一、英 國

九月十八日附マンチェスター・ガーディアン紙

○日支紛争に對する米國の政策は實に曖昧不確定を極め國務長官の既に公表した二つの聲明からも事實上何等の意義も掴み得ない。ハル國務長官は宣戰の布告なしとの理由で中立法を實施せず、却つて支那在留米國人に引揚を勸告しルーフズウェルト大統領も亦米國政府所有船の日向支共軍需品の輸送を禁じ民間船舶は自己の危険に於て

之を爲すべしとしたが、此の大統領の措置は實際上日本の封鎖を認めたもので日本側を喜ばせてゐる。

九月二十日附デーリー・テレグラフ紙

○イデオロギーに基く好意にも拘らず、獨逸は日本の進出により其の支那市場の喪失を快しとしまし。實際此の無駄な戦争が速かに終結することは、日本のみならず、全世界の利益だ。支那側の抵抗は弱まるどころか國民的統一を強化しつゝある様だ。日本政府は打撃の多い企に突進して如何なる利益があるかを考へ始むべきである。

九月二十二日附マンチェスター・ガーディアン紙

○日本の警告の時刻になつても飛行機は南京に現れなかつた。然し右警告時刻の四十八時間前に前回同様無警告の南京爆撃が行はれた。日本が眞に非戦闘員の安全を心配するならば、無防禦の南京を爆撃しないだらう。事實日本は支那人の事など全然考へて居らず、唯外國大使を射撃したり又は外國軍艦を爆撃せぬよう心配して居るだけだ。

九月二十三日附タイムズ紙

○英國の輿論も亦非人道的爆撃に依り「誠意の披露」を支那から求めんとする日本の態度に憤激するものである。成程日本は空爆に依り支那國民に恐怖心を植え付け、又支那政府を倒し得るかも知れぬが、結果は至も戦勝者に

對し友愛の念を生ぜしめず、却つて支那の共產化を早め日本國民自身は財政的重壓を蒙るのみである。

九月二十三日附ニュース・クロニクル紙

○二十二日の空襲を以て單なる對岸の火災視してはいけな
い。國民は宜しく政府が遅きに失せず此の種無差別な爆
撃を止めさせるため、速かに措置することを要求すべき
である。

九月二十四日附テレグラフ紙

○外國人に危害を加へる意思なしとの日本政府の保障は滑
稽と云ふべく少くも危害の發生を防止すべき何等の措置
も講ぜられざりしは明かで、事實は外國政府が其の國民
の南京撤退を命じ爆撃機の行動を自由ならしむる事を企
圖したものであらう。

歐米諸國は文明と人道の爲結束して有効な對日抗議を行
ふべきだ。

九月二十四日附デーリー・ヘラルド紙

○廣東及南京空爆は人類の良心に對する挑戦だ。之迄の所
英米佛の外交手段に依る對日壓迫は何れも失敗したが、
日本が外國市場に依存し居る事實に鑑み、假令經濟制裁
が非實際的だとしても其の對策を協議すべきだ。

十月四日附スタンダード紙

○日本軍の支那都市空爆に對し英國國民が憤激するは當然な

を中途半端と攻撃するのは見當違ひで中途半端なのは融
通の利かぬ中立法其のものである。

九月十六日附ジャーナル・オブ・コンマース紙

○米國の政策は支那の領土主權保持を援助する希望と米國
が日支紛争に捲込まれまいと云ふ決心との二つに依つて
動かされて居り、然も決定的なのは後者である。大統領
が政府所有船に依る軍需品輸送を禁止したのも又政府が
支那代表と覺しき者の古船拂下申込を拒絶したのも此の
孤立政策の顯れである。

九月十六日附桑港クロニクル紙

○大統領は中立法の精神に基き米船の武器輸送禁止を宣
言したが、之を以て見るも眞の中立を實行するの不可能
なることがわかる。蓋し右禁止は米國としては支那に同
情を表し居るにも拘らず、事實に於て却て日本を利する
こととなるが故である。賢明なる大統領は今後更に機宜
の處置を講ずべきである。

萬國議員會議より歸來せる米國平和協會幹事アーサー・デ
イリン・カール博士談

○武力を以て他國民を威壓する時代は既に過ぎた。日本の
現在の對支活動も支那を征服せんとするにあらず、唯其
の經濟的發展の障礙物を除かんとするもので、平和を愛
好する點に於ては敢て他國民と異なる所はないであらう。

るも、右憤激は策動家に利用される危険あり。カンタベ
リー大僧正が反日國民大會を主宰するに至りては其の反
響も大なるべく、政黨政派を超越せる聲界の長たる大僧
正が其の最高の責任を棄てて危険なるアヂテイションを
指導するは世間に大なる驚愕を招くこと勿論なり。況ん
や三ヶ月前同人の部下デイーンが西班牙空爆反對を主導
せるに際し、右を以て尖鋭化せる政治問題にカンタベリ
ー寺院の名を用ひたるを遺憾としたるに於ておや。

二、米 國

九月十四日附紐育タイムス紙

○支那の聯盟提訴は不幸にして、即時効果を齎すものでは
ない。何となれば右提訴に對し何等有効なる措置が講ぜ
られるとは期待出来ないからだ。支那の主たる目的は恐
らく日本に外交上の汚名を着せるに在るものと思はれ
る。聯盟規約第十二條は元來嚴重な規約ではあるが、日
支紛争は戰爭に非ずとされ、従つて米國に於ても中立法
の適用を困難ならしめて居る。

九月十六日附紐育タイムス紙

ル大統領が政府所有船に依る極東向け軍需品の輸送を禁
止し、民間船に依る輸送は自己の危険とせよと警告し
たのは、中立法採用の重大責任を避けつつ且米國が捲込
まれる危険を減少せしめたものである。政府の此の舉

九月十八日附紐育タイムス紙

○今度の事變で米國が一九三一年の時の様に、お先棒を擔
ぐとは誰も思つて居ないが、お附合に聯盟の二十三ヶ國
委員會の決定に投票しないメンバーとして参加せねばな
るまい。

九月十九日附ハル國務長官演說要旨

○平和確保の方法は極端なる孤立主義でもなければ、又武
力に依る侵略でもない。勿論他國の紛争に介入又は之に
捲込まれずとの米國政府の根本方針には、聊か變化もあ
るべきでないが、此の政策には補強工作が必要だ。即ち
我々は世界平和の基礎條件を實現する爲何等かの貢獻を
爲さねばならぬ。國際的無政府状態に陥る場合米國政府
獨り晏如たり得ざることは餘りにも明白だからだ。
平和の基礎條件は國家的及國際的忍耐と自己抑制、國策
遂行の爲武力を用ひざること、他國の内政不干涉、紛争
解決は平和手段に依ること、條約の忠實なる履行、相互
の了解と秩序的方法に依る必要なる條約の修正、過大軍
需の縮少、經濟方面に於ける協力と交易等の諸點に要約
される。

九月十九日附紐育ヘラルド・トリビュン紙

○中立の立場にある軍事觀察者の説では上海で衝突が起つ
たのは、蔣介石の計畫でも又日本軍部の計畫でも無く、

南京の過激な一派が當時上海に六、七千人しか居らぬ日本の海軍陸戦隊を陸軍が来る迄に上海から追拂へたら、支那は精神的に優勢となり且世界に支那の立場を廣告するに良いと思つて起したものだと言ふ事である。

九月二十日附桑港クロニクル紙

○飛行機の支那向輸送を禁止し乍ら、鐵屑の對日輸出を禁止せざるは不公平である。

九月二十一日附華府スター紙

○日本軍の空爆豫告に接し、ジョンソン米國大使が南京を撤退せる事は大國たるの資格に相應しからぬものなるのみならず、如何なる事情の下にても自らを卑むるものだ。問題は威壓の下に發生し且又少くとも現在迄の報道に依れば英、獨、佛、伊の各國は南京に踏止まることに決心しつゝありとの事情に鑑みるも大使の撤退は不愉快な出来事であり米國外交官の光輝ある慣例に對する冒瀆である。

九月二十一日附華府ポスト紙

○米大使の引揚は日本の野蠻行爲を益々圖に乗らしむることゝならう。

九月二十二日附紐育ヘラルド・トリビューン紙

○米國大使の南京引揚げに對して支那側は日本を援助する行爲であると憤慨して居るとの事だが之は的外れの議論

んな事をすれば支那の民衆の反日憤滿を激化して、支那政府が面子を保ちつゝ日本と和協する事を不可能ならしむるものである。又日本は爆弾を一つ落す毎に各國の尊敬を失ひつゝある事を悟るべきだ。

九月二十四日附クリスチャン・サイエンス・モニター紙

○日本軍の南京空爆に對する米國の抗議は人道的道義を表したのだが、此んなことに不感症になつて居る日本に對しては何等の効果もない。之に對する對策としては本紙が度々主張して居る様に九國條約の下に締約國が協議して經濟的壓迫を加へる外はない。

九月二十六日附紐育ヘラルド・トリビューン紙

○蔣介石が米國は支那に對して九國條約締結國として責任ありと主張するのは尤だ。然し忘れてならぬのは、滿洲事變當時米國が眞先になつて失敗を覺悟で、九國條約の義務を遂行することを列國に要請したことだ。九國條約が斯くて死文と化した責任は當時米國と協力を拒んだ英國にある。今となつては米國人が如何に日本の慘虐を憤慨しても、死んだ條約を楯にして支那を助けることは出来なう。

九月二十九日附桑港クロニクル紙

○國際聯盟の諮問委員會が日本軍の無防備都市空爆非難を決議したることに依り、既に完全なりし日本の道義的孤

で、米國の政策が紛争に捲込まれる事を避けやうとする純中立的立場に在る以上、其の結果が偶然どちらに有利に働くかは米國の關知せざる事である。

九月二十二日附紐育クリスチャン・サイエンス・モニター紙

○列強が早くから協調して居たならば米國大使だけが退去することはなかつたらう。日本の對支戦争の方法が法律的道義的規範を無視して來るに従つて、列國の協力は是非必要となつて來る。

九月二十二日附桑港エキザミナー紙

○日本の南京空襲に對する豫告は同國の非文明的行動を物語るものとして米國政府は右に對し抗議を爲せる外、若し空爆に依り米人の死傷を來したる場合、日米間の外交關係は重大危機に瀕するに至るべきを直截に申入れたりと傳へられる。

九月二十三日附羅府タイムス紙

○列國數次の警告、ハル長官の通告文等の一切にお構ひなく日本は爆撃を進行中であるが、之の如きはパーバリズムの域を脱してサブデリー乃至ブチャリーと云ふのは外はない。

九月二十四日附紐育タイムス紙

○日本海軍は速に支那を降参させて、二度と反日政策を探り得ない様にする爲に爆撃するのだと云つて居るが、こ

立は今や公式の孤立となつた。日本の支那空爆は效果豫期の如く大ならず、相手方の戦意を喪失せしむるに足らざることを立證したるものにして、支那に於て破壊せられたるものは近代工業及交通機關に止まり、其の他の支那の大部分は何等の損害をも蒙らず、従つて總て此の種の侵略は無効に終るものである。

十月四日附紐育タイムス紙

○最近の陸海外務三省代表の聲明は、以前と同様何等世界輿論を承服させるものがない。上海事件は日本人を全滅せんとする支那側の周到な計畫であつたと云ひ乍らその證據は何も挙げず、又極く些細な口實の下に急遽大艦隊を集めたことに就ても、勿論何等言及して居ない。日本の目的は支那を經濟的に開發し、日支兩國のみならず全世界の繁榮に寄與するに在ると言つては居るが、夫れならスポークスマンが日本は支那を破壊しやうと云ふのではなく、平和を亂し共産黨と結びつゝある分子を除去せんとして居るのだと言つて居るのは可笑しい。日本は共産主義驅逐の名の下に支那の統一を破壊しやうとして居り、日本の言ふことを聽かぬ蔣政府を攻撃して居るのである。

十月六日附市俄古各紙

○條約神聖の原則を確保することを以て米國の義務なりと

せること、及中立並に孤立政策のみに頼ることは戦争に捲込まれざる爲の充分の保障となり得ざるを以て平和を愛好する國家間の共同動作を提唱したることはル大統領の演説中の二大重點なるが、右はウィルソン流の考へ方にして、一九一七年に歩みたると同一の道に米國を導かんとするものと言ふべく、斯くの如きは米國を誤るものにして、米國としては飽迄傳來の孤立主義を嚴守し、歐洲諸國との共同動作は排撃しなければならぬ。

三、獨逸

九月二十九日附柏林各紙

○支那事變に關し、米國新聞は、日獨親善關係の存在を逆用して獨逸を世界平和の攪亂者なりと宣傳し初めたが、從來スペイン・ポルシェヴィキの慘虐行動に目を蔽うてゐた是等の諸新聞が支那都市の空爆に當り、突如態度を改めて日本の慘虐行爲を發見したと大騒ぎをしてゐるのは滑稽だ。デマ報道の榮屋は更に獨逸を引合に出さねば此のカラクリは完成しないと認識した結果、スペイン、ポルシェヴィキの慘虐にも獨逸の飛行家は責任者なりと報道した手法に倣ひ、上海では日本側の獨逸製銃砲が支那陣地を砲撃して居るとデマをとばした。獨逸新聞は斯かる反獨デマ發生の端緒を遏塞せしめねばならぬ。

十月一日附ケルニツシエ・ツアイツング紙

局は滿洲事變當時設立されたる、二十三人委員會を復活することこそ唯一の途であらう。

九月二十日附ブチ・パリジアン紙

○日本は現在北平、天津及張家口に於ける各自治行政機關を打て一丸とせる廣範圍の北支自治政府組織に進みつつあり。支那人は有田前外相の渡支は北支に獨立國を建設する目的の爲にして右獨立國の名は滿洲帝國、元首は現滿洲國皇帝、領土は滿洲國を包含するものなるも南端が何處に及ぶかは不明であるが、日本軍の支那兵に撤布せるピラより推し黄河にありと見て居る。

九月二十二日附ウーヴル紙

○南京空爆は史上未曾有の許すべからざる非人道的行爲であるが、夫れより重大なのは、右に關する獨伊の責任で兩國は支那側の調停の申出でを聽かない許りか、日本が軍事行動を強化するや俄然其の態度を變へ日本の迅速な勝利を助成するに決した。南京空爆も其の一の現はれた。

九月二十四日附ルタン紙

○日本の行動が最初唱へられたる膺懲的出征より遙に超越せるは事實であるが日本をして敢て之をさせたのは其の事變局地化即ち支那地方官憲との和協に依る解決を南京政府が認諾しなかつた點にある。支那は斯くて事件を上海に誘ひ來り諸列強の直接間接の干渉を招來せんとした

○蘇聯邦は開戦し得ず、英國は介入しようとしても米國が協力しないと云ふ状態で日本は誠に好い時機を選んだものである。然し日本の空爆と關聯して英國其他の反日態度は激化したから、對日ボイコットの宣傳が奏効して經濟制裁の日が到來するやも測られぬ。他方列強の政治的共同戦線が成立する可能性は殆んどない。

十月六日附ドチツエ・デイプロマチインエ・コレスボンデ

○ル大統領の如き世界的政治家は事態の眞因を極めたる後言動を爲すべきである。彼の演説中には條約違反云々の言葉を見るが其條約が國際道徳に適應せる條約なりや否やを區別するのが先決問題である。更に大統領が總ての國家を脅威するポルシェヴィズムの危険に一言も觸れて居ないのは遺憾である。ル大統領は再びウィルソンの轍を踏まぬ爲に決心履行の實力に付き再考する必要もあらう。

四、佛國

九月十五日附ジュルナル紙其他各紙

○聯盟の日支事件對策に付き第十六條の適用を招來するは危険だ。何となれば聯盟一致して制裁を加ふるに至ればエチオピア問題の轍を覆むこととなり、日伊を得なくては聯盟の無力なるを暴露するに他ならぬからである。結

のであるが、斯る手段が果して南京政府の利益たるや否やは疑はしい。戰闘は支那の敗戦に歸すること明かなる以上日本が勝利の曉支那に要求する所は戰闘中其の拂へる犠牲の大なるに従ひ増大するものであるからである。

九月二十三日附上海發アヴアス電報

○南京空爆の理由は上海戦線に於ける日本軍の失敗に發し其の爲消え去らんとする國民の興奮をセンセイショナルな報道に依り極力維持せんとするに在り、然も空爆の結果は果して日本が希望する如き効果を齎し得るか疑問だ

十月八日附ブチ・ブルー紙

○何と喚いても日本の行動を阻止し得るものではないが、唯一の手段は日本と諸列強とが支那を分割し委任管理を行ふことである。

五、蘇聯

九月二十八日附モスコ各紙

○上海、劉河東方鎮河灣に於ける日本のタンク戦に對し支那軍の頑強なる抵抗は一般に賞讃を博して居る。又黃浦江襲撃の支那機に對し日本軍の高射砲は効を奏せず、外國武官も其技術低きを認めて居る。尙日本の空爆に依る米國輿論の悪化は日本の新聞も之を認むるに至つた。

十月四日附イズヴェスチヤ紙

○英政府は現在其海軍が地中海に於て多忙なる時は極東に

於て獨立に行動し得るものに非ず。蓋し同國極東艦隊は日本海軍より脆弱なるが故である。英國の他の方策即ち壽府に於て日本を侵略國として公認することは制裁問題を當然起すであらうが、對日制裁は米國の参加なくしては實行し得ず。然るに米國も躊躇と矛盾に終始する情勢に於て英としては機を窺ひ、自重するの態度を持せざるを得ない。尤も此の態度は終局に於て英の利益とならう。蓋し日本は既に支那領土に深入し戰鬪の發展は益々日本を弱むることとなるからである。英國は斯る策略より壽府に於ても無益なる問題の審議及手続き等に精力を送らんとするもの如くである。

十月十日附イズヴエスチヤ紙

○日本の輸出貿易激減し今日迄の戦費及本年度軍事費の合計が日本國民全収入の半に近く、又新公債の消化及爲替相場維持困難、今後の貿易逆調、國內反戦空氣の増大等を認められるが、之は日本軍部の誤算を示すものである。

中國共產黨の發したる「抗日救亡綱領」

最近上海に於て四六版活版刷十六頁の「抗日救亡綱領」と題する小冊子を發見したが右小冊子は中國共產黨の發出せるもので、其の内容は前段に於て國際情勢並に中國々内狀況を敘述して抗日民族統一戦線の建立を強調し後段に於ては

我等は斷じて他國民族の奴隸となりたくはない。然し他國家民族が我等を奴隸となすべく企圖する時に於ては神聖なる民族の生存權を擁護するために蹶起闘争し中華民族の熱血が最後の一滴を流し盡すまで闘はねばならぬ。

(一)

我等が奮然起ちて民族の生存權を擁護し死を賭して闘争すべき秋全世界に於ても正に和平陣線と侵略陣線の闘争が展開し現に全世界は戦争と和平の岐路に立つてゐる。現在の世界情勢を分析するならば先づ眼に映するものは社會主義陣營(ソ聯を以て代表となす)と資本帝國主義陣營の對立であつて實に是れ今日の基本的現象である。世之に亞ぐものは資本帝國主義陣營内部の矛盾である。世界經濟危機の襲來と深刻化に伴ひ又日獨伊三大帝國主義の世界再分割要求の強化、世界フアシズム等の高調に依り資本帝國主義陣營内部の矛盾は空前の激化を來した。歐洲に於ては獨佛關係の緊張するあり、地中海に於ては英、伊、佛、伊の關係悪化し、太平洋に於ては英米日帝國主義の武力對峙となり中國に於ては日本と英米帝國主義の確執闘争となり最後は全世界に於て英米兩大帝國主義の對立となるであらうことを看取することが出来る。

斯様に帝國主義内部の矛盾は錯綜複雑であるが大體次の様に分けることが出来る。即ち其の一つは現状打破を企圖

- 一、中央政府に對し各黨各派を聯合し全國人材を集中し戰時政府と抗日國防軍を組織する事を要求し、其の先決條件として
- 1、即時内戦を停止すること
- 2、黨禁を解除すること
- 3、外交を公開すること

- 二、速かに對日戦争を發動すること
 - 三、全國民衆を總動員總武裝すること
- を主張し更に國民黨、共產黨其の他各黨各派に對する要求を開陳し最後にソ聯及其他の國家の日本の侵略に反對する弱小民族解放の友軍と聯合し朝鮮臺灣其の他の被壓迫民族、日本國內の被壓迫民衆と聯合することを力説したるもので沈鈞儒、章乃器、鄒炳新、陶行知の四名が各年七月十五日附を以て發出せる「團結禦侮の基本條件と最低要求」其他の人民戦線派の發出せる文獻と大同小異なるも該小冊子中に力説強調せる主張が現實に具體化せんとする情勢にある今日の事態は國民政府が漸次共產黨の巧妙たる術策に陥りつゝ、あることを如實に物語るもので以下に譯載する。

(一)

今や我が國家民族は有史以來空前の危機に達着した。我等の大敵日本帝國主義は侵略と壓迫により我が國家民族の生存を危くせんとしつゝある。此の時に當り我等の必要とするものは只闘争あるのみである。

する帝國主義であつて獨伊日を其の代表と爲し、一つは現狀を維持せんとする帝國主義で英佛等を代表とする。前者は外に向つて膨脹するため侵略を考へ戦争を構へ(已に其の戦争が開始されたことは伊太利のエ國征服、日本の中國の侵略戦争に見る通りである)國際聯盟を破壊し、平和條約を破り世界一切の平和機構を破壊した。後者は現存の國際關係維持を主張し世界和平を求めて居ることは目前の事實である。

現状打破と現狀維持の兩帝國主義集團は到る處に尖鋭對立を展開し殊に一九三六年に入つてから狀勢は愈々緊迫した。

社會主義を代表するソ聯は帝國主義陣營共同の敵であり、此の二陣營の對立は今日に於ける基本的のものであるとは云へ帝國主義内部の矛盾は日に深刻となりソ聯は日増しに強大となるに伴れ現狀維持派の帝國主義國家もソ聯と共同の和平陣線を建設するに至つた。其の主なる表現は

- 1、ソ聯の國際聯盟加入
 - 2、佛ソ協定
 - 3、英ソ海軍協定
 - 4、ソ聯の友誼指導
 - 5、ソ聯と許多國家の不可侵協定締結
- 等に依り知ることが出来る。故に今日の世界は相對する二

つの陣線即ち和平陣線と侵略陣線に分つことが出来ると思ふ。

若し侵略陣線の行動が何時までも繼續し暴戾を恣にするが如きことあれば和平陣線及世界一切の和平愛好民衆をして和平は戦争に依らざれば確保する能はず、和平は戦争に求むるの外なきを思はしむるであらう。

斯くなれば大戦の爆發は免るべくもない。而もそれは遠き未來の問題では無い、吾人が現在全世界は戦争と和平の岐路に立つて居ると斷言する所以は茲に在るのである。

(三)

今日中國政治情勢の基本點は全國民が植民地道路を擇ぶか民族解放運動道路を採るかとの二途である。近き將來に於て中國は民族解放に到達し得るか或は滅亡するか此の二つの外に第三の道路のをいことは顯かである。

中國の運命は目前否現在に迫つた。中國は此の危機を持ち越すことは出来ぬ。云ふ迄もなく我が最大の敵は侵略に狂奔する日本帝國主義である。五年來日本の侵略に逢ひ中國の喪失した領土は東北四省、冀東二十四縣、察北六縣に及び危機は更に冀察殘餘の諸縣平津の兩重鎮及山東、山西綏遠、寧夏、陝西、甘肅、上海、福建、海南各島各地に及ぼんとしつゝある。最近更に成都、北海、漢口、上海等の事件に藉口して新しき要求を提出し華北特殊政權防共協定乃至

は經濟合作等を迫り中國を滅亡せしめざれば止まざるの狀態に在る。

五年來の悲惨なる教訓を回顧すれば日寇の血腥き進攻に對する我等の方針は不抵抗より一變して長期抵抗となり、再變して一面交渉し一面抵抗となり三變して抵抗準備、四變して陸隣親善となり今日に及んだ。之等は凡て回想するに堪えざる錯誤と失敗であつた。

而もこの悲痛の過去は何等益する處もなかつた。只過去の教訓を味ふことが最も大切である。

五年來の峻烈なる教訓は明白に我等に實證した。夫れは只一つの活路は即ち全國一致の對日抗戰發動である。之は實に一刻の猶豫も許されぬものである。

抗戰過程中悲惨なる犠牲を免れざること乃至は開戦の初期に於て日本は一時我が重要港と沿海都市を封鎖し占領するであらうことは豫測に難くないが夫れは問題ではない。只堅き決心を以て徹底的に抗戰し長期に亘り堅忍し此の神聖なる民族解放闘争を進むるに於ては最後の勝利は必ず我に在るを確信して疑はない。

現在多くの人は「唯武器説」に墮し日本の恫喝豪語に恐れ中國に抗戰能力無しとなし日本の侵略政策も自發的に停止されぬであらうから中國は只滅亡を待つの外ないと考へて居る。「中國滅亡論」は斯くして發生したのである。

若し我等が即時一致の決心を以て對日抗敵を發動し徹底的に努力するならば必ずや日本帝國主義を中國から驅逐し中華民族の獨立を完うし自由と解放を獲得することが出来るであらう。

之に反し若し再び長期抵抗準備陸隣親善等の語を以て自らを欺き自ら諦めて居るならば中國の前途は只自滅あるのみである。

問題は斯くの如く極めて明瞭である。此の上何を迷はんや。

中華民族の生存を期し抗日戦争の最後勝利を獲得する爲に吾人は速に抗日的民族統一戦線を建立すべきである。何故なれば抗日救亡は單なる一部人民の利益に止まらず又一黨一派の利益でなく全國民衆と全民族の共同利益なるが爲である。

無産階級、農民並に一切小資産階級が亡國奴たることを願はずとするなら資産階級地主(漢奸の外は)も等しく亡國奴たることを欲しないであらう。試に見よ最近全國を風靡せる日貨の密輸は民族資産階級に致命的打撃を與へ密輸防止と抗日の要求をさへ叫ばしむるに至つたではないか。共産黨は抗日を主張し國家の滅亡を憂慮し、國民黨も民族復興を大聲叱呼した。去年の華北事變に於ても日本は冀察の國民黨を完全に取消したのであるが、最近日本は更に全

國的に國民黨に解散を要求して居ると傳へられる。共産黨に對する日本の悪感情は敢て云ふ迄もないとこである。

故に抗日救亡は全國家民族共同利益の焦點であつて萬衆一心となり、一大決心をなすべき歴史的任務である。決して一黨一派一階級が單獨其の任務を果し得るものではなく全國の人力、才力、物力、智力の總動員に依りてのみ最後の勝利を期することが出来る。故に速に全民族の抗日統一戦線結成を主張する次第である。統一戦線の本義は全國民衆が黨派、階級、朝野の別を超越して個々たる私見を捨てて聯合し、對日戦争に乗出す事であつて實にこれ中華民族の唯一活路である。

吾等は此の總綱領下に全民族の抗日力を發動するため左の具體方法を主張するものである。

一、中央政府に要求して各黨各派を聯合し全國の人材を集め戦時政府と抗日國防軍を組織する。

即ち全國を精誠團結せしめ抗日戦争を進行し民族最後の生存を完ふする爲に全國は一つの集中的政治的指導機關と軍事指導機關を必要とする。

政治上に於ては一個の抗日的戦時政府を組織し現在の中央政府を核心となし各黨各派各抗日團體を一九とし各種の人材を集結することを主張する。而して此の政府は民主集權制を採用することを提議する。

軍事方面に於ては全國統一の國防軍を組織し現在の中央軍を中心となし地方軍、共産軍、東北義勇軍等を指導して對日抗戦を實現し全國を若干の抗日軍區に分ち國防軍各部軍隊を配置することを提唱する。

一切の待遇を平等にし指定任務を擔任せしめ國防軍總司令部を組織し最高指揮機關となす。

戰時政府と抗日國防軍を組織するためには先ず左記の各條件を履行し全民族精神團結の基礎となすべきである。

(1) 即時内戦の停止

戰時政府と抗日國防軍組織の過程に於ては先づ閣議の議を停止せねばならぬ。

今日國內の最大内戦は云ふ迄もなく共産黨紅軍と國軍間の戦争である。此の戦争は已に八九年も繼續され其の地域は數千里に及び中華民族史上悲惨極まる一頁である。今日に至るも共産黨紅軍には素より中央軍を打破する實力はないが中央も恐らく短期間に紅軍を絶滅することは不可能であらう。況や共産黨の發生と發展は國民經濟の破産並に外患と關聯するに於て然りとす。五年來日本の狂奔的對華侵略は共産黨に極めて適當な温床を造つて呉れた許りでなく、今後國難の深刻化するに伴ひ共産黨の勢力も益々擴大するであらう。

抗日戦線上に在りては各黨各派乃至個人の意見分裂は不可避である。然し大衆が能く民主集權に従ひ其の指導原則を信じて互に誠意を披瀝して相見へ赤誠を盡して理論闘争を爲し最後を多數決に採る時は不同の意見も歸一することが出来ると確信する。

(3) 外交公開

戰時政府と抗日國防軍の成立前乃至其過程中南京政府は此の半年來の一切の對日秘密外交(例へば塘沽協定、何梅協定等)を發表せんことを要求する。夫れは民衆と各黨各派の政府に對する懷疑と不信任を解消する方法なるが故である。更に一步を進めて云ふなら例へば其の秘密外交が眞に喪權辱國のであつても一度公開せられれば民衆と他黨派から諒解せられるであらう何故ならば公開は南京政府の抗日決心を表示するものであるが爲である。

戰時政府成立を待ちて一切の外交(技術手續上機密を要するものは別として)は絶體公開とし且つ民意の絶對尊重をなすべきである。

以上の三項は民族統一戦線建設の先決條件であり全民一致の緊迫した要求である。茲に重ねて述べたいことは戰時政府指導の下に各黨各派は民主集權制の精神を尊重し決して少數人の專制若くは行動の自由を保留

う。實に中央軍と紅軍の戦争は民族の自殺である。夫れ故に吾人は即刻停戦を主張せざるを得ぬ。二十年來中國が不斷に演出した軍閥の混戦も今日は幸に絶滅された。今後も再び此種戦争の發生せざることを希ふものである。一切の内戦を停止することによりて戰時政府と抗日國防軍組織を談することが出来る。

(2) 黨禁の解除

戰時政府が各黨各派の先進分子に由り聯合組織される以上一黨派の專制であつてはならぬ。國民黨が速に各黨各派を邀へて戰時政府を組織せんことを第一に要望する。其の他の各黨派も國民黨破壊陰謀や單獨政府の樹立を考へてはならぬ。

今日國民黨は訓政時代を完了したのではないか。然らば此の機會に於て宜しく黨禁を解除すべきではないか。

黨禁解放の順序として國民黨は先づ一切の政治犯を釋放すべきである。次に確固たる民族統一戦線を建設するために戰時政府指導の下に抗日救國の言論、出版集會、結社の完全なる自由を認むべきである。斯様な條件の下に於てのみ民衆は抗日の實力を發揮することが可能であり各黨各派の合作を實現することが出来る。

二、速に對日戦争の發動を要求する。

日寇の侵略に對し抗戦すべきことは已に各方面に一致する主張であるが戦争發動の時期に就いては各方面の意見が一致して居らぬ。或る者は即時發動を主張し或る者は長期の準備を主張する。其の理由は準備未だ充分ならずと云ふに在る。

吾人は即時神聖なる抗日戦争の發動に同意し之を主張すべきで決して「準備」に藉口して國土の喪失に任せ中華民族の滅亡を黙過することは出来ぬ。其の不可とする所以は

第一、我方の物質方面は敵に比して及ばざることには素より認めねばならぬ。然し我方で準備すれば敵方も同様準備し而も敵方の準備は恐らく我方の準備に比し數倍の速度を以て爲すであらう。此の故に「準備」を空論することは客觀的に敵の準備を補助するに等しい。

第二、五年來の教訓に従へば敵の侵略は漸次強化され其の壓迫は一日一日重大を加へて居る。試みに心靜かに考へて見れば現在に於ける抗戦條件は九、一八當時の有利なりしに如かず、將來の抗戦條件は今日の有利條件に如くはない。遷延すればする丈け不利である。

第三、「準備」と「戦争發動」を機械的に對立せしむること

とは大なる錯誤と認めてゐる。此の二者は事實上不可分であつて戦争過程中に於ても準備は刻々必要であり而も戦争開始後に於て眞の準備は迅速に進めることが出来るのである。

戦時に於ける準備は平時に於ける夫に比し數十数百倍の速力を以て爲し得ると確信する。一度戦争が勃発すれば一切の人力物力は動員され萬衆一心能く結束し得る。淞滬戦の際中華民族の潜在力は遺憾なく發揮された、所謂「死地に臨みて後生す」とは千古不磨の定理である。

對日戦争は決して短時日内に終結することは出来ぬ戦争の開始により始めて全民族の實力を發動し其の行動中に於て民族を總動員し戦線を愈擴大延長すれば戦争の持久力も愈々加はり最後の勝利を獲得することが出来る。

以上三つの理由に基き吾人は對日戦争の即時發動を主張する。

三、全國民衆の總動員總武裝を要する。

大規模の抗日戦争は決して少數の現在軍隊のみの堪ゆる處ではない。故に吾人は全國民衆を動員し總武裝して共同作戦することを主張する。此の工作は勿論甚だ困難なるも勝利の唯一途徑である。

に批評すべきである。斯くて國民黨は存続し民衆の信頼を繋ぐことが出来ると思ふ。

(2) 國民黨は宜しく孫中山先生の遺訓に従ひ國家民族の利益を黨の利益の上に置き全民族の生存を完ふするために誠意を以て各黨各派の共同救國責任を觀迎すべきである。各黨派が國民黨に不利な陰謀をなすものと懷疑するは間違である。又戦時政府及抗日國防軍組織の妨礙をしてはならぬ。

(3) 孫中山先生の遺訓を貫徹すべきこと。

若し國民黨及南京政府が之等最小限度の要求を履行するなら全國民衆は喜んで中央を擁護するであらう。然れども過去の錯誤を悟らず民心を察せず存亡を考へず只國民黨の主觀利益のみを考へて安逸を偷み民衆を壓迫して新しき喪權辱國の條約を締結するに於ては全國民衆は亡國奴たるに忍びず單獨に對日抗戦を發動するの外はない。斯くなれば民衆は國民黨を捨て、國民黨も民衆を棄てることになるであらう。

二、共產黨に對する要求

吾人は共產黨紅軍が抗日的民族統一戦線に加入することを觀迎する、之につき次の具體的要求をする。

(1) 戦時政府と抗日國防軍に参加する時は忠實に其の義務を履行し別の行動を執らざること。

所謂全國民衆總動員は全國民衆が全部抗日の前線に立つと云ふのではない。斯様なことは不可能事である。正確に云へば全國百般的機構(政治、經濟、文化等)を抗日戦争の齒車となし全國民衆を此の齒車の中に適當に配置することである。

勿論武裝民衆を前線に立たしむることも必要である。全國民衆總武裝は一種最困難な問題で何れより手を下すべきかに迷ふ。然し本問題は必ずしも機械的に解するに及ばぬ。必ずしも飛行機大砲等の新式武器に限らず刀矛、劍、乃至は棍棒、鐵扇何れも抗日の武器である。最新式の武器より最原始的武器に至るまで之を大衆武裝の用に充てねばならぬ。

(四)

一、國民黨に對する要求

中國今日の最大統治實力者は依然國民黨と南京政府であることは云ふ迄もない。民族存亡の秋吾人は國民黨及南京政府に反對する所存は毛頭ない。反對に其の對日宣戦を熱望し抗日の偉大なる任務を負擔せんことを希望する。具體的に云へば吾人は國民黨及南京政府に對し左の如く要求するものである。

(1) 國民黨は全國民衆の前に清白に過去一切の錯誤を認め且つ黨内の分裂、腐敗、惡化等の危險症狀を淡白

(2) 國家民族の利益を黨の利益の上に置き階級闘争の煽動を停止し抗日民族統一戦線の擁護を保證すること

(3) 過去に拘泥せず速に國軍、國民黨及南京政府に對する攻撃を停止し民族の實力を集結し外敵に對する抗敵を有利にすべきこと。

である。

三、其他の各黨派に對する要求

所謂其他各黨派とは國家主義派社會民主黨及各實力派を指稱する。之等に對する希望は次の三點に歸納することが出来る。

(1) 過去に於ける國民黨と共產黨に對する惡感情、不合作を放棄し積極的に抗日的民族統一戦線及戦時政府に参加すること。

(2) 民族利益第一の原則により民族統一戦線に對し永遠に誠を盡し積極的に抗日戦争に参加すること。

(3) 人力のあるものは人力を、金力あるものは金力を時間のあるものは時間を據出すること。要するに國民黨と云はず共產黨乃至其他の黨派と云はず一致抗日の戦線に集結すべきである。

(五)

前節に於て現在の世界を侵略陣線と和平陣線の二つに分けたが吾人は此の兩陣線闘争に直面して居る。

我等は和平を愛好するが故に國際聯盟及世界一切の和平機構を擁護して居る。眞正永久の和平は必ず平等と正義の上に建立せられねばならぬ。吾人は民族平等と國際正義のために民族抗戰を發動し中華民族の偉大なる文明を日本帝國主義の鐵蹄下から免れしむることは神聖なる義務であり且神聖なる權利である。何となれば日本の狂奔的侵略を防止し世界の和平を確保し世界和平機構の崩潰を免れしむることが出来るが故である。若し日本軍閥がよく我が領土を返還し主權を尊重して呉れるなら喜んで彼と和平關係を維持するけれども然らざる限り戰爭の外はない。

對日戰爭中吾人は國際聯盟並に世界一切の和平機構を進んで擁護し更に我國に同情を持つ一切の國家及民族と共同對日することを希ふものである。具體的に云へば次の如き聯合である。

- 一、ソ聯其他の國家にして日本帝國主義の侵略に反對する弱小民族解放の友軍と聯合すること。
- 二、朝鮮臺灣及其他の被壓迫民族は何れも我等の戰友である。之を援助し日本帝國主義の鐵蹄下から解放する。
- 三、日本國民の被壓迫民衆、我等は日本帝國主義に反對するけれ共全日本人に反對するものではない。軍事上日本國內の被壓迫民衆の多くは我國に同情して居る。之等と聯合し其の國內解放運動と我等の民族解放運動と相呼應

會の行詰りを見て直ちに之を悲觀し又は救亡情緒の高潮により樂觀するは共に當らずと説き出し、

- 二、救國運動と聯合戦線の前途は樂觀し得るや否やに關しては究竟に於て中國は抗日戰中に民族解放を爭取し得るが故に樂觀説を採るも之は機械的樂觀に非ずと稱して過去一年半の闘争成績を略述して救國會の提唱せる聯合戦線の勝利を自認し聯合戦線以外に中國救亡の方策なきを主張するも、
 - 三、救國會は決して他派を領導する中心的指導權獲得を企圖するものに非ず。要は聯合戦線の全面的發動により救亡を達成し得れば目的を達したることとなるが故に何人が之を指導するも差支へなしと巧みに其の底意を偽裝し、
 - 四、日下の救國會は當然右の趣旨に基きて永遠に救國運動の立場を固執するも偏狹に救國會の立場のみに拘泥すべからず。寧ろ門戸を開きて公開運動に乗出すべく、若し救國會の立場に立つことが救國運動を妨碍する虞ある場合は毅然として救國會の立場を放棄すべしと反語を弄し、
 - 五、次で之を敷衍して救國會の作用は三大別し得る。即ち
 - (1) は政治領導の作用
 - (2) は本體を組織する作用
 - (3) は公開的に號召する作用
- にして(1)の政治領導作用は已に大なる成果を収めたるを以て我々は今更之を放棄するとせば救國運動の大損失なるを以て絶體に不可なり。(2)の本體の組織も(1)と大同小異

し中日兩民族の眞の和平と親善を招來する。

吾人が他國家民族との聯合を主張するは決して之に依頼せんとするに非ず。我等の活路は自ら艱苦奮闘して求め得ることを知らねばならぬ。

以上が我等の抗日救亡綱領である。抗日民族統一戦線を建立し、中華民族の獨立と自由解放を爭取する爲に吾人は各方面に對し絶對に之を白眼視するものではない。各黨、各派、各階級は速に共同對日戰爭のため團結せんことを熱望して止まぬ。我々は總て是れ民族統一戦線の先鋒である。何等の私心私慾もなく只中國の生存國土の保全失地の恢復を企圖するのみである。

左派救國會の新工作及方針

中國全國學生救國聯合會の秘密機關紙「學生之路」第五六期合刊號(七月一日發行)に金鋒なる筆名を以て「救國會と救國運動の前途」と題する一文掲載せられある處、諒知せる處に依れば筆者は個人名となり居るも其の實全國學生救國聯合會は固より所謂左派人民戦線系救國會全體が目前の情勢に處し其の工作方針を決定せる新指令なる趣きであるが、其の内容は

- 一、救國會員自身最近救國運動の前途に對し樂悲兩論に分れ居るも之は共に機械論的錯誤觀であり、救國運動即ち聯合戦線の闘争は革命闘争と共に困難なる事業なるが故に目前の救國なるが故に之亦放棄するを得ず、唯他の公開的諸團體と連繫活動するを普遍の原則とすべし、(3)の公開的に號召する作用は現下の救國會の情勢より觀て絶對に公開的行動を號召するを得ざるにより毅然として之を放棄すべきなりと斷じ、其の直後に今後は愛國の正義を堅持して眞向より積極的に群衆獲得に邁進すべしとて小賣商と仰商との例をひき前者は従前の救國會の運動方針たる開門主義であり後者は今後に處すべき開門主義なりと會員を指導激勵し、
- 六、最後に沈鈞儒等所謂七領袖の釋放運動に努力することが救國運動の行爲なりと結べるものにして右の中第五項の(3)に述べたる「公開的に救國會の名を以て運動を號召するは目前の情勢に背顧するものなれば毅然として放棄すべし」と爲せるは明に中國共產黨中央に於て發出せる新工作指令「國民黨三中全会後に於ける我等の任務に關する宣傳大綱」に基き現在の政治情勢より推し救國會は極めて大なる寛大と容認の態度を保持して公然救國會の名義を表はしてする運動を避け専ら他の公開諸團體及運動中に潜入して逐次自己の勢力を浸潤せしめむとする新方針を指令せるものなるやに觀取せられ今後の同會の動向を窺知する一資料なりと認められる。

救國會と救國運動の前途

最近の数ヶ月間お五ひ皆々は救國會運動の前途に付種々異つた見方をして居る。樂觀する人々は三中全會後政治形勢が已に一轉變を起し救國運動も今後は當然順風に帆を上

げ毫も力を費やさぬでも最後の目的に到達し得るとし、悲観する人々は一切を遊戯に過ぎず政局は依然として過去の状態で政権の本質も變らず一切の希望も幻想であるとし、特に法院が七先生（註、沈鈞儒等）に對し公訴を提起した後は此種悲觀論は格別に擡頭し許多の人々は聯合戦線にも一時に信仰を失つて了つた。然し實際は此の二種の見方は共に錯誤で機械論的である。聯合戦線の闘争は通常の革命闘争と同様艱苦なものであり感情を抑制せねばならぬ點から云へば普通の革命闘争以上に困難なのだ。他の人々は聯合戦線の勝利の爲に大流血迄やつてゐるではないか？（註、西班牙の革命を指すか？）

只幻想を抱く人や投機的な人のみが順風満帆の前途を希望するのみなのだ。然し此種の人々は根本的に如何なる政治闘争にも携はらぬ。何故なら如何なる政治闘争も全て困難なものであり全て大なる犠牲的決心を要するからである。我々の前途に光明ありやなしや、目下の路線で此の光明の前途に達し得るや否やを問ふとも決して荆棘なき路線のみを希望してはならぬ。航海家が風浪に遇はぬ事を希望したとすれば夫は根本的に航海家たる資格がないのだ。故に我々は救國運動の前途は決して順風満帆であり得ぬのみか風波交々生ずる事を指摘せねばならぬと共に風波を冒し荆棘を芟除せねばならぬ。之即ち我々の仕事で又當然の任務である。

ある。我々は已に身を以て國に許して居る。まさか逃げたり懶けたり又は逃避を希望する譯には行かぬではないか。悲觀論は往々樂觀論から變形することがある。或種の人々は過去に於て聯合戦線が容易に成立すると思つて居た。其の爲一度風波に遇ふと直に悲觀論者になつて了ふのも不思議ではない。只一心に坦々たる途を歩かうと思つてゐる人は一度荆棘に遇ふと當然逡巡し甚しきに至つては退却するものもある。然るに之が始めから荆棘の艱難を切開いて行くことを用意して居た人なら少しも遲疑せず大刀巨斧を振つて途を拓くべく絶対に悲觀などせぬ。私は敢て云ふ悲觀的な人は聯合戦線に對する信仰が足らぬのみならず一般の政治的修養も足らぬものであると。

此の種の樂悲兩論の存在は畢竟聯合戦線の前途を阻むであらうか。固より聯合戦線に對し不利である、故に我々は必ず全力を盡して之を説服せねばならぬ。然し之を恐るゝには當らぬ。何故なら樂觀論者は遠からず事實の教訓を受け其の順風満帆の幻想も忽ち粉砕されるであらうし、悲觀論者も夫が眞に救國を欲する人なら再三考の後は必ず我々の現在には只一つの聯合戦線しかないことを悟るであらうからである。聯合戦線は決して幻想ではない。幻想は唯順風満帆の樂觀論なのだ。元來樂觀は必ずしも悪いことではない、只機械的な樂觀論は堪らぬ。政治的計策には必ず

合理方式的であるべく即ち自己の前途は樂觀しても闘争の過程をも一樣に樂觀してはならぬのだ。換言すると樂觀の中にも樂觀すべからざる素因があるのだ。故に我々が前述した樂觀論は之を機械的樂觀論と稱する方が適當なやうである。救國運動と聯合戦線の前途は結局樂觀し得るか否か。徹底的に云へば我々は弱小民族が必ず解放を得られると信ずる。我々は中國は如何にしても滅亡せぬのみならず中國は抗日戦争中に民族解放を爭取し得ると信ずる。我々は如何にしても救國運動が歴史上の神聖なる一功績であることを否定する譯にはいかぬ。其の前途は光明に満ちて居ると同時に之は明白なことから聯合戦線の反對側は即ち不斷の内戦である。併し今や全中國民は如何なるものにも内戦を進行することを容認せぬ。然らば救國と云ひ建國と云ふも勝手ではあるが聯合戦線以外に更に第二の路線があり得るか、茲に再び過去一年餘の闘争結果を説いて見よう——我々は「一、二九」以前の狀勢が如何様であり現在の狀勢が如何様になつてゐるかを容易に判断し得る。他のことは云はぬとしても日本の川越大使すら公然と抗日が中國統一の素因であると承認し親日派の首領すら公然と抗日を唱へて居る之は「一、二九」以前に於て誰か想像し得たであらう？

一部の人が聯合戦線の名詞を厭患するから之等の人の提

出する「和平統一」でも「統一救國」「團結禦侮」何でも良い其の内容は結局聯合戦線の範疇から脱し得ぬではないか。端的に云へば目下聯合戦線に反對してゐる人々は何れも一の領導權の爲にやつてゐるのだ。其の心裏を云へば「お前等の聯合戦線はいらぬ、我々の聯合戦線を運用せねばならぬ」と云ふことだ。然し我々は如何か？我々は聯合戦線の觀點に立つて居るのだから誰の聯合戦線でも構はぬ。唯一の眞正なる聯合戦線が成功しさえすれば其は即ち我々の勝利なのだ。之は誰が抗日しても唯眞の抗日ならば我々は當然賛成するのと同様なのだ。聯合戦線にも固より領袖人物を要し一の中心的領導の力量を要する。（目下一部の聯合戦線を誤解して居る人の中には聯合戦線は天下を二分する太極圖であるとなし又は互に雄を争つて下らざる群雄だと思つてゐるが之は全く素人の言である）茲に於てか領袖の地位や中心的領導權を争ふ黨派が生じ彼此を區別する様になるのだ。而して我々救國會は已に領袖の地位を争はず又領導權を争はず唯聯合戦線が成功さへすれば我々の勝利であるとする。併し我々には一の定見がある。即ち或は黨派の立場を第一位に聯合戦線の立場を第二位にするものがあるのでも我々も領袖や領導權問題に別な一觀念を抱かざるを得ぬのだ。即ち三中全会以後の情勢に於て上層部の表明した事は當然我々を甚だ失望させた。然し下層群衆方面には疑もな

く救國運動や聯合戦線は已に大なる發展を來し「歌詠運動」は全國に普遍され上は政府官吏より下は兵士工農に至る迄悉く救亡の歌聲が行渡つて居るが、之は救國運動の新展開であり聯合戦線の高度な運用でなくして何であるか。我々は悲觀的な人々が往々唯救國會のみを見て救亡運動を見ないのを指摘せざるを得ぬ。彼等は結局開門主義の圈内から脱却し得ぬのだ。彼等は救國會の大門を鎖して救亡運動をやり門内の人数が減少すれば直ちに之は失敗だと云ひ悲觀するのだ。若し彼等をして救國會の大門を開き外面を一見せしめるならば街路上には已に藁の門内に於ける情景が展開され、元門内に居た人々が今や街路上で更に廣大な群衆を領導し更に大なる力量を發揮してゐるのを見取するであらう。我々は今や救國會の同志等が皆外へ出て見ること並に外に於て救亡運動の方法を學ぶことを希望する。何故なら門内に隠れて居るとの街路に出で實際工作をやるのとは其方法が自づと異なるからである。更に詳しく云へば我々は當に永遠に救國運動の立場に立つべきで餘り偏狭に過ぎ只管救國會の立場にばかり拘泥してはならぬ。救國會の立場に立つても救國運動を妨げざる限度内のみ我々は救國會の立場を保持し救國運動の影響を擴大することが出来るが、若し此の限度を超越し救國會の立場が救國運動を防碍した時には我々は唯毅然として救國會の立場を放棄して救

國運動を保持せねばならぬ。之は救國會の立場と救國運動の立場との双方を同時に顧み得れば最良ではあるが出來ぬ相談だから双方の利を得られぬ時には我々は救國會の立場を棄て、救國運動の立場を把握すべきである。若し此の原則が確立したとすれば我々は我に一步進んで検討せねばならぬ。現在此の兩種の立場を同時に顧み得る時ではないか否か？

此の問題に對し先づ是否を明答するのは餘りに機械的であり、余りに物足りぬことなのだ。故に私は一面救國會の機構を直に完全に放棄することに同意をせぬと共に他面到達する處で舊態依然として救國會の看板を引張り廻すのにも同意が出來ぬ。私は救國會の作用を三つに分けることが出来ると思ふ。

第一に政治領導の作用で第二には本體を組織する作用であり第三は公開的に號召する作用である。政治領導の作用に就て云へば救國會は一年半の間に確に極めて大なる影響を及ぼし團結禦侮推進の任務上已に滅すことの出來ぬ功績を建てたと云ふのは此種の信仰は深く人心に喰入り已に聯合戦線に替つて鞏固な基礎を植付け我々が之を任意に放棄することが出來ぬ迄になつたからである。若し放棄するとすれば救國會は其の力量を損し多數の群衆をして突然に領導を失はしめ主なき烏合の衆たらしめることとなり之こそ

全く重大問題で救國運動の甚しき損失となるのだ。故に私は目下當然法を講じて逐次此種政治領導の任務を公開團體や公開刊行物の上に移し漸次束縛負擔を軽減すべく決して突然に放棄すべきものでないと思ふ。

第二の本體の組織作用に就て云へば其の情勢は第一の夫と大同小異と云へる。我々は已に數多の幹部を訓練し已に多數の群衆を組織した。忌憚なく云へば民衆中の最も覺醒し且最も勇敢な分子は其の大多數が已に救國會の内に居る。之は救國運動中の一の偉大なる力量である。若し一朝彼等をして分散せしめたならば救國運動に極めて大なる損失となるであらうし幹部や群衆にも大打撃となる。

團體生活をしたことがあり救國運動の仕事に努力したところのある人々には彼等が團體の關係を失ひ救國工作を放棄した場合に彷徨する苦痛は確に忍ぶべからざるものなのだ。元來救國會々員中には多數の他の公開團體に關係ある人も居り之等の人々の中多くは救國工作を彼等の所屬する公開團體に持つて行き更に廣大な展開をも爲し得るのだ。然し之等の人は問題にはならぬ。唯政治領導上に於て之等の人と一つの聯絡を取りさへすれば良いのだ。問題となるのは多數の他團體と關係のない人々である。我々は當然普遍的又原則的に彼等の公開團體に入つて活動すること、又は新公開團體を組織することを指示する外、場合によれば我々

の幹部を通し別に指示してやるべきで、單に指示を與へて活動を開始せしめるのみでなく更に不斷に彼等の活動方式が正確か否かを検査すべきである。要するに巧みに皆を彷徨状態に陥れず又偏狭とならず、錯誤もせず、救國運動の影響を保持し得るならば効果は數倍し我々の任務も完成したと云ひ得るのだ。

第三の公開的に號召する作用に就ては之は當然毅然又決然として停止すべきだ。事實上目下は救國會の名義では絶對に一の公開的行動をも號召することが出來ぬ。強ひて冒險的によつても唯救國會と當局との矛盾を深化する許りの付かぬ損失である。元來公開的な號召の目的は評判を取るのが目的でなく又會員の行動慾を満足せしむる爲でもなく、更に謂れなく救國會の存在を表示する爲ではない。其の眞目的は更に廣大なる群衆を吸収するにある。而して目下の情勢では救國會の名義は唯群衆を嚇かし逃去らしめるのみで之を吸収することが出來ぬ。行動中に當局と不幸なる衝突を起し逮捕者でも出ると元からの會員たる群衆も退却する虞がある。

即ち個人の關係を通し救國會員の資格を以て入會を求め又は救國會の爲公開宣傳をやるのは悉く勞して功無きことだ。恐らく「我々は救國會員なり」と提唱することは自分自

らにも稍不自然でもある。故に群衆を嚇かして逃す許りでなく自分自身も怯へるであらう。結局一の單なる愛國者の資格を以て救國運動の立場から自分自身も理窟が正しいと自覺すれば意氣も旺であり大威張りに運動し得て而も大なる成功を得られるのに如かぬのだ。

茲で明かにせねばならぬのは現在の開門主義は以前と同様でないことだ。過去の開門主義は我々が救國會の大門を開き自らは帳場に座つて小賣商をやつて居たので商の多いのを求める處から店頭には看板の紅燈を飾らねばならなかつた。然るに今は違ふ。我々が救國會の大門を開くのは自ら街頭に飛出し小賣店を廻つて卸賣をやることで、看板等は少しも要らぬのだ。卸と小賣と違ふのは當然で我々は大口の商賣をせねばならぬのだ。小口商はやる要はない。卸賣は小賣に較べ幾倍幾十倍にもなるが却つて自體が樂なことを知つて置く要がある。尙卸賣をやるには景氣の好悪は一商店の算盤丈で計られず街路の一般店舗の情況から決定せねばならぬことを知つて置かねばならぬ。之は即ち我々が救國運動の影響を觀測するには眼光を大局に注ぎ單に救國會の活動範圍のみで斷定してはならぬことを意味するのだ。

今や多數の番頭等は已に自動的に街頭に飛出し甘く商をやつてゐる。何の爲に更に徹底して小賣を放棄し専心に卸

商をやらぬのか。固より卸商をやる時に於ても元からある營業所は必要であり、更に従前卸商を習つたことのない多數の番頭は法を講じて訓練せねばならぬ。同時に又多數の街頭の呼賣に通じ金儲けのみに通じて居る者には我々は依然之を激勵すると共に適當に糾正を加へ全營業方針を妨害せぬ様することが肝腎である。然し勝手に彼等を疑ひ動もして密偵などしてはならぬ。

最後に七先生の逮捕問題を云はう。我々は七先生が被捕後の平和なる容忍的態度を見れば明に我々は當然七先生の救出に努力し、救出運動中に我々の影響を擴大し救出工作と救國運動を聯系せしめねばならぬ。又救出の方法は決して聯合戦線の態度を超越してはならぬ。特に七先生の被捕や公訴提起により聯合戦線を懷疑したり甚しきに至つては聯合戦線を放棄して當局と對立するが如きことがあつてはならぬ。既に聯合戦線が我々の終極の目的である以上我々は闘争中に打撃を受けたことにより其の目的を放棄する理由はない。我々は唯聯合戦線の闘争は頗る困難なものであり、又我々は毫も力を費さずして成功を得んとする投機政客であることを望むものでもないのを自認せねばならぬ。我々は些細な打撃で直ちに聯合戦線の前途を疑ふ理由は毫もない。七先生は聯合戦線を提唱した爲捕へられたので彼等は早くから聯合戦線の爲に盡瘁することを聲明して居る

我々は彼等の意旨に反し彼等が捕へられた爲聯合戦線を疑ひ彼等に心痛させも良いものだらうか。否、我々は當然更に努力して聯合戦線を完成してこそ始めて彼等に絶大なる慰安を與へるのである。七先生は獄中で曾て或る人に「無辜にして捕へられたのを思へば些か怒りを制する能はずだが東北同胞が敵人の鐵蹄下に在る狀況を考へれば覺えず心も平になる」と云つたことがある。之は唯國の仇をのみ考へ私怨を云はぬので其の眞摯な言論は即ち聯合戦線の一標準である。我々は國內に於ては漢奸を除く以外の者には如何なる人にも斯の如く寛大容忍的でなければならぬ。聯合戦線の反對側は絶えざる内戦であり、絶えざる内戦の結果は當然全國の滅亡であり其の時になつて聯合戦線を夢想しても駄目であることを不斷に想はねばならぬ。私は更に聯合戦線以外に何等の良い路線のないことを強調する。我々は尙明かにせねばならぬことは七先生を救ふ運動は已に聯合戦線の運動であることだ。試に見よ、救國會以外でも黨國の要人、工人、商人、資産家、名士、學者乃至救國會と無關係の多數の大衆も悉く七先生の爲に請願し救出戦線は眞に廣汎を極めて居るではないか。之は七先生が平常聯合戦線を促成する主張と赤誠とが已に廣大なる同情を博し消滅すべからざる勝利を打建てたことを證明するものであり、他面聯合戦線の作用が如何に平凡にして且偉大なるかを表明す

るものだ。我々は唯此の事實を明かにすることにより我々が須く聯合戦線の影響を擴大する中に更に廣大な群衆の口から「七先生釋放」の口號を提出せしめてこそ始めて救出運動が勝利を得ることを知るのだ。簡單に云へば我々は聯合戦線の勝利の中から救出運動の勝利を得られるのだ。

以上總括して云へば歴史の任務並に過去一年有餘の收穫から見ると救國運動と聯合戦線の前途の光明なることは毫も疑を容れぬ。救國運動を推進する一個の工具として見た救國會は當然救國運動の前途を前程としたものであるべきで、唯救國運動の發展さへあれば我々は救國會に對し悲觀すべき理由はないのだ。若し救國運動の名義で號召し得るとすれば我々は救國會の名義を用ひて號召するに當らぬのだ。我々の完成せんとするのは救國運動の金字塔で救國會は單に石工の鐵槌に過ぎぬ。余りに鐵槌を珍重すると金字塔が完全に成功せぬ。鐵槌を善用せぬのも成功することが出来ぬ。金字塔完成に適合する各部門の工作に就いては我々は當然大小輕重各種各様の鐵槌を要し或る一つの形式の鐵槌に拘泥するを許さぬ。我々は固より唯金字塔を以て號召誘示すべく鐵槌を以て號召誘示することは出来ぬ。若し或種の鐵槌の應用が特に靈妙であるとしても我々は之を廣く紹介することが出来ても之を以て號召する譯にはいかぬ。工作の困苦中主要なのは寛大と容忍である。聯合戦線

聯合戦線の作用が如何に平凡にして且偉大なるかを表明す

が満足出来ぬと思つたら常に不敵の内戦に較べて優ること
 萬倍なるを顧みるべきであり、當局に對して失望したら東
 北冀東に優ること萬倍なるを思ふべく、一部の同志が意志
 不堅固で努力が足らぬと思つた時は漢奸賣國賊に優ること
 萬倍なるを思ふべきだ。聯合戦線は我々の奮闘に待つもの
 大であり、當局は我々の督促に俟ち、同志は我々の勸告に
 待つ、之は問題ならぬし又決して絶望するに當らぬの
 みか怨嗟すべきものでもない。勿論我々も決して樂觀して
 聯合戦線には奮闘を要らぬ、當局を督促するに當らぬ、同
 志を勸懲するに當らぬと云ふ地步には居ない。此の種の機
 械的樂觀論や悲觀論は其の結果が皆消極的であり救國運動
 や聯合戦線を取消するものである。我々は極大なる寛大と容
 忍の中に我々の最大の努力を盡してこそ始めて聯合戦線の
 功業を完成し民族解放の最後の勝利を得られるのだ。

中國學生救國聯合會の留日中國學生に與へたる救國運動に關する指令

中國に於ける學生の抗日救國運動の最高指導機關たる中國學生救國聯合會は最近救亡工作發展に關し本邦に留學する全中國學生に對して「留日同學に告ぐる書」と題する指令を發したる趣で其原文を譯出するに該指令の内容は

一、日本は急激なる全面的進攻によつて中國を半殖民地より完

落伍せる愛國分子を吸收し之れを組織し戦線を強化せよ。特に教育と訓練に重點を置き理論を充實し多數の有能にして健全なる救亡幹部を養成することを最後の目標とせよ。
 と言ふにありて全留日學生の統一團結を強調し、文化的形式の運動を通じて政治的任務を遂行し、多數の有能にして健全なる幹部を養成することを最後の目標として工作すべきことを力説せるものにして、該指令は既に在京留日中國學生に對して密送せられたるもの、如く此の指令接受後留日學生層が如何なる動向を示すか時節柄特に注意を要すべきものありと思料せらる。

親愛なる留日全體學生諸君

(一) 日本帝國主義の急激なる全面的進攻は中國の内在的各種具體條件を通じて中國を半殖民地より完全なる殖民地の深淵に陥れ四億の優秀なる同胞を敵の奴隸たらしめんとして居る。此の危険信號は無数の亡國奴たることを欲せざる中國人民を震撼して一條の民族統一戦線上に團結せしめた。此の戦線は最初の結成より發展して現在に至り戦線は擴大し影響は廣汎である。特に實際上上を援け下を啓發するの作用によつて時局を轉換する關鍵たる西安事變を平和解決せしめ十餘年繼續せる軍事内戦を停止せしめ民族統一戦線をより高き段階に引上げ民族統一戦線をより強固なる基礎の上に確立し、今や内戦を停止し一致抗敵する民族抗日戦争に近づきつゝある前夜に到

全なる殖民地とし四億民衆を奴隸たらしめんとした。此の危険信號は亡國奴たるを欲せざる中國人民を覺醒せしめたる結果一條の民族統一戦線上に團結せしめ西安事變は平和的に解決し十餘年繼續された内戦は停止され民族統一をより高き段階に引上げ民族統一戦線をより鞏固なる基礎の上に確立し民族抗日戦争の前夜に到達した。

- 二、日本に留學する學生諸君も絶対に母國が危機に瀕して居ることを忘れてはならぬ。諸君も亦直接に間接に救亡工作を執行せよ。
- 三、漢奸以外の全中國人を救國戦線上に爭取して抗日民族統一戦線を展開し一個の愛國分子と雖も之を戦線の圏外に置いてはならぬ。留日學生の工作は依然狹隘なる範圍に停滯し工作も少数者に限定されて居り數千名の留學生中其影響下に在る者は僅かに數百名に過ぎぬことは大なる損失である。
- 四、留學生が集團的に對立して居ることは遺憾である。小異を棄て、大同を採り無益なる確執を避けて合作せよ。日本は中國民衆の統一を分裂破壊することに専念し好轉せんとする中英關係を離間せんとし居り、日本の奸計に陥り術策に乗つてはならぬ。
- 五、過去の確執を棄て一個の總目標の上に團結せよ。
- 六、東京の客觀情勢と國內の異なる特質を詳細考慮し文化的形態を通じて政治的任務を達成せよ。
- 七、今後の工作方針は組織上各種各様の具體的形式を運用して

達した。之れは民族統一戦線が現下の新段階に發展せる特質である。

(二) 慈愛深き父母の下を離れ全身創痍を受けたる祖國と別れて日本に留學せる學生諸君よ、諸君は絶対に母國が千鈞一髮の危機に瀕して居ることを忘れてはならぬ。特に敵の監視と壓迫の下に東京に在る者に於て然りとす。諸君をして寝ても祖國の生死存亡の消息を忘れしめることは出来ぬであらう。諸君よ、徒らに心を痛め憂慮しても何の役にも立たない。だから諸君も亦直接間接に救亡運動に關係ある工作を執行せよ。過去に於て各種の藝術科學等の雜誌を出版し各種學術研究會、讀書會、日本問題研究會、同鄉會、同學會を組織し更に全留日同學を包括する學生聯合會を結成せる如きは總て諸君が國內の全政治方針に適應して偉大なる團結工作をなせることを證明せるものであつて民族統一の抗敵戦線をして諸君の彼の重要な一環を放任せしめざらしめた。
 諸君の犠牲たることを怕れず、勞苦を厭はずダンスホールやカフェーに足を入れず、起つて同學を組織し同學を訓練する等々の重大なる工作は發展して現在に於ては量の上にも質の上にも過去に比して非常なる差のあることを耳にして諸君に對して無限の敬意を表示するものである。

(三) 抗日民族革命戦争の爆發と最後の勝利を確保することは我等の發動する戦線の廣泛性と鞏固性を以て其の決定的基本契機とする。而して之は幾多條件の連鎖中の重要な一環である。故に漢奸以外の中國人民を救國戦線上に爭取し抗日民族統一戦線を迅速且廣汎に展開し一個の愛國分子をも戦線の圏外に置いてはならぬ。之は我々と諸君の現下に於ける工作の最も中心的一環である。多方面の報告に依れば諸君の工作は何れの分野に於ても大半が依然比較的狹隘なる範圍に停滞して居り工作も依然比較的急速の少數者に限定せられ無意識中に幾多の落伍分子と愛國心ある青年を戦線の圏外に置き去り數千留學生中諸君の影響下にある者は僅々數百名に過ぎないと言ふ。之れは誠に大きな損失である。

(四) 諸君が最大の影響を與へ得れば各種各様の群衆を吸収して留日學生聯合會の如きを組織し得るであらう。我々は學生聯合會が組織せられたとの吉報を得て無限の欣びと希望を持つて居たが圖らずも幾干もなくして之に對立する留日同學會が組織せられて遂に流血の慘劇を演じたと聽いた。此の事件は現在では是非を論ずる必要はないが要するに整然たる統一陣營を分裂せしめ統一力量を削弱せしめ敵をして快哉を叫ばしめたに過ぎぬ。現在に於て事實は既に過去の事柄に屬し今更責任を究

明する必要はない。最近日本から歸國した友人の報告によれば双方の責任者は既に合作の氣運に在り殘す處は僅かに條件問題であるとか。此れは好い現象であつて我等は一切の枝葉末節に拘泥せず共通の大條件に基き無益なる確執を避け此の合作を迅速に實現し數千の學生を統一的指揮下に多方面の工作を展開することに努力せんことを希望すると同時に統一後に於て同一目標の下に相互批判し諒解し分裂を誘發する猜疑を解消して將來の再分裂を防止せんことを切望するものである。

我々は敵が間斷なく我等の統一を分裂破壊せんとして居り此の統一の實現は彼に對して不利であることを知つて居る。最近國內の統一運動は劃期的に全國に發展し一個の平和統一武装抗敵の新段階に到達した。故に敵は實際上英日合作によつて漸次に好轉しつゝある中英關係を離間すべく英國を誘惑して中國の統一に干渉せしめむとし、國內に於ては漢奸親日派を利用して挑發離間の陰謀を進行し各方面より救國統一を破壊する工作を進めて居る。此の種々なる陰謀は敵が内外より脅威攻撃を受けつゝなす處の唯一の無恥なる技倆である。

之に對して我等は一個の深刻なる認識と警戒をなし敵の奸計に陥り彼の術策に乗ぜられてはならぬ。此の點は敵の直接統治下に在る東京の全留學生は特に注意し警戒

するの必要がある。

(五) 我等は過去に於て如何なる仇恨があり對立的意見を持つて居たにもせよ、敵城下に臨むの危険信號により我等の此種の集團的對立を消滅し、宗派の見解と異なる主張を棄て、一個の總目標の上に團結すべきである。若し諸君が尙各種の民族統一に不利なる主張と見解を固執し相譲らざるならば小にしては諸君各個の領域内に於ける工作展開の障碍たるのみならず大にしては敵の砲火の下に共に潰滅するであらう。之は成功であらうか滅亡であらうか？ 同學諸君何と危険なことではないか。

(六) 更に諸君の東京に於ける工作方式の問題がある。我々は東京の工作は國內の總的政治方針から離れて孤立的に進行することは出来ないが、然し運動の方式と技術は具體的客觀情勢に由つて決定すべく絕對に一個の公式を固執することは不可である。如何なる空間たるに論なく東京の客觀情勢と國內と異なる特質、如何なる工作が東京に於ては執行し得るか、如何なる工作は爲すべからざるか、如何なる工作が最も同學の要求に適合するか、如何なる工作を彼等は恐れて居るか、を詳細に考慮すべきである。我々としては文化的形態を通じて政治的任務に到達せしむることが最も好いと考へて居る。或は諸君も夫を實行して居るかも知れなう。

(七) 今後の工作方針は一面に於ては組織上各種各様の具體形式を利用して落後せる愛國同學を吸収して之れを一個の陣營内に於て組織化し戦線を大々的に展開せしむべきであるが、主要なる點は教育と訓練であつて自己の各部門内の理論を充實し各個人に一個の不可動的世界觀と人生觀とを與ふることにある(出來得れば理論水準をより高き段階に引上げねばならぬ。それは諸君の環境は文化條件が比較的國內よりも好いからである) 活動の技術と經驗にも亦注意し多數の有能にして健全なる救亡幹部を養成することを最後の目標とすべきである。

現在我等の主觀力量は客觀的發展に及ばない。之は有能にして健全なる幹部が缺乏して居るからである。諸君が中華民族をして一日も早く其の枷鎖より脱せしめ自由なる生活を過させる様一層努力せられんことを希望する。

最後に諸君全體同學が永遠に團結することを祝福する。

中國學生救國聯合會

中國學生運動の一年

昭和十一年五月二十九日上海に於て精成せられたる中國學生救國聯合會(對内的には全國學生救國聯合會と呼ぶ。以下「全學

聯と略稱す)は中國に於ける學生の抗日救亡運動の最高指導機關として將又人民戰線派の強力なる支隊として當局の壓迫に抗しつゝ對内的には各地學生と聯絡し對外的には「世界學生聯盟」「世界學生和平自由文化保衛大會」に加入し、或は歐米各地に代表者を派遣して各國青年學生に呼掛け歐米在留中國學生の救亡團體結成を促進せしむる等積極的活動を續け來れる處、該會は其の成立一週年記念日たる去る五月二十九日附を以て機關新聞「學生之路」第四期を「全學聯」成立一週年記念特輯號として發行した。該特輯號には

- (1) 本會成立一週年(社論)
 - (2) 中國の學生運動は全世界青年運動の冠軍
 - (3) 本會一年來の概況
 - (4) 一年來の學生運動
 - (5) 如何にして今後の學生運動を展開するや
 - (6) 本會の學生運動を統一する爲に北平同學に告ぐる書
 - (7) 北平各校同學の五、四流血事件宣言
 - (8) 東北大學護校赴京請願團の各界人士に告ぐる書
- 等の各種文獻を掲載したるが(3)本會一年來の概況及(4)一年來の學生運動の二文獻は「全學聯」結成より現在に至る一年間の「全學聯」の活動概況並に中國學生運動の概況を略述せるものにして「全學聯」及中國學生運動の工作上的弱點を指摘して其是正を要望しあるものにして(5)如何にして學生運動を展開するや、と共に學生運動の動向を推知するに足る好資料

と認められ以下に之を擇載する。
本年一年來の概況

自己の實力を強化し組織を擴張し更に全學生をして統一の指導を得しむるがため全國の年若き學生は「一、二九」以來全國學生を統率する組織樹立の必要を痛感するに至つた。折しも「北平學生聯合會」の奔走連絡と平津、上海、廣西の有力團體の共同提唱に依り此の偉大なる全國的學生組織たる「全國學生救國聯合會」(以下全學聯と稱す)は去年五月二十九日全國學生歡呼の中に上海に於て成立を見た。當時成立大會に出席の單位は

「廣西學聯」「北平」「天津」「保定」「果縣」「濟南」「青島」「徐州」「南京」「武漢」「南通」「蘇州」「上海」「杭州」「溫州」「寧波」「宜興」「廈門」「廣州」「香港」等の學聯よりの三十餘名の代表であつた。大會は略則を通過した外、日本の華北増兵に反對する天津學生の示威應援辦法、暑中休暇中の工作方案及「世界學生聯盟」と「中國人民之友社」の密切なる關係樹立等の重要議案を決定し、九名を選出し執行委員會を組織した。執行委員會は更に五名を以て常委會を組織し、常委會を五部に分ち總務部(上海)組織部(廣西)宣傳部(北平)學術部(天津)調査部(武漢)と爲すに決定した。五月三十日大會を終り引つゞき「全學聯」は正式に困難なる實行運動に乗り出し今日まで一ケ年の戰鬥を續けて來た。此の

一年間に多數の戰利品を獲得したが同時に許多の缺點をも曝露した。此の成績と缺點は實に此の一年間の顯著なる所産である。一年來「全學聯」は大會の趣旨(本會は全國學生を團結し全國統一戰線の抗日救亡を促進し、民族解放を爭取することを以て趣旨と爲す——略則第二條)に基き勇往奮闘して來た。然し政治環境の變動と主觀實力の變遷に伴ひ工作にも特殊の中心任務があつた。今之を三階段に分ちて詳述すれば

第一段を本會成立より九月までとなす。此の期間に日寇は一面華北に増兵し平津の占領を企圖し一面北海成都虹口事件を口實に軍艦を派遣し漢口、北海を脅嚇し閩北に出兵し、酷苛なる條件を提示して我政府に承認を迫つた。國內には兩廣事件發生して内戦は一觸即發の狀態にあり此の機に於ける我等の主要工作は全國學生を發動し敵の新しき侵略と其の提示せる一切條件に反對し、將に勃發せんとする内戦に抗議する事であつた。常委員會は各種事件に對し専ら對内和平對外抗戰の意見を發表せる外、本會出版の學生呼聲及之に次いで出版された學生新聞に於て宣傳に惟れ力めたが經費の關係と發行の困難なりしがため學生新聞は二號まで出版した丈で停止し、其後情報を編輯して宣傳の不足を補ふこととした。此の外暑期工作大綱を定め民衆に對する宣傳と組織に力め自我訓練に努力した。本期間は「全

學聯」成立の初期なりしたため國內外の連絡頗る悪く國內に於ては僅に成立會の時出席せる少數者間に通信連絡があつたに過ぎず、従つて此の間に於ける組織工作の重點は救亡運動に同情を有する國外の團體と連絡を執る事であつた。此の原則の下に本會成立後はバリーに書を寄せ「世界學生和平自由文化保衛大會」に参加せしめ又人を派して在米留學生組織と連絡し留日救亡團體とも連絡を執つた。又代表を歐洲に送り世界青年及世界學生聯合會及各國青年團體とも密切な聯絡を確立し更に一步を進め留歐學生を推動し海外區學生聯合會を組織した。内に在りては組織大綱の規定に従ひ華北、華南、華中、華西區分會の準備を進め東北と華西兩區は密切なる關係筋の無かりしため進捗せしむる能はざりしも、其他に對しては夫々人を派して情況の調査工作の指導に従事せしめた。要するに本期の組織工作は連絡の一點に傾き組織任務の遂行は非常に缺けて居つた。

第二段を九月の初旬より西安事變迄とする。此の間、日本帝國主義の侵略は威嚇より大規模の侵略へ進展し敵の砲火は我が綏遠に集中せられ、國內に於ては到る處に於て學生が逮捕された。徐州、武漢等は其の一例である。同時に世を擧げて知らざる者無き有名な七領袖も故無く投獄された。各地の救亡團體は何れも大なる壓迫を受けたため殆ど地下組織となつた。故に本期間中の主要工作は綏緩工

作と公開争取であつた。各地の壓迫により經費に困難を來し學生新聞停刊後は一時恢復に由無かりしため謄寫版情報をして宣傳し十二月に至り漸く學生報道を出版し以て各地の救亡消息を報道し工作意見を交換し且本會の政治意見と工作方針傳達の目的を遂行した。此の外本會海外代表は國防建設宣傳部を組織し半ヶ月毎に英文情報を出版し各國人士をして中國救亡運動情況を認識せしむることとなし、これは前期に比して格段の進歩であつた。同時に又戰時工作大綱、冬期工作大綱を發表し冬期休暇中の工作を遂行した。

第一期中は我が組織の不健全(廣西代表の缺席せるが如き)を痛感し第二期中特に此の點に注意し一面現在の五部制を縮小して總務、組織、宣傳の三部と爲し一面に於ては幹事を増加した。同時に平津、漢口は何れも新代表工作に参加し人事上にも一新期を劃した。本期は經費も稍餘裕を生じ地方組織を開發するために代表二名を華北、西北の二區工作に派遣し、華北學聯は華北學生と本會の共同努力に依りて成立し、此外尙汕頭、普寧、潮安、大原、西安、晉城等の學聯も本會に入會した。海外の組織工作は海外代表不斷の努力に依り前期に比し格別の進歩を示した。海外留學生と在留同胞は救亡組織を建設し、世界學生聯盟、世界青年團體及佛、米、スペインの學生と密切なる關係を作り、同時

に世界學生聯盟の關係を透してヒリツピン印度等の青年團體と關係を結び留日學生を透しては日本の反戰學生と連絡を執ることに成功した。本期世界學生聯盟の我等に與へた任務は極東學生聯盟の建設であつた。此の時中國の學生運動は世界學生運動の一支流を成せるのみならず極東學生運動の指導者となつた。

第三段を西安事變より今日までとなす。西安事變は大體次の如き局勢を招來した。國內に新しき分裂を誘發し内戦は一觸即發の形勢となり國外敵人は政府内部の矛盾を利用して極力離間挑發により中國人間の殺戮を助長して快となし、同時に學生陣營内に於ては當面の時局に認識を缺き相對立の現象を發生した。此の状態は北平學生間に特に顯著であつた、而も現在に至るも尙完全なる相互の諒解が成つて居らぬ。故に此の間の主要工作は國內の和平團結と對外抗戰を促進することであつた。同時に抗日第一を前提として我等の組織を統一擴大し各地の學聯を直に當該地方の全學生を抱括する學生組織たらしめむことを提唱した。此の目標に従ひ本會は西安事變に對する宣言を發表し且つ「我等の三中全會に對する主張」「各中央委員に捧ぐる書」等を發表した。此の外「學生報道」「學生之路」「學生の路は學生報道發刊後の出版に係る」に於て絶えず我等の主張を發表した。同時に四川學生に告ぐる書を發表し、閩南、武漢

に工作意見書を與へた。(此の二信は未だ一般には發表して居らぬ)又極東學生聯盟建設のため印度、ヒリツピン等の學生團體に數回通信を爲し、日本學生にも一回公開狀を送つた。

組織の上にも「全學聯」を眞の全國學生組織と爲すべく二名の代表を選び一名を華南に一名を華西に派し積極的に地方組織を開發し華南區と華西區學聯を建設し更に第二次全國代表大會を促進し且同會には有力な新顔を増加すべく努力した。三中全會前上海各界救國聯合會と合同して滯滬中の中委を招待し我等の三中全會に對する意見を説明し、三中全會閉會の時も全國學生代表を集め南京に請願に行つた。一年來「全學聯」の概況は右の通りである。之につき検討して見れば少なからざる缺陷を發見する。

第一、全國的大規模の指導を缺如せること。
第二、政治認識不充分にして時に及び各地の學生に然る可き指示を爲す能はざりしこと。

第三、宣傳工作困難なるため廣範圍に徹底せざりしこと。
第四、各地との連絡充分ならざるため各地の狀況を迅速に全國に傳達する能はざりしこと。

第五、組織工作と宣傳工作が未だ適當に配合されざること。
第六、上層との連絡充分ならず公開争取に制限を受けたと。

こと。

第七、未だ執行委員會を定期に召集し各方面の意見を聴取すること能はざりしこと。

第八、各常委は未だ上海の工作に人を特派することをせず機構不健全なること。

比較的満足の出來るのは海外工作の發展と國內に於ける學生團體の増加であつた。「全學聯」が困難極まる環境に於て能く奮闘し得たるは各地學生の支持と國內同胞及友邦人士の援助に依ること云ふ迄もない。經費の出所には、1、國外募捐、2、國內募捐(例へば杜月笙先生千圓義捐于右住先生の百圓義捐の如き)、3、會費(北平學聯の徵收せる三百餘圓等一年來の収入は四千餘圓に上る、其中六割は國外よりの義捐にして四割を内國捐とし、會費は其の五六割を占む)の三つあり、支出も亦三つに分類すべく、1、代表派遣費、2、宣傳費用、3、經常費及工作者に對する最低限度の手當であるが大部分は前二項の用に充當して居る。(詳細なる數字は別に發表する)國內外人士の我等に對する斯くの如き熱烈なる援助に對し我等は深く感謝して居る。

一年來の學生運動

「一、二九」が學生救亡運動の烽火を揚げ「五、二九」に全國學生救國聯合會成立して更に學生運動に統一の基礎を定めた。新興學生運動の怒濤が「一、二九」に源を發したと

するなら各地は「五、二九」によりて合流を始めたこと云ふことが出来る。「五、二九」を新起點として一年來の學生運動は如何に展開したか、「全學聯」は日本の華北増兵武裝密輸、並に西南對中央の内戰危機の極度に切迫した時成立を見、救亡運動の潮に乗つて發展した。當時各地に潜在して居つた救亡勢力は遂に飽和状態を突破して一つの行動となつて現はれ「全學聯」成立大會の當日には天津學生の日本増兵反對大示威運動の快報に接した。引つゞき北平にも六千餘名のデモと總罷課勃發し「國貨運動週」を發起し「上海學聯」も罷課を宣言し「南京學聯」も三千餘名の大デモを敢行し、日本領事館を包圍し「武漢學聯」は六月十日内戰反對を叫び華北の擁護を要求し各校は頻々として群衆大會を開催した。廣東廣西の學生運動は西南の抗日空氣に煽られ驚く許りの發達を示し殊に「廣西全省學聯」の成立を見、大規模なる地方學聯の新紀元を開いた。最後に平津學生は南京に赴き二中全會に請願する處があつた。此の時期の行動は敵の軍事經濟兩方面の侵略に報復し一觸即發の内戰に抗議し抗日空氣を熾烈ならしめ且其の行動中に「全救」と「全學聯」の趣旨主張を宣揚した。

日本の侵略は西南事件に際し内戰挑撥の陰謀に失敗せる後緩東に於ては武力侵略を進めたが、國內和平成功の結果中國抗日運動の政治影響は夫れと比例して大々的に擴大し

た。綏遠軍民は正確なる救亡理論の影響により日寇の侵略に對し武力抗戰の決心を固めた。此の時各地學生は「綏遠」を以て工作の中心とした。北平學生の戰地服務、香港、厦門、青島、南京には綏遠後援會成立し、廣西、太原、西安學生代表は前線慰勞に奔走し、天津、上海、武漢、長沙、廣州、其他の各地では綏遠募捐が行はれた。學生運動は綏遠抗戰を推動支持し、綏遠抗戰も學生運動の發展を促した。綏遠太原學聯が何れも此の時期に成立し且許多地方の學生が援綏組織の周圍に集つた事は最も顯著な事實である。此の外學ぐべきものは北平學生の日軍演習跡の災區服務工作、十二月十二日の援綏大示威であり各地學生は續々山西に赴き當局を支援して民衆運動を發展せしめ綏遠戰爭を勝利に導き全國民衆の抗日情緒を引上げ愛國軍人の抗戰要求をして更に熾烈ならしめた。斯かる環境下に於て劃期的西安事變を勃發せしめたのである。陝西學生運動も燎原の火の如く燃え揚り熱狂した民衆運動と融合して一體となつた。全國學生の「蔣介石救出運動」も勃然として起り内戰危機の切迫せる時學生大衆の「救蔣」は客觀的に國內和平に有利な貢獻をした。蔣委員長陝西歸京後の學生運動中心任務は和平統一の促進であつた。今年二月三中全會開催當時、平津、上海、廣西、漢口、陝西の學生代表は赴京請願を爲し對内和平、對外抗戰を要求した。同時に北平學生も獻旗

團と獻劍團の南下するあり、北平學生の和平統一を祝賀する群衆大會上海學生と市民聯合して三中全會の開會を祝賀せる群衆大會等は當時學生運動の最も華やかなる典型であつた。三中全會は全國民衆の擁護と期待の裏に和平統一大業の貴き基礎を定めた。此の新しき形勢に對する學生運動の行動にも亦新しき進展を見せた。夫れは

第一、北平、青島、上海學生の鄉村旅行民衆教育等は學生運動の新動向が民衆教育工作を重視したことを物語るものである。

第二、天津の密輸防止でも北平の國貨愛用大同盟、上海學生の救災聯合會、成都の救災大デモ及び全國に普及せる學生の密輸防止、救災の運動は何れも敵の經濟侵略反抗と人民生活改善を中心内容として居る。

第三、廣西、汕頭及華北各省學生の救國領袖運動及廣汎なる學生の參政要求と民主自由の唱導は何れも學生運動の目的が民主政治の實現を要望して居ることを明示して居る一年來海外中國學生の運動は空前の發展を示し「留日學聯」「ヒリツピン中國學聯」「留英學聯」「留佛學聯」「留獨學聯」「北米中國學生會」等が雨後の筍の如く出現し、中國學生救國運動の種子は全世界に撒布された。一年來の學生運動は長足の進歩を辿り、

第一、地方的に發展した。昨年の今頃最も盛なりし地方

學聯は北平、廣西、天津位に過ぎざりしも今や西安、太原、濟南、四川、廣州の學聯も急速なる發展を示し居り短期間に完成するものと思はれる。

第二、中國學生と世界學生の連絡は更に緊密を加へた。「全學聯」成立大會にて「世界學聯」加入並に世界青年大會に代表派遣を決定し歐米各國に學生を派して直接接觸せしめた。

第三、前述の如く海外學生運動と學生組織は大々的に發展したが結局一年間の學生運動は救國の大業に對し如何なる貢獻をしたか？

綏遠抗戰の勝利、張群川越談判の無結果、西南事變、西安事變の和平解決、討共戰爭の停止、三中全會の表示する中央政策の轉變、兒玉來華の失敗等之等の一切は總て救國運動の勝利である。これに至るまでの學生運動の功勞は實に不滅であると確信する。我等は之等の成績に因り自負するものではない。我々は學生運動は未だ能く日寇の侵略を撃退し漢奸を肅清するを得ず、未だ抗日統一戰線建設の偉業を完成するに至らず、全民族を推動して抗日戰爭を勃發せしむるに至つてゐない。又政治任務を完全に遂行したとは云へぬ。此の原因は學生運動其のものに許多の缺陷有るが故である。

第一、學生運動の發展は地方的に極めて不平均であつた

主要堡壘は全く華北にあつて華中、華南（廣西を除く）の發展は著しく落後して居り遲滞して居て華北と並進することが出来ず學生運動は尙全國的に發展して居ない。

第二、學生運動の宗派性の濃厚なることも亦自身の致命傷である。「一、二九」運動が爆發したばかりの時には學生界の行動は一致して居たが、其高潮期が過ぎた後は此の運動を積極的に支持するものは僅かに一部分の最も堅實にして熱情ある者に限られ他の少數學生は學生運動に對して消極的對立的態度を採つた。西安事變の時には北平新舊學生聯合會は對立した。北平の五、四紀念日に於ける流血事件は宗派性が高度に表現したものである。

第三、大多數の地方では積極的に學生運動に参加せるものは依然少數分子に限られ大部分の學生は奮起して救亡運動の激流に投ずるに至らぬ。

第四、學生運動として一年來行はれてゐたものは一般的救國運動であつて嚴正なる學生の特定の立場に於て爲されたる救國運動ではなかつた。學生運動の幹部が學生自身の利益の爲めに奮闘することを輕視し學生自身の生活と訓練を輕視した。之が爲に幾多地方は空虚に陥り實際に適してゐない。

第五、或る地方例へば武漢長沙の如き地方の學生は環境の困難にして非常に苦痛を受けた爲に行動もやゝもすれば

白色區域に於ける職工運動工作に關する提綱

(一) 中心城市と大産業の中心地は反革命勢力の支柱點で反革命力量の最も強大な地方である。反革命勢力は之等の地方では革命に對する防禦が最も嚴密で同時に我黨の之等中心城市や産業中心地に於ける工作の基礎と組織の基礎も亦薄弱である。故に我黨の目下の中心城市や産業中心城市に於ける工作任務は依然として群衆を爭取工人階級の大多數を爭取し工人階級の雄厚なる力量を蓄積し以て將來の決定的闘争を準備するに在る。

現在はまだ革命と反革命とが勝負を決定する闘争の時代ではない。我黨は目下の中心城市と産業中心地の形勢と條件が我々に不利なる情況にあるので當然敵と勝敗を決める戦闘をするのを避くべきである。

(二) 我々が工人階級中に雄厚な力量を集蓄する爲には先づ必ず我黨の工會や工場中に有する現存の組織と工作を保存し且鞏固にすることを注意せねばならぬ。唯此の組織や工作を保存鞏固にして置くことによつてのみ將來起つ場合之を基礎として我等の組織と工作を擴大發展せしめ得るのである。だから必ず徹底的に實際工作中的李立三路線の殘滓——開門主義と冒險主義——を肅清し更に我黨の秘密工作を改善せねばならぬ。

我等の毎度建設する組織と工作にして何等浪費されず

過敵に傾き秘密方針を採つたので屢々打撃を蒙り、自身の力量を損ひ學生運動の擴大と公開活動を妨害した。

第六、學生運動は依然民衆運動と適切に聯繫されても居らず、民衆を教育し民衆を組織する工作上に於て優越なる成績を擧げ得て居ない。

西安、太原以外では只平津學生の民衆に對する工作が比較的人を満足せしめたのみで其他各地の學生運動は殆んど此の重要工作を輕視してゐる。

中國共產黨の職工運動工作

最近上海に於て中國共產黨中央職工部に於て密發せりと認めらるる「白色區域に於ける職工運動工作に關する提綱」なる秘密文獻一部を發見したが、右は一昨年「八、一」宣言に出發せる民族聯合抗日統一戦線運動の大旗下に如何にして白色區域内に於ける工人運動を進行せしむべきかを決定せる中央の根本方針と認められ、最近當地に於ける外人經營工場の罷工が舊時共産黨の採れる「座り込み」戰術に倣ひ且専ら公開的合法運動を運用せる等已に黨の新戰術は相當工人間に浸潤し居るに非ざるやを疑はしむるものあり、其の動向は注目するに足るものと思料される以下に該提綱を掲載す。

且之をして充分敵の襲撃を防禦せしめ得る様にした後こそ始めて工人階級中に雄厚なる力量を蓄積し得るのである。

(三) 我々が或る企業や工場内に已に強大なる組織を建立し且つ實際に之等工場の大多數の工人を指揮し得るに至つた時に我等の此工場に對して採るべき工作任務は當然(一) 組織を更に鞏固にして大量の工人幹部や領袖を培養並に訓練し、

(二) 其の工場の仕事や組織の門を開いて幹部を他の工場に派し、

(三) 積極的な工人を農村に分派して遊撃隊、義勇軍等に參加せしめ、

(四) 一般公開的の社會運動、政治運動に参加せしむべきである。

我々の主要な目的は之等の工場内の堡壘を保存且つ鞏固にし其の基礎の上に我々の工作を發展せしむるに便ならしめるに在つて單獨に敵と決戦し撃破されるのを避けるのである。

(四) 群衆を爭取し工人階級の力量を創建又は蓄積する爲には必ず工人群衆の領導——政治的經濟的の闘争——を特に注意せねばならぬ。此の闘争の領導には又勝利の觀點（假令夫が最小の勝利でも）から出發し一切の方法を

使用して其の闘争の具體的要求の勝利を獲得せねばならぬ。

絶対に勝利を掴み得ぬ闘争は當然停止すべく又闘争が延長して工人に不利なる時は或る相當な條件の下に「適當に止めよう」と云ふ風に暫時戦争を停止すべきである。

群衆闘争の勝利を獲得する爲には國民黨の調停や仲裁に對しても事實問題として我々は完全に拒絶して「了ふべきでない」(原則としては我々は當然仲裁に反對ではあるが)或種の情況の下では我々は却つて國民黨の調停と仲裁を利用して工人の具體的要求の實現を獲得し我々が更に公開的に群衆闘争を指導し得られる様にすべきだ。

(五) 國民黨政府の工場法、工會法はあらゆる條文を用ひて工人階級に反對し工人群衆の闘争を束縛するものである。但し此の法律を最も主要とするものはやはり國民黨で彼等は之を以て工人階級を欺罔するのである。故に此の法律にも少し許り工人階級に有利な改善的條文を盛つて置かざるを得ぬのだ。(例へば或條件下に工人の工會組織や罷工を許し、現在より稍作業時間を短縮し、日曜日、紀念日には休業し、工人の疾病、老衰、死亡に對しては撫恤救済する等の如き)我等の主要任務は即ち工場法、工會法上の之等工人の待遇改善の有利な條文を利用して工人群衆の闘争を組織して條文上規定された利益の實現を要

求し且つ國民黨の欺瞞曝露を實行するに在る。斯くしてこそ始めて我々の工人運動工作展開に有利なのである。若し之れに反して我々が工場法、工會法に對し絶対反對の態度を執り唯工人群衆中に混つて工場法反對ソヴィエト労働法の實行要求等の絶対的口號(斯る口號は暴動が勝利を得た後始めて實現可能なのだ)を解説したとて之は少しも説明せぬのと同じで完全に空虚な反レーニン主義的閉門主義である。(幾年もの間工場法に反對した經驗が右の通りなのだ)

我々は工場法工會法上に規定されて居る工人階級の現状改善の利益は急速に實現させねばならぬ。之等の有利な規定は全く多くはないが。我々は工人階級を壓迫束縛する條文に反對する。我々の反對するのは即ち國民黨制定の工場法、工會法に對し當然採るべき態度に外ならぬソヴィエト労働法は白色區域の都市中に在つては目下は僅に宣傳、煽動の文獻に過ぎぬ。

(六) ひとり工場法、工會法のみならず我々は國民黨の幾多工人中に行つてゐる運動——例へば衛生運動、文化娯樂運動、民族掃蕩運動、紀元節運動から兒童運動、植樹運動、フアツシストの新生活運動等に至る迄——をも悉く利用して工人の要求を提出し、工人群衆内の闘争工作を展開せねばならぬ。

之等の運動を利用するのは一方では國民黨や資本家に工人から提出した要求に反對することを得ざらしめ、又一方では我々をして一層公開的地位に立つて工人の闘争を領導し易くさせ、工人の要求と闘争に勝利を得易くさせる。

唐山の工人は新生活運動を利用して、「工場窓を開くこと、講堂を設けること、新衣服を發給すること」等々を要求して勝利を得たが之は頗る良い教訓である。何故なら彼等は閉門主義を採用せず新生活運動に對しても簡単に絶対反對の策に出でなかつたからである。

(七) 凡ゆる方法、凡ゆる公開の可能性を利用して廣汎に工人群衆を組織せねばならぬ。黄色工會のある企業工場中に於ては我々の同志や其の領導下の工人は等しく黄色工會に加入し其の工會の一切の工作と運動に参加し之を利用して工人群衆の闘争を組織せねばならぬ。又現に群衆の黄色工會がない工場にも我々は進んで加入すべきである。

我々は單に黄色工會の看板や地位を利用する丈でも克く公開的に工人を團結組織し得るので、之は必ず利用すべきである。黄色工會組織のない工場や企業内では我々は各種公開的又は灰色の名義を利用して公開且廣汎なる

工人群衆組織——例へば同郷會、青紅幫、戒煙禁酒會其他舊式、新式の團體等の如き——を組織すべきである。

我々は之等の凡てを利用せねばならぬ。我々が斯る廣汎なる方式を採つて工人群衆を組織する時には我々は當然暫くの間獨立的な赤色支會を組織する任務を放棄せねばならぬ。

過去の秘密な赤色工會は之を取消し各級黨部内に職工部を設けて工人運動の工作を指導するのである。組織のない工人群衆内で若し事情が許すならば我々は國民黨の工會法の認めたる手續(立案等)に依り此の工人中に公開的に新しい工會を造るべく之等の工會組織の可能なる機會は如何なる場合でも放棄してはならぬ。此種の事は極めて不愉快なことで國民黨の色々な嚴格な束縛——例へば立案申請、國民黨から指導員を派遣し工人の選挙に干渉し名簿を限定する等の如き——を受けねばならぬとは云へ此の嚴格な束縛条件下に於ても我々は其の公開性を藉りて工人群衆を組織せねばならぬ時なのだから必ず之を利用してねばならぬのだ。我々は此種不愉快な工作をやるのを恐れたり拒絶したりすることは出来ぬのだ。只可能性さへあれば我々は國民黨の工會法の手續に依つて各工場の各種工人群衆中に公開的な工會を組織すべく國民黨が我々の工會成立を認められた時は勿論問題がないが若

し認めなかつたら我々は國民黨の工會法は欺瞞的なものだと宣傳する事實を掴むことになるのだ。

我々は合法主義に反對する。併し合法の範圍内でやれる工作があるのに我々が之をやらなかつたり利用しなかつたりする理由はない。

此種の工人群衆の公開組織策を會て或人が之は第三種工會で機械主義の路線だと指摘叱責したことがあるが夫は錯誤である。

黄色工會の各選挙の場合や地位、黄色工會の領導機關は我々が努力して爭取すべきものである。或る條件の下では我々が充分工會を組織領導し得るのに何の爲に組織せぬのか？

唯徹底した閉門主義が此種の可能なる利用を放棄するので。我々が赤色工會の全綱領が承認されると云ふ條件下に於てのみ工會を組織すると云ふのは暴動が勝利を得た後始めて可能なことで、其の時になつてこそ之等の綱領が全部承認され公開も可能となるのであつて、暴動の勝利を得る前に於ては我々は唯甘んじて狭小な秘密工會の組織に満足して居らねばならぬのだ。

(八) 黄色工會内で我々が特に注意せねばならぬことは夫が革命反對派の陣地を組織し鞏固にする處がある事だ。黄色工會の毎次の選挙位置や全部の領導機關——上級も

の工人團體と各工場内の人を聯合して工人の抗日救國會を建設して武装抗日民族革命の口號下に工人中に抗日義勇軍等を組織する事に努力せねばならず、更に工人を動員して農村に赴かしめ農民の抗日遊撃隊戦争を領導組織し工人を動員して紅軍中に派し抗日反賣國賊の戦争に参加せしめなければならぬ。特に工人全部を動員して國民黨の軍隊に向つて各人の親戚朋友等の關係を利用して抗日戦争を進行させる様に影響を與へて組織せしめ、蒋介石等の紅軍進攻命令を拒絶せしめ、出来る丈工人を軍隊内に入れて服務させ軍隊内に反日會、内戦不参加同盟等を組織せしめねばならぬ。

罷工委員會、反日會等の組織内では過去に於て我々が我々と合作し得る可能性ある各派工人の領袖を排撃打破したのは錯誤であるから我々は當然一定した綱領の下に誠意を以て彼等と合作し、彼等を激勵向上せしめて堅固に工人階級と反日反賣國賊の民族的立場に立つて群衆闘争を領導せしめ、彼等の錯誤に對しては善意的態度で批評すべく、唯工人階級内の漢奸分子は斷然驅逐せねばならぬ。

(十) 我々の群衆内及企業内に在る幹部と領袖の保存には特に注意せねばならぬ。工場内に於ける黨支部は全部の同志を動員して闘争を公開的に領導したり又は公開活

下級も——は努力して我々の手中に把握せねばならぬ。若し黄色工會内に我々が全的勝利を得た場合(之はあり得ぬことであるが)には我々は當然表面的に黄色工會の現狀を保存して置くべきだ。即ち例へば開會は依然國民黨に通知し、他派の者の参加を承認し、工人の要求も國民黨に通知して其の實現を承認させる等の手段を採るべきだ。全力を擧げて我々の得た勝利を鞏固にし工人のより多くの利益を實現し大量の幹部を培養して置けば、一度暴動の時になつても黄色工會の外面的掩護は必ずしも必要なものではなく斯くて始めて公開的な赤色工會に轉化し得るのだ。

(九) 資本家反對、日帝主義反對、賣國賊反對の口號下では我々は黄色工會中に在つて各派の工人及其の領袖と統一戦線就中行動の統一戦線(例へば罷工、示威、排貨、抗日戦争義勇軍に参加する等)を進行せねばならず、一切の工人中に國防政府抗日聯軍の主張を宣傳するに努力し、黄色工會を煽動推進して一般的抗日救國の團體及運動に参加せしめ、全國民衆を號召して抗日救國に一致聯合せしめ、全國各軍隊の軍官兵士に請願して即時紅軍ソ區を進攻する内戦を停止せしめて一致聯合抗日に出でしめ、全國一致の抗日反賣國賊的國防政府と抗日聯軍を組織せしめなければならぬ。各都市内に於ても法を講じて一切

動を進行せしむべきでない。一名の同志又は一名のシンパが闘争を一回又は二回領導した後は其の第三回目には必ず人を換へて領導せねばならぬ。同一同志を再三領導させることは出来ぬ。而して他の同志は單に闘争に對し同情的態度で一般的に闘争に参加するのだ。斯くすれば群衆内に幾多の領袖を保存することが出来ると共に他面澤山の新領袖を培養し得るのだ。

(十一) 我が幾多の同志は長い間狹隘な秘密條件下での工作に慣れて居る。併し今や彼等を廣大な群衆中に入れて公開的に廣汎な統一戦線策略を運用し、複雑な環境下に狡猾な黄色工會の領袖や各種の反革命派に對應せしめねばならぬので、勿論幾多の錯誤を發生するであらうし甚しきに至つては彼等の影響や欺瞞、愚弄、威嚇、買収をも受けるであらう。

然し吾々同志は斯かる錯誤が生ずることを恐れて再び我々自身を秘密な暗室内に閉籠めてはならぬ。唯我々の同志を廣大な群衆中に入れ最も複雑な環境闘争中に鍛鍊させることあるのみだ。斯くしてこそ始めて真正な才幹あるボルンエヴィキ的領袖を鍛鍊し得るのだ。

我が同志は假令如何なる複雑多端な環境下に在つても我々の工人運動に於ける基本綱領は一瞬間と雖も忘れてはならず、如何なる時でも我々は主觀上此の綱領を放棄

してはならぬ。

此の綱領は白色恐怖の下では實現の可能性はないとは云へ一度機會と可能性さへあれば部分的にても其の綱領を實現せねばならぬと云ふ事を瞬時も忘れてはならぬ。出来る丈工人の要求を我々の基本綱領に接近せしめねばならぬ。

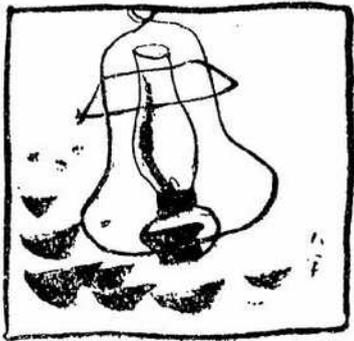
我々が各派の工人と合作するのは我々自身の立場を放

棄して各派の綱領を接受するのではなく、反對に吾々の綱領を宣傳し同盟者に影響を與へ如何なる時でも我々の行動の自由を保持し同盟者の動搖、叛變、投降に對しては批評の武器を行使するを要し、不斷に下層群衆内に工作を進行し群衆内に不斷に我々の組織と影響とを加強し同時に黨の政治規律と覺悟性を更に加強高揚せねばならぬのだ。

モスコイで女易者逮捕さる

數日前莫斯科の刑事捜査部によりアツトクルイタヤ街九番地に居住して高い報酬を取つて賣卜に従事して居た。エ・イ・セイフェルと言ふ女が逮捕されその罪狀一切が明るみに出された。

十一月二日の一日間だけで三十四人の女が、この易者の家に見て貰ふ爲に集つて居たのである。彼女は數日間で三百人も客の訪問を受けて居り、その報酬で昨年の如きは家を買ひ込んだ程である。その上女中を二人も置いて居た。彼女は取調に當つて既に數年間も續けて賣卜に従事して居た事を白狀したが家宅捜査の時二萬留の金が發見された。(十一月四日附ブラウダ紙より)



報 雜

蘆溝橋事件に關し中共中央及紅軍將領の發出せる通電

以下に掲げるものは、蘆溝橋事件に關し中國共產黨中央委員會が七月八日附を以て全國各新聞社、各團體、各軍隊、中國々民黨、國民政府、軍事委員會並に全國同胞に宛てたる通電及毛澤東、朱德、彭德懷、賀龍、林彪、徐向前、劉伯承、等の紅軍將領が七月八日附を以て宋哲元、張自忠、劉汝明、馮治安等に宛てたる通電の譯文である。

一、中國共產黨の日軍の蘆溝橋進攻に關する通電

全國各新聞社、各團體、各軍隊、中國々民黨、國民政府軍事委員會並に全國同胞諸君

七月七日夜十時日本は蘆溝橋に於て中國駐屯軍馮治安軍に對して攻撃を開始し馮軍に長辛店に撤退せよと要求したが馮軍が之に應ぜざりしため衝突を起し、現在双方對峙中である。日本帝國主義の蘆溝橋に於ける此の挑戰行動の結果が何うならうとも大規模の侵略戰爭に擴大し或は外交壓迫の條件となり將來の侵略戰爭に誘導せられ平津と華北は日寇に侵略せらるゝの危険は極端に重大である。過去日本帝國主義の對華新認識新政策の空談が中國に對する新進攻の煙幕に過ぎざること、中國共產黨が逸早く全國同胞に指摘説明せる點であつて現在此の煙幕が取除かれ、たに過ぎぬのである。

日本帝國主義の平津と華北を武力侵略するの危険は既に各個中國人の面前に投げ掛けられたのである。

全國の同胞諸君よ、平津の危急、華北の危急、中華民族の危急は只だ全國民族が抗戰を實行することによつてのみ打開されるのである。我等は即時進攻する日軍に對し果敢なる反抗をなし新なる大事變に應ずる準備をなすことを要求すると同時に全國上下が即刻日寇との如何なる和平的希望及見解をも放棄せんことを要求するものである。

全國同胞諸君、我等は須く馮治安軍の勇敢なる抗戰を稱揚し支持すべく華北當局の國土と存亡を共にするとの宣言を稱揚し擁護すべきである。我等は宋哲元將軍が即時全二十九軍を動員して前線に赴き應戰せんことを要求すると同時に南京中央政府が直に二十九軍に對する適切なる援助をなすと共に全國民の愛國運動を解放して抗戰の民族意氣を昂揚せしめ、即時全國海陸空軍を動員して抗戰の準備をなし中國々内に潜伏する漢奸賣國賊と一切

の日寇探偵を肅清して後方を鞏固にせんことを要求する。

我等は全國人民が全力を擧げて神聖なる抗日自衛戦争を援助せんことを要求するものである。

我等のスローガンは

武装して平津を保衛せよ。

華北を保衛せよ。

日本帝國主義に中國の寸土をも占領せしめず。

國土を保衛する爲に最後の血を流せ。全中國同胞政府軍隊が團結して民族統一戦線の堅固なる長城を構築して日寇の侵略に抵抗せよ。

國共兩黨は親密に合作し日寇の新進攻に抵抗し日寇を中國より驅逐せよ

中國共降黨中央委員會

一九三七年七月八日

二、紅軍將領が日寇の華北進攻に對し宋哲元等に致すの通電

北平 宋明軒(哲元)先生

天津 張自忠先生

張家口 劉汝明先生
保定 馮治安先生

日寇の進攻により全國は震憾憤慨して居る。蘆溝橋の役に二十九軍の英勇なる抵抗には全國民悉く風を聞いて其の後楯とならんことを願ひ、敢て全軍を督勵し平津を保衛する爲に戦ひ華北を保衛する爲に戦ひ日寇に祖國の寸土をも侵略せしめず、國土を保衛する爲に最後の一滴の血をも流出せんことを望む。

紅軍の將士は義憤胸に滿ち隨時動員して貴軍に隨ひ日寇と決死の一戦を交ふべく準備した。

茲に委員長(蔣介石)及全國の友軍に電報して勇敢敵を斃すことを要請すると共に特に貴軍に電を致し明斷を祈る。

七月七日 毛澤東

朱德

彭德懷

賀龍

林彪
徐向前
劉伯承

全救上海邦人紡績工場

職工業動

上海に於ける邦人經營の紡績工場職工は本春各會社にて一齊工賃一割増給を斷行してより以來外支人經營の同種工場に罷業續出し居たるにも拘らず些かも動搖せず、更に今次の蘆溝橋事件發生後に於ても比較的平靜に推移し來り操業率も殆んど一〇〇%に近く他工場の人々が救亡運動に奔走し居るに對比し寧ろ怪訝視せられ之は邦人紡績工場の人待遇が他の同種工場より遙に優良なるが爲、邦人工場の工人達は徒に外部よりの使喚により救亡運動に乗出して會社の忌避に觸れて敵首せらるゝが如きことあらば忽ち失業者となるか又は待遇劣悪の外支工場に職を求めざるを得ざるに至るべきを顧慮自重し居るものと観測せられ居たる處、八月に至り國民黨系抗敵後援會乃至左派救

國會の邦人工場工人に對する働き掛けは頗る激化せるもの、如く目下の處全邦人紡績工場職工の出勤率は平均、〇乃至五%の減退を示し、且當地東部所在の大康上海、公大(鐘紡)等の出勤工人を途中に擁して之等救亡運動者が宣傳煽動を始めたる形跡ありとの情報もあり、各會社側に於ては本月の賃金支拂日後に於ては出勤者激減し、操業不能に陥り或は已むなく「ロック・アウト」に出づる外なきに至るやを懸念しつつある向すら生じて居る。而して叙上の如く比較的平靜なりし邦人工場工人が斯く急激に動搖を來せる内情を調査するに出勤率減退を始めたるは概ね七月三十一日所謂救國會の七領袖たる沈鈞儒等が保釋出獄後なるより推し、左派人民戦線系救國團體が救國無罪なる口實を藉りて特に邦人工場の工人に對し猛運動を始めたる結果なるやに思料せらるゝ處、現に八月二日頃全國各界救國聯合會に於て密發せる「救國週刊」第二期號には以下に掲げる譯文の如く

- 一、工賃の値上げ
- 二、愛國行動の自由

雜報

等を要求する外邦人の中國に有する工場を回收し邦人には一文と雖も儲けしむるべからず等最も過激なる宣傳を載せ居る處、其の登載形式は七月二十日上海商紗廠工人抗敵後援會より寄稿なるが如く裝ひ居れるも、其實質は上海工人救國會の復活運動者の寄稿せるものなりと認められ、何れにするも其の署名を抗敵後援會となせるは國民黨部系の夫に偽裝せるものと観測せられ今後の邦人工場工人の動向は頗る重要なものがあると思はれる

工友に告ぐる書

親愛なる工友諸君。日帝主義は今正に中國を侵略し我々の國を亡ぼし、種を絶ち、我々を永久に彼等の奴隸にしようとして居る。我々は之れでも我慢が出来るか?

今や全國の人民は悉く政府の領導下に抗戦しようとして居る。我々は再び敵人の有毒な菓子や粥を貰つて欺されてはならぬ。我々は常に一致團結して起ち敵の後方を攪亂し我々の前線を援助すべきだ。

我々は茲に於て左の條件と辦法を提出する。願はくば諸君が一致努力して其の實現を促進せしめられたい。

- 一、最低工賃を五十五仙に規定する様要求する。(従來五十仙以上の者には一律に一割を増給すること)
 - 二、日曜には夜業を行はず毎月四日分の賃與を與へる制度を恢復することを要求する。
 - 三、暑期の待遇改善を左の如く要求する。
 - イ、工場内の温度を低下する設備をなすこと
 - ロ、一時間の休息時間を増すこと
 - ハ、請假は自由とすること
 - ニ、衛生設備を改良すること(中國々産藥たる汗疹藥腹痛藥等を配給すること)
 - ホ、愛國の自由を與へること
- 工友諸君。我々は右の條件を要求する以外更に敵と決戦する事を準備せねばならぬ。我々は政府を援助して一切の

漢奸を肅清せねばならぬ。我々は敵の爲には一發の彈丸も運搬してはならぬ。一炊の飯も炊いてはならぬ。我々は敵の中國に有する工場を回収し中國政府自身で經營する様せねばならぬ。我々は敵には一文をも儲けさせてはならぬ。我々は速に團結して起ち武装訓練を要求し全部の動員を實行して我民族最後の勝利を爭取せねばならぬ。

上海日商紗廠工人抗敵後援會

七月二十日

日本下級將士に對する反戰的宣傳文

最近上海に於て「知識往來」なる華文秘密月刊雜誌が發行せられ居り、其の第二期廣濶抗戰特輯號を發行したが、内容は全て左派人民戦線系人物の執筆したるものと認められるが、右第二期の末巻に載せられたる「東北義勇軍が日本軍の下級將士に告ぐる書」なる一文は東北抗日救國總會、東北抗日聯軍第五軍本部

に於て作成發出せるものなる次第は本文獻末尾の署名並に本誌編者の「之は東北抗日義軍の救國文獻の一なるを特に轉載せり云々」の紹介文に徴するも明らかで皇軍の下級將兵内に全面的に猛烈なる赤化宣傳を自ら開始すると共に他をも使喚發動せしめんとするに在りと思料せられ現に前回の上海事變に際しては漢文或は日本文の此の種宣傳は相當頻繁且執拗に行はれたる事例もあり華北に於ては或は已に斯る運動が始められたるに非ざるやを疑はるゝ次第で目下上海帝國總領事館に於ては萬一にも在滬皇軍將士に對して彼等が斯種策動を爲すことなきを保し難く思料せられ特に監視中である。以下に右文を擇載する。

將兵諸君、

諸君は遠く風光明媚氣候溫暖の故郷を離れ家を擲ち父母妻子に別れて來て居るのは何の爲か？
或は炎天烈日の下に或は氷天雪地の中に滿洲に遠征し彈丸雨飛の間に出入し、諸君の貴重なる生命を隨處に犠牲

とし爲に赤血白骨は滿地に遍く魂魄は異域を徘徊する。之も亦果して何の爲なのか？

日本内地を回顧すれば經濟不況は各地に瀰漫し農村は破産し農民の生活は困苦となり而も租税は漸次増加し風災震災の爲に人民が流離漂泊するに至つた。然るに政府は更に縦に兵を動かして對外侵略をやるが軍費は皆民衆から搾取したものであるから何としても人民を救済する方法がないのだ。

産業労働者に至つては失業者が年々増加し衣食住が缺乏して居るのに資産階級の政府は之を匡救しようとする許りでなく却つて憲兵、警察を利用して彈壓してゐる。即ち日本の知識分子、學生教員、自由労働者は數十年前は悉く樂に暮し得たのに今や全く窮してファツシヨ軍閥統治者の横暴無理な支配に任せる外なく、遠隔な殖民地に驅られて冒險な生活を送り或は戰爭の犠牲に供せられ妻子父母を郷里に泣かせた儘

自分の遺骨を故郷に送られても眞偽さへ明らかならず熱血を大陸に浸ませるのは結局誰の爲なのか？

凡そ今の日本内部は社會不安で農村經濟が破産に傾し殖民地には時々騷亂が起り政治團體は互に闘み合つてるのだが、五・一五事件後は緊張複雑化し永田少將の被殺、大本教徒の陰謀、工農労働群衆が武装を企てるのも現在の統治より脱し自ら解放せむことを謀つてゐるにある。去年十二月吉林の邊境の日本軍の一部が叛變逃走し本年一月二十九日滿洲國境監視隊兵二百名が日本の特務曹長橋本の領導下に吉林の密山で暴動を起し上官を殺して逃走したが之れは何に原因するか？

一言に之を盡せば現今日本内地の革命と革命との闘争が炎々と燃焼し富士山の噴火の如き状態で隨時爆發の可能性を有して居るからだ。而して日本國の内部的危機は日に尖鋭化して居るのに、遠征して居る諸君

が辛苦を嘗めて屍を異域に曝すのは何と云ふことか？

之は何の爲斯くなつてゐるのか？之は要するに日本の資産階級大資本家、少數財閥、皇室貴族、地主軍閥が市場に豊かな利潤を奪取しようとする爲なのを外ならず、一切の困苦を日本内地の労働大衆に負擔させ又諸君を長期の遠征に當らせて彈丸雨下生死も氣儘にならず犠牲も無償となつてゐるのだ。

戰場に於て決死の吶喊をしてゐる時には正に彼の極少數の特殊階級が美人を抱へ狂歌亂舞してゐる時なのだ。諸君は眼を閉ぢて深く考へ給へ、天下に斯る悲痛なことがあらうか？

一切の軍國民教育、大和魂、大亞細亞主義、天皇至尊、萬世一系等は即ち彼等少數の特殊階級の反革命者、世界文明の進化に違背する者が諸君に與へる思想上の癡癡劑なのだ。此の癡癡劑を利用して諸君の家産を喪

失せしめ、生命をも犠牲たらしめて居るのだ。九・一八事變から今に至る迄日本の勞苦大衆や遠征してゐる諸君に一文の所得もなく唯病苦が倍重くなつてゐるのは道般の事情を證明する。今や日本政府の軍閥首腦部は殖民地奪取の軍事冒險を更に熱狂的に押進め中國の北部を侵略し外蒙共和國を進攻し、社會主義を建設して世界平和を維持するソ聯を進攻せむとする一序幕を演じてゐる。

併し日本は國際環境が孤立的で不利なので政府の軍閥首腦部は人類社會の幸福と進歩を阻碍する反動的に危険な獨逸のファシスト、ヒットラー政府と通謀し秘密に軍事協定を締結し、同時にアビシニヤ人の猛烈な反對を受けたイタリア・ファシスト、ムツソリーニ政府と相呼應して第二次世界大戰を製造し英米佛ヤソ聯に反對してゐるのだ。之は單に諸君遠征者の運命が極めて怖るべき悲惨な境地に陥れられるのみ

でなく必ずや日本人民の大多數を一九二二年の東京大地震に百千倍する危険な路に陥らすのだ。

諸君の運命は今や二途あるのみだ！ 甘んじて資産階級大資本家、財政寡頭、貴族、地主軍閥の奴隸牛馬となり其の欺瞞壓迫に忍従して自己の生命を犠牲にし屍を戦場に曝し又日本國內の勞苦大衆を苦海に沈溺させるか、又は其の受け取らぬ欺瞞の壓迫を暴露し束縛を引裂き「戦はずに國に歸り」「中國への遠征に反對し」「ソ聯や英米を進攻する世界大戦に反對し」「内地歸還發令又は自發的歸國を要求し」て工人大衆と提携し皇室、貴族、大資本家、地主、軍閥政府を打倒して暗黒な日本島國社會を改造して工、農、兵士の自由幸福なる明朗社會とするかの二である。

吾人は中國領土恢復の爲に中國民族の獨立自由の爲に又自己の生命財産の爲に誓つて闘争し必ず日本帝國主義打倒の目的を達成せむとするものである。

に抗し、亡國奴たることを救ふ捐金である。と言つて居り、知日派の巨頭たる汪兆銘と雖も徹底的罵言を日本に浴せてゐる點興味有るものと考料せられる。以下に該演説を譯載する。

事變發生以來全國同胞は決死の覺悟を以て國家民族生存の爲に奮闘した。死は悲惨な事に相違ない、而し尙悲惨な事は後になつて亡國奴となる事である。死が無ければ即ち亡國奴となる事を考へた時死は少しも悲惨なもので無いと云ふ事が了解出来る。況や亡國奴たるも一死を免れ得ぬのである。今日の侵略者は亡國の人民を直接又は間接に屠殺するのが常である。

然らば國家民族生存の爲奮闘し死に赴くのが最良である。昨日の新聞紙上にて同胞各位の御存じの如く羅店の作戦の際敵の一部分に東三省(譯者註滿洲國の意)の兵が加はつてゐたと云ふ事である。彼等は我に包圍せられた時國語を以て我に呼びか

る。

吾人は單にアジア民族の團結共存共榮に同情するのみならず特に全世界の被壓迫被搾取民族の勞苦大衆と親密に團結するのに同意し人類社會の眞正なる自由平和の途に邁進するものだ。

吾人の舉動は光明正大で實際意義がある。吾人には多衆の鮮血があり、最後の五分間的な精神がある。吾人は世界の人道正義は一切の革命力量の援助があるから最後の勝利は必ず吾人のものと確信する。

吾人は諸君と戰場で相見える仇敵であるから唯英勇的に充分なる氣力で相搏ち頑強に闘争すべく猶豫する餘地はない。

併し吾人は諸君が欺瞞せられ壓迫されてゐることを深く知つて居るから諸君を覺醒し諸君自ら蒙を啓いて明光の途に轉向して歩み出さむことを願ふのだ。非戰運動をやれ、歸國を要求せよ。

け、機類を以て我方に來り現に某地に送られたが、彼等は均しく我が軍長に向つて「前線に加はり死を賭して敵に抗し度い」と求めたと云ふが該記事を見た者にして感動のない者は一人もあらずと思ふ。

我等は東三省の同胞を亡國奴の地位から救出せねばならぬ。

亡國奴と爲り殺さるより國家民族の爲に犠牲になつた方がどれ丈増しか分らぬ。古人曰く「死には泰山より重きものと、鴻毛より輕きものとあり」と。國家民族の爲に奮闘戦死するの死の價値は正に泰山より重しと言ひ得るのである。我等の死の爲に我が國家と民族は生きるの、兄弟等が度々言つた如く「我等は死の決心を以て能く持久し然る後始めて勝利が來るのである」と。

今や同胞には已に死の覺悟は出來た。残るは唯今一步の持久有るのみ。我等の記憶に残つて居る如く一、二八(譯者註、所謂一九三二の上海事變)當時、

國內の勞苦大衆と提携し革命の燈臺を燃し、軍閥政府を打倒せ。日本の工農兵士の自由幸福なる社會を建設せよ！ 東北抗日救國總會

東北抗日聯軍第五軍本部

吉東方面軍辦事處(印刷發行)

汪兆銘の「ラヂオ」演説

汪兆銘は九月六日午後八時よりラヂオを通じて全國に救國公債に關する演説を試みたが、その要旨は次の如くである。

事變勃發以來勇敢なる將士は政府の指導の下に死を顧みず奮戦して居り、残るは唯國を擧げての持久あるのみである。中國が數年來軍事的に如何に急足の進歩を遂げたかは、此の數十日間の各地の戦闘と五年前の滿洲上海兩事變の時の侵略を傍觀する以外に法の無かつた時と比べて容易に認め得る。而して戦争には殊に持久戦には物質的要素が如何に重大なるかは贅言を要しない事で、今次の救國公債發行の意義は深いもので、正に侵略者

日本の軍艦は吳淞から漢口に到るまでの間に約四十艘散在し、南京でも下關(譯者註、南京市の楊子江に面した地名)に約七艘碇泊して待機してゐた。

然し現在では敵艦は吳淞港外に留まるのみで其れ以内に一步も進入し得ない。且一、二八當時我が軍は十九路軍で後程第五軍が加はつたが其れ以外の援軍は交通の不便な爲や種々の事情の爲に即ち統一未完成の爲に政府の力を以て援軍する事は出來なかつた。

然るに、今や各省の公路網は行軍用に已に完成し、統一もほぼ完成し全國の軍隊は最高統帥の指揮下に有り、號令一度到れば恰も身體の臂を使ふが如く臂が指を使ふが如く民族が一齊に抗戦出來る如く已に整備してゐる。

一、二八當時敵機は我領土の上を自在に飛翔し爆弾を投下し我が忠勇なる同胞は骨肉横飛し敵人の笑を買つたのである。

然るに今や我等にも高射砲が有り、

驅逐機がある。敵の襲来にも斷乎として應戦し得、敵を打破り得る力の存する事は此の二十日間に諸君が肉眼で見ただ幾多の事實が之を證明してゐる。政府と人民との一滴一滴の血汗が、國防設備其他の經濟設備となつたのである。

凡そ戦勝は物質と精神との兩要素に俟たねばならぬ。今日前線の將士は數年來の血汗を擲出し、加ふるに自己の血汗にて製したる物を持ち正に血湧き肉躍るの狀態にて敵に臨んでゐる。

我等の平常より誓つて來つた血潮と現在將士の有する血汗とが合流し江河の流れとなり、侵略者を一掃し歴史上の被壓迫の恥辱を雪がすば已まない、之が此の度の救國公債發行の意義である。

今言つた如く救國の道は精神と物質との二筋が有り精神方面は平素の組織訓練に基き、戦時に有つては平時に數倍するのである。

負擔するの精神に於ては雲泥の相違がある。尙、我國は農業國にして、未だ乎工業の經濟狀態力を少しも脱して居らず、現代工業の狀態には未だ進んでゐない。是に於て我等の貯蓄能力は現代工業國家のそれと比べ様もない。然し中國四億餘の人民と四百萬方里の廣大な土地とは決して自ら卑下するに及ばない。金錢は本より金錢であるが一切の貨物も亦金錢の價値を有するものである。戦時に在つては前線の將士の求むるものは金錢に非ずして物資で此の點金錢は到底物資には及ばない。一部の軍用品は金錢を以て購ふの他道は無いが其他一切の貨物は我等の盡く享有するもので、合理的統制の後源々として盡くすること無く供給し得るもので、前線の人々をして缺乏の憂ひ無からしむるに充分である。

今次の救國公債の募集に就いても、已に募集辦法に示した如く、第三條に於て募集の現金、物品を明瞭に規定し

物質方面から言ふと軍用品乃至各種の物品が必要である。軍事上持久し得るや否やは全く財政上持久し得るや否やによつて定まる。故に現代の戰爭を説明するに兵力作戦のみならず財力作戦を要する。我等は持久して而る後勝利の來ることを了解し且之に就き十二分の決心をした。而して現在十二分の努力を用ひて持久を達成することが出来るのである。昨日の新聞紙にて諸君の御承知の如く、日本は本月四日臨時議會を開會したが、所謂支那事變臨時軍費は二十億二千二百餘萬圓、一般會計追加豫算四千二百萬圓に達し、之等の財源は大部分公債發行により賄ひ、本年度豫算總額は五千四億七千一百餘萬圓で、本年度の公債發行高は三十三、四億に達した。

日露戰爭の戦費總額は僅か十五億八百四十七萬圓で、今次の支那事變では前後二十五億に達してゐる。之に對して我等の發行する救國公債は僅かに五

である。即ち、

- 一、國貨又は外貨
 - 二、地金、銀及其の製品
 - 三、有價證券(内外國の證券を包括す)
 - 四、貯金通帳
 - 五、不動産の變價し易きもの
 - 六、物品材料にして隨時變價するもの
- 或は直接應用し得るもの
- 以上の規定は金錢のみならず一切の貨物も亦金錢と見做したる規定で、所有不動産及物品材料も隨時變價するものと直接應用し得るものは金錢と見做したものである。

古より『金持ちに金を出し、力持ちは力を出せ』と云ふ語が有るが今更に一句を添へ加へ度いと思ふ『力有る者は力を出せ、體力は力であり、知識も力である金持ちは金を出せ、金錢は金であり、貨物も金である』と言ひ度い。然らば我等の救國の途は廣い。

余は同胞各位に『救國公債を買へ』と一言し度い。今余は之に關して數言

億円で實に渺少たるものである。

敵は短期間に我を屈服せんとし、我等は敵の崩壊を待つ。敵の軍費の負擔は少數資本家の負擔するものに非ずして、多數の平民を苦しめるものである。之等資本家と平民とは侵略者に依つて壓迫され平穩の生活を爲し得ず、血汗を擲出して戰爭に従事するを欲せず、不満は昂つて來る。

此の度の戰爭は止る所無し。日本が力盡きた時日本の對諸外國關係にも破綻を生ずる事必せりである。日本の平民も資本家も斯くの如くなる事を憂へてゐる。而して侵略主義に對する非難は昂つて來、且侵略者は益々強烈な搾取を行ふ。非難は尙更昂まるばかりである。

之に反し我等の軍費は侵略者に抗し亡國奴たるを救ふ自主的に願ひ出でた捐金である。

斯くの如く言つて來れば數字上に於ては敵の軍費は我より大であるが之を

諸君に聽いて貰ひ度いと思ふものがある。

第一に敵人の今般の侵略は今や勞せずして獲る事は出來ない。彼等が其の本來の性質を出して來る時、内部からの崩壊、外部からの襲撃も容易となる。第二に今次の抗戦は全國の心力物力を盡し、彼等の本來の性質が強くなつて來れば來る程、我等の内部の團結は愈々堅く、外部からの援助も益々有望となつて來るのである。故に我々同胞は各人とも擧つて救國公債を買はねばならぬ。之は單に吾人の切望するばかりでなく非常に興味ある事でもある。何故なら之は國家民族の生存の爲の奮闘を意味するからである。此の奮闘の結果國家民族は生存し得るのである。

中國共產黨駐リ代表王明の聲明論文

九月十一日附 コムソモリスカヤ、プラ

ウダ紙(全聯邦レーニン共産青年同盟機關紙)はコミンテルン執行委員、中國共産黨駐ソ代表王明(本名陳紹禹)の「侵略者と闘争する支那民衆」と題する論文を掲載し、次いで同月二十五日哈府ラヂオは同論文を放送したが其の要旨は左の如くである。

右は當面する支那事變の現段階に於けるコミンテルン側の戦術を闡明したるものであり、中國共産黨が長期抗日戦の過程に於て人民戦線戦術を全面的に擴大強化しそのイニシヤチアを把らんとする意圖を愈々明確に裏書きせるものとして注目するに足ると思はれる。

支那民衆の當面する問題は、日本の侵略に對する反抗闘争を組織し民族解放、戦争に勝利を博する事にある。今日まで展開せられた抗日闘争の諸對策即ち(一)十五萬乃至二十萬の兵力の動員(二)第一回國防會議の開催(三)張學良その他將領の復活登用の指令、(四)全面的抗議の壓力に依る救國抗日會七指導者(沈鈞儒、章乃器、鄒韜奮

等人民戦線派の所謂七君子)の釋放、(五)國防強化活動、(六)前線各指揮官の任命は一步前進ではあるが、然しこれを以てもまだ當面の戦時非常時局に於ける國防の要求を満足するものではない、中國共産黨は日本帝國主義者との闘争に勝利を確保せんが爲に、次の九項目の實施が不可欠であると思ふ即ち、

(一) 全支に於ける全黨派團體を抗日の目標に向つて提携せしめる事。但しこの場合中國共産黨の國民黨乃至南京政府への隷屬を拒否せねばならぬ。

(二) 全支國防政府及單一的全支共和國を樹立する事。南京政府を打倒する事に依つてのみ、右の實現が可能であるとするのは南京政府打倒を欲する日本侵略者とその手先共を利用するに過ぎず、又一方、南京政府が既に國防政府なりとするのも誤謬である。南京政府をしてその政策を變更せしめ、抗日活動分子を廣汎に参加せしめて國防政府

に改組し、斯くして中國憲法を變更し法律を是正し一切の政治犯人を釋放して眞の單一的全支共和國を樹立せねばならぬ。

(三) 國內の全兵力を結合し全軍備を動員して單一抗日軍を編成する事。この事は日本侵略者に對する單一的統帥權、單一的軍備、單一的補給、單一的作戰計畫の樹立を意味してゐる。蔣介石は部分的にこの方策を採用し始めたが、若干の將領が中國紅軍との提携を妨害しようとしてゐる爲遲滯状態にある。

(四) 男女を問はず全支民衆を抗日戦争に動員する事。去る八月中國共産黨は「金ある者、武器ある者、パンと米ある者、智識ある者は之を致せ! 力と健康ある者はその精力と力を惜しむな! 凡ゆる者を共通の敵との闘争へ!」のスローガンを掲げたが、之を即刻實行せねばならぬ。

(五) 任意の場所、任意の時に於て背

後より日本侵略者に抵抗し、バルチザン戦法に依り敵の背後より牽制活動を行ひ得る様支那民衆を武装せしめる事。

(六) 全支經濟部門の著しき立遅れを急遽克服して、國防強化に備へる事。

(七) 民族國防教育制度及文盲青年教育政策を樹立改善する事。即ち外敵に對する闘争精神を鼓吹すべく教育制度を改善し、青年及學生に對する軍事教育及その他青年への働きかけを強化せねばならぬ。

(八) 人民大衆の物質的狀態を保證、改善する事。

(九) 日本侵略者及其の手先共の一切の財産を沒收しトロツキストを絶滅せしめる事。日本との闘争に對して支那に同情を寄せ、或は中立を守る諸列強、諸勤勞國民と協力する事。支那に於けるトロツキストの見解は、支那人の手により支那を征服せんとする日本帝國主義者を利用のみであり、この

限りに於てトロツキズムは共産主義の敵であるのみならず、全支民衆の敵であると云ひ得る之を撲滅すると同時に日本の手先たる漢奸スパイを撲滅せねばならぬ。

現在に於ける東北抗日聯軍第四軍の内容及其の政治綱領

九月十三日上海左翼人民戦線派の闘士たる章乃器、艾思奇等八名を編輯委員として創刊せられたる同派の機關紙「戦線」誌上に李克率なる署名にて「東北抗日聯軍は如何にして組織されたか」と題する長文が掲載せられ居る處其の前半は概ね陳腐なる自家廣告の範圍を出でぬが、現在の抗日聯軍第四軍の編成及其の政治綱領なりとして發表し居るものは左記の通り、如く滿洲に於ける討匪工作乃至施政上にも何等かの資料となるものと思はる

東北抗日聯軍第四軍組織表

第四軍長

參謀部 部長 胡堅
政治部 主任 蕭玉清
軍需部 主任 金龍國
副官處 處長 朱鴻恩
執法處 處長 康山
軍醫處 處長 李印

第一師々長 李延平

第一團々長 潘景堂 祕山駐屯
第二團々長 張奎 依蘭駐屯
第三團々長 李天柱 樺川駐屯

第二師々長 鄭育岩

第四團々長 鄭其昌 虎林駐屯
第五團々長 李復復 寶清駐屯
第六團々長 鄭明盛 饒河駐屯

第三師々長 郭福德

第七團々長 宮顯廷 穆稜駐屯
第八團々長 郭福德(兼任)方正駐屯
第九團々長 李明初 勃利駐屯

東北抗日聯軍政治行動綱領
一、帝國主義の海陸空軍を滿洲から驅逐せよ。

- 二、日貨及日本の漢奸走狗の全財産を没收して抗日軍費に充て尙之を抗日民衆及抗日戦士の家族に配給せよ。
- 三、日帝主義の企業、銀行等を没收し民衆の所有にせよ。
- 四、民衆は自發的に武装して起ち日帝の操縦する「滿洲國」政府を打倒し抗日民衆の政權を建立せよ。
- 五、抗日軍は民衆の利益を保護し民衆は抗日軍を援助して戦へ。
- 六、一切の抗日部隊は聯合して作戰協定を締結せよ。
- 七、抗日武装戦士は反日士兵委員會を成立し選舉監督及軍事首腦者を更迭する權を有する。
- 八、民族的成見を打破し中韓の抗日民衆團體は一致團結し更に日本の兵士及び民衆とも聯合せよ。
- 九、中國に同情し日帝主義に反對するソ聯及び其他の各民族と聯合し民衆の友誼聯盟を成立せよ。
- 一〇、中央政府が出兵して失地を回復

することを要求する。

ロシアの對民衆政策

本文は九月十七日附蘇聯邦ブラウダ紙上に掲げられた「民衆の生活必需品に對する黨及政府の思ひやり」と題する社説の抄譯にして、十月革命後、第一次五ヶ年計畫にては重工業に全力を注いだ爲、輕工業方面には尙不足する所があつたが、第二次五ヶ年計畫は専らこの方面に於ける民衆の要求に應ずべく努力して居る、然るに紡績業方面の成績不振は、指導者の黨員的活動の缺陷せるによるものなりとし、輕工業人民委員部に對して自戒を促せるものである。

吾がソヴィエト聯邦は年々その富力を増し強大となりつゝある。この社會主義の勝利の成果をソヴィエト市民は、その個々の生活の中に於て見出して居る。國家は、強大なる重工業や、社會主義農業法の創設の爲には、あらゆる力、手段を惜しむことなく盡し

て來た。吾人は現在に於ては、必需品生産のための機械生産に於て、ボルシエヴィキ的テンボを以て完成した。第二五ヶ年計畫に於ては、輕工業生産品や、生活必需品の生産額は倍加されたり。ソヴィエト民衆は益々榮養的となり、衣服も改良された。豫算検査の資料によれば、昨年一年間の労働者、勤勞者の下着類、靴に對する需要は、一九三二年に比較して、八九・六%の増加を示して居る。本年度に於ける需要は更に向上し、逐年この傾向を辿るであらう。社會主義の立法は斯かる方面に向けられるものであり、黨及政府の政策は斯くの如き傾向を持つものである。

労働賃銀の連續的增加、共營農場加盟員の収益の増加等は、廣汎なる生活必需品の價格低下と相俟つて、全民衆の購買能力を著しく昂揚せしめて居る。金があつてこそ、需要は大となるのである。スターリン黨中央執行委員紡績工業に於ける人材の養成等に至る迄詳細に指示した。

原棉生産に於けるスタハノフ運動は着々として成功し、栽培地耕作に於けるトラクターの使用、收穫の機械化等と相俟つて、大増收を來したに拘らず加工工業に於ける斯かる停滞はトロツキストの常套手段であり速に清算されなければならぬ。輕工業人民委員部は、人民委員會に於けるこの決議を體して、黨及政府の民衆の生活必需品に對する念慮を實現する爲、更に廣大なる大スタハノフ運動を起すべきである。

侵略に對する集團的攻撃と集團的平和保證

— 聯盟總會に於ける聯邦外務人民委員リトヴィエノフの演説 —

本文は九月二十二日ブラウダ紙及イズヴェスチヤ紙に掲載されたものにして、二十一日國際聯盟總會に於けるリト

會及ソヴィエト政府は、輕工業人民委員部に指令してこの民衆の需要に對して應ぜられる様に生産力擴充を圖らしめて居る。大なる可能性があるにも拘らず、これ等民衆の需要を無視して顧慮しない様な工場指導員や經濟團體等は、黨の信頼を失墜するに至るであらう。輕工業人民委員であつたりユビモフ及その代理委員たりし、エレミンや、ムイシコフ等がその地位より罷免されたのは、この理由に基くものである。

聯邦内に於て棉が生産されず、金を以て外國より輸入してソヴィエト市民に衣服を支給して居た頃があつた。併し、現在ではこの棉の海外資本主義國家依存は解消された。

現在、吾がソヴィエト聯邦には、國營、共營農場に於てソヴィエト棉が生産されて居る。併し、輕工業人民委員部の指導者連は製棉加工工場設置並に繰作に對する熱意なく、故に現在に於

ては尙、昨年度收穫中の一千二百萬ブードが未だ原棉の儘堆積されて居り、農場に於ては既に本年度收穫棉が成熟しつゝある。原料は山積されて居るのに生産品は不足して居る。斯かる矛盾は、リユビモフの計畫の結果であつて正に醜體と言はざるを得ない。

本日「紡績業改善の方法」なる全聯邦人民委員會の決議が公表された。

元來紡績工業に於ては、極めて有害なる労働方法が行はれて居た。労働者は繰業、計畫、技術の三つの規格に分割されて居た爲に、賃銀支拂等の場合に混亂を生じて労働力の分散偏在等を來して居た。その上、原料品の供給の過不足機器修理の遅延等、生産力制動の爲の許多の悪條件が存在して居た。本日公表された決議は、黨及政府が抱懐する民衆の生活必需品に對する顧慮の現れである。黨及政府は、輕工業人民委員部に對して紡績業に於ける賃銀支拂方法、生産の技術的方面、

ウイノフの演説の抄譯である。その意圖する所は聯盟の集團的壓力を以つて日獨伊を屈服せしめんとするものにして、蘇聯の反ファシズム政策が伯林—羅馬—樞軸強化等により如何に脅威を受けつゝあるかを反映して居る。即日獨伊に對抗する爲民主主義的國家を糾合して之に當り人民戦線運動を以つて此等民主主義國家に於ける反ファシズム熱を煽り、聯盟をして反ファシズム運動の本據となし、以て自國の立場を有利にせんとする意圖を藏して居る物である。又蘇聯邦が米國に於ける抗日輿論喚起に如何に躍起になつて居るかを支那のそれと思ひ合せるとき、その眞意の奈邊にあるかを察する事が出来る。

九月二十一日午前、蘇聯邦外務人民委員M・M・リトヴィノフは國際聯盟總會に於て次の様な演説を爲した。

「満場の諸君。余は本日此處に立つて諸君の前に於て本演説を爲すを甚だ遺憾とする所である。何となれば、既に一年前規約第十七條に關しては審議が

重ねられ不正に對する制裁が決議されたにも拘らず、現在尙この不正は堂々と世界をばかする事なく益々その暴威を逞しうしつゝあるからである。侵略は常に歐洲に於てのみならず東洋に於ても行はれつゝある。聯盟に加入せる二つの國家は今や海、陸、空よりする外國の侵略に脅威されつゝある。第三國の商船は理由もなく攻撃を受け、世界的の商業航路は海賊潜水艦の跳梁に委されて居り、中國に於ては宣戰の布告なくして百萬の侵略軍が虐殺を擅にして居る。スペインに於ては、斯かる侵略が既に二ケ年も繼續して行はれて居る状態である。

本總會に於ても、聯盟事務總長の演説は何等この點にふれて居ない。加盟國家の獨立を保護し國際規律を遵守し國際條約不可侵、國際法尊重を使命として組織された聯盟は、今やこの重大時局に際して局外に立つて居るのみでなく、(聯盟は指導者たる英佛を指す譯

者註) 自己を恰も箱入娘の如くこれ等の時局から疵ふ如き態度を取りつゝある状態である。斯かる聯盟の消極的態度は次の様な觀點に原因するものである。即ち、聯盟には斯かる侵略、奪略不法と闘争する力がない、何となればこれ等事件に對する裁判を行ふにしても被告がないからどうする事も出来ないと爲すのである。然らばこれ等被告が参加すれば裁判は成功するかと云ふにこれは明白に否定的である。ロンドン不干渉委員會の失敗に徴しても明白である。ロンドン不干渉委員會の決議に基き参加各國はスペインへの武器輸出禁止、各所屬義勇軍の撤退等の責任を負うたが、これ等の決議が如何なる効果があつたかは數々の事實より見るも總て否定的であつた事は最早動かせない。

事態は斯くの如き状態にあるに拘らず、ゼネバに於ける空氣は未だ全體主義から脱却して居ない。各國間に於

ける協力により、事態を收拾せんとする案は、全體主義の立場よりする時は極めて當然なるも、戦争を好む國と平和を好む國、侵略國と被侵略國との間に如何なる協力が生れるであらうか? 全體主義の排除により成功した二つの會議があつた。モントルー會議及ニヨン會議がそれである。この兩會議には全體主義的見地よりすれば、是非参加しなければならぬ國家が不参加であつた。併し會議はその所期の目的を完全に成し遂げた。問題は全體主義にあるのではない。個々の利害關係を有する國家がある共同の目的乃至理想の下に國際的組織を結成する所に、問題は存するのである。共同の理想とは然らば何であるか? それは平和の理想國家の獨立尊重の理想、民族個々の利益の爲にする政策排除の理想等々、ブリアン—ケロウグ條約及國際聯盟規約の目的とする理想が即ちそれである。

この理想に背を向け、最近數年間に外國に對して攻撃を敢てした、三つの國を吾々は知つて居る。これ等の攻撃國は各々その統治形態、國家イデオロギー、文化的物質的水準を異にして居るが、何れもその侵略に對して同一の口實を造つて居る。即ち「共產主義との戦」がそれである。これ等國家の統治者は口に「反共產主義」を稱へて居れば彼等の國際的惡徳も侵略も總ての國際的犯罪は帳消しになるものだと思つて居る。

彼等は自國に於て共產主義を根絶し得た事を誇るに満足せず、更にその愛すべき隣邦民族に對しても同様な事態を遂進しつゝある。思想戦によつてか? 否然らず。その命令下にある海陸空軍の力を以つて之を爲さんとしてあるのだ。これ等の國はこの俠氣的に引受けた「共產主義退治」の使命遂行の爲には、自國々民を極度の貧困に追ひこんでまでも、その軍事行動の爲

に如何なる手段も撰ばぬ覺悟で居るのだ。これは無論對外武力干渉の表面のイデオロギーにすぎない。余は此處に於て諸君に借聞したい。若し、各國が總て斯くの如きイデオロギーを有し、他國の内政にお互に容喙する爲に行動を起したならば世界はどうなるだらうか? 然しこのイデオロギーの創設者は時々自身でこの指導的な國際的理想に對する確信を失ひ、その適用性に對して疑問を持ち始めるだらう。その時彼等は又その高座より下りて來て、反共スローガンの効用に關して滔々と散文的説明を加へるだらう。此所に於て吾人は「反共產主義」とは、——これは百科辭典にもない事だが——地質學的意義を持つて居り、水銀とか銅とか鉛とかその他の礦産物に對して非常な熱意を持つものであることを知る事が出来る。

「反共產主義」が割の良い商賣に對する熱望の表現であると言ふ事が判明す

れば、斯かる散文的な説明は最早不充
分である。若しスペインが赤く染つて
しまへば、この割の良い商賣が出来な
くなると言ふのであらうか？ 併し余
は斯かる説明に對して疑問を持たざる
を得ない。今世界で唯一の共産主義國
は外國に對して廣く門戸を開いて居り
その豊富な資源をフアツシスト國家へ
でも何處へでも輸出し貿易提携を希望
して居るのに、共産主義が國際通商上
の障害になるとはどうしても思はれな
いのである。併し斯かる好き勝手な「反
共産主義」の説明等は、現在のスベ
イン共和國には當てはまらない。何とな
ればスペインには共産主義的な機構は
一つも存在して居らず、彼等は只反動
勢力や軍閥獨裁に抗してその民主々義
的な統治形態を擁護するために戦つて
居るだけである。反共産主義のスロー
ガンは今や益々その適用範圍を擴げつ
ゝある。彼等の所謂根絶に値する所
のボルシェヴィキ的統治に關して語ら

れる時、屢々これに類する國家として
議會主義統治國が擧げられる。彼等を
して言はしむれば、この議會主義國家
もボルシェヴィキ化の一步手前にある
と言ふのだ。斯くて彼等の所謂武力救
済の口實が生れて来る。此處に新しい
例として支那がある。支那は嚴密な意
味から言つて議會主義國家にははるか
に遠い。併しこれに加へられて居る政
變の理由がやはり防共戦である。歐洲
に於ける防共戦の犠牲となるべく運命
づけられて居る國家はその他多數に上
つて居る。共産主義化の容疑の下に彼
等は虎視眈々と隙をねらはれて居る。
常識ある人々は既にこの「反共スロ
ーガン」が如何なるものであり、彼等
侵略者が如何なる假面の下に爪牙を磨
いて居るかは、知悉して居る筈であ
る。然し乍ら國際儀禮重んずべしとは
言へ、斯かる醜行を徒に看過すべきで
あらうか？ 斯かる沈黙が遂には彼等
をしてその「防共スローガン」が第三

國に正當として認識された等と思惟せ
しめるが如き大錯誤の原因となるもの
である。余は既に斯かる侵略を被ふ危
険なる宣傳戰術にその結末を與ふるの
時到来せりと思惟する。如何なるスロ
ーガンに粉飾さるゝも侵略は侵略なり
と斷ぜざるべからず。彼等殺人業者に
徒に人道を口にせしめてはならない。
彼等はスペイン問題に於ても蘇聯邦
が侵略的意圖を有するとか、政治的優
位を保持せんとして居る等々と批難を
なし居るは顧みて他を言ふも甚しいも
のである。

平和の脅威に關して云々するは既に
遲きに失して居る。平和は既に破壊さ
れて居る。吾等が平和機構確保の爲に
國際的組織を結成し以て平和機構破壊
者に向はんとする時、全體主義を持ち
出すべきであらうか？ 平和機構確保
の爲の國際組織に平和破壊者を加盟せ
しめなければ平和の救済が出来ないと
すれば、平和は永遠に確保されざるも

のであると言ふ事に歸着する。吾々は
平和を希念する國家のみにて平和を確
保する事を強調する。此處に於て北米
合衆國の平和機構への参加を吾々は熱
心に希望するものである。米國こそ、
世界の平和をその掌中に握つて居るも
のである。吾々は米國民衆の平和に對
する愛着、戦争に對する嫌惡を良く知
悉して居る。米國大統領及國務長官等
の聯盟に對する熱意にも敬意を有して
居るのである。吾人は此處に、米國が
百尺竿頭一步を進めて聯盟の一員とし
て平和を議するに至るならば、世界特
に小國の向背は一舉に決するものであ
ると信じて居る。中米諸國及聯盟を脱
退した智利に對しても余は此處に速に
聯盟に復歸されん事を希望して止まざ
るものである。

守等が名實共に實行され得たであら
う。此處に於て、吾々の直面せる聯盟
機構改革と關聯して全體主義に關する
疑問が生じて来るのである。臨時總會
に於て採用されたる決議に基き聯盟機
構改革はその強化の方面に向けられ、
侵略國制裁に於けるその効力發生の方
面に向けられなければならない。侵略
國制裁に於て被侵略國の要望に答へ得
るべく強力にならざる限り聯盟はその
存在價值を失ふに至るであらう。聯盟
の最近に於ける盲目的讓歩は滿洲事變
に於てその馬脚を表し、これは數年後
エチオピア事件の原因となり、この事
件に於ける聯盟の消極性はスペイン問
題を招來し、スペイン防衛に對する聯
盟の無關心は遂に新しき支那攻撃に拍
車をかけしめた。聯盟が最初の滿洲事
變に於て徹底的制裁を敢行して居たら
次々に起つた事件は當然起り得可きも
のではなかつたのである。聯盟が、こ
れ等侵略國に對して徹底的制裁を加へ

彼等を地上より抹殺すればその時始め
て聯盟の全體主義が實現し、群小國家
も諸々として聯盟に参加するに至るで
あらう。

**全聯邦共產黨極東地方委
員會定期總會及極東地方
執行委員會第六回總會**

九月十三日全聯邦共產黨極東地方委員
會定期總會がハバロフスクに於て開催さ
れ、更に日を同じうして極東地方執行委
員會第六回總會の開催を見た。其の詳細
なる狀況に關しては窺知すべくもないが
入手した資料に依れば兩總會共に人事に
關する決定をなしてゐる。従来同地方に
於て行はれた反政府分子檢舉の善後策、
來るべき最高ソヴェエト選挙に對する
準備に想到する時右は極めて興味ある示
唆を與ふるものと思料せられる。

黨極東地方委員會總會に於ては、劈
頭同地方委員會書記ワレイキス起つて
「組織活動の諸問題に關する報告」を行

ひ、支那事變に關聯して極東の情勢が切迫せる現在、黨員の大衆に對するボルシェヴィキ的組織活動を強化すべき旨を強調した。次いで同總會は同委員會第二書記プトウフ・ウエ・ウエを解任し、その後任としてスタツエウイツチ・ゲ・エムを滿場一致を以て選任し、更に同地方委員會ビュロー員にスタツエウイツチ、レヌコスラーゾフ、リュシニコフ及キーエフを、同候補にレワンドフスキー及アマンを夫々選舉補充した。

次に極東地方執行委員會第六回總會に於ては、先づ滿場一致を以てレヌコスラーゾフ・ペ・カを同執行委員會議長に選舉し、次いで同委員會幹部會員にレヌコスラーゾフ、スタツエウイツチ、ハハニヤン、レヴァノフスキー、グーリン、ナザレンコ、ベズームノフ、リュシニコフ、フードロフ、コルツオフ、ボクス、シユウエル、ボガツキ、サゾントフ及イワノフの十五名

を選舉、補充し、同委員會幹部會員候補としてクズネツォフ、グーセフ及マヌイロフを選任した。更に同委員會書記にベズームノフを選任したる後、同委員會各部々長を左の如く確認した。

- 地方教育部長 ポガツキ
- 地方保健部長 カルツォコ
- 食料工業部長 フョードロフ
- 地方農業部長 ナザレンコ
- 地方執行委員會總務部長兼地方執行委員會書記代理 グーセフ

ソ聯邦最高ソヴィエート選舉執行準備

十月十一日哈府ラヂオに依れば兼てより今秋施行の豫定なりしソ聯邦最高ソヴィエート選舉は、愈々來る十二月十二日を期して施行せられる事となり十月十一日開催のソ聯邦中央執行委員會は選舉施行準備に關する左記諸項を

決定した。

- 一、選舉區に關する件
ソ聯邦憲法第三十四條及第三十五條並にソ聯邦最高ソヴィエート選舉規程第二十一條、第二十二條、第二十三條及第二十四條に基き最高ソヴィエート選舉區は聯邦ソヴィエート選舉に於て五百六十九區、民族ソヴィエート選舉に於て五百七十四區を設定する。
- 一、選舉施行日に關する件
ソ聯邦最高ソヴィエート選舉規程第七十二條に基き、選舉施行日を十二月十二日と定め、十月十二日より選舉運動を開始する。
- 一、選舉委員會に關する件
ソ聯邦最高ソヴィエート選舉規程第三十四條及第三十五條に基き中央選舉委員會の人選を左の如く決定する。

- 議長 マスカートフ
- 副議長 シミード・オ・ユ
- 書記 マレンコフ・ゲ・エム
- 委員 フルーセフ、ガローフ、メ

フリツ、シヨロホフ以下全員十二名

ゴスプランの機構改革

九月十八日附、全聯邦共產黨機關紙ブラウダに依れば、九月十七日エム・イ・カリーニン司會の下に、ソ聯邦中央執行委員會幹部會が開かれゴスプランの機構改革に關する中央執行委員會並に人民委員會議の共同規定が採擇され、聯邦經濟活動の圓滑化を計る事となつたが其の改革要旨を示せば、左の如くである。

- 一、ゴスプラン附屬の經濟調査所を廢止し其の代り技術經濟局を新設し、之をゴスプラン議長の直屬となす。

- 一、從來の綜合生産部を改組し、次の各課より成る綜合計畫部を新設す。
- (イ)一般計畫課 (ロ)勞働課 (ハ)産業生産課 (ニ)生産原價課 (六)

計畫遂行監査課

- 一、從來獨立せる勞働幹部課を廢止し、幹部養成に關する計畫の立案は文化部に於て行ふ。
- 一、農業部にソフホズ課を新設す。
- 一、地區計畫部より天然資源課を獨立す。
- 一、燃料エネルギー部を廢止し、其の代り燃料部及電化部を新設し夫々各課に分つ。

以上要するに、今回のゴスプランの機構改革は第三次五ヶ年計畫を控へ、生産強化を目指したものと史料せられ今後に於ける其の活動こそ注目に價するものと思はれる。

新聞記者追放問題を繞る英獨の紛議

八月下旬英國政府が在ロンドン獨逸人新聞記者三名を追放すべく決定せるに對し獨逸政府も報復的行爲に出づるに決し西班牙問題を繞り對立を續け來つた兩國關係は一層緊張した。次に掲ぐるのは右

に關する八月十日(十三日)のル・タン紙の記事其他の情報を取集めたものである。去る八月下旬、英國政府は在ロンドン獨逸人新聞記者クロム、ウレツド及フォン・ランゲンの三名に對し退去命令を發した。右退去處分が如何なる理由に依るものなるか未だ正式に發表されては居ないが、一部新聞紙の報道に依れば次の如くである。即ち英國に於ては外國新聞記者に對し完全なる批判の自由が與へられて居り、従つて上記三名の追放は其の職業とは何等關係を有せず、又最近數名の英國人新聞記者が獨逸より追放せられたる事件に對する報復でもなく、之等三名は英國在住の獨逸避難民に迫害を加へ其の生活を不可能ならしめんとしたる爲、獨逸避難民が警察に訴へたと云ふ事である。尙三名の中フォン・ランゲン氏は最近ロンドンへ來たものであり、曾てイタリイからも追放せられた事があると云はれる。

英國政府の獨逸人新聞記者追放決定を知りたる駐英獨逸代理大使ウェーマン氏は英國外務次官ヴァンシタート氏を訪問し(八月十日)獨逸人記者に對する退去命令取消方を要求し、之を拒絶さるゝや、獨逸側はタイムス紙のペルリン通信員ノーマン・エバット氏の追放を以て報復すべき旨を通告した。

エバット氏は一九二五年以來タイムス紙のペルリン通信員を勤め、一九三三年には在獨逸外國新聞組合の長に選ばれた事もあり、多數外人記者が相次いで追放せられつゝあるにも拘らず、ヒットラー獨裁に對し嚴正不偏の態度を持し來つた人物と云はれて居る。然るに獨逸政府はエバット氏を以て、殊更に獨逸及國民社會主義に不利なる情報を送り、獨逸社會の暗黒なる一面のみを報道し、從つて獨逸にとり好ましからざる人物なりとなし、同氏追放を決し、八月十一日之を發表したのである。此の事件は在獨逸外國新聞記者

間に相當大なる衝動を與へ、在ペルリン外國新聞記者聯盟は八月十二日臨時總會を開き、獨逸政府の措置の不當を鳴らし、エバット氏追放反對の決議を採擇し、政府に抗議を提出した。

之に對して獨逸政府は「國家は外國新聞記者に對し嘘偽の報道を流布し國家の利益を害するが如き權利を與へる事は出来ない。眞實に反對し國際親善を害するが如き新聞記者を取締る事は凡て責任觀念に厚く國際平和を欲する政府の義務である」旨の聲明を發したのである。然して此の事件を繞り英獨兩國の關係は緊張し、兩國新聞紙は夫々相手國を攻撃し合ふに至つた。即ち獨逸國民社會黨機關紙アングリツフ共他は「エバット氏以外にも尙アングロサクソン系新聞記者には事實に反する報道を傳へ、獨逸の利益を害するもの多數あり、彼等は最早や新聞記者の職業の範圍を超えて行動し、反國家分子の爲に反革命的活動を行ひつゝあるの

である……」と論じ、一方英國に於てもタイムス、デーリー・ヘラルド共他が獨逸攻撃の論陣を張り「現在英國には新聞記者と稱する多數の獨逸人が居るも、(ロンドンで約百人)其の中には記者としての職業を行はず、スパイ行爲、國民社會主義の宣傳及モズレ一派の支援に従事するものも相當に多い。又最近も若干のナチス煽動者が警視廳に召喚され、國外退去を命ぜられた……」と報じて居る。

尙タイムス社は獨逸側よりエバット氏召還を要求せられたるも耳を藉さず、依然ペルリンに於て其の職務を遂行せしめ居りたる所、八月十九日遂に獨逸政府はエバット氏に對し「英獨通信關係を危殆ならしめたる廉」を理由とし二十二日夜半迄を期限とする退去命令を發した。斯くて本問題は圓滿なる解決に到達せず、西班牙問題を繞り對立して居た兩國關係は更に緊張を加ふるに至つた。

昭和十二年十月

内務省警